

平成 2 3 年 第 6 回

# 佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 3 年 9 月 1 日  
至 平成 2 3 年 9 月 2 2 日

佐 伯 市 議 会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号	9月1日
第2号	9月7日
第3号	9月8日
第4号	9月9日
第5号	9月13日
第6号	9月22日

## 平成23年第 6 回佐伯市議会定例会会議録目次

### 平成23年9月1日（木曜日）（第1号）

開会.....	13
1 日程第1 会期の決定.....	13
1 日程第2 委員会の中間報告（質疑）.....	14
1 日程第3 議長の常任委員辞任の件.....	23
1 日程第4 議案の上程.....	24
1 上程議案等一覧表.....	24
1 日程第5 提案理由の説明.....	25
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	25
散会.....	30

### 平成23年9月7日（水曜日）（第2号）

開議.....	33
1 日程第1 議案質疑.....	33
1 1番（後藤幸吉）の質疑.....	33
1 日程第2 議案等の委員会付託.....	46
1 議案等付託表.....	46
1 日程第3 一般質問.....	47
1 10番（井野上準）の一般質問.....	47
1 1番（後藤幸吉）の一般質問.....	58
1 28番（上田徹）の一般質問.....	70
1 27番（吉良栄三）の一般質問.....	79
散会.....	92

### 平成23年9月8日（木曜日）（第3号）

開議.....	95
1 日程第1 一般質問.....	95
1 30番（清家儀太郎）の一般質問.....	95
1 8番（佐藤元）の一般質問.....	103
1 2番（後藤勇人）の一般質問.....	115
1 16番（三浦渉）の一般質問.....	125
1 23番（柘田穂積）の一般質問.....	134
散会.....	143

### 平成23年9月9日（金曜日）（第4号）

開議.....	146
1 日程第1 一般質問.....	146

1	29番（御手洗秀光）の一般質問.....	146
1	11番（兒玉輝彦）の一般質問.....	152
1	26番（高司政文）の一般質問.....	160
1	17番（井上清三）の一般質問.....	174
1	7番（河野豊）の一般質問.....	184
	散会.....	197

平成23年9月13日（火曜日）（第5号）

	開議.....	200
1	日程第1 一般質問.....	200
1	3番（浅利美知子）の一般質問.....	200
1	6番（江藤茂）の一般質問.....	213
1	日程第2 議案の上程（提案理由説明、質疑）.....	226
1	日程第3 議案の委員会付託.....	226
	散会.....	227

平成23年9月22日（木曜日）（第6号）

	開議.....	230
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	230
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	230
1	建設常任委員長（井上清三）の報告.....	235
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の報告.....	236
1	経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	241
	日程第2 討論、採決.....	244
1	28番（上田徹）の反対討論（議案第103号の修正案）.....	244
1	1番（後藤幸吉）の賛成討論（議案第103号の修正案）.....	245
1	26番（高司政文）の賛成討論（議案第103号の修正案）.....	246
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第109号）.....	248
1	26番（高司政文）の賛成討論（請願第10号）.....	250
1	26番（高司政文）の反対討論（請願第11号）.....	252
1	10番（井野上準）の賛成討論（請願第11号）.....	252
1	3番（浅利美知子）の反対討論（請願第11号）.....	253
1	審議結果.....	254
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	255
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	255
1	20番（下川芳夫）の説明（意見書案第20号）.....	255
1	24番（渡邊一晴）の説明（意見書案第21号）.....	256
1	14番（日高嘉己）の説明（意見書案第22号）.....	257
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の説明（意見書案第23号）.....	259

1	追加日程議案等一覧表.....	260
1	29番（御手洗秀光）の賛成討論（意見書案第23号）.....	261
1	審議結果.....	262
1	日程第4 決算特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	262
1	日程第5 調査特別委員会の設置及び検閲検査権の委任並びに同特別委員の選任.....	263
1	議案等付託表.....	263
1	日程第6 議員派遣.....	264
1	日程第7 会議録署名議員の指名.....	264
	閉会.....	264

一 般 質 問 一 覧 表  
( 質 問 者 順 )

平成23年9月7日(水)・8日(木)  
9日(金)・13日(火)

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
1	1．佐伯市の観光について ア．佐伯インターの状況について イ．観光客の動向について ウ．観光に関する県補助金の活用について エ．力を入れている観光と広報活動について オ．今後の観光対策について 2．佐伯市内の公園の管理運営について ア．公園の数と維持管理について イ．今後の予算面と管理運営体制について	塩 月 副 市 長 企画商工観光部長 建 設 部 長	井野上 準	47
2	1．大手前開発事業について ア．責任者について イ．事業効果について ウ．市民合意について エ．公共公益棟について オ．土地区画整理事業区域の変更について カ．新商工会館への補助金について キ．進捗状況と今後のスケジュールについて ク．随意契約について ケ．再開発準備組合について	市 長 企画商工観光部長 建 設 部 長	後藤幸吉	58
3	1．生涯スポーツと生涯学習の推進について ア．総合型地域スポーツクラブの現状について イ．生涯学習の推進について ウ．今後の事業推進について	教 育 長 教 育 部 長	上田 徹	70

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
4	<p>1．スポーツ振興について</p> <p>ア．スポーツ振興の考えについて</p> <p>イ．スポーツ人口の高齢化に伴う支援について</p> <p>ウ．施設管理について</p> <p>エ．佐伯地区対抗スポーツ大会について</p> <p>2．被災地支援について</p> <p>ア．被災地への支援活動について</p> <p>イ．放射性廃棄物の受入れについて</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>教育部長</p> <p>市民生活部長</p>	吉良栄三	79
5	<p>1．濃霞山公園の再開発について</p> <p>ア．再開発に至るこれまでの経過と現状について</p> <p>イ．開発目的等について</p> <p>ウ．津波避難地対応について</p> <p>エ．観光資源としての活用方法について</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>上下水道部長</p>	清家儀太郎	95
6	<p>1．大手前開発事業について</p> <p>ア．当初計画と変更及び今後の見通しについて</p> <p>イ．区画変更について</p> <p>ウ．活性化とは</p> <p>エ．観光客誘客について</p> <p>オ．費用対効果について</p> <p>カ．公金の財政支出について</p> <p>キ．大手前開発事業の中止、見直しについて</p> <p>2．中心市街地活性化基本計画について</p> <p>ア．今後の財政について</p> <p>イ．基金の取崩しについて</p> <p>ウ．各事業の維持管理費について</p> <p>3．佐伯市高齢者「食」の自立支援事業について</p> <p>4．落石・崩壊防止に伴う安全対策工事の安全性について</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>建設部長</p> <p>大手前開発推進室長</p>	佐藤元	103

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
7	1．環境にやさしいクリーンなまちづくりについて ア．ごみ処理量の現状について イ．エコセンター蒲江について ウ．「震災の <sup>がれき</sup> 瓦礫」処理について 2．暮らしやすいまちづくりについて ア．コミュニティバスの現状について イ．新規の路線計画について ウ．城西団地からの路線について	企画商工観光部長 市民生活部長	後藤 勇人	115
8	1．海上自衛隊基地昇格増強を求める件について ア．決議案可決後の取組について イ．新市での要望活動について 2．JRフリーゲージトレインについて 3．大型船修理ドック、シップリサイクルについて 4．県道三重弥生線の早期実現は	市長 塩月 副市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長	三浦 渉	125
9	1．まちづくりについて ア．地域パワーアップ事業について イ．地域づくり人材育成事業について ウ．食のまちづくり推進事業について エ．定住促進対策事業について 2．防災関係について ア．地震・津波対策について イ．大震災に伴う <sup>がれき</sup> 瓦礫処理について ウ．蒲江地区小学校統合校舎新築について	総務部長 企画商工観光部長 市民生活部長 教育部長	榎田 穂積	134
10	1．鳥獣害対策の評価と今後の取組について ア．年度ごとの被害状況と報奨金について イ．猟友会及びボランティア協力隊等について ウ．情報交換や協力関係について エ．今後の取組について	農林水産部長	御手洗 秀光	146



番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
11	<p>1．防災、災害対策について</p> <p>ア．避難地、避難路について</p> <p>イ．自治会からの要望等について</p> <p>ウ．避難地、避難路の今後の工事計画について</p> <p>2．駅前・港地域における中心市街地活性化事業について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>次長兼企画課長</p>	<p>兒玉 輝彦</p>	152
12	<p>1．スズメバチ駆除費補助金制度について</p> <p>2．住宅リフォーム助成制度の改善について</p> <p>ア．住宅リフォーム助成制度の現状について</p> <p>イ．住宅リフォーム助成制度の改善方向について</p> <p>3．市役所の休日・夜間の宿日直体制について</p> <p>ア．市役所内の現金盗難事件について</p> <p>イ．休日・夜間の宿日直体制について</p> <p>4．東日本大震災を教訓にした地震・津波対策について</p> <p>ア．大津波警報時の市長及び職員の対応について</p> <p>イ．市内の保育所、幼稚園、小中学校及び高校の避難場所について</p> <p>ウ．被災者生活再建支援制度について</p>	<p>市 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>市民生活部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p> <p>教 育 部 長</p>	<p>高 司 政 文</p>	160
13	<p>1．福祉政策について</p> <p>ア．高齢者対策について</p> <p>イ．地域ケアシステムの取組について</p> <p>ウ．地域ケアの中でのサービス体制について</p> <p>エ．地域包括支援センターについて</p> <p>2．公共事業の発注について</p>	<p>市 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p> <p>高齢者福祉課長</p>	<p>井 上 清 三</p>	174

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
14	<p>1．佐伯市総合計画について</p> <p>ア．駅前・葛港地域の活性化施策について</p> <p>イ．駅前の元国鉄精算事業団の遊休地について</p> <p>ウ．旧消防署跡地について</p> <p>エ．警察署の移転について</p> <p>オ．県道佐伯弥生線（鶴岡・坂の浦間）について</p> <p>2．県立豊南・鶴岡高校の統合について</p> <p>ア．現在の統合計画進捗状況について</p> <p>イ．新設高校について</p> <p>ウ．豊南高校の跡地について</p> <p>エ．高校の通学問題について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>商工振興課長</p>	河野 豊	184
15	<p>1．福祉行政について</p> <p>ア．視覚障がい者のための情報バリアフリーの推進について</p> <p>イ．認知症予防について</p> <p>ウ．さいきっ子医療費助成制度について</p> <p>2．佐伯市奨学金制度について</p> <p>ア．貸付けについて</p> <p>イ．返還について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p>	浅利美知子	200
16	<p>1．食のまちづくりについて</p> <p>ア．食のまちづくりの基本理念について</p> <p>イ．食のまちづくりの施策について</p> <p>ウ．実施してきた取組と今後の事業について</p> <p>エ．地産地消について</p> <p>オ．弁当の日の取組について</p> <p>カ．土づくり堆肥センターの建設について</p> <p>キ．食推進課の新設について</p> <p>2．海上自衛隊の基地誘致について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	江藤 茂	213

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号 9月1日

# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成23年9月1日（木曜日） 午前10時00分 開 会

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榊田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

## 欠席議員の氏名

なし

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎																				
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣																			
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇																	
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則											
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市															
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉													
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	部	長	平井栄治																	
総	務	部	次	長	兼	上	浦	振	興	局	長	川野好明	総	務	部	次	長	兼	弥	生	振	興	局	長	山野内真人	
総	務	部	次	長	兼	本	匠	振	興	局	長	高野隆正	総	務	部	次	長	兼	宇	目	振	興	局	長	柴田勝徳	
総	務	部	次	長	兼	直	川	振	興	局	長	矢野幸正	総	務	部	次	長	兼	鶴	見	振	興	局	長	清家文明	
総	務	部	次	長	兼	米	水	津	振	興	局	長	箕河原司	総	務	部	次	長	兼	蒲	江	振	興	局	長	渡邊熊義
監	査	委	員	山	口	直	宏																			

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第1号

平成23年9月1日(木曜日) 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 委員会の中間報告(質疑)
- 第3 議長の常任委員辞任の件
- 第4 議案の上程
- 第5 提案理由の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 委員会の中間報告(質疑)
- 日程第3 議長の常任委員辞任の件
- 日程第4 議案の上程
- 日程第5 提案理由の説明

午前10時00分 開 会

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年第6回佐伯市議会定例会を開会いたします。

この際、会議に先立ち、申し上げます。

長年にわたり佐伯市政発展のため御活躍されてきました和久博至議員が去る7月10日に御逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。ここに故和久博至議員の御遺徳をしのび御冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙 禱

(起立 黙 禱)

議長(小野宗司) 黙 禱を終わります。

御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

## 日程第2 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、委員会の中間報告を議題といたします。

各委員会におきまして、閉会中継続調査としている事項に関し、会議規則第45条第2項の規定により、各委員長から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

まず、議会運営委員長、吉良栄三君。

議会運営委員長（吉良栄三） 議会運営委員長の吉良栄三でございます。

去る5月17・18・19日の3日間にわたり14会場で開催した第1回議会報告会におきまして、市民の皆様から、市政及び議会運営に関する436件の御意見をいただきました。この貴重な意見については、本委員会において常任委員会や特別委員会の所管別に仕分けを行い、それぞれの委員会の所管事務として把握し、調査・検討を重ねております。

議会運営委員会では、議会運営に関する266件の意見をもとに、全体の傾向をつかむため、議会報告会に関すること、民意の把握に関すること、執行部と議会の関係に関すること、議会改革事項に関すること、議員の資質に関すること、その他の事項、これら6つの項目に再分類をした上で、7月1日、19日、29日の3日間、委員会を開催し検討いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

まず、市民の皆様から寄せられた議会報告会に関する意見については、班別反省会の意見とあわせて議論する中、その主な改善事項等を中心に述べていきます。

第1回議会報告会の参加者は14会場で484人、1会場平均35人の参加者であった。アンケートの結果から、484人のうち議員からの紹介による参加者は27人であった。

次回の報告会に向けては、より多くの方に議会の活動を知っていただくため、議員みずから、地元の市民を中心に声をかけ、積極的な広報活動に努めることとした。

報告書等の作成、役割分担については、議員主体で資料を作成し、配布資料の充実を図るとともに、役割分担を徹底し、運営の改善を図っていく。

報告内容については、各地域の実情に合った関心の高いテーマを各班で選定し、盛り込んでいく。

会議の時間配分に関しては、報告案件を精査し、市民が望んでいる意見交換会の時間を長くとることとした。

議会報告会の年間開催回数及びその手法に関しては、班別反省会及び市民の意見並びに議会モニターの意見に対する検討結果の中から、関係する以下の5項目の意見等を抽出し、今後の議会報告会のあり方を探った。

まず1点目として、班別反省会の議員の意見は、報告事項が1年分なのでどうしても長くなる。回数をふやせば1回での報告時間も短くなるので2回行いたい。本当に住民の意見を聞いてほしいという市民の思いを感じた。市民が望んでいるのは議員との意見交換会の場だ。懇談会や意見交換会にシフトしていかなければ広がりが無いというものである。

2点目として、次回報告会の開催を求める市民の意見は、年2回以上開催してほしい。1年間に4回以上報告会を開いてほしい。1年に一度ではなく何度も島へ来て意見・要望を聴取する努力が必要と思う。議会報告会は1年に数回開催してほしいなど多くの意見が寄せら

れている。

3点目として、民意の把握の仕方に関する意見は、大きな課題が発生したときは、随時に議会がそれぞれの地域に出向いて意見交換会等を開催し、市民の意見を聞きながら最終的に本会議に臨んでほしいというものである。

4点目として、意見交換会の開催を求める意見は、住民の意見を聞こうとする姿勢があるのであれば、やはり提案型の報告会にしてほしい。そうでなければ全く発展はないと思うというものである。

最後に5点目として、議会モニターから提出された民意の把握に関する意見等の検討結果は、諸問題について、市長から議会に説明等がなされた場合は、各議員は議員定数30を生かし、まず市民に周知を図り、その上で市民から意見を吸い上げる努力をしなければなりません。市民が諸問題について情報を得ていないのは議会の責任でもありますので、今後、さまざまな検討を加え、市民との対話により議会機能の強化を図ってまいりますとの結論であり、既に議会だよりや議会ホームページで公表している。

これら5項目の意見等を踏まえ、総合的かつ慎重に検討した結果、議会報告会は年2回行う必要があるとの判断に至り、原則として12月・3月議会分を5月に、6月・9月議会分を11月に開催することとしました。

この議会報告会に引き続いて行う意見交換会の手法については、パターンAとして、委員会等の申し出により市民との意見交換会を随時に行う方法。パターンBとして、市政や議会運営についての意見交換会を定期に行う方法。パターンCとして、開催地域に関連するテーマを設定し意見交換会を定期に行う方法。この3パターンが市民の意見等から導かれた。今後は、これらのパターンを基本に置く中で、開催時期における情勢の変化等を勘案し、臨機応変に対応することとした。

なお、第2回議会報告会の日程は、11月1日、2日、4日の3日間と決定しておりますので、確認をしておきたいと思えます。

次に、民意の把握に関する意見については、主に、中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定の議案審議に関して議会の対応に疑問の声が多く寄せられおり、これらの意見を市議会として真摯に受けとめ、民意の把握の仕方に関し市民に開かれた対応を図っていくこととした。

次に、執行部と議会の関係に関する意見については、議会は民主主義の両輪と成り得るのか、チェック機能を果たしているのか、批判ばかりの議会では佐伯市の将来は望めないなどさまざまな意見があるが、現在、議会基本条例のもと、開かれた市議会を目指し、常任委員会の録画放送や本会議の放映拡充等の改善を図っているため、今後の議会活動を市民の皆様に見ていただいた上で、経過を見ながら対応していくこととした。

次に、議会改革事項に関する意見については、一般質問において重複した質問が多いとの意見が寄せられている。このため、集中質問方式の手法を検討課題として位置づけ、今後調査を行っていくこととした。また、ケーブルテレビの一般質問放送時に答弁者のテロップを掲載してほしいとの要望については、人的・システムのにも対応ができない。しかし、これまでの放送は、議員が登壇するときに短い時間テロップが流れるのみで、質問中のテロップが何もないことから、今期定例会から、議員の質問の進行に従い、議員名と大項目のタイトルを常時掲載し、途中から一般質問を見る方にもわかりやすい対応を図ることとした。

最後に、議員の資質に関する意見やその他の意見に関しては、本委員会で内容を把握し、貴重な意見として受けとめるとともに、全議員に周知し、議員の資質向上に努めていくこととしました。

以上、議会運営委員会の中間報告といたしますが、第1回議会報告会で市民の皆様からいただきました意見や要望については、市議会の貴重な財産として、今後の議会運営に生かしていくことを全委員で確認いたしましたので、申し添えまして、報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

議会報告会におきまして市民の皆様から出された御意見等のうち、総務常任委員会の所管に係るもの63件について、本委員会におきまして去る7月1日、8日及び8月18日の3回にわたり委員会を開催し、調査・検討をしまいいりましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、職員の勤務態度に対すること、市の組織機構体制に係ること、3月11日に発生した東日本大震災を受けて、本市の津波を初めとする防災対策に係ること、平成26年度に完成を目指している市役所新庁舎建設に係ること、合併特例債等を活用しての大型事業が多い中で市の財政状況に係ること、振興局管内における地域振興に係ることなどの貴重な御意見をいただきました。本委員会では、これらの御意見をもとに当該事務を担当する課ごとにそれぞれ検討を行いました。

まず、職員の勤務態度に対することについて、始業時間直前に職員が庁舎に駆け込む姿を目にする。これで始業時間から業務が遂行できるのかという御指摘をいただきました。市役所の各職場では、基本的に始業開始5分ないし10分前に朝礼を行い、当日の人員、スケジュール等の確認、上司からの伝達指示などをしております。職場の事情により朝礼のあり方にも若干のばらつきがあるようですが、この朝礼実施により出勤時間の徹底を図っております。御指摘をいただいた内容については、議会としても厳しく受けとめ、執行部に対して改善を強く要請いたしました。今後、議会としても職員の登庁時の状況、勤務態度など注視してまいります。

次に、合併後に振興局管内では住民と職員のかかわりが疎遠になっているように感じるなど職員配置に係る御意見をいただきました。市では行財政改革を進める中、組織の改編や地域間の職員交流を行っており、このため振興局で地元出身職員の減少が生じ、このような御意見になったと考えております。合併後、市を挙げて行財政改革に取り組んでおり、職員の削減は、避けて通れない課題であります。合理化により住民に対する行政サービスの低下を来さないよう、市の組織機構及び職員配置について、議会としても監視をしまいいります。

次に、防災対策関係について、3月11日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に甚大な被害が発生しており、本市でも近い将来発生が懸念されている東南海・南海地震に備え、早急に避難施設整備を求める御意見が多数寄せられました。執行部は、津波からの避難地、避難路の見直しを地区や自主防災組織などの御協力をいただく中、進めており、今定例会には、その整備に向けた予算が計上されることになっております。議会では先般、総務常任委員会として蒲江、米水津、鶴見及び上浦の沿岸部振興局管内において、避難施設整備予定地



の状況を現地にて確認してまいりました。現地では防災担当職員立ち会いのもと、地元区長さんから要望の内容を聞き取り、議会としても執行部にできる限り要望にこたえてほしい旨要請をしたところであり、議会も市の防災対策に積極的に関与し、支援していきたいと考えております。

また、防災対策に関連し、現在、市が建設を予定している市役所新庁舎について、屋上にヘリポートを設置するなど災害時に対応できる機能の追加を求めるものや、庁舎の設置場所の見直しを求める御意見が寄せられております。市庁舎の建設については、建設検討委員会や建設審議会での審議を経て、現在地での建てかえが最適であると議会に報告されております。理由としては、用地確保の必要がないこと、既存庁舎の解体費用が合併特例債で賄うことができること、また、市庁舎は中心市街地活性化事業の中で核となる施設の一つであり、現在地が最適地であると説明されております。議会としても、新庁舎の屋上を避難場所として利用するために建物の外階段の設置を要請したところです。

しかしながら、新庁舎建設の基本設計では、大地震でも建物の被害を抑える免震構造を採用するなど、防災拠点として安心と安全を確保した庁舎を目指しており、今月末には、その実施設計が完成する予定になっております。仮に、この設計を見直す場合には、これまでかけてきた時間、経費がすべて無駄になり、合併特例債の使用期限内での完成ができなくなるという執行部の見解であります。議会としても、新庁舎の建設については、これまで執行部とかなり協議を重ねておりますが、これらの状況から、現時点では現在の計画が最善の選択であると考えております。

次に、中心市街地活性化事業や市庁舎建てかえなどの大型事業を控えており、市の財政状態を心配される声を多数いただきました。本市は、平成22年3月に策定した第2期行財政改革推進プランに定めた基本方針に従い財政運営をしております。この計画では、平成22年度から26年度の5年間の投資的経費を400億円以内に抑制し、市債の発行額を抑え、26年度末には借入金残高を21年度末と比べて100億円削減することにしています。

財政運営については、本市を初め全国の自治体で厳しい状況にあります。交付税制度のあり方については、国と地方で議論がされており、その動向には注意が必要な状況です。市は、この第2期行革プランに基づき財政運営を進めており、毎年度、中期的な財政推計を行っております。議会としても現下の厳しい経済情勢を踏まえ、執行部には慎重な財政運営を行うよう強く要請いたしました。今後も市の財政状況には注視しチェックしてまいります。

次に、各振興局で取り組んでいる地域パワーアップ事業について、事業費の増額を要望する御意見をいただいております。パワーアップ事業は、旧町村部の住民が安心して活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせる地域づくりを目指し、平成18年度から実施している事業です。市では、本事業を今年度で終了し、24年度からは、これにかわる新しい制度の構築を検討しております。議会としても、地域の状況に応じて加算額を設けるなどの対応を強く要請いたしましたが、地域間で差をつけることは非常に厳しいという執行部の見解です。新年度から実施される新制度については、今後も実施方法など制度について注視し、チェックしてまいります。

以上、簡潔ではございますが、総務常任委員会での調査・検討の中間報告といたします。

いずれにいたしましても、所管の部分については総務常任委員会はちゃんとやってまいります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） 建設常任委員長の井上清三でございます。

議会報告会におきまして、市民の皆様から多くの意見をいただき、建設常任委員会の所管分20件につきまして、7月21日、8月9日の2回にわたり委員会を開催し、調査・検討をいたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、市営住宅の維持管理委託に関する事、公園の管理に関する事、番匠川河口橋に関する事、番匠川の環境に関する事などの貴重な御意見をいただきました。

まず、市営住宅の維持管理委託に関する事については、市営住宅の維持管理を管理代行制度により大分県住宅供給公社へ委託しているが、メリットはあるのかという市民からの御意見がありました。

執行部からは、メリットとして、住宅管理にかかわる徴収員や電気技師等の専門職の配置、市職員の削減が挙げられ、大分県が事業主体となる臼杵、津久見、佐伯市の県営住宅の維持管理も受託する大分県住宅供給公社の家賃徴収率は平成20年度が99.7%、平成21年度、22年度がともに100%の実績から、住宅使用料の徴収率のアップを期待しているとの回答がありました。

委員会としては、委託後の経過を注視しながら、メリット・デメリットについて把握してまいりたいと考えております。

次に、公園の管理に関する事については、まず市営住宅の住宅施設内の公園はどこが管理するのかという御意見がありました。執行部からは、市営住宅の住宅施設内の公園の維持管理は、管理代行制度により大分県住宅供給公社に委託しているが、公園内の除草や低木の剪定等については、市営住宅の入居者により実施をし、高木の剪定については、大分県住宅供給公社が実施している。公園遊具等の点検については、大分県住宅供給公社の技術員が年に1回調査し、あわせて公社職員が家賃徴収及び修繕箇所の確認行為等で市営住宅に出向いた際にその都度点検している。日常において危険な遊具を確認した場合には、管理人を通じ大分県住宅供給公社へ連絡する旨、入居者のしおりを配布して喚起しているとの回答がありました。

また、ブランコや滑り台など古くなって危険な状態になっている公園もあり、その実情を知ってもらいたいとの市民からの御意見もあり、委員会としては、市の管理している公園において、その管理主体、点検状況等を把握する必要があるとし、調査をいたしました。

公園の維持管理については担当課や地元自治会、指定管理施設については指定管理者が行い、遊具の点検については、毎月1回、二、三カ月に1回、五、六カ月に1回などさまざまであり、また修繕方法については、不備が生じた場合は業者へ修理依頼をするとともに、老朽化した遊具については定期的に交換したり、危険度の高い遊具や利用頻度の低いものについては再設置はしない公園もあるとの回答がありました。

委員会としては、管理方法がさまざまであることから、統一的な維持管理方針を立てたり一元化するなど、検討してもらいたい旨を執行部へ要望いたしました。

次に、番匠川河口橋に関する事については、早期実現に向けて取り組んでほしいとの御意見がありました。執行部からは、昨年、大分県が番匠川河口橋の費用対効果の調査をして

いる。投資する事業費に対し、その効果がどれだけあるかを試算して事業の必要性を判断するもので、その結果、事業効果が必要とされる数値には満たなかったということで、現段階では早急な建設は非常に厳しいと思われる。ただ、この建設については、市としても県要望の最優先事業として位置づけているとの回答がありました。

委員会としては、市議会としても重要な事業として位置づけをしており、早期事業化に向け、引き続き要望してまいります。

次に、番匠川の環境に関することについては、番匠川の清流がもとのように戻せるよう努力してほしいとの御意見がありました。執行部からは、国土交通省が九州の一級河川26河川の水質ランキングを発表していて、近年6位から9位となっております。水質については、本匠など上流部は透明度が高く良好な水質を維持していますが、河川内にアシ・ヨシ等の植物が繁茂している箇所もあり、必ずしも場所によっては景観がよいとは言えないところがあると考えている。平成22年度には、清流を次の世代へ継承するため、市民共有の財産として保全することを目的に清流保全条例を制定し、河川環境に対する意識の向上・高揚を図っており、今後条例啓発のため、市報あるいはケーブルテレビ等で広報活動を行いたいと考えているとの回答がありました。

委員会としては、番匠川水系の清流が損なわれないよう河床施策など国・県に要請してまいります。

以上で建設常任委員会における調査・検討の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた意見・要望のうち、本委員会所管の11件の意見等について、7月27日、8月17日の両日委員会を開催し、調査・検討いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に御報告申し上げます。

市民の皆様からは、離島における医療体制・救急搬送に関すること、高校生への通学費補助に関すること、老人保健施設に関すること、文化会館の維持補修に関すること、保健師の配置状況に関することなどの貴重な意見等をいただきました。

まず、離島における医療体制・救急搬送に関することについては、離島での急患時や救急搬送へ不安があり、離島診療所に医師を常駐させてほしい。また医師確保が難しければ、看護師を配置してほしいという御意見でした。

検討するに当たって、消防本部に行きまして、離島の救急搬送システムについて、救急救命士の医療行為について及び現状の課題について説明を受けました。現場到着時間、病院収容時間の短縮、荒天時の対応、自力搬送時に患者を動かしてよいか否かの判断等課題があるとのことでした。

委員会としては、診療所の医師確保については重要だと認識しており、執行部に対し要望するとともに対策を研究していきます。しかしながら、離島診療所への医師確保は難しいことも事実です。島民の方の急患時等の不安を少しでも解消できるよう、離島における医療体制等について調査研究していきます。

次に、高校生への通学費補助に関することについては、義務教育でないため大分県の所管

となり、市が補助することについては慎重な検討が必要であるとの市の見解でありました。

委員会としては、周辺地域からの通学は経済的な負担等が大きいことは認識しており、高校生への通学費補助の方策については、今後の課題として研究していきます。

次に、老人保健施設に関することについては、宇目地域に老人保健施設を建設してほしいという御意見でした。

現在、執行部が策定している第5期老人福祉計画及び介護保険事業計画の中で、高齢者ニーズ調査や事業所への意向調査に基づく施設整備の検討が行われるということであり、委員会としても注視していきたいと考えています。

次に、文化会館の維持補修に関することについては、文化会館は高齢者が利用する催し物が多い施設である。耐用年数の経過、多額の費用がかかるということで修繕しないのはおかしい。対策を講じるべきだとの御意見でした。

文化会館の新築については、議会としては規模や場所等について議員おのこの意見があり、意見集約はできていません。また執行部の見解は、現在修理等を行っているものの、基幹的な部分に係る改修は行っていない。文化会館・市民会館については、今後、目的や機能など、また新築等の場合は、規模や場所等を早期に検討し、関係者と協議していく予定であるとのことでした。

最後に、保健師の配置状況に関することについては、旧町村では、高齢者宅を訪問し、市民とじかに接していた保健師が2名以上いましたが、現在は宇目・直川地域を管轄する分室が宇目にあり、直川には保健師が常駐していない。真の保健福祉を考えたときに、保健師を振興局に1名は常駐させるべきであるとの御意見でした。

市の見解としては、包括支援センターの新設に伴う配置や障害者自立支援法の施行による社会福祉課への配置など、配置箇所・配置人員の増や行財政改革による退職者の不補充、また産休・育休などにより保健師の全地域への配置が困難となり、効果的で効率的な配置が検討され現在の配置となったとのことでした。

これに対し、社会福祉課、高齢者福祉課、健康増進課に現在配置されている保健師の業務内容、配置状況、現状の課題について、それぞれ所属ごとに説明を求めました。

業務内容としては、精神障がい、知的障がい、身体障がいのある方への支援、介護予防事業、包括的支援事業の実施、老成人・健康づくり事業、母子保健事業の実施等、市民の健康福祉に直結した各種業務を担っていること。また配置状況については、30人の保健師が3課8係へ配置されている等の説明がありました。

委員会としては、市民の健康増進を図り、医療費削減のためにも、保健師の充実は必要だと認識しております。今後も保健師の配置体制等を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で教育民生常任委員会の中間報告を終わります。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井上清三） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

去る5月17日、18日、19日の3日間にわたり、市内中学校区14会場で開催した第1回議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた意見・要望のうち、本委員会所管の17件の

意見等について、6月17日、7月22日、8月8日の3日間、本委員会を開催し、調査・検討いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

議会報告会では、企業誘致にかかわる意見が多く出されたことから、この意見等を中心に所管事務調査を実施いたしました。その主な意見としては、企業誘致について、大きな工業団地の開発が始まったと聞いた。土地の確保に続いて税制の優遇などいろいろあると思うが、市として取り組む時期と考えているのか。また、どういうねらいで行おうとしているのか。工業団地は日本に過剰に余っている。そのほとんどが企業誘致に寄与していないということも現実である。時期を見る必要があるということと、一度に広い土地が必要なのか理解に苦しむとの意見がありました。

この意見に対し執行部の見解として、2008年のリーマンショック以来、企業の設備投資は減少しているが、毎月多くの企業が工場の新設・増設を行っており、本市としても企業の誘致活動を休むわけにはいかない。本市にある水口工場用地、門前工場用地及び三股工場用地の3カ所については、いずれも一、二ヘクタールの比較的小規模の用地しかなく、企業を誘致するためには、10ヘクタール程度の用地がなければ誘致することができないと考えている。

用地取得については、地理的条件等を勘察した結果、木立の永野地区が適地と判断している。また、本年3月定例会中の経済産業常任委員会において、土地所有者との間で調整が整い次第、用地取得に係る契約を締結したいとの旨の説明を行っており、その後、4月に用地取得交渉が調ったことから、土地開発公社と大和冷機工業株式会社との間で売買契約を締結し、7月に本事業に係る地元の説明会を行った。今後、残る工場用地取得のため、国有地、民有地などの買い取りが順調に進めば、約10ヘクタールの一団の工場用地を確保できる。なお、誘致する業種として機械加工業を中心に考えているとのことでした。

これを受け、一委員から、現在の円高が70円台に推移したときには、日本の製造業にダメージを与えることや、海外に生産拠点を移すことなどが考えられること。また4年後の平成26年度に造成を終えたときには、製造業の企業誘致はさらに厳しくなると考えられることから、工場用地としては四、五ヘクタールが適当ではないのかただしたのに対し、執行部から、一区画すべてを利用した企業誘致ではなく、2区画ないし3区画に分譲した形での造成も検討している。また、税制面等の優遇策については、固定資産税、都市計画税、投資額、新規雇用者及び事業場用地に対する助成金制度があるが、県内他市と比較して充実しているものの、新規雇用者数に係る補助率については、50人以下の場合、競争力が落ちることや補助区分が細分化され、わかりにくいという指摘があることなどから、投資額、新規雇用、事業場用地の助成要件等についての条例改正を現在検討しているとの答弁がありました。

また、一委員外議員から、本市に進出するのは企業として農林水産業関連の企業が多いが、市はこれらの産業にかかわる企業誘致に力点を置いているのかとただしたのに対し、執行部から、本市にアプローチがあるのは杉の資源を生かしたバイオマス関連、水産業にかかわる誘致が考えられる。現在、本匠においては林地残材を木材チップに加工する会社が進出する予定があること、また上浦でマグロの養殖を始めるなど、本市の農林水産業の資源を生かした企業誘致も重要であるとの答弁がありました。

さらに、一委員外議員から、東九州メディカルバレー構想とのかかわりについてただしたのに対し、執行部から、大分県・宮崎県が推進する東九州メディカルバレー構想が打ち出さ

れており、医療分野に携わる人材育成や医療分野の調査・研究施設等の拠点づくりが行われることを考慮した場合、今後県南地域はさらなる医療機器産業の集積が進むことが予想される。本市においても佐伯インター以南の高速道路等交通体系の整備を見据えた企業の留置、医療機器製造関連の企業誘致の取り組みも重要であることから、人々が住みよいまちづくりを推進するとともに、自然が豊かで気候が温暖であることなどの特徴を生かし、積極的にこれらの企業誘致に取り組んでいくとの答弁がありました。

本委員会といたしましては、引き続き所管事務調査を実施し、実情把握に努めてまいります。

以上、簡潔ではございますが、経済産業常任委員会の中間報告といたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榊田穂積） 地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。

議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた意見・要望のうち、本特別委員会所管の24件の意見等について、7月26日、8月24日の両日委員会を開催し、調査・検討いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして簡潔に御報告申し上げます。

意見等24件の内訳は、中心市街地活性化事業に関するものが23件、そのうち大手前開発事業に関するものが11件、歴史資料館建設事業に関するものが7件と、シップリサイクルに関するものが1件となっています。

まず初めに、委員会としての取り組みを協議し、3つの取り組みを行うこととしました。

1つ目は、既に委員会等で議論されていたり、事業に対して賛否のみの13の意見については、特に調査は行わず、内容を十分把握することとしました。2つ目は、意見等を参考に議論を深める必要があると考えた9つの意見については、執行部より説明を求め、委員会として一定の認識を持ち、検討することとしました。3つ目は、要望について委員会として意見集約を行うこととしました。

今回は、調査・検討した結果、今後も委員会として取り組んでいくこととなったものについて報告します。

中心市街地活性化事業、特に大手前開発事業についての費用対効果や採算ベースに乗るのかといったことを懸念しての意見が3件ありました。これについては、事業が完成したときの市のメリットについて執行部へ説明を求めました。

市の見解としては、メリットについては、大手前開発事業では区画整理事業、再開発事業を行うことにより居住環境がよくなる。またバスターミナルを新設することにより、交通の利便性が向上する。この地域が活性化すれば商業施設等からの所得も生まれ、市民税の、また周辺地域に民間活力による開発が行われれば固定資産税等の税収増となる。中心市街地活性化の効果は、市全域に波及するものと考えているとのことでした。

また費用対効果については、事業採択時の条件でなかったため、現状では数値を把握していないとのことでした。

委員会としては、費用対効果は活性化できるかの目安となるものであり、これから事業を進めていく中でぜひ算出すべきものだと考えています。また、大手前地区ににぎわいを創出するため、商業棟への入居店舗及び公共公益棟への入居団体の選定やソフト事業等施設の活

用方法を検討し、少しでも集客力が向上するよう、執行部、大手前地区市街地再開発準備組合との意見交換を実施したいと考えています。

次に、委員会で意見集約できたものについて執行部へ要望します。これは歴史資料館の展示品に関する要望について、意見集約したものです。

子どもたちに佐伯の歴史を知ってもらうためにも、歴史資料館には、旧市・旧郡部関係なく、新佐伯市903平方キロメートルに残る歴史資料を展示していただきたい、また、日本匠村で発見された松の埋木について、これは大変貴重なものなので、歴史資料館にぜひ展示していただきたいという2点を委員会から要望いたします。

今回の議会報告会では、多くの会場にて本委員会の調査事項であります中心市街地活性化事業に関するたくさんの御意見をいただきました。今後の委員会活動に十分生かしていきたいと考えております。

以上で地域開発調査特別委員会の中間報告を終わります。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後0時03分 開議

副議長（河野豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 議長の常任委員辞任の件

副議長（河野豊） 日程第3、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

小野議長から、その職責上の理由により常任委員を辞任いたしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（河野豊） 御異議なしと認めます。

よって、小野議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長席を議長と交代するため暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時05分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第4、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第103号から第118号まで、諮問第3号並びに認定第1号及び第2号、以上の計19件でございます。

平成23年第6回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第103号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）
第104号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第105号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第106号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
第107号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）
第108号	佐伯市暴力団排除条例の制定について
第109号	佐伯市税条例等の一部改正について
第110号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第111号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）
第112号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第113号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
第114号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第115号	工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）
第116号	佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について
第117号	佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第118号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について

諮 問

番 号	件 名
第3号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者江藤英成）

認 定

番 号	件 名
第1号	平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定について
第2号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

報 告 事 項

番 号	件 名
第10号	資金不足比率について（平成22年度佐伯市水道事業会計）



第 1 1 号	資金不足比率について（平成22年度佐伯市公共下水道事業会計）
第 1 2 号	財団法人佐伯勤労者福祉協会の経営状況について
第 1 3 号	株式会社道の駅やよいの経営状況について
第 1 4 号	株式会社うめの経営状況について
第 1 5 号	有限会社きらりの経営状況について
第 1 6 号	財団法人さいき農林公社の経営状況について
第 1 7 号	佐伯市蒲江栽培漁業有限会社の経営状況について
第 1 8 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 1 9 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 2 0 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

## 日程第 5 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 5、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。

まず冒頭に、去る 7 月 10 日に御逝去されました和久議員に謹んで哀悼の意を表したいと思  
います。

それでは、平成 23 年第 6 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、  
あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

### 第 1 市政諸般の報告

#### 1 防災対策について

6 月 3 日、風水害の多発期を前に、地域にある危険箇所の情報を防災関係者が共有するこ  
とで、被害拡大防止対策につなげることを目的に防災パトロールを実施いたしました。パト  
ロールには、市を初め、国・県の職員や自衛隊員、警察署員など 48 人が参加し、市内の災害  
危険予想地域など 7 カ所を巡回いたしました。

また、災害に対する備えや体制づくりを推進するため、6 月 16 日に、大規模な災害時の応  
援に関する協定を国土交通省九州地方整備局と、7 月 29 日には、災害時等における放送要請  
に関する協定をさいき市民放送株式会社と、災害時における生活必需物資供給確保等につい  
ての協定を N P O 法人コメリ災害対策センターとそれぞれ締結いたしました。

今後も災害時の迅速な対応に向け、企業・団体などと防災協定の締結を進めてまいりたい  
と考えております。

また、津波避難対策につきましては、各地区から整備要望のありました避難路・避難地約  
400カ所の現地調査を、7 月 12 日から 4 日間、地元自治委員等の立ち会いのもと、延べ 58 人  
の職員で実施いたしました。この調査結果に基づき、本定例会に避難路・避難地整備など津  
波避難対策に係る予算を計上したところであります。

#### 2 大手前開発の経過報告について

大手前開発の進捗状況につきましては、議員の皆様には、これまで定例会及び地域開発調  
査特別委員会でも詳細を御報告しております。今回は、先般実施いたしましたパブリックコ  
メントの結果、基本計画成案の策定及び基本設計プロポーザルの実施について御報告いたし

ます。

5月2日から6月3日までの約1カ月間、大手前開発基本計画案に関するパブリックコメントを実施し、9人の方から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見を参考に、市は7月12日に大手前開発基本計画成案を決定いたしました。今後は、佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合とともにさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、同準備組合は、7月19日に開催した臨時総会におきまして、基本設計の設計業者選定に際して、公募型プロポーザルを実施することと選定のための審査委員会を設置することを決定いたしました。8月8日から公募内容などを同準備組合のホームページに掲載し、現在選定作業を行っておりますが、9月末には設計業者を選定する予定であると聞いております。

### 3 地域活性化について

私は、地域のさまざまな分野で活動しているグループや団体が抱えている現状や課題について生の声を吸い上げ、今後の市政に反映するための意見交換会として、平成21年度から、市長ふれあいトーク（おでかけ市長室）を実施しております。今年度は、6月25日の西上浦地区を皮切りに市内13地域を訪問し、現地視察のほか、自治委員や地域内の各種団体の方々との意見交換を行いました。意見交換でいただいた多くの御意見や御要望から得た課題や問題は、それぞれの地域審議会の方々で共有しながら、その内容を精査した上で、今後の各施策に反映させてまいりたいと考えております。

また、佐伯地域の市民団体を対象に、地域の活性化を目指した取り組みを補助する目的で、昨年度から、佐伯市地域活性化チャレンジ事業を実施しております。本事業は、50万円を上限として補助対象経費の5分の4以内の金額を補助するもので、今年度は9団体10事業の応募の中から佐伯地域審議会の審査により、6団体6事業の採択を決定いたしました。

また、今後の地域づくりや地域の活性化を担う人材の育成を目指し、昨年度から実施しております「佐伯人創造塾」を6月18日に開講いたしました。2年目となる今年度は、より一層学びを深めるために、受講生が市内の各地域に出向き、地元の方に名所旧跡などを説明していただくことも講義に取り入れております。講義を通じ、個々の資質向上はもとより、受講生相互の親睦・交流やネットワークが形成されるものと大いに期待しております。

このほか、次代の佐伯市の経済を担い、活力ある経済循環を再構築する志の高い人材の育成を目的に、今年度から新たに市内の若手経営者、後継者などを対象に「さいき立志塾」を開講いたしました。講師には、塾頭の関満博一橋大学名誉教授を初め、他市の中小企業の経営者や後継者をお迎えし、斬新な取り組み事例を学び、互いの抱える問題などについて意見交換をすることで、資質の向上はもとより、業種を越えた交流も深まりつつあります。本事業が、若手経営者や後継者の資質の向上に寄与し、本市の次代の経済発展につながるものと期待しております。

### 4 市役所新庁舎建設について

本市新庁舎の建設につきましては、本年9月末の実施設計の完成に向けて、現在大詰めの作業を行っているところです。また、建設工事に着手するための周辺整備として、本庁舎東玄関側駐車場の記念碑などを移転したほか、工事期間中の駐車場不足解消の一環として、西玄関側の駐輪場を解体し、跡地を来客用駐車場として整備いたしました。

今後の予定につきましては、9月末から第2庁舎及び車庫棟の解体を行い、本年度内に新

庁舎建設工事の契約を締結し、工事に着手したいと考えております。この第2庁舎の解体に伴い、これまで同庁舎を使用しておりました上下水道部が、7月4日、弥生振興局庁舎内に移転いたしました。

なお、水道料金の支払や開閉栓手続などの窓口業務につきましては、利便性を極力損なわないよう、市役所本庁舎1階に配置しております。

新庁舎建設までの間、市民の皆様方には御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 5 「おおいた広域窓口サービス」の開始について

大分市を初めとする県内10市町で実施しております「おおいた広域窓口サービス事業」に本市も参加し、7月1日からサービスを開始いたしました。本事業は、県内の市町村が各種証明書等の交付等に係る事務を相互に委託することで、住民登録地や本籍地の市町村に行くことなく、当該事業に参加する市町村の窓口で証明書等を受け取ることができる行政区域を越えた住民サービスであります。

本サービスの開始により、本市とともに新たに参加した豊後大野市を含め、本事業に参加する県内12市町に登録された住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の謄本・抄本、戸籍の附票の写し及び身分証明書が当該市町の所定の窓口で交付可能となりました。

## 第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案5件、予算外議案11件、諮問1件及び認定2件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

### 1 予算議案について

議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ10億3,966万4,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、東南海・南海地震に備え、安全・安心なまちづくりを実現するために、避難路・避難地の整備を中心とした災害対策に要する経費を柱に編成いたしております。そのほか、平成22年度の決算の確定に伴う調整を行うほか、さいきっ子医療費助成事業や緊急雇用創出事業等について増額いたしております。

また、歳入につきましては、ソフト事業の充当財源として過疎対策事業債を追加計上したほか、臨時財政対策債について所要の補正を行っております。

このほか、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正につきましても所要の補正を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、議会費につきましては、15万9,000円を増額いたしております。その主なものは、議会報告会の会場使用料等について追加計上いたしましたものであります。

次に、総務費につきましては、4億1,056万円を増額いたしております。その主なものは、鶴見羽出浦1区及び蒲江深島区の避難場所整備に対し助成を行う経費のほか、地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積立金について計上いたしましたものであります。

次に、民生費につきましては、1億1,857万円を増額いたしております。その主なものは、佐伯保育園の施設整備に対する補助金について所要の額を計上したほか、放課後児童クラブ

運営事業の委託料を増額いたしましたものであります。

衛生費につきましては、5,277万8,000円を増額いたしております。その主なものは、さいきっ子医療費助成事業について増額したほか、本匠山部地区及び檜峯地区の給水施設等改修工事に要する経費を計上いたしましたものであります。

労働費につきましては、2,352万2,000円を増額いたしております。これは県の補助金10分の10を財源として地域の非正規労働者等の一時的な雇用や就職機会を創出する緊急雇用創出事業について、対象事業の増加等に伴い増額いたしましたものであります。

農林水産業費につきましては、1,411万円を増額いたしております。その主なものは、農地法等の改正に伴い実施する農地の利用状況調査等に要する経費並びに入津漁港（楠本地区）の側溝設置工事及び護江漁港（狩生地区）の転落防護柵設置工事に要する経費を計上いたしましたものであります。

商工費につきましては、677万9,000円を増額いたしております。その主なものは、各観光施設の修繕に要する経費を計上いたしましたものであります。

土木費につきましては、1,481万7,000円を増額いたしております。その主なものは、市道小田中線道路美装化工事に要する経費を計上いたしましたものであります。

消防費につきましては、3億7,863万2,000円を増額いたしております。その主なものは、東北地方太平洋沖地震により発生した津波が東日本に甚大な被害をもたらしたことを受け、災害対策に要する経費を計上いたしましたものであります。

具体的には、避難路・避難地を緊急に整備する経費のほか、備蓄食糧、避難場所誘導表示シール、チェア型担架、折りたたみ式リヤカー等の購入に要する経費、避難地等を表示する防災マップを作成する経費等について計上いたしております。

教育費につきましては、1,368万3,000円を増額いたしております。その主なものは、太平洋セメント大分工場佐伯生活協同組合からの寄附金を活用する彦陽中学校グラウンドの防球ネット設置に要する経費を計上いたしましたものであります。

災害復旧費につきましては、605万4,000円を増額いたしております。その主なものは、林業用施設単独災害復旧事業及び道路単独災害復旧事業に要する経費について計上いたしましたものであります。

以上が歳出予算についての説明であります。この財源といたしましては、繰越金、各事業に伴う国県支出金、起債等を充当するほか、財政調整基金繰入金により財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は428億3,066万4,000円となります。

また、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか3特別会計について提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

## 2 予算外議案について

議案第108号、佐伯市暴力団排除条例の制定につきましては、大分県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、全県を挙げて暴力団の排除に取り組む必要があることから、本市においても暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、暴力団の排除に関する施策等を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第109号、佐伯市税条例等の一部改正及び議案第110号、佐伯市都市計画税条例の一部改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、議案第109号については、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、秩序犯に係る過料の引き上げ及び処罰規定の追加、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の特例期間の延長等に関し関係条文の整備を行い、議案第110号については、地方税法の条項を引用している条文の整理を行おうとするものであります。

議案第111号、財産の取得につきましては、非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車を経年及び塩害による劣化に伴い更新し、並びに林野火災用可搬式散水装置を新たに配備し、及び更新するため、これらを株式会社消防防災から購入しようとするものであります。

議案第112号、佐伯市市営住宅条例の一部改正及び議案第113号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法の規定による国の補助に係らない本市が設置する市営住宅に準ずる住宅及び本市の特定公共賃貸住宅の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第114号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、平成21年7月24日に本市が提訴を受けた市道池船竜護寺線で発生した人身事故に係る損害賠償請求事件について、大分地方裁判所佐伯支部の和解提案書により和解し、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

議案第115号、工事委託契約の変更につきましては、日本下水道事業団と締結している佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事の委託契約に関し、日本下水道事業団が行った入札の結果、当該工事が安価で施工できることとなったことから、契約金額を減額変更しようとするものであります。

議案第116号、佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、佐伯市地域給水施設整備事業の実施に伴い、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第117号、佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、佐伯市家庭児童相談室に置く家庭相談員の名称及び報酬月額を改め、並びに同相談室に新たに心理士を置き、及びその報酬月額を定めようとするものであります。

議案第118号、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正につきましては、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場の利用期間について、市長が特に必要があると認めるときは、10年を超えて更新できることとするほか、条文の整備をしようとするものであります。

### 3 諮問について

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、江藤英成氏の任期が平成23年12月31日で満了するため、同氏を再度候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

### 4 認定について

認定第1号、平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定及び認定第2号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書をつけてそれぞれ議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。  
何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第10号から第17号まで、以上8件につきまして、執行部の概要説明を求めます。

なお、報告事項第18号から第20号までにつきましては、概要説明を省略いたします。  
その間、暫時休憩いたします。

午後0時32分 休憩

午後0時33分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、7日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時34分 散会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第2号 9月7日

# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月7日（水曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榊田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

## 欠席議員の氏名

なし

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎											
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣										
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇								
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則		
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市						
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉				
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治									
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎		
次	長	兼	清	掃	課	長	廣瀬勝彦	次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田亀男
課	税	課	長	矢野悦三	商	工	振	興	課	長	飛高勝則						
観	光	課	長	兒玉修一	大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山伸太			
生	涯	学	習	課	長	福嶋裕子	文	化	振	興	課	長	河野宜弘				
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	大神孝雄									



出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第2号

平成23年9月7日(水曜日) 午前10時00分 開 議

- 第1 議案質疑
- 第2 議案等の委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑
- 日程第2 議案等の付託委員会
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成23年第6回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長(小野宗司) 日程第1、議案質疑を行います。

議案第103号から第118号まで、諮問第3号並びに認定第1号及び第2号、以上の計19件を一括して議題といたします。

議案第103号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番(後藤幸吉) おはようございます。

私は今回、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)別冊補正予算書の5ページであります。第2表債務負担行為補正、佐伯文化会館敷地賃借料について自分の判断を正確にするために質問をいたします。

まず1番目、土地の購入について検討されなかったのでしょうかということであります。改めて24年の4月から西嶋市長は、10年間現在の佐伯文化会館の用地を借りるように議案として出してきておりますが、昭和45年以来、佐伯市は持ち主に対して3億5,000万円以上の賃借料を払ってきております。それで、これからなお10年間に1億以上も払うようであれば、佐伯市民のために買うということは考えなかったのかどうかをまずお尋ねしたいと思っております。

議長(小野宗司) 福泉教育部長。

教育部長(福泉慶一郎) おはようございます。教育委員会の福泉といたします。

今回、後藤幸吉議員から提出されました議案質疑、文化会館の土地の購入につきまして、お答えをいたします。

この土地の用地の購入に関しましては、立会人を通じて貸し主に売却の意思があるか打診

をしていましたが、現段階では売却の意思はないというような返答でございました。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは、次の質問に移ります。

私ども議員は議員勉強会の席上、この文化会館の用地について契約書等の提出を求めておりましたが、あれだけでは、多分委員会の方たちが審査するのが不十分であると思う。今までの賃借料の経過を説明して、幾つか質問をしたいと思います。

昭和45年に池田市長が毛利家から相手の名前はつぶしておりましたが、契約をしておりません。その45年4月1日から佐伯市は借りておるわけですが、これが120万円、10年間。次に、10年後に大鶴市長が物価スライドしますが、291万円で3年間の金額で借りるようにした。そしたら、57年5月8日にいきなり926万6,000円になっております。その契約の中身については後ほど説明しますが、その都度、物価指数に合わせてだんだんと上がっております。そして、今回、西嶋市長は案であります。年間1,045万6,056円という金額を議会に出しております。ただ、議案書の中には1億1,000万円と、ページ5ページには載っておるわけあります。これは、この金額の出た根拠。

それでは、まともにいきます。24年度から短期間の借地計画をするというように3月の時点では江藤教育次長から伺っておりましたが、10年になった理由を、まず2番目、質問いたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは答弁いたします。

市としては、当初短期での契約の提示をお願いいたしました。貸し主から余りにも期間が短いとの指摘があり、内部協議また先方との交渉の結果、10年の期間延長ということで同意を得ているところです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは、先ほどと同じ契約しようとする金額の根拠についてお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 御指摘のように、昭和45年の時点では年間120万円、現在は年間1,168万9,067円でございます。今回の算出に当たりましては、固定資産税評価額、周辺地域の相場、公租公課などが計算の基礎として考えられましたが、最終的に当該地における現在の都市計画税を含む固定資産税の4倍を基準とし、年間契約金額を1,045万6,056円で提示し、同意をいただいているところであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 佐伯市内には広い土地を持って、それとアパートや借家を持って、中に人間がいなくても固定資産税を払っている方はおられます。文化会館として借りているからこのお金を払うんだろうと思います。

それでは、この10年間の間に文化会館はどこかよそにつくるんだと、それで10年間にしたんですか。5年間で仮につくり上げるのであれば、それ以降その高い値段で借りる必要はないんです。文化会館の建設時期とこの10年間というのは絡みますか。いつごろ文化会館はつくる予定になっておるのか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長、質問がエに入っておるようでありますが、あわせて。

教育部長（福泉慶一郎） 6月の議会の吉良議員の質問にお答えをいたしました。現在の時点では計画というのは具体的にはかかわっておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、この10年という契約は、将来まだ長く借りないけんという、文化会館がよそに建てるまでは今の文化会館を使用するわけですから、10年が長引くという可能性もあるのでしょうか。それ以外に必ずつくるといように、だからもう10年って決めておるんですか。これが一つ。

それと、先ほどの契約の根拠の中で、私がお尋ねしたいのは、大鶴市長が57年5月8日から926万6,000円という金額は、契約書の中には600万円は30年間払うよと。そして、その上の326万6,000円は3年を機に見直すよというようになっておるんです。だから、この926万6,000円のうちの326万6,000円は、2年前の296万円とその前の120万円と同じ系統の借地料だというのはできるんですが、この600万円、この契約の中で600万円を30年間というような契約になったのはどうしてでしょう。いきなり10年間で120万円が296万円になったことはわかります。ところが、その2年後にいきなり926万6,000円になって、しかも契約書の中に600万円は30年間払うんですよということになっておるんですが、その理由を教えてください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） まず、1点目の10年間の間に文化会館を移すのか、またその後の次のものはどうするのかといった点についてですが、先ほど申しましたとおり、現段階では決まっていないということとして、その間にいるんなことを考えていきたいというふうに思っております。

2点目の600万円につきましてお尋ねですが、その契約書を見れば、城山の寄附をいただいたというふうに書いております。その寄附のものに相当したところの分が600万円の分だろうというふうに思っています。

ただ、私どももその当時どういったやりとりがあったかというのがわからないので、これはあくまでも追跡のものをみた中でしかはっきりした答えはできないんですけれど、そういった状況ではないかなとは思いますが。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 一般質問と違って自分の意見は言われんそうですから言わんですが、確かにこの契約をした2カ月後に寄附をいただいております。ということは、あなたの言われるように600万円を固定したのは、しかも30年間払うよと。その後にはその600万円を払わないという文書と契約書があります。ということは、1億8,000万円が城山代で、城山であとの当初の326万6,000円は物価にスライドする純粋な文化会館の借地料と考えていいんでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 契約書の流れを見たときに、そういったようなことは考えられるかなとは思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、今回、もう礼は30年間600万円払い続けるという約束は果たしておるのに、今回、それを基礎とした金額とほとんど同じような金額で佐伯市が毛利家との

契約をするというのは、ちょっと筋違いではないでしょうか。

それと念のために、Aさん、Bさんで結構です。昭和45年の契約者、相手の方、Aさんでいいです。そのAさんと、今回、佐伯市は新しい契約を結ばれるんですか。それともBさんとかCさんとか、契約者の相手は変わっておるんでしょうか。それをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） まず、金額についてのお尋ねですね。この部分につきましては、当初、私どものほうもこの金額でということで、600万を除いた金額で契約の更新というものをお願いをしたところであります。

その交渉の中では、やっぱり何点かのやりとりがあってですね、現実的に現在の契約の金額というものに落ちついたということです。これ、私的契約なんので、いわゆる交渉としてどうしても相手との了解を得られなかったということがその理由であります。

二つ目ですが、所有者ですが、人は変わっております。Aさんではございません。

1番（後藤幸吉） 何人。

教育部長（福泉慶一郎） 1人です。

1番（後藤幸吉） AさんからBさん。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、もう一つの質問をします。

平成5年の9月22日かな、その時点で一番初め昭和58年に大鶴市長のときに借りていた文化会館の用地だけでなしに、その山林を4筆一緒に借りていたと思うんですが、平成7年佐々木市長の時代に、その4筆を含めて平地、三余館の隣に狭い土地があります。まあいえば三余館と平和何とかがあります。あそこの里道を通ったところに狭い土地があります。それと、場所的にいけば池彦の蔵の近く、その土地を含めて佐伯市はAさんから、Bさんから1億円で購入しております。そうすれば、普通常識で言えば、そのほかの平地を買うたのは財産の購入じゃと。今までかなりの広さの山林を借りていたわけですから、それを佐伯市のものにしたのであれば、借地料というのは当然安なりやしませんか。その頭の下600万円は先ほど、多分、推測で城山をもろた礼だろうということですが、その上の変動する部分というのは、借りる面積が違ったり、1億円の購入した財産の中のどの金額に当たるかはわかりませんから、けれども、借りておったところを自分のものにした。それなのに、次の契約のときにまた値段が物価スライドと同じ指数で上がっているということは、ちょっと理解しがたい。理由をお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど申しましたように、契約者の流れは確かにそのような経過がございました。当時の時点での考えがどういった交渉があったかというふうについては承知をしないところではございますが、前の文書等を若干見ますと、その当時市のほうもその土地を購入したと。それで、借地が減になったということで、その分を引いてくれというふうな話にまでは至ってなくて、その当時はいわゆる物価スライドする部分についてはもうちょっとやめてくれというふうな話があったように伺っております。毛利家のほうにつきましては、これは若干やりとりがあってそういった部分もいろんなことがあったんだろうとは思いますが、まず、その翠明台の土地を、これは市も市民の憩いの場ということで考えて、その土地に関して無理にというか、毛利側からすれば無理にそういった部分での市の

要望があったということを受けてですね、安価で売却したであろうということとですね、それはもう向こうの言い分ですよ。

もう一つは、単価的にその当時の単価が既に地価相場ですね、そういった部分との中でも安い金額であるといったこと。基本的にその金額の中には、契約者の中にはそういった部分ってというのは当然含まれているだろうと思うんですけど、金額としては、毛利家としては文化会館の敷地の単価としてしか考えていないというようなことでやりとりがあった中で、それをもってその後の契約は議員御承知のとりの流れでいっている状況です。

ただ、当時この部分については議会等でも旧佐伯市議会等でもいろんな審議をしたことだろうとは思いますが、そういった中で御承認をいただいて御理解されたということだろうと思いますので、私どものほうはその程度のことしかお答えできないということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あのな、私は今の時代の平成23年の議員としてお尋ねしている。契約の項目が昔の人がしたからわからんじゃ済まん。でしょう。経緯もわからんで、今度の1,040何万の契約をあなた方はなされたんです。この契約に立ち会われた職員はどなた。最後にはそれは西嶋市長の判断、相手の判といっしょにしとるわいな。その契約をしておる人は、その経過が十分わかっておる人でないとまずいんじゃないんですか。どなたが、職員だったら名前出していいでしょう。どなたが立ち会って、どういう経過でどんなで、今の経過では佐伯市議会、その時代の佐伯市議会が認めただということでは、私は納得できません。今でも多数決でいつも負けるんじゃから、自分の考えとは違うんじゃから。契約をするときには全部の経過、把握しとってやるべきじゃないですか。今、その当時の担当者も、あなたと同じ理由で一つの購入した土地、翠明台、それを考えんて言うのは言うたけれど、あきらめて物価スライドのまま過ごしていったんでしょ。それなら翠明台を、あなた、あなたがおっしゃったけど、1億って莫大だと思っておるからわからん。それなら佐伯市がそれまで借りておった山林4筆、それはどういう評価だったんですか。

議長（小野宗司） 部長、新たに契約する債務負担行為、これの金額の根拠についてお尋ねをされております。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど申しましたとおり、この債務負担行為は、今、借りようとしている7,911平米、この土地の賃借料ということで提案をさせていただいております。この単価について安いか高いかといった部分での御議論をお願いしたいということで考えております。

以前の歴史をひもとくといったことは非常に困難なことでありますので、その点については御理解をいただきたいなど。

もう1点、御質問がございましたが、立ち会った職員、私と文化振興課長、この2人をお願いに行って、やりとりは一応してきたところであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに、昔の経緯はこの契約書以外のことはわからんで、契約をしようっつうことでいいんですか、あなたと課長も。その当時はまだ職員じゃなかったと思う。この今までの経過があるから今度の一千四十何万になったわけ。その経過は知らんずつ、現状のあそこの土地の評価金額、固定資産税、あれから比べて借地料が適当と判断したというわけですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） そのとおりであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、ことし多分一千二百何十万、今年度払うと思うんですが、それはもう600万円、城山代は一つも加味をしちやらん。物価だけの値段と同じと思っていいんですか。ことしまでの分は、600万円という基礎があるから1,200何十万になっておるんでしょう。五百何十万ちゅうのが文化会館の純粋な借賃でしょう。今現在、23年度は。しかもその面積は、今度市長が契約をしようとする面積は、大鶴市長が文化会館の用地として借りた金額と面積はまるっきり同じなの。山林はもうあれしておるから。文化会館の用地として同じで120万円当初。その後文化会館の用地はずっと同じ面積よ、今年度も同じよ。来年度も同じよ。それなのに600万円をのけて計算をして、そのような金額になりますか。普通、文化会館が建っておるから契約をせないけんのでしょうか。

私がことしの3月の予算委員会の席上で、24年度3月までに崩せと言われたときにはどげいするんかと。文化会館の用地はどげい考えておるんかというたら、ほかの議員が何十年もつき合いがあるんじゃから、そげんことは言わしねえわと言うたけど、崩せとは言われんけども、要するに600万円上乗せした金額とほとんど同じ金額で契約しようとしておるじゃないですか。そういう大事なことは、今度10年間借りりゃその間に考えるじゃろうと。こういうことは内部で少し検討して、今度の契約方法は相手の言いなりじゃないですか。あそこの土地、文化会館が仮にねえで、駐車場で何年借りたってそげ高い値段で買う人おらんよ。その根拠、あなたたちは知らんか知らんけど、中津城、あそこの天守閣の下、広い駐車場がある。三の丸のお祭広場より広い。あれを奥平家が今回観光会社に貸すのが年間100万よ。固定資産税が何ぼとか、何とかかんとかじゃないんです。要るから借りるにしても、根拠の出し方が600万円、城山のあれをしよるときとまるっきり同じちゅうのがおかしいて一般質問であれ、お尋ねしている。おかしいとはあなたは思いませんか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 確かに契約書の30年目の契約書、これをもってそのまま契約を更新という単純に考えれば、議員の言われるこの金額がベースになろうかなというふうに思っております。その中でその金額をもって交渉してきた経緯もあります。そのことで、やはり今のやりとりする過程で相手方の言い分ももちろんありますし、そういった部分での議論の中で、現在のこの価格に至ったと。この単価ですが、我々も私的契約が、この部分が適当であろうとか、適正であろうとかいった部分が非常に情報として少ない部分もございます。ただ、600万を引いた金額ですね、これはあの金額ではじいたときには坪単価2,300円ぐらいの金額になると、年間に。だから、この部分については非常に相手方に対しては無理もあるのかなという、いろいろやりとりしながらいった経緯がありますので、これは市の中でも十分議論をしていただいて決まった金額であるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その経過の中で、私は賛成か反対を評価すりゃいいんじゃから、お尋ねをしよるんです。まだいまだにちょっと納得はいかん。ちょっともう少しお尋ねします。

固定資産税を基礎にしてああいうものは決めるもんなんですか。その3倍とか何か言われとったが。それは需要と供給じゃないんですか。するにしても高いようにあるから何を基準

にするの。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） この金額設定については、いろんな考え方があるのかなと思います。私ども、市の財務規則の中にあります市の市有物件を貸す場合の考え方であるとか、当然の取引事例であるとかいったようなものを参考にして考えた経緯もあります。

ただ、向こうとのやりとりの中ではですね、金額が先ほど申しましたように固定資産でいうと都市計画税、両方プラスしたものに4倍程度、四、五倍程度といったような議論もあって、結局は4倍の金額での同意を得たということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それは要するに、あなたが今おっしゃるけど、相手に押し切られたっちゅうことでしょうか。3月の時点では基礎の600万円はのけて500何十万とかっちゅう話をしとるのよ。そういうことで交渉しよる。だから交渉の時期が遅いって言うたんじゃけど、要するに相手から押し切られたんでしょ。600万円というのが頭に入っているんでしょ。それでないところな金額になるはずないじゃないですか。

そしたら、出ていって言うけど松本城かどっか以外の城は、個人でお城を持っておる人はおりません。昔の城を。そしたら、そういうところの何とか料とかいうのは調べとるんですか。それで出したんですか。その試算して出した金額にしては、そういう積み上げて市のほうが必要だからっちゅうんで積み上げた金額にしてはかなり高いと思うんです。積み上げたもの、ほんとから相手からあるから、今までどおりちゃんと準備をしろんじゃないから、押し切られたというのが本当じゃないんですか。押し切られたんなら、私も判断のしようが違ふ。あんたたちがこれならまともだという金額ならですが。ちょっとそこ。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 金額が高いか安いかわという判断は非常に難しい判断になるのかなと思います。

先ほど言いましたように、当初約600万円を抜いた金額で500数十万円という金額で提示をしたと。その後、市の規則でいったときに約900万何がしかの金額になります。4%、固定資産評価額4%でね。これに関して、私ども、市長にそういった部分でこの金額をもって市長ともまたお話をさせていただきたいと、いただけんかといったような話をいたしました。ただ、向こうのほうはその金額では相談に乗れないと。ですから、落ちつく事が押し切られたと言えばそういった判断になるのかなと思います。ただ、向こうのほうは坪単価500円とかこれ1,400万を超すんですけど、あるいは5倍とか固定資産評価額ね。だから、そういった議論があって、その上で4%、4倍ですね、同意をいただいたというふうに思いますので、私どものほうも一方的に押し切られたというふうなことは考えていないんですけど、ただ、相手方との気持ちよい同意をいただいたというふうには思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 気持ちよう同意するのはな。そしたら佐伯市のほかの土地、何かの教育委員会じゃないところは、佐伯市の利用しよる用地というのは、その相手の値段で今後もやるっちゅうことやな。その高いところ、ほかの土地を将来ちょっと一般質問のこことになりよる。佐伯市が土地を購入する場合には、相手の言いなりの評価で買うっちゅうことやな。それと同じ理屈のようにあります。私は、きょう昼から一般質問する。そのときに話す話になるん

ですが、佐伯市は市民が思うとる値段と比較して、相当高い金額でも相手の土地が要るのであったら言いなりで借りると思っていいんですか。

議長（小野宗司） 議員の質疑、これ趣旨は、要は契約の貸し方の一方的な意向によってこの金額が設定された内容、その疑念が払拭できないという質問ですから、市として明確にこういった理由、根拠でこういう契約をしましたと、そこを答えてください。

教育部長（福泉慶一郎） 一つですね、これは高いか安いという判断の基準になろうかと思えますから、7,911平米、坪で2,393坪程度になります。これを金額で割ります。そういたしますと、年間の坪単価、これが4,360円程度の金額になります。この金額が果たして高いか安いかというところが、我々の、例えばコスモタウンとかエリアですね、ああいったものと比較はありますけど、いろんな考え方があるんでそのことを参考にとはいきませんが、ある程度了解いただける金額じゃなからうかというふうに思っています。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） もう幾らこれは質疑ですから、大体の相手の言いなりになったという判断はできました。ただ、あなたたちは公僕じゃから、市民の税金を使う金の出し方というのは、十分配慮してもらわんといけん。それと、今後も三の丸が大事、文化会館があるなしにかかわらず、市民の憩いの場じゃろうから言いよるんじゃけど、市長も企業家的な発想で市を運営するて言うて当選したんが、6年、7年前。今度のような更改の方法はまるっきり企業家的な発想じゃない、人任せだったんじゃろうと思う。だから、私のこの質疑は要するに600万城山を引き取ったときの値段を引き継いでそのまま計算をしよるんだという判断をして、質疑を終わります。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 一つ、先ほど後藤議員のお話の中で、土地を市が買う場合と、相手の言いなりで土地を買うんだらうという話がありました。市の方は、一応、不動産鑑定とといったものをとった中での対応をしていますので、そういった部分については議員御存じのとおりだと思います。不動産鑑定をもって適正な価格というふうに判断をしております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議案質疑の中に私の政治姿勢についてのお話がありましたけれども、今回、私ども企業家という形の中で、これは向こうの相手方、先ほど部長が言いましたように、坪当たり500円、また税価格にしても5倍という表示を提示してそのとおりで買えば議員の言われるとおりです。私どもにとりましては、一つ弱みというのは建物が建っておるということがあると思う。そして、今までの私どもが教育委員会の運営の中で借りておる土地が大体評価額、要するに公租公課の4倍という金額が今までの実例もありますので、またこの土地については10年間にした意味は、現契約を弁護士ともいろいろしたときに、新借家法とかいろいろんな形がありまして、そのまま1,160万とか70万ですか、今現行で借りておると思えますが、その金額を30年引き継ぐのか。これを引き継ぐということは非常に難しいと。そうすれば向こうが5年でと言ってもだめだと。そうした中で交渉の中で10年としたと。そうした中で折り合った形でこのような形で今回提出させていただいております。

だから、相手の言いなりとかそういう形じゃなくて、そうした諸案を勘案しながらさせていただいたということ、私のほうから答弁とさせていただきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。



1 番（後藤幸吉） こういう文化会館が要するにあるから、借りにゃいけんということでしょう。先ほど、不動産鑑定士云々っていう、不動産鑑定士にちゃんとあそこを鑑定させて、その金額、土地を借りる場合、坪何ぼというて、それがあの場所で適当であるというやつを専門家からいただいておりますか。先ほどは坪単価確定してとお話をあなたはしたが、それまではそんな話しよらんかった。ちゃんと専門家に鑑定させて出した金額ですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員さんね、議員さんのほうから市は相手の言いなりで土地を買いとこいった話があったんで、市が土地を買う場合につきましては、不動産鑑定をもって購入していますということでお話をしたので、それが借地のベースになるとかいったようなお話しはしておりませんので。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） そしたら、今回はそれは借り手と貸し手じゃ、専門家の意見は聞いておらんのかな。それとか、そのほかの事例は調べとらんのかな。あくまで文化会館が建つておるから借りないけんから、そういう金額で借りたっちゃうことでいいんでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） このことは、先ほど議員がおっしゃったように、個人との契約なんで、これが専門家の意見でどうこうできるようなものではないだろうと。ですから、この金額が適当であるといったものは、仮に数値自体が、私も直接は聞いてないですよ、ですけども、それで契約が固まるものではないというふうに理解しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） どうもありがとうございました。今の部長の売り手と買い手が決めるのでちゅうことはよう参考になりました。午後、大手前のことをやります。だから、その参考にしたいと。

議長（小野宗司） 以上で後藤議員の質疑を終わります。

次に、議案第109号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、高司政文です。

議案第109号、佐伯市税条例等の一部改正について議案質疑を行います。

議案の説明を見ますと、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律という長い法律が制定されたということで、それを受けて税制改正という条例の改正となりますが、中身がいろいろたくさんありまして、例えば寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるということで、5,000円を2,000円に引き下げるといふ、これはいいことかなと思いますけど、そういうふうなものとか、それから肉用牛の売却による事業所得にかかる市民税の課税の特例ということで、これを免除の適用期間を延長するというのがあります。ただ、このいろいろな中で2点、ちょっと問題があるんじゃないかなというところがありますので、きょう質疑を進めさせていただきます。

まずは、不申告に関する罰則の追加及び料金の引き上げについてということで、条文を見ると罰則が評価される項目が納税管理人の不申告とか市民税の不申告、退職所得の申告書の不提出、固定資産税の納税管理人の不申告、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、特別土地保有税の不申告、鉦産税納税管理人の不申告ですね。これは一部は新たに追加になってますけ

どね、こういうふうになります。違反をしますと料金が3万円以下の罰金から10万円以下の罰金に引き上げられるようになっておるわけですね。

そこで、3点お聞きします。

まず、罰則を強化する目的、理由は何かを教えてください。

それから、市民税とかは以前から罰則規定があったんですけど、これまでの実際の運用はどうされていたのか。例えば適用があったとか、こういうふうなマニュアルに基づいてやっているとかそういうことですけど、それを2点目に。

それから、3点目に市長が提案理由の説明で秩序犯にかかる金の引き上げ云々という表現を使いましたけど、秩序犯とはこの条例改正の場合に具体的にどのような犯罪を指すのか。また善意で不申告を、うっかり不申告をしたとか、こういう場合も秩序犯として犯罪者扱いするということなのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。財務部長の井上勇でございます。

高司議員の不申告に関する罰則の追加及び過料の引き上げについての3点について、一括してお答えいたします。

まず、目的、理由であります。先ほど議員がおっしゃったように、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に公布されたことに伴い、今回、改正するものであります。

地方税法第317条の5に市町村民税に係る不申告に関する過料の規定があり、条例で過料を科する旨を定めることができるとされております。

そのほか、各種申告不提出に対する罰則とし

ての過料の上限額が3万円から10万円に改正されたことに伴い、国、大分県、他の自治体との均衡を考慮して改正するものであります。

今回の改正が罰則を強化することによって公正公平な課税による税収の確保を目的とするものであります。

次に、実際の罰則規定の運用であります。議員がおっしゃったとおり以前から罰則規定はございます。しかし、実際に過料を科した実例は現在のところありません。

この条例において秩序犯とはとの質問ですが、先ほど議員がおっしゃったとおりで重複しますけれども、もう一度言わせていただきます。

市民税、固定資産税及び軽自動車税の納税義務者が申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合の申告書不提出犯。納税管理人を定めることを要する市民税、固定資産税、鉱産税及び特別土地保有税の納税義務者で申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合の納税管理者に係る不申告犯、並びに分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由なく提出しなかった場合の退職所得申告書不提出犯などを指しております。

ただし、国からの改正通知においては、各種申告書不提出犯などを秩序犯と位置づけていますが、ここで言います過料とは刑法上の刑罰ではなく、地方公共団体の条例規則違反等に対するものであり、議員が犯罪者扱いするののかということでありまして、そういう意味において犯罪者扱いするものではございません。

議長（小野宗司） 善意の場合、善意の不申告の取り扱い。

財務部長（井上勇） 善意の不申告につきましては、うっかりということでございますけれども、この申告制度についてはかなり以前からずっとある制度でありまして、うっかりということにつきましては善意というような解釈をしておりませんし、当然これにつきましても犯罪者扱いするものではありません。当然これは、仮に忘れても、例えばこちらから再度申告をしてくださいという通知等を担当のほうでやっておりますので、そういう意味での善意という解釈については、若干わかりにくい面があるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 罰則強化の目的という、もちろん法律改正があったからということで、若干一つ公平な観点からって言っていましたけど、政府が地方税法改正のときに、他の経済犯とのバランスを考えて罰則を見直すと答えているようなんですね。それで、この上に、この議案は地方税法の関係ですけど、実は同時に背景に所得税法等も改正になっていますね。この中には所得税のほか法人税、相続税、贈与税、消費税等にもすべて適用すると。所得税等に関しては罰金刑の上限が20万円から50万円に上がるというふうなことで、強化されています。心配なのは、中小業者、特に皆さんが私は心配だと思うんですね。というのは、今言ったように法人税とかいろいろ入ってきますし、消費税まで入ってくる。それから、具体的な秩序犯の中身を見ると、検査忌避犯、要は税務署が調査するのに対して居留守を使うとかね、そういう忌避犯、それから虚偽帳簿書類提示犯、違う帳簿を出したとか、それから、記帳義務違反、これも含まれていますね。これ、こういうふうなものは記帳しなきゃいけないのに、してなかったとかね。そういうふうなことも秩序犯として罰則強化されているんですよ。

そうすると、税務署なんかは、今、結構あちこちで立ち入りをしたり、中小業者、本当に経営が大変で申告も、それこそ本当深刻な状況になっているところにね、税務署が今でも権利を侵害して立ち入ったりしているのを聞きますけど、これが法律を背景にやれると、ちょっと業者の方がですね、ちょっと待ってくれというふうなことを言っても検査忌避犯、忌避だということでしたり、帳簿のミスがあったら記帳義務違反だというふうなことでやられるということが可能性があるんですね。実際に、商工業者団体なんかはそういうおそれがあるとして抗議しています。その延長線上にこの地方税法の改正もあるもので、私が聞きたいのは、そういうさっき言いました政府が他の経済犯とのバランスを考えて罰則を見直すと言いましたけど、市のほうもそういう意味で言うと、結局一般にペナルティーとか金融犯罪あるいは詐欺罪とか横領罪、こういうものと同列に扱うと、そういうことですね。他の経済犯とのバランスを考えるとということは、そういうふうな一般に報道されるような大きな犯罪ね、悪質な犯罪と同列に扱うということになるんじゃないかと思う、その辺の私違和感があるんですが、見解をその辺をお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

私どもの秩序犯の考え方でありまして、これは先ほど言いましたように、各種義務違反だという部分でとられておりますので、若干議員さんとおっしゃる考え方が、秩序犯に関する考え方は見解の違いがあるのかなと考えております。ですから、そういう意味で、あくまでもこれは各種義務違反だと、要するに提出をしなかった場合、これをもって秩序犯とするというような解釈をしておるところであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） そしたら、例えばケースでお聞きしたいんですけど、市民税が入ってくるということでちょっと心配していますけど、例えば本当にごく一般の善良な市民の人が、ちょっと小遣い稼ぎでちょっと何かしてお金をもらったというようなことも、これ、結局この規定からいくと不申告に当たるんですかね。そういうふうなことになる、善良な一般市民をということになるんで、具体的な例ですよ。例えば、そういうこともケースとしてはどうなんですか。考えられるんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 税の申告でありますので、当然これは税の申告は国民である以上、例えば市に対しては市民である以上申告をしなければいけないとなっておりますので、自営の方であろうと、申告しなくていい方は、当然、給与報告が出ている方とか年金受給者等ありますけれども、それと扶養に入っている方とありますけれども、当然、先ほど言いましたように申告しなければならない方であれば、そういう所得があれば申告時において当然申告すべきだと思っておりますし、もし申告がなされなければここで言う秩序犯という解釈になるのかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） はい、わかりました。

質疑ですのでこの辺で終わって、次の二つ目の心配というか問題である軽減税率の特例期間の延長についてお聞きします。

今回、平成21年でしたかね、一度軽減税率をやめるということになりまして、結局延長になって、今回さらに2年間延長になるということで、中身は上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得についてであります。それぞれ2008年から2010年分の税込、税収というか、結局県民税として課税されますよね、課税額というのがありますけど、その実績をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

上場株式の配当所得及び譲渡所得については、御案内のとおり分離課税のため他の所得とは別に税金が計算されます。税額としては他の所得と合算ということになります。

なお、配当所得については、配当額そのものがごく少額であるので、各年度とも加税額はゼロということになっております。

それと、先ほど言いましたように、質問では税込実績でありますけれども、議員がおっしゃいましたように、課税額でということになりますので、県に提出した課税状況調べにおける課税額でお答えいたしたいと思っております。

上場株式の上場所得の市民課税額については、2008年195万8,000円、2009年53万3,000円、2010年34万2,000円となっております。以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 軽減税率が適用された当初は、佐伯市も300万ぐらいありまして、年々減って今は3分の1、最後の34万2,000円ということになります。市はそういうことですが、県民税で課税された分はその後どうなるかということ、全県的に集められて、佐伯市には配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金として返ってくるということになりますので、関係が大いにあるわけですね。その率は大体県全体の課税総額の約5分の3ぐらい、59.4%、若干各県によって違うらしいですけど、そういうふうには書いてあるということで、配当割交付

金と株式等譲渡所得割交付金の今年度の予算を見ると、500万円と200万円もらっています。平成21年度決算を見ると、前者で571万9,000円で後者が316万7,000円として歳入になりますので、合わせて889万6,000円の歳入になっていますね。これが軽減税率を適用しなくて、本則、いわゆる税率20%というのは、定額税率というのは10%になっておいて、国が7%、地方が3%の配分をしています。20%の場合は国が15%、地方が5%になりますので、適用しなかった場合、本則の20%に戻した場合は結局3分の5倍することになりますね。すると1,482万6,000円の収入になっていたと思いますけど、その辺の考え方はこれでいいかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 当然、市の財政を預かる担当としては、歳入は多いにはこしたことはございませんけれども、今回はあくまでも法律の改正によるものでありますので、それによって下がった分にはやむを得ないと思っております。

基本的には2カ年の適用期間の延長でありますので、その先はどうなるかちょっとわかりませんが、そういうことで、財政担当としては多く入ることにこしたことはないと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） この辺で終わりますけど、結局こういうものの適用を受ける人たちというのは、もう財産家ですよ、早い話株をいっぱい持っているとかね、そういうふうなことが多いです。大分県で見たら、昨年度、1億9,300万円ほどになるんですよ、この課税額。国レベルで平成21年度の実績を見たら配当割が461億7,400万、株式等譲渡所得割が221億4,000万で合わせて683億1,400万になるみたいです。所得税として課税、国レベルで国で7%加えたら約2,277億円にもなるんですよ。だから、軽減税率を延長する、半分にすることですね、ということは、年間国レベルでいうと2,277億円もの減収になると。もちろん国が減収になったら地方に配分される分も減るんですよ。だから、その分逆に大資産家にとっては減税になっているというのは、この税制の問題点ですね。

こういう証券、優遇税制の一方で、政府は今回財政が苦しいということで、社会保障・税等の一体改革ということで、年度末までに年金を減らしたり消費税を上げて保育・医療・介護などの制度を悪くしようとしていますけど、こういう議案はそういう背景ね、そういう問題があるということを指摘して、議案質疑は終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司政議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

これにて議案質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者江藤英城）以上1件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第 2 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第 2、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成23年第 6 回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 1 0 3 号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第 1 号）	分 割
第 1 0 4 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	教 育 民 生
第 1 0 5 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	教 育 民 生
第 1 0 6 号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	経 済 産 業
第 1 0 7 号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	総 務
第 1 0 8 号	佐伯市暴力団排除条例の制定について	総 務
第 1 0 9 号	佐伯市税条例等の一部改正について	総 務
第 1 1 0 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務
第 1 1 1 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）	総 務
第 1 1 2 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設
第 1 1 3 号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建 設
第 1 1 4 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設
第 1 1 5 号	工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）	建 設
第 1 1 6 号	佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について	教 育 民 生
第 1 1 7 号	佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第 1 1 8 号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について	経 済 産 業

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建 設
第 2 号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 1 0 号	佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する	総 務

	通学費の補助についての請願	
第 1 1 号	郵政改革法案の早期成立を求める請願	総 務

日程第 3 一般質問

議長（小野宗司） 日程第 3、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1 番、井野上準君、2 番、後藤幸吉君、3 番、上田徹君、4 番、吉良栄三君、5 番、清家儀太郎君、6 番、佐藤元君、7 番、後藤勇人君、8 番、三浦涉君、9 番、榎田穂積君、10 番、御手洗秀光君、11 番、兒玉輝彦君、12 番、高司政文君、13 番、井上清三君、14 番、河野豊君、15 番、浅利美知子さん、16 番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は 4 番までといたします。

10 番、井野上準君。

10 番（井野上準） 10 番議員の井野上準でございます。

トップバッターということで、少々緊張していますけど、通告に従いまして一般質問を行います。

まず大きな 1 点目でございます。佐伯市の観光についてお伺いをいたします。

地方の高速道路を 50 区間で昨年 6 月末からの無料化社会実験がことしの 6 月 19 日限りで終了いたしました。東日本大震災の復興費捻出は仕方ないと受けとめながら、高速無料化により観光、生活利用が進んでいただけに、沿線では集客面等で大きな影響を受けています。まさにはしごを外された気分です。佐伯市も人ごとではなく、観光客を呼び込む今までと違った新しい対策を考えなければいけません。今までの観光といえば、単純に集客することだけが課題だった。集客をすればいい、だからイベント、祭だ、大会だ、花火だと集客に金をつぎ込んでいたわけですが、今後の戦略をどのように考えているのでしょうか。

そこで、まずアの高速道路有料化になって佐伯インターの状況についてお伺いをいたします。

6 月 20 日より高速道路有料化になり 2 カ月半が経過いたしました。佐伯インターの交通量もかなり減っていると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、井野上議員の質問にお答えいたします。

まず、高速道路有料化になって交通量がどのようになったのかという御質問でございますが、高速道路無料化社会実験と休日上限の 1,000 円が実施された昨年 7 月の佐伯インターの交通量は、約 41 万 8,000 台でありました。これ 1 日平均 1 万 3,500 台です。それに対しまして、無料化と休日上限 1,000 円がなくなったことしの 7 月は、約 22 万 7,000 台、1 日平均約 7,300 台とほぼ半減ということでございます。ただし、無料化開始前の一昨年の 7 月は、約 18 万 8,000 台でありまして、1 日平均約 6,000 台ぐらいで推移をしておりました。無料化開始前と比較すると若干でありますけれども伸びてはおります。

現状は以上であります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10 番（井野上準） 佐伯インターの交通量についての状況は、今説明がありましたのでよくわかりましたので、イに移りたいと思います。

観光客の動向についてお伺いをいたします。

高速道路の有料化になりまして、県外から1,000円でやよい、そしてかまえ道の駅等にはたくさんの客が来てにぎわっていたわけなんですけど、ここ2カ月間で利用者数と売り上げは大幅減ってきているんじゃないかなと思いますけど、その辺の状況をお願いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 高速道路有料化になっての観光客が道の駅かまえとかやよい、宇目等の利用者数でございますけれども、前年とことしの7月を比較いたしますと、道の駅かまえの売り上げが約40%減、やよいは約13%減、逆に宇目は約19%ふえております。道の駅かまえの減少が目立ちますけれども、これは昨年無料化に合わせて誘客キャンペーンを積極的に行って大幅な集客量があったため、ことしとの差が大きく出た関係であります。

また、道の駅宇目は増加しておりますけれども、これは昨年宮崎の口蹄疫の関係の影響がありまして、かなり落ち込んだ分回復したと。道の駅宇目の利用はほとんど宮崎県の方が多いというふうに聞いております。

道の駅の全体で昨年に比べレジ数で約16%、売り上げで約24%減少しております、無料化と休日上限1,000円の中止の影響は否めないところであります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） この高速道路の無料化というのは、6月19日までということで、もう前もってわかっていたことなんですけど、この有料化に対する対策というのは、いろいろな協議会等で十分対応策というものはそれまでに練ってきたと思われまして、この対策の効果というものは出ているのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 対策効果ですけれども、観光協会初めいろいろな努力はしておりますけれども、今これ、顕著にあらわれておるといふふうではございません。これからまた対策を再度練り直して、また皆さんのほうにPRをもっと強くしていかなきゃならないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） そこで、道の駅の代表者であります塩月副市長にお伺いいたします。

先ほど言われたように、レジ数で16%売り上げで24%の減ということで、非常に厳しい状況でございます。やはり利用者数、そしてこの売り上げ減少に歯どめをかけるためには、どのように考えているのでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） おはようございます。

道の駅やよいの社長ということもありまして、御質問をいただいておりますけれども、逆にですね、道の駅やよいだけでなく、道の駅株式会社、道の駅宇目、そして道の駅かまえ含めて非常に高速道路の無料化から有料化の影響が大きいのは否めません。その中にありまして、道の駅やよいは佐伯市に旧佐伯市に近いということもありまして、そんなに減少はしていないんですけど、やはり震災の影響で市民また地域住民の方が行楽という意識の低下もあったのではないかと思いますし、原因そのものはどちらかという道の駅やよいに限れば通減といえますか、毎年若干少しずつ減っているのは間違いありません。やはり何と言っても、道の駅の野菜の部分が、非常に道の駅やよいだけでなく、JAも始めておりますので、その影響もあったかと思えます。そういう中で、この無料化そのものが、こんなに早く私は、ま



だまだ続くんではないかと思っていましたけれども、やはり苦難を得て現政権もやめざるを得なかったんではないかと思えます。佐伯市の全体の観光の中の一翼といいますか、全体として蒲江、そしてそれぞれの海の力、山の力、そして行楽のドライバーに対するサービスの力、その支え合いが佐伯市全体の私は観光を担っているんじゃないかと思えます。ですから、佐伯市の観光そのものをやよい道の駅で背負っていくという力強い宣言はできませんけれども、今までどおりしっかりとした対応をしながら、地域の力でもっておるところがありますので、力を大事にしながら頑張っていくしかないと思っています。

また、今度2人の議員さんが中心になって地域の物産を集めて11月に佐伯の物産フェアをコスモタウンでやろうという企画が出ておりますので、道の駅やよいとしても全面的に協力しながら、再度道の駅やよいのよさというものをどういうふうに出すかということも考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 副市長から言われましたように、やはり私も海、山の協力体制をしっかりと行って、そしてまた何か仕掛けをやらなければいけないと思えます。今言いましたように、11月にコスモタウンで物産フェアというのを各地域の地産地消の加工品が中心になるんではないかなと思えますけど集めてやるということで、新しい試みで大変いいことではないかなと思っております。

続きまして、ウの観光に関する県の補助金の活用についてお伺ひいたします。

佐伯市は財政的に厳しければ、やはり県の補助金等を有効に使い、観光客をたくさん呼び込み地域を活性化すべきだと思えますが、現在、佐伯市が使用している県の補助金の利用はどういったものがあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。

現在、使用している県の補助金の利用はどれぐらいかということでございますが、観光事業の推進に当たっては、大分県南部振興局を中心に県からのさまざまな面で御支援、御協力をいただいております。県の補助金の利用状況ですが、昨年度は地域活性化総合補助金を活用いたしまして、高速道路無料化社会実験対策として行った誘客のためのスタンプラリーやPRイベントと市の観光素材調査などの事業に対して、その事業費の2分の1、約325万円を補助していただきました。

現在、今年度もまた9月補正でその県の補助金の関係を上程いたしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） やはり、市としては県の振興補助金を余りあてにしてばかりいてはよくないわけなんですけど、最初の観光に関しても何に関してもなんですけど、そのきっかけづくりの部分では、やはり幾らか補助がなければ苦しい面が多いんじゃないかなと思っております。

しかし、補助の期間が2年とか3年とかありまして、切れたらやはりその自社努力で独立していくような支援を行政はしなければいけないんじゃないかなと思っております。現状見てもみると、ずっと手とり足とりの状態が続いているようなケースが多いように見受けられますけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おっしゃるとおりでございます。ただ、県の補助金も1年限りということでありますし、同じ物を、素材を使った補助金はだめですよということでもあります。ですから、そこは手をかえ品をかえ、いろいろ補助を探っておるところです。

ほかのところも観光協会のほうを通じて、支部とかそういうものを通じて、支部に補助をいたしておりますけれども、そこはそれなりの地域の特性を生かしたイベントあたり、観光事業の施策を行っておりますので、それは続けていきたいなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 毎年、今部長が言われましたように、同じ項目では補助金がもらえないというような厳しい面もあると思いますけど、その辺の工夫を角度を変えながらもらうような体制づくりをできるだけしていただきたいと思います。

続きまして、エの力を入れている観光と広報活動について、最近の新しい取り組み、またそのPRの方法はどのようにしているのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 最近の新しい取り組みとPR効果につきましては、海・山・川の自然と豊かな食材は佐伯市の大きな魅力であり、食観光を大きな柱として位置づけております。地物ネタにこだわった佐伯寿司街道やぶんど井街道、東九州伊勢えび海道、佐伯ごまだしなどの地域の特性を生かした食のキャンペーン事業に取り組み、着実に成果を上げていると思っております。

今年度は、新たにS-1プロジェクトとして、郷土料理や新作料理のさらなる掘り起こしに取り組むべく準備を今進めているところであります。

PRでは、テレビ、ラジオ、雑誌への働きかけ、また福岡市、関西方面等での旅行エージェントへの商談会など、さまざまな取り組みを行っております。

福岡県域においては、佐伯市をアピールする目的で福岡市役所前広場で開催しております「佐伯市食と観光のまつり」では、昨年は9万人を超える来場がございました。

また、一昨年からは大ブームとなっておりますB-1グランプリにごまだしうどんが出場しております。これまで幾つものテレビ番組や雑誌などでたびたび佐伯市が紹介されていいますが、これらの活動がその呼び水となっていると思います。

さらに観光パンフレットなども積極的に配布しており、市を訪れる観光客の目に触れやすいよう市内のコンビニエンスストアなど、さまざまな場所に協力をいただいて観光パンフレットを置いております。以上であります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） この食観光につきましては、市長も毎日、口を酸っぱく言っているような状況で、当然力を入れるべきであると思っております。

先ほど、話の中にB-1グルメの話が出ましたけれども、このB-1グルメとは、やはり食べ物を提供するのではなく、趣旨としましてはまちを売る、つまりまちおこしを大いにPRして活性化につなげていくことを目的としていると思います。

しかしながら、賞に入らなければなかなか現実としては知名度が上がっていない、上がってこないというのが事実だと思っております。今回、11月12、13日にB-1グルメ、姫路のほうで開催されるのに出場ということであるわけなんですけど、いつも同じようなことで出

場ではなかなか賞ももらえなく進歩もないと思いますけど、今回、日にちもありますけど、前回と違ったこんなところが違うんだというふうな何か作戦といいますか、取り組みはあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） B - 1 グランプリのほうでございますが、姫路でことし行われます。これは、ことし観光課と観光協会はこれにかけているわけなんです。山梨県が昨年優勝しまして、数十億の経済効果があったということでございまして、その賞に入らなければなかなかメディアに取り上げられないということがございます。ことしは、佐伯市ごまだしうどんを10位以内、あわよくば3位以内にもっていこうというふうに計画を練っているところであります。予算的にも昨年とは違って多くつけていただきました。これは、はしの数で等が決まるわけです。そういう何杯売るかによりますので、これの練習をして、余計に売ると。そして、事前にも姫路のほうで、関西のほうでPRをするというような計画を立てておりまして、ことしに実はかけております。一生懸命頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 非常に前向きな心意気ということでですね、ぜひ欲を言えば3位以内に入って、報道関係も飛びつくと思います。もう3位以内に入れば目をつぶっておっても佐伯のほうへ来てごまだしうどんも売れるというような状況になるんじゃないかなと思っておりますので、大変期待をしているところです。

それから、ちらっとのぞいたんですけど、S - 1 郷土料理発掘というふうなことを言いましたけど、その辺の詳しい内容等についての説明をお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） S - 1 プロジェクトといいまして、郷土料理のさらなる発掘、いわゆる第2のごまだしうどんみたいなものはないのかということと、それと新作料理、いわゆる食の観光を打ち出してしておりますので、これをやろうと。このSは、実は市長からの指示でございますが、SはいろんなSがあるんだということで、スーパーであり最強のSであり、すぐれたものであるといういろんなSがあります。そのS - 1であります。

これ、郷土料理のグループとかそういう人たちと話し合いを続けております。これをもとに、また第2のごまだしうどんというような発掘ができればいいなど。それとまた、スイーツのほうを研究しておりますので、一同に集まってスイーツ選手権みたいなものができればいいなというふうに考えて、今、進めている段階です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） そのB - 1 グルメもさることながら、佐伯の広いエリアの中でそれぞれの地産地消を生かした郷土料理の発掘ということで、第2のごまだしうどんを目指しているというふうなことで開催すると思いますけど、開催自体は非常にいいことだと思います。例えば、やよいはですね、おにぎり選手権のようにその場限りで終わるのではなく、やはり実となり花が咲き、そして行く行くは佐伯の食材の名物に育つぐらいの、そこまで真剣に考えているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 確かに指摘のとおり、おにぎり選手権等を行っております。

一応、当商工観光部としては販売も余力さほど力を入れていないのでございますので、その反省を踏まえて販売できる体制をとりたいというふうに思って、そういうスイーツ選手権等も考えておりますので、意に沿うように頑張りたいと思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 販売できる体制づくりを確実に行ってもらいたいと思います。

それと、広報の件なんですけど、あらゆる広報の手段を使っているいろいろもうやっているわけなんですけど、一つ私としては提案があります。

例えば、最近にはケーブルテレビというのがありまして、イベントとか祭等の紹介があるわけなんですけど、大分県内同士、そして福岡などと観光、それからいろいろな情報をお互いに番組等で紹介するというふうなことはできないのか。また、そういったことを観光課のほうで検討したことはあるのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 結論から言いますと、もう既に行っております。これ、大分のケーブルテレビと別府のケーブルテレビのほうに、我々職員あるいはキャンペーンレディが行って佐伯市のイベントなり情報をそこで出演するというような形をとっております。

ただ、県外はまだこれからなんですけど、県内のほうの分は大分、別府のほうは既に行っていますが、まだほかのところはこれから探ろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 県内はもとより、やはり県外、福岡と先ほど言いましたけど、中国地方やら関西、関東方面の方が、逆に言えばお客のほうが多いんじゃないかなと思っておりますので、そういった大変難しいとは思いますが、そういったローカルな番組があれば、ぜひバーター取引と言うたら悪いんですけど、お互いに情報交換できるような番組があれば、ぜひお願いしたいなと思っておりますので、検討をお願いします。

続きまして、オの今後の観光対策について。

今までの先ほど言いましたように集客を中心とした取り組み、イベント、祭等と並行して、当然それはやっていかなければいけないんですけど、今後は着地型、民泊などに力を入れるべきではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。

今までの集客を中心とした取り組み、イベントや祭と並行して、今後は着地型や民泊などに力を入れるべきではないかということでございますが、まさにそのとおりだと感じております。

最近、観光客の志向が変化し、団体旅行から個人旅行へ、そして単に有名な建物や施設を見て回る観光ではなくて、その地域の持つ独自の文化や歴史、また生活様式、食べ物などを知り体験するスタイルの観光へとシフトしております。

このため、地域の人々は地域の素材を生かして企画する着地型といわれる旅行商品が人気を博すようになっております。現在、ふるさと雇用を活用し、佐伯市観光協会では、着地型旅行メニューの素材調査と実証実験を行っており、佐伯市ならではの旅行商品を売り出していきたいというふうに思っております。

また、平成21年度に佐伯グリーンツーリズム研究会が組織され、農家民泊を中心とした民

泊も活発になりつつあります。自然豊かな農村や漁村で農林漁業や郷土料理などを体験するこれらの民泊は、子どもへの教育面でも大きな効果があることから、修学旅行に取り組むところがふえております。

佐伯市でもことし5月京都市の中学校の修学旅行約200名を臼杵市と共同で初めて受け入れました。その実績から、この9月下旬にも大阪の中学校から約200名がここに訪れます。海・山・川すべてがあり、さまざまな産業や文化がある佐伯市は、民泊のポテンシャルが高いというふうにも思います。今後も関係団体の皆さんと協力しながら、これの推進を図っていききたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） その高速道路の開通から3年が経過いたしましたして、今、まさに観光としてのステップアップが求められていると思われれます。従来の観光は、発地型観光といいまして、主に旅行会社が見学先を決めて、旅行者の余り意思に関係なく旅行するというものでしたが、これからはやはり先ほど言いましたように、受け入れ先がやはり積極的に立案をして、そして、地域住民の視点でスポットを割り出してルートをつないでいくというような着地型のルート開発が時代に私はマッチしていると思います。

先ほど部長の答弁でもありましたように、今後は、そういった着地型観光に力を入れていくということなんで、ぜひ観光課上げて取り組んでもらいたいと思います。

そしてまた、ここに堺市の着地観光の事例というのがありまして、ここは四つのコースを用意いたしております。例えば、Aコースがお香づくり体験、Bコースがこんぺいとうづくり体験、Cコースが包丁研ぎ体験、Dコースが和菓子体験という四つのコースがありまして、堺市もバスガイドですね、半額補助をするというような対応をしております。

従来は、旅行商品として考えられなかったそういった伝統産業の体験ツアーがなぜ成功したのかといいますと、伝統産業の業者、そして観光コンベンション協会、そして観光ボランティア協会、そして旅行会社が協力連携し合ったためにこういった図式ができて、成功事例として挙げられているわけなんですけど、佐伯市もそういった商工会議所筆頭に観光協会いろいろあるわけなんですけど、そういったところとの連携がまだ十分ではないと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 体験型の観光については、ブルーツーリズム、いわゆる海型の体験だとかいうふうなことは進めてはおりますけれども、それは一業者との連携であります。大きな会社だとかそういうところとの連携はまだまだ確かに言われるとおりこれからだと思います。ぜひ参考にして進めていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） ぜひそういった横の連携をしっかりと結んで、受け入れ態勢というのを確立していただきたいと思います。

それから民泊の件なんですけど、先ほどの修学旅行、京都から5月に受け入れたということで、これは初めての取り組みではないかなと思います。そしてまた9月には200名ほどの大阪の中学生の受け入れも決まっているということなんですけど、やはり地域のおじいちゃんとかおばあちゃんと汗を流して一緒に食事を楽しみながら、その団らんをする喜びというのは、生徒にとっては自分自身の生活や家族との関係、そして自分の将来について見詰め直

すことができる最良の私は機会となると思います。このぬくもりのあるありのままの田舎暮らしというのは、子どもの教育、学校では体験できない、学校で解決できないような難しい内容を一気に解決できるのではないかと思いますけど、その辺の見解があれば、これはどちらになるのかちょっとあれなんですけど。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 昨年受け入れましたところは、非常に京都の中学校でしたが、民泊をしているところと1泊や2泊だったんですけども、非常に別れるときに、やっぱりお互い涙を流しながら別れたということで、非常にいい体験をしたんだなというふうに思いました。こういうのが広がっていけば、また両方が、子どもたちもいいし民泊のほうもいいということで進めていきたいと。これから岡山だとか、関西方面も営業をかけておりますので、また徐々にふえてくるだろうというふうに思っています。こういうのを、こういうつながりを広げていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 観光関係に対して、その観光関係の職員、聞くところによると大体10名体制で5名ほどがそういったソフト面の営業に回っていると聞いております。今回の経験というのを大きな自信を持ってPR活動していただきたいと思います。

民泊のメリットというのは大変大きく、今後、また進めていかなければいけないということなんですけど、逆に今抱えているデメリットも当然あると思います。

例えば、民泊の受け入れ件数が少ないとか、当佐伯市は交通の便が悪い、このような問題をどういうふうに今後カバーしていくのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 民泊は、グリーンツーリズム協議会をつくっていますが、これも10数軒、20軒近くにふえました。これは徐々にふえていく努力をしていきたいというふうに思っています。

それとあわせて、これは大事なことなんですけども、おもてなしの事業も進めていきたいというふうに思っています。ただ受け入れるだけではなくて、そこにやっぱり来てよかったという人の思いを大事にしたいというふうに思って、観光課、観光協会あわせて合同でおもてなし講座を実施する予定でありますので、あわせてそれも大事だろうなというふうに思っております。広げていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） いろいろなマイナス面は、やはり今部長が言いましたように、おもてなしの心を持って対応すれば遠くからでも来ると思いますので、こういった講座の開催というのはちよくちよくやりながら、意識を高めてもらいたいと思います。

それでは、大きな2点目の佐伯市内の公園の管理運営についてお伺いいたします。

佐伯市は、平成17年3月3日に合併いたしまして、903平方キロメートルの面積となり九州一広くなりました。都市計画公園も、旧佐伯市だけでも37カ所と聞いております。他の8地域にも当然公園がありますので、膨大な数になります。維持管理はそれぞれ行き届いているのでしょうか。

ア、公園の数と維持管理費について。

小さな1点目としまして、佐伯市の公園は幾つあるのか。そのうち、地区委託、業者委託

等は何件あるのか。

小さな2点目としまして、昨年度公園の維持管理費は幾らですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 井野上議員の市内の公園の管理の関係ですけれども、まず公園の数としましては、佐伯市には145カ所の公園がございます。

その公園につきましては、利用目的とか設置目的、またつくったときのどういった補助金を使ったかと、そういったことに応じまして、管理をそれぞれ所管課10課で行っております。その管理の内容としましては、地区への委託が64カ所、それから業者への委託が59カ所、それから所管課が直接行っているのが22カ所となっております。

それから、小さな2項目めの維持管理、それらの公園の昨年度の維持管理費につきましては、1億2,551万3,920円となっております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 公園の数が145カ所と、そしてまた維持管理費も1億2,500万余りということにして、多額の金額が使われているわけなんですけど、合併して平成20年度まではなかなか公園の維持管理が予算との関係上十分できなかったんじゃないかなと思っております。なぜならば、平成21年度より23年度までの3年間、今年度いっぱい緊急雇用の国からの補助金も終了するわけなんですけど、この10分の10の補助金で公園も十分とは言わなくても大体整備できたのではないかと思いますけど、その辺いかがでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 先ほど議員のおっしゃられた緊急雇用での公園の整備についてですが、これは主に周辺というか振興局が今までそういった手が回らなかったところを中心にやっております。市内の都市計画公園とかそこらにつきましては業者委託でやっておりますし、大きな公園といいますか、先ほど145カ所ということで申し上げましたけれども、一番大きなのは都市計画の公園が大きいです。これは全部業者委託でやっております。

それから、建築住宅としまして、市営住宅の中に同じ敷地内に公園がございます。こういったところにつきましては、地区の委託と、そういったことでやっておりますし、先ほど議員がおっしゃられた緊急雇用での部分につきましては、そういった今まで手が回らなかったところを中心にといいますか、そういったところに光を当てたといいますか、そういった部分での作業をしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 公園によっては、地区の人から草ぼうぼうでどうなっておるんかとよく問い合わせがありまして、ことしになって初めてここ切ったんやなと言ったらオーバーな話なんですけど、今度2回目を6月から8月まで1回目切って、また9月からまた2回目を今回切るというような状況ですわね、大変喜んでいたので、そういった点はどうなっておるのかなと聞かれましたけど、聞くところによると、今答弁の中にありましたように、今まで手の届かなかったところをやったということで、はい、わかりました。

それでは、イの今後の予算面と管理運営体制についてなんですけど、国からの補助金が今年度いっぱい切れるわけなんですけど、来年度以降の管理が手薄になっていくのではないかなと考えておりますけど、その辺いかがでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 先ほどの答弁でも、私、お答えしましたように、緊急雇用という部分、10分の10の補助があったがために手の届かないところに手が回ったということのを逆に裏返せば、そういった補助がなくなれば、実際には国からの補助金が今年度限りとのことでございますので、それとまた現在行っております公園の管理に関して、直接的な補助がありませんので、今まで21から23年度におきまして、そこらを緊急雇用の中でやったということでございます。

今後の公園の維持管理につきましては、それぞれ所管する、先ほど申しましたように10課で所管しておりますので、それぞれ所管します公園の管理経過が異なっていると指摘されたこともあります。今後につきましては、関係部署と協議を行いまして、管理体系といいますが、管理方式の統一化、一元化を図りまして、適切な公園の管理を行っていきたいと考えております。

ただ、今までやれてたのにやれないという部分はどうしてもやっぱり起こり得ると思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 公園というのは、私が思うのに市民が集まったり子どもたちを連れて行って遊ばせたり、そして自然のままの状態を保存したりレクリエーション等が対象の場として定めた場所だと思っております。この街区公園であります児童公園は、佐伯市には15カ所近くあると思いますけど、ほかの地域もたくさんあるわけなんですけど、公園がほとんど利用されていない状態のところが多いんじゃないかなと思っております。その証拠に遊具がさびて動かない、そして草ぼうぼうで遊べなくどうしようもないような状態です。今、公園の草刈り等、整備等しているわけなんですけど、やはり幾らきれいにしても、その後使用しなければ荒れてしまうのは目に見えていると思われまして、今後はといたら悪いんですけど、利用しないのが悪いんですけど、公園の利用方法を何か考えているんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 確かに公園によっては非常に使用頻度の高いところもございますし、場所的なものもあると思います。住居が近いとか、子どもさんがその周りにおられる等々いろいろあると思いますけど、一つには先ほどの公園の管理の御質問にもつながるんですけど、今、区画整理をした児童公園等につきましては、たしかラグビー協会の関係が芝を植えたり、ポットの芝ですね、あれを植えて管理をというようなことも、今、計画的にやっておりますので、そういったことも期待していきたいと思っております。

それから、遊具につきましては、当然これさびておったりとか金具が落ちていたことによって事故等が起きては一番困りますので、実際にはそういったことになれば遊具を一時的に取り外すというのがございます。

それと、公園によっては遊具があることによって、例えば一つの例を言いますと、バスケットボールのさくがあって、夏休みなんか中学生が夜でもバスケットボールをゴールにシュートして、音がうるさいというような苦情がある公園もありますので、そこらはそういったことも加味しながら、住民との意見の調和をとりながら対処していくしかないかなとは思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 公園のそういった遊具等があるのに全然使われていないところが多いわけ



なんですけど、それは公園条例か何かの規定で決められているとは思いますが、例えば使用しないのであればその公園の遊具は新しければほかのところに持って行って使用するなり、もう古いのは撤去して逆に言えばそこを畑にして、地区の人に野菜でもつくらせたほうが、私は非常に有効利用ができるんじゃないかなと、そういったことは可能といったらあれなんですけど、今言ったように条例等あると思いますけど、どうなんでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） まず、遊具の入れかえ等につきましては、基本的にはできないことはないと思います。ただ、一番最初の質問にお答えしましたように、その公園なりを設置したときの補助の絡みがありますので、そこらがうまく他の部署、管理する課とも話ができれば可能かと思えます。

それと、危険な遊具につきましてはの撤去の部分ですね、非常に使用頻度の多い公園であればそこらは修理とかせざるを得ないと思いますけれども、使用頻度が余りなくさびておって危険ということだけであれば撤去、いわゆる撤去といいますか撤去も経費がかかりますので、一次的な措置としてはそれを使えないようにチェーンロープをかけるとかですね、そういった対処はしていきたいと思っています。

それから、畑のことににつきましては、これはちょっと実際には家庭菜園等を借りてしている方はおるとは思いますが、公園を畑にという部分につきましては、これは皆さん、市民の声というのがありますので、これは一概になかなかそうならないと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 財政面でも今年度緊急雇用3年間の補助金も切れて、非常に財政難の佐伯市としてもその公園の維持管理費が予算削減されたり、今後も委託内容について回数の削減なども出てくるんじゃないかなと思いますけど、やはりお金をかけずにいかに美しい公園を維持していかなければならないというのは、まあ大きな課題であると思いますけど、草が余り生い茂り花もなく無残な公園の姿は、市民から見ても非常に心の痛い状態ではないかなと思いますけど、やはりその場しのぎの細切れ委託ではなくて、美しい公園の維持方法と財政面というのを、今後、どのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 先ほどから出ております、緊急雇用の関係での、緊急雇用の場合はほとんどが人件費でございますけど、それに実際には草刈りとかしますもので、草刈り機とか消耗品代等々を加えますと、約990万ほどの支出でございます。それが今度、10分の10の補助がなくなってどうするんだという部分がございますが、これについては単費でもできるのかどうかというのはこれは財政とのまた協議になると思いますけど、3年だけできてこれからは打ち切りよというのなかなか、今までできたのにどうしてという部分がどうしてもあると思いますので、そこらはそういったことで検討、協議を重ねていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

10番（井野上準） 前向きに検討していただきたいと思えます。

それと、先ほど公園によっては維持管理の内容について違いが出ているのではないかなということで、統一化といいますか一元化というふうなことなんですけど、その辺しっかり行っていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩いたします。

午後は1時より会議を開きます。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） お疲れさまです。

午前中に引き続き、今度は一般質問を行います。

また、いつものように大手前の件が主体であります。これが一番今の佐伯市にとって大事と思われるので、納得がいくまで質問をしたいと思います。

まず1番、大手前開発事業は区画整理は佐伯市が、再開発は組合がやるということになっておりますが、責任者はだれか、この事業全体の責任者はだれかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 後藤議員の大手前開発事業の責任者のことについてお答えをいたします。

大手前開発事業につきましては、議員御承知のとおり大別して大きな二つの大きな事業で事業推進を図っております。

一つは、第一種市街地再開発事業でございます。施行予定者は市街地再開発組合。もう一つは土地区画整理事業で施行予定者は佐伯市となっております。

事業の責任はだれかと、だれが責任をとるのかとの御質問ですが、当然のことながら施行予定者である準備組合、佐伯市が責任を持って事業の進捗の遂行を図っているところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私は、責任者を再開発組合のせいにするのはおかしい。あの中には佐伯市の財産が約7,000平米含まれております。それと大手前だけのまちづくりではありません。佐伯市全体の将来のことも考えて行うのであれば、ちゃんと市長なりが私の責任でやるという、少しでもいいまちにするのであるという意思表示が本当は欲しい。ただそれが、今のところまるっきり見えません。再開発の組に失敗したら、大手前の組が悪かったんじゃないのことは言いかねん状態だと今のところは思われますので、今、高瀬建設部長が言うたように、責任者はおらちゅうとことですね。本当の最終責任者は。

それと次の質問にいきます。

費用対効果、集客の数値目標、周辺商店への影響について、市の見解を聞きたいと思います。

また、次の同じように市長には完成の姿が見えているのか。どういうものができ、どういうまちとなり、どういう効果を期待しているのかという質問は、市長が責任者ではないのであればきょうはお伺いしません。費用対効果、仲町、船頭町についての影響について、部長、答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 御質問の費用対効果につきましては、通常、国の補助事業における採択時の要件となっておりますが、大手前開発事業につきましては、社会資本整備総合交付金での国の採択を受けております。

社会資本整備総合交付金につきましては、まちづくりの目標や目標を定量化する指標を設定することで、総合的なまちづくりを進めるという観点からの補助採択となっておりますので、大手前開発事業の個別での費用対分析は、その事業の採択要件にはなっていない。そういったことから、その分析は行っていないところです。

また、中心市街地活性化基本計画では、1日当たりの歩行者通行量現況値2,656人から目標値2,837人へ、それから年間の観光入り込み客数を現況値14万1,000人から目標値15万6,000人へ数値目標の設定を行うことで国の認可を受けていると、こういった経過がございます。

周辺施設への影響につきましては、開発によるにぎわいの創出を図るということ、地域への来訪者が増加し、地域商業の活性化に寄与するものと考えております。

完成後の云々はよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 国に出す、以前にも言ったことがあります。基本計画を認めてもらうためには、都合のいい書類を国と相談しもってつくったちゅうことは以前お伺いしておりますが、今言う大手前、仲町、駅前商店街、それと児童公園、その調査をしている。現在、1日の通行量が2,600何十人。これが今度の事業をすれば何%か伸びることになる。正比例で言えば、大手前には808人しか通らんのですが、808人しか通らんような地域で国の認可はおありたでしょうけども、1日に1,000人も通らんような地域で、例えば現在計画中の25店舗を養っていくことはできると思いませんか。今の段階で、まだ全部後で進捗状態をお伺いしますが、その1日に1,000人通らん。仲町も1,000人にはなりません。そういう地域で、新しい計画の25店舗がやっていると、本当の意味の中心市街地になれると思いましたが、お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 先ほど申しました目標値でございますけども、これはもう議員御案内のとおり、市内たしか4カ所での、中活エリアが157ヘクタールですね、その中でやっております。ですから、大手前だけのということではございません、実際には、その平均でこの目標設定をしております。

それから、後段の今現況で800人程度で25店舗養っていけるのかということでございますけど、大手前の整備をすることで、そこにそういった集客の効果が出てくるものと思っております。つまりそういった店舗、魅力のある店舗づくりを今目指しておりますので、そういった店舗が入ってくればもちろん目標値を完全にクリアするかというふうはございましょうけど、少なくともそういった魅力ある店舗をつくれれば、それなりに人は寄ってくるとそういうふうには思っています。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 話が違うよ。これが完成すればそうなるって言うた数字が、808じゃないですか。26年度事業が完成したら、今現在3カ所、4カ所で2,600人だというやつが少し伸びるっていうんでしょう。それが目標でしょう。その目標で25店舗が養えるんですかって私は伺いたい。もういい。答弁になっとらん。

それと、市民合意についてお尋ねします。

私ども議会改革の委員会で、周辺を回ったときに言われたのは、9割の市民は反対をしないと。これ、その今度のこの事業に対して、市民の合意ができていますか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。

近年、人口の減少や高齢化社会の到来によるコミュニティの弱体化、車社会への進展による公害化、社会情勢の変化などにより中心市街地における商業や飲食、サービス等の機能が低下したため、まちとしての魅力を失っているのが現状であります。

本市におきましても、旧壽屋が閉店して以来、市民が大手前周辺を訪れる機会も減少しており、まちの中心が失われている状況であります。

こうした中心市街地に再び輝きを取り戻すとともに、時代にあった魅力を創出し、住みたいまち、訪れてみたいまちの実現に向けたまちへの魅力づけが必要となってきました。

この事業を実施することにより、日常生活を支える都市機能の集積を図り、暮らしやすさを感じられること、また、買い物やまちで楽しく過ごし、にぎわいを創出すること、公共交通を整備して交通の利便性を実現されることが期待されております。

1番（後藤幸吉） 答弁が違いますか。合意が得られておるのかを聞きよります。私は、市民の合意ができておるのかを聞きよります。

議長（小野宗司） 部長、質問をちゃんと聞くように。今指摘のとおり、市民合意が得られているのかという質問です。

1番（後藤幸吉） 得られておるのか得られとらんか。

企画商工観光部長（浜野芳弘） こういうことを踏まえ、合意が得られているというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それだけ役所の人間と市民の感覚は違う。確かにパブリックコメント、説明会も順序立ててやっているかもしれん。しかし、私どもが議会改革で回ったときは6月。その時点でまだそういう声が出るんです。その理解は市民はしていないと思います。これは私の考えです。あなたは得ているという。そこの感覚の差が、大手前がみんなの気持ちと一緒にやっていけるかどうかの差だと思います。

次にいきます。

私どもは、議長含めな、私たち市会議員は、今回の大手前の基本構想には参画しておりません。後出しじゃんけんでひきょうなようではありますが、当初からこの基本計画の中に、例えば現在コンベンションホール、その中にまちづくり会社、子育て支援、観光協会、それと商工会議所も入れる予定でした。平米40万円もかかるような高い建物の中に、既存のところと間に合うような施設、ところを引き込むよりは、私なんかは相談をその当時にされたら、今回、文化会館、つくる予定の歴史資料館、これを複合した施設を大手前に持っていけば、事実、大分県建築士会に三の丸の下ということで歴史資料館単独でつくった場合、新しい文化会館と並べてつくった場合、複合案というのを平成18年に書かせているから、その建物をコンベンションホールに持っていって、例えば現在公園の予定の大分バスの一画、そこを駐車場にする。池彦のところには公園をつくと、それと午前中にありましたが、文化会館が

のけた後もどうせ借りないけんのでしょうか、そこを駐車場に利用するとかにすれば、今の三余館もそのまま。10年後を見据えたまちづくりというものを考えなければいけないと思うんですが、そういうことの検討というのは基本計画構想をつくる前にはなかったんですか。文化会館は頭の中になくなって、今度、皆さんが中心市街地、中心市街地って一生懸命しよるときにこれは終わったときにまた中心市街地以外のところに文化会館を持っていくことが前提だったんですか。広い土地がないから警察は鶴岡に、そういう文化会館の人が言うことは、この基本構想の中には入っておらんじゃったんでしょうか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 公益棟の件の中での質問ですね。お答えいたします。

大手前開発事業の公共公益棟については、平成22年度に策定した大手前開発の基本計画ののっとり、現状の三余館の機能移転を基本に、その機能向上のほかに市民の利便性の向上の観点から、子育て支援機能、それとまちなかキッチン、市民共同施設、ライブラリー機能を含んだ市民活動フロア等の機能を現在検討しているところであります。

今後は、基本設計に向けて庁内関係課を初めコンサル、また大手前再開発。

議長（小野宗司） 部長、質問の趣旨が把握できない。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 詰めていく予定ですがということ。

議長（小野宗司） 部長、歴史資料館と文化会館を併設した建物はできるのかという質問です。

1番（後藤幸吉） 考えんじゃったんじゃろうかって聞いたんじゃ。

議長（小野宗司） 答弁ができぬなら執行部のだれだか。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうから答弁申し上げます。

当初、この大手前開発については、御存じのとおり地域周辺から市役所または文化会館等の建設に対する要望が出ました。その後庁内で検討し、ここに文化会館等ができるかということを検討しました。また、中心市街地の中の懇談会等でも2,000人規模の文化会館をつくったらどうかという話もありました。だけど、基本的にはそこに文化会館をつくるのには敷地が狭いということ、駐車場等の問題があるということ、駐車場をするためには、全体的に当たったときに大きな開発費用がかかると。現在でも大手前開発の資金については50億近く要りますが、プラスまた50億近い費用を入れるということになります。

そうしたときに、市民の合意が、先ほど議員が言われた150億だから厳しい、100億でそれならいいでしょうかとなかなかそのところに対しては財政的な問題、特にあの当時は平成20年度です。今に比べてまだ非常に財政も厳しいところです。そうした大型事業を投入するのはどうかということで、コンベンションホールと、多目的に使える形の中でやってくる。そうした中で三余館をうまく活用することによって再開発、また区画整理事業のまちづくり交付金等が使えるということで、そうした中で最小限の公共施設的な建物をつくるということで、文化会館等については検討いたしましたが、そうした財政等の問題で非常に当時平成20年度、制度作成のときについてはそこまで至らなかったということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 部長、よう話を聞いちゃっこの。私の答えに答えて。やっぱり市長のほうじゃっば偉いわ。

ただし、平成18年に複合案と私は申しました。あれは予算が34億、今回の公共棟と比較し

てそんなに高いものじゃない。初めからの予定をしておけば、そげい荷物になるもんじゃない。そうすれば、将来そのほかのところに文化会館もつくらんでもいい、三余館も今のままでいい。現在の歴史資料館の予定では、10億、13億、それとつたや旅館を含めたら15億になります。そんなことを考慮すれば、財政的には可能だったのではないかと私は思っております。

実は、鹿屋に視察に行きました。101億の事業。二つ教訓があります。あそこは、商工会議所の前会頭さんが一区画買っておられます。商工会議所自体も2億5,000万円出して、3筆買ってあります。これは自分たちが初めから相談に乗っていたから。店舗よ来い、市内の店や県外の商店、全国の600店に声をかけて応募しよるわけです。初めから相談を受けておれば、そういう責任をとる人もおるんです。今回の事業は、とても市民みんなに相談をしてやっている事業だとは思われません。

教訓の2番目、将来佐伯市が必要な建物、古くなった物、そういうものを大手前に持ってくるのならいいです。ところが、今仲町の商店街、かるがもがあります。それから、まちづくり会社が仲町プラザを借りてあります。それが大手前に来るということになれば、効果どころか逆に仲町のほうは寂しくなります。判をつき合ってたつた仲町プラザも、これはもう支払いが済むはずだそうですが、人間のにぎわいという意味では逆効果になります。船頭町の人たちからも道路のことじゃなんじゃで不満が出ているのは部長も御存じのとおりです。ただもう私も県に相談に行きました。2遍行きました。初めからちゃんと計画と立てておるんならそれでもいいけど、今からじゃ間に合わんのでしょうという答えでした。そげいしてみると、残念ながら少し心配をしてもってこの質問をせないけません。

次の質問にいきます。

オ、土地区画整備事業、区域の変更について。大分バスの一画を除いた理由について簡単に説明をお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） このことにつきましては、大手前開発基本構想を策定した段階におきまして、土地区画整備事業の施行予定地区として大手町2丁目100番2の土地ほか15筆あるんですけども、大分バスのバスターミナルがある街区の一部を含んで計画をしておりました。

土地区画整理事業の事業計画策定に向けて、地権者の聞き取りをしている際に、当該街区の地権者の1人が事業施行について賛同していただけないという状況となりました。

また、一方では大分バスが再開発事業で喪失される施設建築物の権利床を取得しないというふうな、取得せずに提出するというようなことも表明してきました。このことにつきましては、大分バスが当地区で保有する土地の面積は比較的大きいことから、再開発事業の負担を軽減し、土地区画整理事業を滞りなく進めるために、当該街区の一部を土地区画整理事業の施行予定地区から除外したような経過でございます。

この部分につきましては、大手前開発基本計画において公園を整備するという事は、これは五つの機能の部分がありますので、土地区画整理事業とは別に都市計画事業の公園事業として整備するというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、わかりました。1人事業にかたらん人があるからということやな。それと、後の人は転出組じゃ。ということは事業区域、民間の人は私の調査では当時

4,889平米持っていた。この地域にこの白の部分が民間の人の土地です。いいですか。そしてこの中で、ここの部分が市街地、区画整理からのけるわけ。そうすると、これ全体で言うたら民間の人の27%ほどが消えるんじゃない。民間の人のな。全部ここ、1万9,000平米って言いよる。その中で民間の人の持っておるものが、残りはあと1,072坪になるのかな。ぐらいの広さになるわけです。こういうそのあれは、その再開発の大きな変更ということにはならんわけですか。公園事業でやるのであれば、それで大きな変更にはならんと言っているんだらうか。大手前開発事業、大きな変更ということにはならんのでしょうか。

それと、もう一つ。いいかな。この転出組の人たちは、この事業がかたらんにしても佐伯市に、今度は佐伯市と売り買いですわな。佐伯市から買うんでしょう商業用地として。その点については皆さん賛成なさっているんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 再開発の大きな変更になりはしないかという御質問ですが、国に対する申請の部分では変更という部分はしなければいけないとは思っております。ただ、五つの機能云々の部分を維持するための手法の変更というふうに理解をしております。

それから、その公園予定地となる大手前バスターミナル街区という表現でよろしいでしょうか、につきましては、当然、今のところは1人の地権者の方が区画整理に反対しておった方がこうなりますという通知は差し上げております。ただ、直接的に会ってこういった手法になりましたから御協力をというふうなところまでは、今現在では進んでおりません。今そういった状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、私どもが聞いているのは、この地域は5万9,000円で一応交渉しよう。そしたら、このピンクの部分が佐伯市の持っている土地開発公社から、佐伯市が買い取ってこの事業にかたる。この単価が17万5,000円です。今度のような事業を行う場合、この価格が18万じゃ20万にして組合にかたるわけにはいかんのです。そしたら、佐伯市は出す分が17万5,000円、前も説明しました。買い取る部分は19万5,000円、19万四千何ぼじゃわ。5万9,000円じゃからな、平米。そしたら、今度これらの事業がうまくいかんのではないですか、再開発の人たちが。そのあれをしたときに、違てくりゃせんかと思うんですわ。この大分バスの一画の面積が409坪ある。そのうちある一軒かかる方がおられるから違てくると思うんですが、そういうことで、きょう午前中の質疑の中で、教育部長は売り手と買い手じゃと。何ぼ計算どおりにしてもいけんちゅうて話がありました。三の丸の場合。この中で事業にかたると、今のところ言いよる人でも、おれところは何ぼでなから売らんというような話になったときに、準備委員会ですが、後でまたしますが、そのいろいろややこしい問題が発生してくるということは考えられませんか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 今、午前中の例をとりまして売り手、買い手という表現と言っていますが、部長のほうは借り手、貸し手というふうな表現だったと思います。

実際には、ここ、そういった単価の違いがあれば再開発地区内の地権者がその売買にいいのやないかというような表現ですけれども、実際にはまだその単価的なものは試算している段階ですけれども、確定はまだしておりません。ただ、その差が出るにしましても、区画整理をしてそこで再開発するという、これも以前の質問のときにお答えしたと思いますけれ

ども、完成までに8回ほど地権者の方の合意をとるようになっております。ですから、その中で整理していく問題とっております。地区内の地権者の方は、その評価をもって保留床ということに変換されるわけですから、それが高い安いから云々ということには、直接的にはならない。面積が減るといふ部分はあると思いますけどね。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あのな、一つの基準が路線価格でしょう。いいですか。路線価格が例えば要らん世話じゃけど調べた。そしたら、この地域、ここからこの路線、ここからこっち、ここからこっち、この3年間、8%から12%下がっているわけです。そうしたときに、坪が13万程度のところもあるんですよ。ここはまだ高いんやろ。ここも高い。そうしたときに、どういう調整の仕方をするか。例えば、この項目の質問でいいんかと思いますが、壽屋のこの土地開発公社の持っておる更地じゃったから、店舗に直したから2割の広さの面積しかもらえんのです。店舗が平米28万の予定だから、ここを100坪持っておる人でも20坪の店舗しかもらえんのです。それと、再開発、その県から認知されるためには、資金計画を練らないけん。これは佐伯市も協力するんじゃからできると思う。その1カ月以内に、本人たちの実印をついてもらうときがあるでしょう。1カ月以内に、意思確認。そのときに転出した人がおるわけよ、防府市の場合は2億円持ってさよならおるわけよ。ところが、そこは理事長さんがその人の分を買取ったから、この地域の人のはそれができるかどうか。できんときには佐伯市がかぶらないけんようになると思うから、先ほど最高責任者はだれかちゅうことを聞いたん。組合が立ち上がっても、今、今皆さんがどうしてくれているのかという心配があるから、それで次の質問までいきよるな。それは、その部長区画整理、のけた理由はわかりました。

次の質問に行きます。

新商工会館への補助金についてお尋ねします。

昨日、商工会議所の新会館建設委員会がありました。結論から言うと、三役それと商工会議所の会員で県会議員がおられます。市の人と相談をして、県の部長のところに行こうやという話になりました。なぜかという、私はこの間の議会のときに、県が2,000万円を上限にして4分の1は払う、補助するからと。そうすれば、佐伯市も払いますかと言うたら払うという答弁があった。ところが県も推進室長かな、佐伯市の者が県に改めて行ったら、出さんとか言いよるらしい。それでは困るので、商工会議所が市と一緒に県に行くそうです。その現状では市はどのぐらい、その補助金に対してどのように思っておるのか。県から出そうにあるのか、無理を言うてでも県からもるてやるのか。県が仮に500万しか出さんときには、佐伯市も500万しか出さんのか、いや単独で県と市の分4,000万円出すんですか、そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 議員御質問の補助金の件であります。大分県佐伯市の補助金の内容については、大分県からの補助は大分県の小規模事業経営支援事業費補助金制度に基づく補助金を予定しております。この補助金制度は、商工会議所が経営改善や普及活動を行うための施設を建築、購入する費用について補助を受けることができるというものであります。佐伯市からの補助金は、大分県、商工会議所、佐伯市の三者で補助金について協議を行う中で、大分県が補助を行う際には市にも同額の補助をお願いしたいという協議になりま



したので、懸案事項の一つとして検討しているところですが、なお佐伯市といたしましても、大分県による小規模事業経営支援事業費補助金制度の適用を受けて、佐伯商工会議所が保留床を購入し、大手前移転を行うのであれば、市議会の同意を得て補助事業に取り組みたいというふうに考えております。

また、県が補助しない場合の市対応についてですが、これは県の補助金をとるということが大前提でありますので、とれなかったときにはまだその回答は持っておりません。まだ協議をしていないところですが、全力で県の補助金をお願いしたいと、お願いに行きたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 商工会議所のほうもあなたたちに翻弄されよるのよ。いきなり一番初めは800平米か、1億7,800万円で商工会議所は公共の施設に入るようなの、私たち議員はもらいました。それも内部で商工会議所のほうで用途を確認してみると、真剣に討論して広さ、金額を練ったものじゃないから、去年の5月には1億7,800万円も出して大手前には移りませんちゅうて、そしたらいろいろ経過があって、今度はもろてやるから、そうすりゃ市も出すから検討せえちゅう。だから、初めて真剣な討論を、議論をしようという段階になったら、あなたたちは一回は確認しておるんでしょ、県が出さんというやつ。出さんと言われたんですか、出しにくいと言われたんですか。どっちか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 私が報告を受けているのは、市の商工振興課長と会議所の専務が県のほうに行ったときに、非常に財政的な問題で困難であるというふうに、そういう報告を受けております。

この補助金制度が廃止になったというんであれば出さないというのはわかりますけども、制度がある以上お願いするのが筋だなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そこの経過は私のほうが詳しいから。皆さんに説明してあげるのはいいいけども、私の持ち時間以外のときに教えてやってください。

それでは、私が言いよるのは、これが先ほど言ったあれと同じで、真剣に皆さんと討論をしてから立てた計画でないからこういうことになるんですよと言いよるだけ。

それでは、次。今、大手前の状態、直近で聞いておるのは商業、住宅地域が2,000平米の中で1,000平米は大方決まっておると。その中に商工会議所は入っていますかどうかと、その1,000平米が、残りが1,000平米あるそうなんですが、それが少しは売れたんでしょうか。マンションが1,000平米、そのうち600平米が予定者おると言いましたが、その後はどうなっているのか。それと、組合設立に向けて、ちゃんと作業は進んでいるのでしょうか。現在の状況を簡単に早く説明してください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） まず、質問の通告に従ったことでの答弁をしてよろしいですか。

権利者の意向把握につきましては、準備組合とともに権利者ヒアリングを実施しております。昨年9月、11月、ことしの4月に続きまして、現在8月から9月にかけて再度ヒアリングを実施しているところでございます。

権利者全員のヒアリングはまだ終了していない段階ではありますけれど、現在のところ、

6月議会で答弁いたしました、今議員がおっしゃったようなことなんですけども、権利者の床取得に関する意向から大きな変化はないというふうなことでございます。

権利者以外の入居状況につきましては、床の価格や管理費などが決定しておりませんので、現在は対外的に入居を募集する段階にはまだ至っていないと。問い合わせは何件が来ているというのは把握しております。

しかし、保留床の処分金につきましては、事業費収入の柱でございますので、保留床処分先の確保は事業成立の大きなかぎを握ります。準備組合は事業に関する資金計画を今年度策定するということしておりますので、市といたしましても、市が一番大きい権利者でもありますので、適切な助言を行っていきたいと考えております。

次に、後段のスケジュールについてでございますけれども、準備組合側のスケジュールといたしましては、今年度は主に基本設計策定業務及び資金計画策定業務を行うことしております。そのほか商業や施設維持管理に関する検討作業と並行しまして、床価格や管理費算定の精度を上げまして、権利者の床取得以降のさらなる把握に努めることとなります。

本組合の移行時期につきましては、今のところ平成24年度後半の見込みということで進んでおります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その本組合の24年という時期は、大体予定どおりですか、これが一つ。

それと、プロポーザル、設計、ある設計会社しか名乗りを上げておらん。その理由は何か3,000万円ぐらいやったか、安いから上げておらんらしい。ですが、そうしたときに、その9月29日までに決めるのかな、設計業者を。それは設計のほうはこう進んでいくんじやろう。どの建物が必要で、どれだけの規模かが決まらんうちに、そういう作業をするんですか。買い手も決まっておらん、まだ1,000平米商業棟のオーナーができておらんときに、そういう作業をやるんでしょうか。

私は、質問の中で言うたように、2,000平米の中にこの間までは1,000平米しか権利床の取得者はおらんじやったけど、もう1,500平米売れましたよ、オーナーがつく予定ですよ、マンションは14部屋全部売れる見込みですというようなことを期待して質問したんですが、まだ余り進んでおらんちゅうことでいいんですかね。その正式な答弁。

それと私どもは、地域開発に所属していますが、経過を聞くだけで議会に対して説明がないんですよ。あなたたちから。そのごく特定の人たちだけがやりよる。しかも、あなたたちはこういう状態ですって議会に言うけれども、私たちがよっぽど自分で勉強せん以上は県に2遍行きました。大体、あなたたちが言うのと少しは違うところがある。その今言ったように、順調に進みよらんことは認めますか。この計画が。それだけでいい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 最後の順調に進んでいるか否かという大きな質問ですけども、当初のスケジュールからいったらおくられているっていうことから判断すれば、そういったことは言えると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、次の質問にいきます。

順番をちょっと。何だったかな。

議長（小野宗司） クです。随意契約について。

1 番（後藤幸吉） これを先に議長、ケのほうを先に質問させていただきます。

再開発組合について、余剰床の売却方法はどのようにするのか。今残っておるでしょう、1,000平米と400何十平米。これはどのようにするのか。例えば、特定業務代行方式を採用するのかどうかをお尋ねします。

それと、29億円もかけて佐伯市の顔をつくる再開発事業なら、ごく少数の組合員だけで、準備組合員だけで決定し、事業を実施するのはおかしいのではないかと私は思っておりますが、これは市のほうはどのように思っておりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） 保留床の売却方法につきましては、現段階においては先ほど申し上げたような状況です。まだ準備組合では決定しておりません。

基本的には、都市再開発法で原則として公募により定めることとしておりますけれども、処分先を早期に確定することにより、事業リスクの低減を図る目的としまして、参加組合員制度などを活用することも考えられます。

それから、また議員御指摘の特定業務代行募集につきましても、現段階においては決定しておりませんが、今後、組合設立に向けた準備組合の話し合いの中で、そこらも含めて検討され、最終的には総会で決定して方向性を生み出すということになると思います。

次に、後段の部分ですけども、大手前地区市街地再開発事業は、都市計画に定められ、都市再開発法に基づく組合施行事業となりますので、組合で決定し事業実施を行うこととなります。

また、議員の指摘されるもっと市民の意見を聞くべきではということにつきましては、これからも中心市街地活性化協議会や地元の協議会、説明会などの場で報告をし、多くの方の意見を参考にして事業を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 役所の主導でそういうことを答えるから、今、中心市街地活性化協議会と言うたんかな、相談もってやるっちゅうのやろ。うそを言うんじゃないよ。はっきり言う。何遍も言う。中心市街地活性化協議会のトップ、名前出さんが、その人が所属しておるところともちゃんと相談をしとらんから、1億7,800万円で800平米も要らんちゅう結論が出たんじゃろ。ちゃんと相談をしとったら、そげん結論は出さんよ。私とこらそげな要りません。こんぐらいなら買えます、資金はどげいしてくれるんですかと相談があるよ。協議会のトップともちゃんと組織とも相談しとらんのに、これからどの相談をする。いいかげんな話で、あなたの答弁は。

それと、法律で組合方式というのになっておるのであれば仕方がないけども、この後継の人たち、そらその人たちも一人でも売らんよと言うたらできん事業じゃわ、ここらがな。難しい事業よ。その人にも理解をしてもらわれないけんけど、その人が組合、認定された後かからんちゅうて逃げたと。現在10人権利床を持つ人がおる。その人が心変わりしたときにはどげいする。実際よそではあっちゃる。その確認、それをカバーする力がないじゃろうから、最後には佐伯市がもたないけんじゃろうと思って心配しよるの。

それと、この事業が仮にできて、投資なんかは年間2億500万円なりを市がその施設の指定管理料に払いよる。それほど市の税金を使う事業を、一部の人がだけでやりよるのが適切ですかって聞きよる。もう少し市民の声を聞いたらどうですかと言うけども、市民の声

は先ほど言うたような意見を聞いちゃらんじゃろ。こんだけの51億。それで、何よりもこれが例えばピンクのところを地権者が持っている。ここを自分たちだけでやりてえって言うんだったら、市が仮に持っておるところを貸してやるのもいいのよ。道路を抜いちゃうのもいいのよ。佐伯市の持っておる7,000平米、この財産を大事にしたいから、これが一つ。それとつくった後にまたそういう金があるから、ちゃんとした計画を立てえちゅうて言う。そこのところはどうか。ちゃんとこの事業やれば、中心市街地がにぎわいを取り戻すような計画じゃと部長、あなたは思っていますか。ただつくりたいってつくるだけじゃ困る。これをやれば、先ほどの話に戻るが、808人が1,500人集まるんです。どげいするか、この地域、ここで商売する人たちも潤うんですということをあなた言える。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬清市） まず幾つかあったと思いますけど、維持経費につきましてはこれはできた後の今後のことになると思います。

それから、商業棟と公共棟とがあそこにできたときに潤うのかというような質問でございましたけれども、先ほどの答弁とかぶる部分もございますけど、実際にそこに魅力ある商店なり張りつけば、それなりの実は私はいくと私は思っておりますし、ここだけじゃなくて、歴史資料館、それから他の課で計画しておりますけれども、そういった部分とあわせてこの中心市街地の活性化基本計画構想の中では、今、86メニューでしたかね、民間と市を合わせてやる事業がございますので、そういったものとタイアップしていけば、それから先ほど言いました直接的な購買意欲をそそるような店舗があそこに張りつけば、万々歳とは私もいかないかもしれませんが、そこににぎわいの創出というのはできるものと私は思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） だから、そういうにぎわいを取り戻す店が来ておるんかと聞きよる。これからの希望、話をするんじゃなく、今の段階でもうそれだけ店舗が埋まって、800何人じゃねえ、かなり人間が来るというようになっておるのかどうかを、進捗状況で聞きよる。

ちょっと待って、あなたたちくれとるのよ、答えを。実は、議会改革の報告会の中で、市民の方たちが費用対効果はどうかという質問があって、地域開発調査特別委員会の席上で執行部に聞いたらよう答えんじゃった。後で文書で来た。それによると、つくり上げてから国に報告しますというようなことで、今の状況ではどのような効果があるかちゅうのは市の人たちはわからんのか。わからんずつに事業を進めよると。勝手に。特定の人たちだけで。だから、そういうふうな聞き方になる。

先ほど部長答えておらん。特定業務代行方式、どげえするの。手法の一つです。決定しとらんと言うけれども、前の地域審議会の中では、特定業務代行方式でねから、この事業は続かんと言うて、ちゃんと議事録に載っとるで。議事録で載ちよるよ。答弁が違いますよ、もう決めておるんじゃろ。それでねえからおかしい。特定業務代行方式、事業協力者がおらんとこの事業はできんという答弁をしとるのよ。活字になっておるから後で見せてやろう。そうでないからできんのでしょうか。だから、鹿屋市のように大成建設が広い土地を建物のあれを買い取って、マックスバリューに貸しておる。そこに年間100万人の人間が来るから中心地になっておるのよ。

ところが佐伯市の場合は、余剰床を処分するためだけに特定業務代行方式をしようと思っ

ている。にぎわいを取り戻すことは余りそこまで考えておらんのやなかるうかと。

次の質問にいきます。

アースケイプとの随意契約について。私は前、質問をしました。そしたら、必要だからしたと言います。そのアースケイプに対して1,575万円。21年度に払っています。佐伯市が払っています。22年度にたしか合わせて2,400万ぐらい払っています。これは、普通佐伯市の条例に定められた随意契約、これに違反するんではありませんか。再度お尋ねします。

実は、22年度は1,986万9,150円と、もう一つ543万が、払っています。両方で2,500万ちょっと超すんですが、契約金額でいくと1,575万と1,986万9,000円と543万、どっちとも随意契約の範囲を超えと思いますが、どうぞその理由をお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 随意契約についての質問にお答えいたします。

平成21年度、まちなか再生総合プロデュース事業は、中心市街地の再生に向けまちなか再生プロデューサーのもと中心市街地再生事業全体の総合的な企画、調整、統制を受けながら、具体的な施策や事業の構築を行うものです。本業務の推進に当たっては、財団法人、これはふるさと財団の補助を受けており、その補助対象要件に再生プロデューサーとの契約が必須であることから、まちなか再生に関し専門的知識を有し、現地で実践ができる地元出身の団塚氏がその再生プロデューサーとして当財団に承認されたために、何とか市の経営する有限会社アースケイプと随意契約を交わしました。

また、まちなか再生総合プロデュース事業において、再生プロデューサーとして大手前開発の基本構想をまとめ、大手前準備組合や大手前周辺地区まちづくり協議会などに参加し、現状を十分に把握するとともに、専門的知識を有していることから、大手前地区の市街地再開発の施設その他案や、移設基本計画の策定を行う22年度事業活用調査業務委託を、有限会社アースケイプと随意契約をいたしました。

地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号によりまして、契約を交わしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。時間がありません。

1番（後藤幸吉） 私が今言った最後のところを聞きよる。ほかのところは私勉強しているから質問しよる。そしたら、さっき言った地元出身のというたら、さっきの文章で言うたら地元出身者でないからコンサルタントになれんの。ないじゃろ、今の文書でいうたらそうなるじゃろ。選ばれた経過はいいのよ。随意契約がいいのか悪いのかって言いよるの。たしか50万か何ぼじゃろ、この契約で言えば。それを何で1,575万、次の年に効果がなかったからやりかえたんでしょ、大手前を。それに何で2,400万も払うんと。そのときになぜもっと公募して入札、契約は随意ではいけないのじゃないですかと聞きよる。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。手短に。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 競争入札よりも適しているというふうなことが認められれば、随意契約も可能であります。

議長（小野宗司） 後藤議員、時間です。

1番（後藤幸吉） だれがそら適当って認めたん。あんたが認めたん。随意契約、それでなければ一応いけんのじゃないの。

議長（小野宗司） 後藤議員、時間です。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 01 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、28番、上田徹君。

28番（上田徹） こんにちは。28番議員、新風会所属の上田徹です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、今週末開催されます大分県民体育大会に出場されます選手の皆さん、また、関係者の皆さん、ぜひ佐伯市代表として頑張ってくださいということを祈念いたします。

また、同じくその週末の土日にかけて八幡区の祭りの「五丁の市」が開催されますけど、多くの方の御協力をいただいております。そのことにも感謝しながら、そしてまた地元地域としても一生懸命1200年続いているこの伝統を守っていく、そういうことを今後も続けていきたいというふうに思っています。

若干、五丁の市の宣伝をしたいわけですけど、これからの質問の中にもその点が少し入ってきておりますので、あいさつはこのぐらいにして、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今回は、大項目一つ、生涯スポーツと生涯学習の推進についてということで、質問をしていきたいというふうに思います。

小項目Aとして、総合型地域スポーツクラブの現状についてお伺いをいたします。

冒頭、少し話しましたが、生涯スポーツと生涯学習の推進ということは、地区のコミュニティを育成していく。そして、その力によって今回のような大震災のようなときに、地域の底力を見せていく。それを日ごろから養っていくそういう意味でも、この生涯学習、生涯スポーツという部分は大きくかかわってくるだろうというふうに思いますし、地域住民の体や心の健康の面にも役立っていく、大変重要な取り組みだというふうに思っています。

2007年に策定されました、佐伯市長期総合教育計画「さいきまなびプラン2007」で10年を見据えた計画が策定しています。社会も10年と言いますから、情勢がことのように大きく変わる、こういう状況もありますから、中間年に見直しをしていくという時期になっています。それが来年度、その中間年ということで、今、見直しに向けての議論がされているだろうというふうに思いますから、そういう時期でもあるからこそ、今回、質問に取り組んでみたいというふうに思います。

まず、総合型地域スポーツクラブの現状についてで、1点目としてスポーツクラブの創設と育成、支援ですが、現在のクラブの数と特徴的な取り組み等があればお聞かせをください。

また、2点目として、それぞれの各クラブとの情報交換は行っているのか、お聞きをいたします。

また、3点目として、社会体育嘱託職員と体育指導員という方がいらっしゃいます、地域の中にも。それぞれの役割と、それぞれへの支援体制は行政としてどのように行っているのか、以上3点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、上田徹議員の総合型地域スポーツクラブの現状について、まず1点目ですが、クラブ数と活動状況についてお答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブのクラブ数は、佐伯南中学校区のみなみスポーツクラブ、鶴見地域につるみ友<sup>とぎ</sup>クラブ、本匠地域の本匠ホタッピィクラブの3クラブが現在あります。

活動状況ですが、みなみスポーツクラブは一般を対象としたミニバレーボール、フラダンス教室やジュニア向けの卓球教室、水泳教室が行われているほか、泥んこバレーボール大会等の交流イベントも行っております。つるみ友<sup>とぎ</sup>クラブは、軟式野球、ミニバレーボールのほか、水中ウオーキング教室、ダイエット教室などを開催しており、地域住民の健康増進に一役をかっていただいております。また、本匠ホタッピィクラブは、一般及びジュニアを対象としたソフトテニス、軟式野球、水泳、卓球等の教室を開催しているほか、コーディネーショントレーニングや各種軽スポーツ教室やイベントを行っております。

次に、意見交換についてですが、3クラブ合同での意見交換は行っておりません。

総合型地域スポーツクラブの運営では、人材や財政面で苦慮することが多いことから、クラブが行う各種教室の指導者の情報提供や運営についての情報を提供するほか、相談等、個別に対応しているところであります。

次に、嘱託職員と体育指導員の役割とその支援体制についてお答えいたします。

社会体育嘱託職員の職務は、各地区体育協会支部の事務局のほか、地域のスポーツ振興、各種スポーツ団体に対する支援、社会体育施設の利用受け付け及び維持管理が主な業務です。

また、総合型地域スポーツクラブのある振興局の嘱託職員は、クラブ新聞の発行やクラブの事務局としての業務を行っております。

体育指導員は、各地区体育協会や体育協会各支部から選出され、体育士、体育指導員に関する規則第2条にその職務内容が記載されています。主なものは、住民の求めに応じてスポーツの実技指導、学校・公民館等の教育機関その他行政機関、スポーツ団体、その他団体のスポーツ行事、または事業に関し協力することなどです。

スポーツ振興課としましては、月1回の担当者会議を実施、各種会議、スポーツイベントの運営方法等を指導しながら、質問等にはいつでも対応できる体制をとっております。

嘱託職員と体育指導員のさらなる連携を図り、地域住民のスポーツ振興を行っていきたくと考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 2点ほど質問をいたします。

1点目に聞きました総合型クラブですが、21年の12月議会でほかの分野で聞いたわけなんですけど、そのときの答弁として現在、今言われました三つのクラブですが、22年度にはあと二つのクラブが立ち上がる予定ですという答弁がありました。今、答弁の中でそのままになっているということですが、なかなかこういうクラブの立ち上げというのは冒頭言いましたけれども地域の力、底力が要りますから大変なのはよく理解できますけど、教育委員会としては当時はある程度のめどがあってこういう答弁をしたんだろうというふうに思いますけど、立ち上げができなかった原因はどこにあるというふうに認識をしておりますか。

また同時に、総合計画の中では23年度目標までに6団体の結成というふうになっています。もうあとわずかの期間しかありませんけど、まだ三つのままですから、これが先ほど言いました中間年の見直しの時期ということにもなりますけど、後期の基本計画の中では、この点

についてどのように対応していくのかお聞きをいたします。

それと、社会体育の嘱託職員化のことなんですけど、まだそうなって半年ということで23年度からですから半年ぐらいしかたっていませんけど、やっぱり現場の担当者の声を聞くと、大変苦勞をされています。これは行政がかなりの部分をやってきたという部分もありますし、そしてまた、地区そのものがまだなれていないという状況もあって、非常に現場の担当者の苦勞があるだろうというふうに思いますけど、その辺について教育委員会としてはどのぐらいの声を把握しているのか、お聞きをいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） スポーツクラブの数が少ないということで、できない原因について質問がございました。この総合型地域スポーツクラブにつきまえば、ヨーロッパ型ということで、古い歴史を持つクラブであります。いわば佐伯市もそうなんですけど、本来ですとこのクラブの目的は小学校から障がい者、あるいは高齢者を含めていろんな競技に参加できる体制をとろうということでこのクラブを設置するわけですけど、現実的には小学校では各スポーツ少年団活動、中学校では中体連のクラブ活動、高校生では高体連とかいったことで、それぞれのクラブがそれぞれの年代に応じて単独で事業をしているということでありまして、大きなところは、やはり人員による、これにかかる会員がどうしても数がとれないといったことがあろうかなと思います。

もう一つは金銭面、経済的なところで会員が少なければその点についてクラブを指導する部分での力が落ちているといったことも考えております。先ほどほかに二つのクラブというお話がございましたが、その二つのクラブとも意気込みを持って取り組みをさせていただいたというふうに聞いています。ところが、あるクラブにつきましては、県のほうに申請まで行った経緯もありますし、そういった状況はあったんですけども、できなかったというふうに聞いております。

次に、マイプランの中のクラブ数の達成の目標に対する見直しの件ですけど、実際6クラブということで23年度6クラブを予定しております。現状では大変厳しいということでありまして、御指摘のようにいろんなことをやっぱり考えていく必要があるかなということで、今、事務局のほうでは考えています。計画が中学校区を一つのベースにして始まっております。中学校区でも人口の多いところ、少ないところ、あるいは広いところ等いろんな問題がありますので、こういった形が一番適切な配置だろうということも踏まえまして、中間年の見直しの中で、まだ決まっておられませんので対応していきたいというふうに考えております。

次に、嘱託職員の短期間、4月から活動していただいております中の御相談ですが、具体的には事業に取り組む方法に対しての助言をいただきたいであるとか、あるいはスポーツ指導員等の連携のとり方とかいったものが多く聞いております。教育委員会としては、そのことを踏まえまして、毎月1回の担当者会議等でお互いに連絡をとりながら、また職員には各地区体協を含めて担当をしいて、対応しているという状況であります。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 今回の中間年の見直しの時期ということで質問をさせてもらっているんですけど、総合型クラブについてはやはり先ほど言いましたけど、地域そのものがやっぱりみんなできつっていきこうという、それが改めてつくらないといけないのかなというのが、先ほど



言いました子どもたちのスポーツ少年団だとか中学単位だとか高校単位だとか、いろんな団体でありますから、なかなか総合型に今集まる必要があるのというような声もあるんだろうなというのは認識できますけど、協議会としてはこういうふうに計画の中でうたっているわけですから、積極的にかかわりながら、私はできなければできなくてもいいから、地域の中でこういう生涯スポーツが活発に実施できる、そういう体制を教育委員会としていろんな形で、ただ形をつくるというのではなくて、支援をしていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

1点お聞きをいたします。担当の嘱託職員と月1回とか協議をしながらということで、もちろん当然そういうことをしながらやっていくわけでしょうけど、今回、この4月からです。今、半年です。そして、雇用期間とすれば嘱託職員ですから3年だというふうに思いますけど、やっと地域の状況がわかってきて、いよいよ自分らしさ、色が出てきて活動が広げられるよというのは、恐らく2年ぐらいたってからだろうなというのを思うんですが、そこら辺も採用の雇用期間の問題だとかいろいろあるだろうというふうに思いますけど、この見直しの中で考えていかなければならない、そういう点じゃないかなというふうに私は認識しているんですが、雇用期間の問題ということの大きな問題を含んでいますけど、ぜひとりあえず今は3年間の雇用ですから、地域の実情をよくその人が一番知るわけですから、そういう声の吸い上げ方という部分についても協議をしていただきたいなということと、月1回の意見交換ということですけど、これも継続してやっていただきたいなというふうに思っていますけど、この点について再度お聞きいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 心配される部分につきましては、担当を所管している教育委員会も同様のことを考えております。嘱託職員の方々については、いろんな部分で地域の活動をしてこれまでやった方は主体的にお願いをして、頑張っていたとこの状況です。

加えまして、公民館長さんですね、ああいった方々と一緒にやっていける体制をできたらつくっていききたいなと。それが人のかわることによって絶えることのないようなシステムづくりをしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） よろしく、いろんな手法を考えていただきたいなというふうに思います。アについてはこれで終わります。

続きまして、小項目イの生涯学習の推進についてお聞きをいたします。

第一次の佐伯市総合計画が20年に策定されて、基本構想については前期後期、5年5年ということで、先ほど同様に途中での見直しというふうになっています。基本方針の中に新市の一体性を速やかに確立するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るという観点から、新市のまちづくりを効果的に進めていくというふうになっていますし、そういう中で生涯学習の位置づけなんですけど、この生涯学習という言葉、4字でくるほどのものではなくて、大変広い範囲にあるのかなというふうに思います。

今回、私、質問で生涯スポーツと生涯学習という形で一緒にしましたのも、こういうスポーツの分野でもそうですし、そしてまた、子どもたちの学校以外での学習の部分、そして高齢者の地域で学習していく、こういういろんな取り組みがあるから非常に範囲が広いだろうというふうに思いますけど、3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、生涯学習の拠点になるのは地区公民館だというふうに思います。公民館の新築とか大規模な改修とか、そういう現状について計画等がありましたらお聞きをいたします。

それと2点目として、先ほど言いましたように大変広い範囲になります、生涯学習は。その中でも各地区で行っているわけなんでしょうけど、何か特徴的な取り組み等があれば、今後の参考にしていきたいというふうに思いますので、お聞かせをください。

それと、これも先ほど同様に24年度から生涯学習の担当の臨時嘱託化についてお聞きをいたします。先ほど生涯スポーツを含めて大変範囲の広い非常に地域とそれぞれの地区と密接にかかわっていきます。そして、子どもたち、高齢者の皆さん方、そして障がい者の皆さん方、いろんな方がすべて住民がそこにかかわっているというような、こういう大変重要な部分だというふうに思いますけど、その嘱託職員化について、24年度からされるように今行革の中でなっていますけど、その点についての考え方についてお聞かせを願います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、生涯学習の推進についてお答えいたします。

拠点となる公民館の新築、改修、整備等の現状についてですが、一部公民館の新築、改修、整備等の予定につきましては、改築や大規模改修は施設の経過年数、老朽化度などを考慮して、年次計画を立てて取り組んでいます。

今年度は、公民館の設置地区であります佐伯東地区の公民館建設に取り組んでおり、完成は24年度末の予定です。また、各公民館から出されている小規模な修繕、補修等については、予算の範囲内で緊急度の高いものから順次実施しています。

次に、生涯学習の現状についてお答えいたします。

生涯学習課は、平成19年に策定いたしました佐伯市長期総合計画をもとに、毎年、佐伯市生涯学習推進計画を作成し、生涯学習の振興や社会教育の推進を図るための基盤づくりに取り組んでおります。推進目標は、佐伯市民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択してもらうことができ、その成果が活用されるような生涯学習社会の構築を目指しております。地域社会の要請と市民の学習ニーズに対応した学習機会を提供しています。

事業といたしましては、成人教育として生涯学習講座など、青少年教育として自然体験活動など、そのほかに高齢者教室、人権教育、家庭教育など、年次期間計画を立てて実施しています。

特に学校、家庭、地域をつなぐ役割を担うコーディネーター12人を各地区公民館に配置し、学校からの要望に応じ、地域の人材を学校に派遣しており、公民館等で学んだことを学校で披露することにより、地域の人材がもっと学ぼうという機運を高めることができ、地域の教育力の向上を図ることができると考えております。

最後に、24年度に予定されている生涯学習の臨時嘱託化について問題はないのかについてのお答えですが、平成22年3月に策定されました第2期行財政改革推進プランでは、平成26年度末の職員数を920人以下にするとうたわれており、平成23年度当初の職員数から約100人を減らすこととなります。教育委員会といたしましても、長期プランに沿って事業を推進できるか、昨年度から振興局の社会教育担当職員が嘱託化になることによる問題点を検討してまいりました。

問題点といたしましては、嘱託化によって今までどおりの事業が展開できるのかであります。そのためには、公民館を中心に事業を推進していく必要がありますし、生涯学習課職員

のサポート体制の確立も検討していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 1点目の公民館については、佐伯東の公民館が24年末に完成ということでしょうけど、それは今回少し聞いておるんですけど、その次というような動きというのはまだ計画の中に、耐用年数だとかいうのもあるんでしょうけど、そういう部分で1点お聞きしますけど、八幡地区公民館というのは、人口3,500人いますけど、大変古いです。そして、多くの方が集まらない広さです。1階建てですし。非常に狭い、古いということで困っているわけなんですけど、それぞれ年次計画でという部分は理解できますけれど、もし順番がつくものであれば、八幡公民館の位置づけというのはそう遠くはない時期にあるのかどうかぐらいは、答えられる範囲でお願いをいたします。

それと、臨時囑託化の問題ですけど、先ほどもサポートしていくというふうに言いましたけど、拠点となる公民館があります。公民館運営審議会というものがあるだろうというふうに思いますけど、そういうところとのこれに向けての24年度からですから、そういうところに向けての公民館との連携とか、そういう部分での意見交換は当然しているというふうに私は思っているんですが、そういう中で公民館側から出た意見というのはどういうものがあるか、お聞かせをください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） まず、1点目の八幡公民館ですが、昭和47年の建築ということで、ほかの公民館に比べて一番古い状況にあるのかなと思います。

年次計画ということで、我々も財政当局と公共事業の整備実施計画といったものを立てるわけなんですけど、そういった部分で順次充てていきたいというふうに考えております。

ただ、これはいつになるかといったことはわかりません。

公民館の運営審議会についてのお答えですが、現在のところまだできておりません。そのかわり、地区の振興局の社会教育担当の職員と、ここら辺についての協議をしてきております。

以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 八幡地区の公民館については一番古いということですから、まあ今すぐ25年からやりますよとかいう回答がすっと出るようであれば大変うれしいわけですけど、そういうわけにはならないというのはわかりますけど、ただ、今後の計画を立てていくときには、そういう状況であるということをもっと新しくても傷んでいるところがあるということもあるかもしれませんけど、よく状況把握をしていただきたいなということをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、公民館の運営審議会との協議はしていないということですけど、やはり拠点はやっぱり公民館ですから、この部分はぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。その点は今後考えていただけるということでもよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 公民館の運営審議会とは、まずは時間的な部分が調整ができなくてできないといった状況です。館長さんがおりますが、館長さんにはそういったことを含めて御協力願うような体制をとっていかうということでありませう。

したがいまして、近いうちに審議会のほうと話し合いをしたいというふうに思います。  
議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） ぜひ早急に協議の場を持っていただきたいなというふうに思います。

これでイは終わります。

続きまして、小項目ウの今後の事業推進についてお聞きをいたします。これはぜひ教育長に総合的な立場でお答えをしていただければ助かります。

今後の事業推進という言葉でくくっていますが、これは生涯スポーツと生涯学習、両方の事業推進ということで考えていますので、ぜひお願いをいたします。

小さな点として3点ほど事前に通告をしていますけど、最初、冒頭で言いましたけど、この生涯学習、生涯スポーツというのは、この地域を元気にする活力あるそれぞれの地区をつくっていくという意味で、基本になるところだというふうに思います。冒頭、私、祭の話をしましたけど、やっぱり地区に活力がなかったらできないし、非常に高齢化が進み非常に困っている状況というのは各地区そうだというふうに思います。そういう中で、いろんな生涯学習の中で陶器をつくる教室だとか、いろんなスポーツをする、軽スポーツをする大会だとか、いろんなことをすることによって地域の中でのつながりができます。そういうつながりがあるからこそ、こういう地区で行う大きな事業、祭とかいろんな地区のスポーツ大会とかいうのが成り立ってくるんだらうというふうに思います。

そして、人間、隣の人顔が見えない、そういうような時代がだんだんだんだん近づいてきていますが、やっぱり隣のじいちゃん足が不自由だけど、ゲートボールのときには元気になるとというのが頭の中にあれば、いざ緊急時にはすぐじいちゃんの顔が浮かんでくる。これがやっぱり日ごろの生涯学習、生涯スポーツ、こういう地区の取り組みがあるからこそこういう隣近所の顔がわかってくるんだらうというふうに私は思っています。そういう地区の底力をつけるためにも、この生涯スポーツ、生涯学習の事業推進を今後どうしていくかということで答弁をいただきたいというふうに思います。

1点目が人材の育成ということを書いています。この点についてどのように考えているのかお聞かせください。すべてがやっぱり個々だというふうに思います。先ほどの生涯スポーツ、生涯学習の部分での担当の方の力がやっぱり大きなウエートを占めると同時に、やっぱりその地区にあった、そして地区の事情、生い立ちがわかるそういう方の力こそが、やっぱりこの事業を推進していける原動力だというふうに思いますから、そういう意味での人材の育成が必要だというふうに私は認識していますから、教育委員会としてはどのように考えているのかお聞かせください。

それと、現実、先ほど生涯スポーツの団体は、私は無理に形はつくらなくても、実際現実やっていけばいいんだということを言いましたが、私はそれでいいんだらうというふうに思いますけど、やっぱりいろんな、特に生涯学習なんかでも課題が多くあるだらうというふうに思いますから、教育委員会としてそういう課題についてきちっと整理をされているのか。先ほど、数点お答えいただきましたけど、全体的にその課題をどこにあると認識しているのかという部分もお答えいただければいいなというふうに思います。

それと、これは非常に私のところは、私は八幡地区に住んでいますけど、そして本匠ホタッピーの人たちとも時々話をしたりします。そして、蒲江の人たちとも鶴見の人たちとも話をしますが、やっぱり地区地区によって非常に特性があります。そして、いろんな話をし

ている中で、どうも理解できないなと思うような事業のやり方だとかありますけど、やっぱりそれはその地区が、歴代、年齢と積み上げてやってきた体験でもあります。そういう中で、生涯スポーツ、生涯学習という部分で囑託化という形になっていきますけど、やっぱり一定の形をつくっていくということの目標がないと、なかなか難しくなるだろうというふうに思います。こういうふうに囑託化していく中で、一つ一つ事業が減っていく、こういうことが多々見受けられます。このことだけではなくてほかのことで。これまで、例えばスポーツ関連で言えば、10ぐらいの大会があり、競技をやっていたのが、今年度はもうきつから九つに、そしたら来年は九つからスタートなんです。事業というのは、地区もういっぱいいっぱいです、各地区。余力のある地区っていうのはほとんどないだろうというふうに思います。そうすると、来年度九つやるのがきついとなって八つになったら、再来年は八つからスタートなんです。こういうことで、事業というのは非常に停滞していく、そういうおそれがあります。そういうことになると地区のお年寄りが、去年まではゲートボールの大会があったから家をあけて出て行っていた。そして、顔を見てみんな話をしていた。そしたら、例えばゲートボールがなくなったら行けなくなる。家に閉じこもってしまう。こういう状況では、地区の衰退が進む一方です。ですから、こういう生涯スポーツ、生涯学習というものを教育委員会としてはこの地域の活力をつくるためのものなんだということで位置づけているだろうというふうに思いますから、今後、どのようにこういう体制を整えていくのか、教育長の考え方をお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 教育長、生涯スポーツ、生涯学習の必要性について、総合的な見地から御答弁を求められております。

よろしいですか。

分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えになるかわかりませんが、私の現在の考えを述べてみたいというふうに思います。

先日の日曜日に、直川地区に通学合宿という行事があって、その開校式に行ってみりました。通学合宿というのはただ、子どもたちが自分の家から保護者のお世話になって学校へ出ていくわけですので、この通学合宿は一定の期間、子どもたちがある一定の場所からそこで寝泊まりをして、そこで生活をしながら学校に通う。つまり、子どもたちが親の力を借りずに自分たちの力でいろんな家庭生活上の力を身につけていく。つまり、自立をでき力をつけていくという行事なんですけれども、そこで私が参加して思ったのは、組織が、実行委員会組織をつくっているんです。その実行委員会はどのようなメンバーかといいますと、振興局の課長、事務局は振興局に置いてあるんですが、それから会長さんが保護者の過去の小学生の保護者の代表である。そして、社会教育委員であるとか、あるいは地区の公民館長さんとか、あるいは地域の地区の学校を支援するサポーターであるとか、コーディネーターであるとか、学校の校長、教頭、それから地区の各種団体の代表、その方々が全部で委員会が20数名だったと思います。それに食事のボランティアをする方が10名ほどでやっています。ことしが11回目ということでびっくりしたんですが、何を言いたいかという、地域のそういった底力というのを非常に強く感じたわけでございます。いろんな立場の人が入ってきて、その通学合宿を成功させるためにみんなの力で取り組んでいると。ここが非常にすばらしいなというふうに感心したわけでございます。今、各地域で正規の職員が囑託化されて、今も

お話がありましたけれども、今年度から体育関係、そして来年度から社会教育の関係ということで、嘱託化されていくということで、地域の力をやはり借りていかなければどうしようもない部分も出てくるんじゃないかなど。課題としては、ですからいわゆる組織の事務局をする、努める職員が嘱託化という3年という期限つきで交代していくというところにあるのかなというふうに思っております。

ですから、それをどういうふうに引き継いでいくかということが、やはり事務局の仕事でもありますし、同時に今の直川の通学合宿の例で申し上げましたように、地域の方々の中にそれを支える方々がそういった取り組みを通して生まれてくるという、そういうことが非常に望まれるなというふうに私は思っております。

ですから、そのあたりをどこでもできるかどうかというのはわからないんですが、そういった地域づくりを進めていくことが、地域の方々のまとまりであるとか、社会を新たに組織していく力になるとか、そのようなことを考えております。

ですから、今後は、教育委員会サイドとしましては、そういった組織づくりに対して地域の組織づくりにできるだけ支援していくようにするという、これはもちろん振興局の先ほど出ました公民館長さんを中心にした組織づくりでございますし、それから学びの延長に今体育のほうは3人地域を各旧町村のほうを支援できる体制を何とかとってやっているわけでございますけれども、これは決まったわけではございませんが、ある程度のをそういう形で社会教育のほうも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そういったサポート体制を敷いていくとか、いろんな形で皆様方にも御協力をいただいて、何とか地域の支援をしてまいりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 午前中の井野上議員の質問の中にもおもてなしの心というふうにありましたけど、地域がやっぱりそれぞれの各地区がまとまっているというんですか、何事にも声かけ合って協力し合える、こういうものがあれば、そういうおもてなしの心っていう部分も含めて、やっぱりお迎えする心も必然的に、隣近所の顔が見えるわけですから、出てくるだろうというふうに思います。私は、そういう部分でおもてなしの心なんかも育成できればな、地区の中でというふうに、朝、聞きながら感じたところなんですけど、また防災面でも隣の人姿がないことに気がつかない、こういう状況には絶対ならないだろうというふうに思います。だから、陶芸のうまいじいちゃんがあるだとか、踊りのうまいばあちゃんがあるだとかいうことが、自分の地区、そして校区の中でわかっていけば、いないよってすぐ気がつくわけなんです。顔が見えてるわけで。だからそこをつくるのがこの生涯スポーツ、生涯学習っていう部分での分野だというふうに私は思っています。ですから、今、直川のようなすばらしく全体的に取り組んでいる、直川全体で取り組んでいるなというのが、今言われたメンバーをだけ見てもわかりますから、そういうような形をぜひつくり上げていただきたいし、ぜひ事業が途切れないように、3年ということがありますから、雇用上、途切れないような配慮をしていただきたいし、地域に合った事業の推進の仕方を見直す時期でもありますので、見直しの中での議論に入れていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、これより休憩いたします。

午後3時より再開いたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 3 時 00 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 本日最後の質問者になりました、27番、吉良でございます。

私ごとですが、またよく考えてみますと、きょうは37歳最後の日でもありまして、いつも一般質問は試行錯誤しながら行っておりますが、今回、自分の節目としてもあしたにつなぐ質問内容になればいいなと思います。

今回の質問は、市民の方の中から心配する声や疑問の声をお聞きする中で、そういった意見をもとに今回、大きく二つのテーマについて質問を上げております。

通告書に基づき、スポーツ振興についてと被災地支援についてと題しまして、一問一答方式により質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず1点目のスポーツ振興についてお伺いをしたいと思います。

その前に、ことしも今週末から開催されます県民体育大会に出場する選手皆様の御健闘をお祈り申し上げますとともに、好成績を期待しております。

それでは、まずスポーツ振興の考えについてということで、本市のスポーツ振興に対しての教育委員会の考え、理念についてをお伺いし、まず質問にしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、吉良議員のスポーツ振興の考え方についてお答えいたします。

高齢化社会の進展に伴い、健康の維持増進や余暇活動などスポーツを楽しむ人々が増加しています。また、スポーツニーズの多様化や、スポーツ感の変化など、これまでのスポーツ環境に変化があらわれる中で、だれもがいつでもスポーツ活動を行えて、競技人口の拡大や競技力の向上につながるスポーツ環境の充実が今後のスポーツ振興のかぎになると考えております。

佐伯市長期総合教育計画では、健全な心身をはぐくみ、明るく活力あふれる地域を創造するスポーツの振興を理念にし、高齢化社会の進展に伴う生涯スポーツの推進、教育スポーツの振興と、スポーツ少年団等の育成、地域スポーツの拠点づくりと効果的な施設の活用を柱に、各事業を展開しているところです。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これまで、私もこの教育関係に関する質問というのはそんなにこれまでできてなかったなと思っている中で、今回、福泉教育部長になりまして6月議会と9月議会と、続けて教育委員会に対しての質問を上げております。これも偶然ということで特に意図はありませんが、それだけ市民の方からこの教育行政に関する御意見をいただいているということを受けとめていただきたいなというふうに思っております。

その中で、ただいまスポーツ振興に対しての理念、考えという部分を御答弁をいただきまして、これは佐伯市の長期総合教育計画の中にもうたわれていますように、その部分が大きな目的であるというふうに受け取っております。その中で、このスポーツの効果というものを考えたときに、やはり一つは健康増進であるとか、また地域のつながり、また親睦を深め

たり、いろんなスポーツの要素というのはあると思います。その中で、先ほど部長の答弁の中ではありませんでしたが、このスポーツをする人の人口をふやしていこうと、そういう思いが教育委員会がどういうふうに持たれているのかなど。健康増進だとか、そういった部分はもうわかっておりますが、やはり教育委員会の立場としては、そういった趣旨のもとにスポーツ人口をふやしていこうと、たくさんの、やっぱり佐伯市民がスポーツに携わるように推進していくというのが、やはり教育委員会のスポーツ部門の役割ではなからうかなと思っておりますので、要はスポーツをされる方の増進といった部分について、この高齢者社会でなかなかスポーツ人口も減っていくんじゃないかと懸念される中で、このスポーツ人口をふやしていこうという施策、その辺の考えというのがあればお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） スポーツの振興というものは、当然そういった部分も含めて表記しているというふうに考えていただきたいと思います。

合併後の新しい競技として、地区対抗駅伝大会だとか、地区対抗スポーツ大会だとか、あといった事業を取り組みながら、その事業の一つにかかわる機会をふやしていこうということで、今、取り組んでいるところであります。

具体的には、そういったものを地域の中で、それぞれの振興局の中で議論できるような場を、その一つの競技にかかわることによってふえてくるだろうということもありますので、教育委員会としては、そういった事業を広げる中で人口増を図っていくということです。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） このスポーツ人口の増加というのは、どういう形で指数を示して動態を調べるかというのは、私もちょっといろいろ調べてみてはするんですが、なかなかその実態というのが、正確な部分ではつかみにくいなというふうに感じておりますが、しかしながら、そういった状況等もやっぱり感じながら、教育行政、スポーツ振興を進めていくべきかなと思っておりますので、この計画の中に目標指数ということで88ページですか、体育施設の利用者総数ということで、現状値として平成18年が54万4,653人というふうなうたわれております。そして、10年後の平成28年には、60万人のスポーツ人口を目指そうという数値をうたわれております。当然、こういう目標値を定めるからには、そういった部分の動向というのも毎年といたしますか、定期的にはやっぱりチェックしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺のスポーツ人口の増加状況といたしますか、その辺が具体的な数字じゃなくても構いませんので、教育委員会としてどのように把握しているのかなというふうに思っておりますので、その辺の答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） これ、お知らせいたしますが、佐伯市のスポーツ振興計画というのを毎年つくっております。その資料の中で体育施設の使用状況ということの数値をお知らせをしたいと思います。

20年度の数値ですが、62万1,731人、22年度が65万7,171人、23年度が61万2,096人といった数字をしております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） もう完全に目標値を上回っている状況だということですね。これからこの計画の新たにこの部分ですね、後期といたしますか作り変えていく中で、その辺も目標にし



ているのであれば、また高い目標を目指して、やはり教育委員会として進めていってほしいなと思っておりますので、その部分を今後の教育計画の中で反映させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

その中で、大変頭が痛いといいますが、佐伯市の現状を考えたときに、イに移るわけなんです。スポーツ人口が非常に高齢化しているというのが実情ではなかろうかなと思っております。本市も高齢化が進む中で、スポーツ人口の高齢化も進んでいるというふう聞いております。これまで大会に参加するのに移動手段とすれば車、乗り合わせて会場に行っているというふうな部分を聞いておりますが、そのスポーツ人口の高齢化に伴いまして、なかなか車を重ねる中で、乗り合わせも精神的にきつい部分があるし、やはり不安も持っているという声も多々聞いております。そういった部分が、今後のスポーツ振興に関しても、やはり何か対策を講じる必要があるんじゃないかなというふうな思っておるわけなんです。そういった移動手段の確保といったことも必要と考え、将来に向けて対策を講じる必要があると、教育委員会としてどういうふうな見解を持たれているのかを、お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 高齢化社会を向かえ、日常的に健康づくりに取り組み、体力の維持向上を図ることは健康で充実した人生を送ることにつながり、生涯スポーツの振興の面からも大切なことであると考えています。

これまで、県民体育大会の参加につきましては、市の代表者として出場することから、経費として交通費を支給してまいりました。今年はグラウンドゴルフ、ゲートボールに出場するチームからの参加時の移動手段がないということで相談がありまして、交通費は支給せず移動用の車を手配したところであります。

しかし、佐伯市地区対抗スポーツ大会などの市の主催する大会につきましては、参加者が多いことから、各地区や各参加団体に移動手段である車の確保をお願いしているところであります。

今後もますます高齢化が進むことから、大会の持ち方等を含めながら検討をしていく必要があると考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ただいま答弁の中で、今回から県民体育大会につきましては、高齢者スポーツについては送迎をするというふうに答弁をいただきました。そういった声も聞く中で、相談もさせてもらった中で、そういった対応を教育委員会、今回していただくということは、大変感謝をしているところであります。

そういう形で、市を代表して行く競技については、そういった対応を今回していただいた中で、先ほども言いましたように、高齢者の運転というのは非常に不安な部分が、運転をされる方が非常に心配をされているという状況であります。また、ことしは県の野球ですね、甲子園予選でも残念な悲しい事故が開会式の直後にあったということで、そういった部分も県としても部活動にも補助をするというふうに知事のほうも言っております。そういった形で、事故のないように行って、存分競技をしていただくというのが本来の役割ではなかろうかなと思っておりますので、この佐伯地区、全部とは言いませんが、市が主催するそういった事業等についても、やはりそういった周辺地域の高齢者の交通手段を確保してあげるという

のが、今後必要になってくるというふうに思っていますし、そういう声が非常に多いです。ですから、これから検討していただく中で、やはり実現できる方向で検討をしていただきたいというふうに思っております。これがすべてのっていうわけにはいかないと思いますが、せめて市が主催する行事等については、高齢者の交通手段という形で高齢者スポーツ、シニアスポーツに対してのそういった支援をやってほしいというふうに思いますので、その辺もこのまなびプランの中でも明記をしていただいて、教育委員会として取り組んでいただきたいと思っておりますが、そこまでやるという部分の答弁をいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 私は米水津のほうにおりました関係で、高齢者の方がゲートボールあるいはグラウンドゴルフといった大会に参加していく姿をよく見ております。参加するに当たって、どうしてもお世話をする方が、高齢者の中でもなお高齢者といった方が車の手配等をしていくという状況というのは確かにあるなというふうに思います。

市の大会については、そういった部分は非常に心配を我々もしておりますし、何とかいい方法はないのかというのは考えますが、競技団体の大会には皆さん御自分で用意をして出ていくといったこと等もありますので、そういったもの等の考えとあわせながら、やはり市全体の安全な大会運営というものをやっぱり考えていく必要があるかなと思います。そのことで、今、質問がありました件について、即答はちょっと控えさせていただきたいなというふうに思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） なかなかここで結論をというわけにはいかないようではありますが、スポーツをする上で、やはり大会に参加するというのは非常に選手にとっても励みになると思います。やはりそこで順位が決まったり、また、自分の能力を確かめる場でもありましたり、やはりそれが励みになって今後の継続してやっていくという部分の大きな役割が、いろんな各種大会にはあると思います。やはりそういったものに参加できないとなると、なかなか健康増進という目的でいえばそういう部分は関係ないかもしれませんが、やはりスポーツをする上で協議に参加し、大会に参加して自分の力を試してみたい、また今後の励みにしたいというのが、だれもがやはり思っているんじゃないかなというふうに思っておりますので、高齢者支援、またスポーツ振興という観点でも、やはりその辺は十分今後の教育委員会のスポーツ振興の中で組んでいただいて、検討競技をぜひしていただきたいと思っておりますので、その辺は即答はできないようでありますので、その辺の協議をお願いいたしますか、申し添えておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きましてウの施設管理についてお伺いをしたいと思います。

先ほど上田議員も施設等についての質問が出ておりましたので、重複する点もあろうかと思っておりますので、さらりとこれから進めていきたいと思っております。

現在、市内全域のスポーツ施設は指定管理や委託、囑託等で管理運営を現在しております。その中で、施設の老朽や故障といったことに対して、対応がおくれているというふうな声もお聞きしております。私も各施設見て、非常に老朽が進んでいるという状況であります。毎年毎年、随所で故障だとかいう部分が出ているように聞きますが、そういった対応がなかなかできていないんじゃないかというふうに受けとめておりますが、その辺を教育委員会と

してどのようにとらえているのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、施設の管理についてお答えいたします。

佐伯市には総合運動公園を含めると、現在86の体育施設があります。しかし、多くの体育施設は老朽化が進み、雨漏りや内外壁の亀裂、剥離が進行していることはスポーツ振興課としても認識しております。

生涯スポーツを推進する上で、市民が安心して利用できる施設の環境づくりは大切なことだと考えています。予算という制約はありますが、簡単な修繕等で利用継続が可能な場合は、適宜対応しながら、体育施設の利用に支障を来さないように対応しております。

また、急な故障等につきましても、連絡があれば可能な限り迅速に対応しているところであります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 老朽等に伴う部分については、年次計画等上げて、予算化をしながら修繕等をしていけると思うんですが、先ほど部長が言いましたように、急な故障をしたと、私も聞いている中で、例えばプールのボイラーが故障したという話も聞いておりますし、グラウンドを管理する芝刈り機が故障して芝刈りができなくなったというふうな、そういった話とかも聞いております。そういった部分に対して、やっぱり急を要する部分があるかと思しますので、その辺は適時に対応していかないと、やはりその施設というのは利用者があるの施設でありますので、その辺がなかなか教育委員会に頼んでも対応してくれんというふうな声も聞いたりしますが、その辺、各施設のそういった部分嘱託管理という形になって連絡調整がうまくできているのかなという部分でちょっと疑問に思ったりもしておりますので、その故障箇所、随時ある場合はきちんと教育委員会も把握をしているのかですね、その辺の連絡調整したりされているのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 体育施設の管理につきましては、これは本庁で管理をしているということですので、何かあればそういった部分での連絡をいただいているというふうに理解をしています。

月一遍の嘱託職員の方との調整会議等の中でそういったものがあれば、対応はその都度していくというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 対応しているということで御理解をしたいと思うんですが、中にはなかなかすぐにできなかつたりする、特にプールとかいいますと期間が限られておりますので、そういった部分でも利用者に迷惑をかけない対応というのが必要になってくる。そのときに、すぐ部長が言われるようにすべてがすぐ修繕等をして対応できるならいいけど、なかなか日数がかかたりする場合、そういったケースも今後あるかもしれない、あるだろうし、そういった部分に対して、きちんとやはり利用者が来たときにわかるように、ちょっと故障しています、今、教育委員会から連絡待っています。教育委員会に伝えているけどどうなるかわからんというふうな、やっぱり利用者に説明をするのではなくて、きちんとその辺の連絡調整をしていただいて、故障している、もうちょっと待ってください、修理がいついつ予定していますから、やっぱりその辺を連絡とれるように、来た人がそういうことかとわかるよう

に施設の充実を図っていただきたいなと思います。

新たに新しい管理の整った施設をと言っているわけじゃありませんので、既存の施設をやはり利用者が気持ちよく使えるような対応をしていただきたい。それはやはり早く修理をしてもらうのが一番ですが、できない場合はきちんとそういうふうに連絡調整をとっていただいて、対応するという形をとっていただきたい。その辺をお願いしたいんですが、お願いできますか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど申しましたように、予算の関係がありますので、当然予算等見ながら対応している状況です。

先週も台風の影響で蒲江のB Gのテントが傷んだといったことで連絡がありました。議員さんも言われるように、傷んだときには使えないであるとか、どういった対応をしていこうかといったことを考えながら担当課として動いているんですけど、皆さんの利用に支障を来さないように、あるいは迷惑をかけないような対応はやっていきたいなと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういった対応を願っております。

それでは、次の工について、佐伯市地区対抗スポーツ大会ということで質問を出しております。

ことしで3回目となりました、佐伯市地区対抗スポーツ大会ですが、6月に開催されたということであります。各地区、各種目の監督さんや役員さんは選手集めに奔走し、選手の皆さんは仕事の合間を縫って練習を行ってきました。そして、試合の本番に臨んだことと思いますが、ことしは雨に見舞われたということで、屋外種目が中止だったと、残念な結果をお聞きしております。この地区対抗スポーツ大会は、7種目の競技により実施をされているようであります。この大会を実施する目的を、一度確認をさせていただきまして、そして開催後の教育委員会としての反省点、その部分はどのようにとらえているのか。そして、もしそういった反省点があれば、今後にどのように生かしていくのか、その辺どういう協議をされているのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、佐伯市地区対抗スポーツ大会についてお答えいたします。

佐伯市地区対抗スポーツ大会は、広く市民の間にスポーツを普及振興させ、スポーツ選手の発掘、育成を図るとともに、地域間の親睦、交流とスポーツ意識の高揚を目指し、市民の健康増進並びに地域活性化に寄与するものとして、平成20年度から開催をしています。

今大会は、予定した予備日に他の大会が入ったため、地区代表者会議で予備日を設けないことで了承をしていただきました。そのため、今回は屋外の4競技が悪天のため中止となりました。練習をしていたにもかかわらず試合に出場できなかった選手が多数おり、大変御迷惑をおかけいたしました。

反省材料の一つには、大会の開催時期の変更につきましては、他の行事、気候等の兼ね合いもあり難しいものと考えております。大会要領等につきましては、主幹団体、地区代表者会議、体育協会理事会を経て決定していくこととなります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） このスポーツ大会であります、ことしは予備日も設けず、雨によって屋

外の競技ができなかったということで、非常に残念であるというふうな選手の方、関係者の方から意見をいただいております。事前に教育委員会にこの話をさせてもらったときに、反省会にかかる調査用ということで資料をいただきました。これを見て、やはりなぜこの梅雨時期にせないけんのかといった意見が非常に多いようにあります。それぞれ項目の中でアンケート調査をしておるんですが、このほとんど私は色もつけておるんですが、ほとんどが時期の変更をするべきじゃないのかと、わざわざ梅雨時期にする必要があるのかといった御意見が多いようであります。

その中で、その対処法として考えていただければと思ったんですが、今、部長の話では、他の行事だとか、また気候的に難しいといった答弁があったんですが、梅雨時期の気候にするほうがもっと難しいんじゃないですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 実は、体育協会の行事が年間にいろいろシーズンを通じて開催をされております。そういったことの中で、新たに地区対抗スポーツ大会とか始まった関係で、他の時期との兼ね合いからどうしてもこの時期になってということが今日の現状であります。

議員も言われるように時期を変えたらどうかといった意見も多数ありました。また、もち方に関して、ナイター形式であるとか、予備日をいっぱい設けてやろうよといったものもありました。そういったことを踏まえて、次回、こういったことのないような対応を考えたらなどということでは考えておりますが、このシーズンを動かしていくというのが、これがいろんな競技をする調整の中で、現時点では非常に難しいかなと。

例えば、5月に地区対抗のナイターソフトボール大会、7月には地区のこんばんはバレーボール大会ですとか、スポーツフェスティバル、10月には県民大会を含めまして、その後各地区の運動会、いわゆる市民体育大会、12月になりますと駅伝大会、2月には県内一周といったことで、いろんな行事がメジロ押しになっている中でどうしても期間のかかる分について、調整が難しい中で現状としてこういった時期になっているというのも御理解いただきたいなと。

方法は今申しましたように、いろんな方法をもうちょっと考えていく必要があるかなという事は検討しております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 方法を検討ということではありますが、過去3回する中でいろんな反省点も踏まえて今回の開催に至ったというふうに思っておりますが、予備日が全然なかったじゃないかという部分で、言い方は悪いかもしれませんが、教育委員会は結局もう消化事業なんかと、ただそれをやってしまえばいいんかというふうな憤りを感じた方もおるようで、そういった意見も聞いております。開催時期を1点に絞ればなかなか難しいかもしれませんが、例えばこれは地区対抗でありますので、総合得点等もかかってきますが、これもう通年でその時期を見てやってもいいんじゃないかと思うんですよ。同じ種目を同じ時期にしくちゃいけないということもないだろうし、それぞれの種目を頑張っていただきまして、やっていただいて、それぞれの時期に見合った種目をやっていただいて、それを最終的に総合得点、どこがよかった、順位をつけてあげるといったことも別に不可能ではないなというふうにも思っておりますし、例えば、合併前、旧町村の場合は郡民体育大会というのがありまして、これは県体予選も兼ねた大会でありましたので、時期は7月の上旬ということで毎年開催をし

ておりました。その中で当然県体選手を決めることも含まれておりましたので、中止ということにはなかつた。やはりナイター等を通じて実施をしておりましたので、やはりせっかくやるからには、また予算を組んで弁当等も配ったりされておるんですから、やはり実施をします。実施ができるような体制を組むというのが、やはり教育委員会としてのスタンスではなからうかなと。このいろんな意見を見る中で、さまざまな意見もあるようではありますが、ナイターは厳しいとか、また予備日は厳しいといった意見もあるようではありますが、やはり教育委員会の姿勢としてはやっていこうと、こういうスポーツをやろうやと、こういう大会をやっていこうということで、やはり実現に向けた姿勢を持って、その中で監督会議でいやそれは無理だと、そこまではしなくてもいいんじゃないかという意見が出ればそうかもしれませんが、やはりスポーツ振興を唱える教育委員会としては、そういう姿勢でやっていただきたいというふうに思っております。

これからそういった部分の調整をされるということではありますが、そのいつごろ調整するのか、反省会等は行われたかどうかはわかりませんが、教育委員会としていつごろこの大会の要綱を決める、調整をされるんですかね。聞けば、結局もう1年たったら、担当者が変わればおれたちの言いたいことは通らんのじゃといったふうな声も出たりもしておりますので、その辺きちんとめどをつけて、来年度に向けた対応をとっていただきたいと思うんですが、その辺、ちょっとお聞かせください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） この地区対抗スポーツ大会は、先ほどもお答えしましたように、主幹団体等の協力がなければできません。いわゆる競技をもっていただくところは、例えば軟式野球連名だとかゲートボール協会だとか、いろんな主幹団体に御協力を願って初めてこういったものができたということは御理解いただきたいと思えます。

競技種目をどうしようであるとか、最初の当初の計画を練る段階は、前年の11月ぐらいにはその実際的なものを担当者、各地区の振興局の職員等も踏まえて、どういった体制で取り組もうかということで議論を始めていきます。その議論を始めて決定したものを、例えば体育協会の地区の代表者会議、いわゆる体協の支部長さん含めて、担当者含めて集まっていたら、そこで要綱なりとかいったものを議論していただいて決定していく。それを踏まえて、体協理事会かな、それで正式に決定していくという。時間的なもので言えば約半年をかけて議論をしているような状況であります。

今、議員言われるように、オールシーズンでものを考えていけばいいやないかといった話もございしますが、当然教育委員会サイドではそういったものも当然ありかなとは思えます。ただ、今の現状、私もことしだけなんで何とも言えませんが、今回のように、今回は2軍のプロ野球のダイエーの方が見えたということで、その大会のためにどうしても予備日がとれなかったということがあって、2日だけになってしまったんですけど、これがまあ予備日があればそこら辺の解決はできるのではなからうかなと。競技団体もそれぞれに自分たちの競技というものを持って年間のスケジュールの中でやっていますので、そういったものが可能かどうかという部分については、まだ議論をしていないのでわかりませんが、今回の事案を解決する方法としては、やっぱり当然、主管する担当部署でありますので、全競技を実施していきたいということは一緒です。

その中で、予備日を設ける、長くするとか、いわゆる夜間を計画していくといったものを、

先ほど申しましたように採用していきたいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） それぞれの関係団体と協議をしていくということでありますので、教育委員会の思いということで、やはりそういうぜひやっていこうという姿勢で協議に臨んでほしいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

スポーツ振興については、以上で終わりたいと思います。

続きまして、大きな2点目であります。被災地支援についてということで、質問を上げております。

3月11日に発生しました東日本大震災は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に破滅的な被害をもたらし、日本にとって戦後最大の未曾有の危機的状況というふうに言われております。あれから現在6カ月が経過をしますが、一日も早い復興を切に願い、時間の経過とともに風化をさせないよう対策を講じることも必要だなと感じております。

それでは、質問に入りたいと思いますが、国を初め各県、各自治体やさまざまな団体やボランティアの方々が一日も早い復興に向けて支援活動等の取り組みが行われております。本市としても率先的な支援活動を行っていると感じております。それを踏まえてお伺いをしたいと思います。東日本大震災に対し、本市及び佐伯の市民が行ってきた被災地への支援活動、募金等も含めて、市として把握しているところをお伺いをしたいと思います。

また、今後、被災地支援として予定をしている、もしくは考えている支援活動があるのかもあわせてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） こんにちは。総務部長、内田です。

東日本大震災の被災地に対する本市及び市民による支援活動の状況について、回答いたします。

まず人的支援といたしましては、これまでに消防職員、保健婦、ケースワーカー及び事務職員合わせて35人を被災地へ派遣し、被災自治体の業務支援や現地でのボランティア活動の支援等を行いました。また、消防団員につきましても、延べ37人が3班に分かれ被災地に行き、瓦れき、土砂の撤去等、復旧作業に従事いたしました。

そのほか、マスコミでも紹介されましたように、民間の団体の方々が支援物資の搬送や炊き出しなどで多数被災地で支援活動をされております。

次に、義援金ですが、市役所、各庁舎、各振興局等に募金箱を設置するとともに、義援金受入口座を開設し、市民の皆様にご協力をお願いいたしました。8月31日現在の義援金総額は、6,062万9,676円となっており、このうち6,040万円を既に日本赤十字社大分県支部に送金いたしました。

義援金につきましては、今後も日本赤十字社の募集期間に合わせ募集を行う予定としております。

またこのほかにも自治委員会が市民の方々に呼びかけ、1,801万8,023円を同じく日本赤十字社に送金しています。

次に、物的支援については、市内の個人や団体からお寄せいただいた救援物資や市が備蓄していた水、ごみ袋等の物資を民間団体が現地へ支援活動に向かう際に届けていただいたほか、大分県を通じて被災地へ届けるため同県に搬送いたしました。

次に、被災者の受入状況につきましては、8月31日現在、災害救助法適用地域から9世帯22人が本市に避難されております。これらの方々に対しましては、被災状況や相談内容に応じて市営住宅への受け入れ、民間住宅情報の提供、小・中学校への受け入れや就学援助のほか、保健・福祉等の各分野において、特別措置を適用する等の支援を行っております。

なお、災害救助法適用外の地域からも3世帯8人が本市に避難されております。これらの方々には、必要に応じて各種の助言や情報提供を行っております。

今後の支援活動につきましては、職員の派遣につきましては、全国市長会や大分県、あるいは被災団体からの要請があれば、積極的に派遣したいと考えております。

また、被災者の受け入れにつきましても、これまでどおり支援をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 総務部長のほうから詳しい答弁をいただいております。佐伯市はですね、非常に私も他の自治体の話を見たり聞いたりする中で、非常に佐伯市は熱心に支援活動を行っているなというふうに率直に私は感じております。聞くところによれば、被災地も大分といえば佐伯だというふうな声も上がっているというぐらい、やはり佐伯の精力的な活動というのが顕著に見られているなというふうに感じております。

その中で、再質問の前にちょっと1点、これ伝えておきたいんですけど、今、市のホームページに東日本大震災に伴う佐伯市の体制ということでホームページに掲載されております。これに市長の言葉だとかいろいろ状況だとかいうのを書いておりますが、これが余り更新されてないようにあるんですね。被災地支援、被災地への体制ということで、消防団だとかまた保健師さんの派遣等の記事が出たまま、今現在見てもまだ予定、予定となっているんですよ。もう実際にこれ行かれてもう済んでおりますので、ちょっと今まだ予定とか書くのはちょっと恥ずかしいんじゃないかなというふうに思いましたので、ちょっとそれは伝えておきたいと思います。

その中で、募金等も佐伯市としてかなり集まり、また日本赤十字社に送られたということではありますが、支援活動の手法というのはさまざまなものがあります。人的な部分、また非人的な部分がありますが、ちょっと答弁の中でなかったんですが、今、被災地支援の中で言われているのは、支援金というものの考え方、支援金の必要性というのが非常に言われております。その部分について、今答弁の中では支援金という言葉はありませんでしたが、その部分について市としてどのような考えを持たれているのかお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 支援金につきましては、義援金とは性質が全然別のものではありますが、市が初めに義援金の募集ということで限定をして募集をしたところが現在のすべてで7,800万ぐらい集まっております。それで、そういう状況の中で、支援金については、今のところ新しく考えてはおりませんが、職員が現地に派遣あるいは消防団員が派遣、それも市の予算の中から計上して実施しております。そういう中で、市の予算で対応したというようなことで、今のところ支援金という形では直接は考えておりません。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 支援金と義援金は性質が違うということで今答弁をいただきました。



ちょっとその辺、私ももうちょっと詳しく突っ込みたいんですが、今、市が行われている義援金は、これは御存じのとおり日本赤十字社を通じて被災者に平等に分配するというところで、義援金として扱われておりますが、これの特徴としては、平等な公平な配分ということでもありますので、被災者に届くまでにやっぱり日数がかかるということも指摘をされております。それに対して支援金、これはこの震災に対して活動しているボランティア団体とかNPO、NGO、そういったボランティアの方を含めた支援をされている方に対して支援の足しにするという形で、なかなか支援をするといっても、例えば佐伯だったら東北、かなり場所も遠いですし、やはり経費がそれなりにかかる。そういう中で支援金というものを創設すれば、そういう方たちに少しの足しとして援助ができる。これが支援金の性質であります。

冒頭にも言いましたように、佐伯は非常に行政を初め各種団体、ボランティアの方、炊き出し等されたということで、たくさんの方がやはり被災地に向かわれて、支援活動を行っているというふうに認識をしております。もし今、先ほど部長は市の予算の分で賄っているという部分の答弁をいただきましたが、言われるように、今市の負担という形でやっておりますが、これが支援金というものがあれば、やはりそういったところからそういった被災地に対して支援をする方の経費というのが捻出できるということで、やはり思いがあってもなかなか実現できないと、行きたいけどなかなか行けないという方も佐伯市内にはおられると思いますし、ほかのところにもおられると思います。そういった方の一歩支援をするという形で、この支援金というものを創設すれば、そういった後押しにもなりますし、もっともっと被災地の支援というのが佐伯が行っていきけるんじゃないかなというふうに思っております。今部長、支援金については考えていないということではありますが、せっかくそうやって佐伯の多くの方が被災地に行かれて支援活動をするのであれば、一つはこういう支援金という制度を佐伯で設けてから、そういう方たちに少しの支援を、逆に支援をしてあげるというふうな体制をつくるべきじゃなかったのかなというふうに今私感じておるんですけど、結果は結果ではありますが、これからやっぱりまだまだ被災地への支援を続けていくという思いであれば、こういった支援金制度というのも一つやっぱり考えてみてはどうかと。民間団体等は寄附を、支援金という指定寄附で行ってそういったのを財源に行っているというのでも聞きますが、佐伯市がせっかくこれだけ多くの方が被災地で被災支援をされておりますので、この部分を今後考えてもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、考えられないでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。総務部長は支援金については現在のところ考えていないということですが、市長としてこれについて御見解があればお願いいたします。

市長（西嶋泰義） 私のほうに急に来ましたので、ちょっと私も今考えよったんですけど、支援金をまず市でしようかというときには、市が支援金を集めるときには市のほうの歳入に入れていかなければならない。そして歳出にやらなきゃいけない。そうした予算計上していくということで、非常に大変なこととなります。

もう一つ支援金をやる方法といたしましては、社会福祉協議会が設立する、そうした災害団体ですね、これに対しての補助金を出すことによって支援金の行きどころがあるかなということで、議員が言われた石巻の中に社会福祉協議会が主体となった災害ボランティアセンターというのがあります。佐伯市においてもそうしたボランティアセンターを、社会福祉協議会が中心としてそういうことをつくることによってできるんじゃないかと考えております。

余談な話なんですけど、先般、私どもB & Gの関係で日本財団の笹川会長のほうからちょっと文章をとということで私も文章を書かせていただきました。私ども市のほうの職員を派遣したりボランティアの中でやらせていただいたということに日本財団の笹川会長、私の書いたことをブログで紹介し、地方としてもこういう形で即対応して地域が一番困っている面についてやっていることについては、日本財団にいたしましても震災から1カ月半もたない状況で出した。またそのボランティア団体1団体10万とか20万とか、この前ちょっと医者との関係があったんですけどね、あれは100万ぐらい出すとかね。そうしたことをやって、そのことを国会を通じ義援金だけではいけないという運動が起こりまして、現在、そうした支援金のあり方が国自体でも考えているという状況になっているのは議員も御存じのとおりだと思っています。

当市といたしましても、現在の状況ではそうした中では社会福祉協議会を中心にしたボランティアのそうした災害のセンターをつくって、そこを中心として市民の方。これは、東京都等でも災害地に行くバスに対しての旅費を、そうした団体に援助して皆さんの少しでも経費を負担しようというそうしたことをやっているようでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 社協等、さまざまな福祉団体等もありますので、ぜひこの支援金についてもうちょっとアンテナを張っていただいて、やはり考えていただきたいなというふうに思っております。

一つ情報なんですけど、赤い羽根の共同募金、御存じと思うんですが、この中でも支援金という形で災害ボランティア、NPO活動サポート募金という形で創設をするというふうにも聞いておりますので、やはりそういったところのアンテナを張っていただいて、ぜひ佐伯の後押しになれるような部分で、その辺の活用というのもぜひ今後考えていただきたいと思っております。

ちょっと時間がないので、こういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

放射性廃棄物の受け入れについてということで、質問を上げております。

これ、放射性廃棄物という表現が、執行部としては語弊があるんじゃないかというふうな思いがあるかもしれませんが、そういったふうにとらえている佐伯市民もいらっしゃるようでありまして、そういった声も市民の方から聞きますので、あえて放射性廃棄物というふうな表現をさせていただきました。

ちょっとこれをざっと言いますと、環境省が今回の震災に対して、各都道府県、各市町村に協力を要請したということで、今回の震災で被災地の瓦れきなどの災害廃棄物というものが約2,258万トン被災地であるというふうに環境省が推計を出しているようであります。本来であれば、地元自治体、地元の県でそういった部分の処分をしていくのが望ましいんですが、こういう非常に多いという状況の中で、国のほうが各都道府県を通じて各市町村に協力をお願いをしたということであります。

そして、その依頼に対して、佐伯市が手を挙げたと、佐伯市は受け入れをしますよということで手を挙げたということが環境省のホームページの中にも掲載をされているということで、公表をされたようであります。それを佐伯の市民の方が見られる中で、被災地の一番懸念するのが放射性物質等、やっぱりそういった災害廃棄物を佐伯に持ち込んでいいのかとい

うふうな心配の声を非常に今お聞きをしているところであります。

先ほど部長のほうから話もありましたように、9世帯の受け入れ等も佐伯市はしているということではありますが、やはり佐伯市、また九州等に疎開といいますか帰って来られた方は、やはりそういった放射能に対して子どもたちを守りたいと、子育てを安心した環境の中でやっていきたいという中で地元に戻ろうとか、九州に行こうという決断をされたと思います。そういった方からすれば、そういった現地の瓦れき、廃棄物を受け入れるということは、せっかく危険な場所といいますか、そういったところから帰ってきているのに、そういうのを受け入れるとは非常に不安だというふうな困惑した声が上がっております。それで、この件につきましては、市のほうにもかなり問い合わせがぁっていると思っておりますので、その廃棄物の受け入れに手を挙げた経緯と、受け入れの見解について詳しくやはりここで説明していただきたいなと思っておりますので、明快な答弁をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。

それでは、吉良議員の放射性廃棄物の受け入れについてという御質問に回答したいと思います。

皆さん、御存じのように、被災地では想像を絶する多種多量の災害廃棄物が発生しており、その処分には被災地の自治体のみならず、国を挙げて検討を重ね苦慮しているところであります。

県内の各自治体におきましても、県を通じて国からこの処理について各施設での処理対応の可否について調査依頼がなされましたが、本市では焼却場の機械的な能力等を勘案して検討した結果、一部の災害廃棄物については受け入れ可能と回答したところであります。

しかし、この調査検討した時期は4月初めでありましたが、現在では、災害廃棄物の放射能汚染問題や生ごみの腐敗による多量のハエが発生するなどの衛生面が危惧されたりと、受け入れ条件が大幅に違ってきております。

最近発行されたある週刊誌には、いつでも汚染された災害廃棄物を受け入れるかのように誤解されかねる記事が記載されており、購読した一部の市民から心配の声が上がってきております。

本市といたしましては、放射性物質等に汚染された災害廃棄物の受け入れは行わない方針であります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） この調査が4月ということで、その辺が想定外ということで佐伯市も受け入れますよということで国のほうが公表をしたということであります。この件については、私も大分県のほうに行って、担当課のほうともちょっと確認の意味でいろいろ話を聞きまして、大分県では10カ所手を挙げたというふうに聞いておりますが、その中で公表するかしないかという問いの中では公表しないというのが5カ所あったということで、公表されたのが5地域ということで聞いております。

これは、受け入れするしないというのは、それぞれ自治体同士の協定を結んで始めてなし得るということを知っておりますので、その辺はまだそういった動きはないというふうにも受けとめております。

今、市民の心配する声の中でそういった受け入れをしないという答弁をいただきましたの

で、その辺は安心したいし、国のほうもなかなか基準が定まらない中で、やはり受け入れは厳しいんじゃないかというふうにも思っております。

その中で、1点だけ、もう時間が少ないので1点だけお願いをしておきたいのが、受け入れないと答弁をいただきましたので、ぜひこれを市民の方に知らせてほしいというふうに私は思っております。ホームページあるいはケーブルテレビ、市報等ありますので、そういったものを活用してこういった不安の声が上がっていますので、ぜひ市民の周知という部分をおおるわけではありません。市民の周知をしていただきたいというふうに考えておきまして、やはりそういう不安を持っている市民の方にも安心していただくということが大事であろうと思いますので、今後、そういう方針をきちんと市として持っているのであれば、市民に対して、その部分の周知をしていただきたいと思いますが、その辺は考えられていますか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 今の御質問であります、市民の周知ということにつきましては、市民が安心するということであれば、周知をしていきたいというふうに思っております。

27番（吉良栄三） 安心するのであればね。

市民生活部長（染矢隆則） そうですね。周知をしていきたいというふうに思っています。今、先ほど言いましたように、放射性物質等に汚染された災害廃棄物の受け入れはしない。ただ、人道上の立場からすると、汚染されていない災害廃棄物については、受け入れをするということであります。

議長（小野宗司） 吉良議員、時間がありません。

27番（吉良栄三） 他市のほうにもそういった受け入れについているんなニュースとかもお聞きしますので、やはり納得する形でやっぱりやっていただかないと、やはり不安をおおるといふふうになってきますので、やっぱりその辺はきちんとした正確な情報を市民の方に周知をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしまして、一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時59分 散会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第3号 9月8日

# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月8日（木曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

## 欠席議員の氏名

なし

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎												
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣											
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇									
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則			
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市							
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉					
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治										
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二			
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	次	長	兼	清	掃	課	長	廣瀬勝彦			
次	長	兼	都	市	計	画	課	長	永田亀男	防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎
商	工	振	興	課	長	飛高勝則	観	光	課	長	児玉修一							
建	設	課	長	明石好弘	高	齢	者	福	祉	課	長	山田わか子						
大	手	前	開	発	推	進	室	長	龜山伸太	教	育	総	務	課	長	丸山初彦		
文	化	振	興	課	長	河野宜弘												

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第3号

平成23年9月8日(木曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成23年第6回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、清家儀太郎君、2番、佐藤元君、3番、後藤勇人君、4番、三浦渉君、5番、梶田穂積君、以上の順序で順次、質問を許します。

30番(清家儀太郎) おはようございます。30番議員、新風会の清家儀太郎でございます。今回は、津波の避難場所と佐伯市の新観光名所づくりについて政策提言を含め、佐伯市の活性化を目指しての質問を行いたいと思います。安心と安全、ゆとりを導き出せる御答弁を期待いたします。

濃霞山公園、濃い霞と書きます濃霞山公園の再開発事業についてです。公園化するに至った経過と、その後の現状はどうなっているかということですが、案内図によりますと、濃霞山は都市公園として市民の皆様にも親しまれておりますが、戦前は昭和9年に佐伯海軍航空隊が解体し、その関連施設として昭和15年に佐伯防備隊がこの付近一帯に設置され、当時、女島・長島から濃霞山周辺に至る40万坪の地域が軍用地として埋め立てられました。軍事施設は、米軍の爆撃によりほとんど破壊されましたが、濃霞山の山中やすそ野には防空指揮所、火薬庫、ごうなど多くの施設が現在でも残されています。

濃霞山公園としては、昭和52年3月29日併用開始され、面積6.7ヘクタール、登山道は総延長1,835メートル、山の高さは標高62.7メートル、登山道は東西南北4カ所もあり、施設といたしましては、東展望台、北展望台、南展望台の3カ所、水道、トイレも整備されております。過去においては自衛隊佐伯分遣隊基地の周辺整備事業の予算を活用・利用して整備されたと聞いていますが、どうだったのでしょうか。

また、濃霞山は佐伯湾内の大入島とも関係が深く、山頂には大入島へ水道水を送るための配水池、水源池がありますが、今後取り壊しも含め、どのように考えているのか。

また、公園化するに至った濃霞山のこれまでの経過と現状をお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） おはようございます。ただいまの清家議員の御質問にお答えいたしましたと思います。清家議員が、ただいま御質問の中で、濃霞山公園の詳しい内容といいますが、お知らせしてくれましたので、多少答弁の中でダブる部分があるかと思いますが、御容赦ください。

濃霞山公園につきましては、昭和32年に総合公園5・4・1号濃霞山公園として約7.4ヘクタールを計画決定しまして、昭和50年度末に公園の一部として無償貸付を受けました6.7ヘクタールを昭和51年度から52年度にかけて展望台3カ所と沿路整備1,835メートルを行い、供用を開始し、現在に至っております。

昭和51年、52年の整備につきましては、防衛施設周辺整備事業として実施はしておりますが、その後、平成15年から16年にかけて防衛施設周辺整備事業として要求をあげた経過がございます。ただ、濃霞山公園の計画が検討中ということで、そのときは立ち消えとなっております。

また、今回、濃霞山公園を取得するに当たりまして、平成21年に九州防衛局に用地取得費用も含め問い合わせたところ、基地周辺民生安定事業としての採択が平成19年度に採択要件が大きく転換したためにできないとの回答をいただいております。

山頂の大入島水道配水池につきましては、旧海軍が水道施設として建設したものを昭和21年に国有財産一時使用承認申請を行い、昭和32年に国有財産である配水構造物の払い下げを受けまして、野岡配水池として利用しておりましたが、平成5年度に大入島への海底送水管が布設されたことによりまして配水池としては使用していませんことから、今回の用地取得に伴いまして解体する予定となっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 濃霞山の中腹なんかにはツバキの苗木とか植えてるんですけど、今の濃霞山公園としての管理はどこかに委託しているのか、それとも、だれかボランティアの方がされているのかということと、過去に自衛隊の周辺整備事業でかなりのことができてたと思うんですね。道路とか野岡緑道とかですね。大入島の水道も自衛隊に水を供給するというような形で大入島から自衛隊に水を供給するというような形で大入島に水道を引いた、いわゆる利用させていただいたというのか、大変役に立った過去があるんですけど、大入島の現在の水道はどういうルートでいっているのか、詳細にできたら説明してもらえますか。わかりませんか。わかるところだけでいい。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 上下水道部の笠村です。私のほうから。現在の大入島の水道は、坂の浦の配水池があるんですが、豊南ゴルフセンターの横の山ですけれども、そちらのほうからパイプを引いておまして、一度坂の浦のほうにくだって、それから前、宿毛フェリーの今の前の基地があるんですが、その付近から大入島のほうに渡しております。坂の浦の配水池の位置が高い位置にありますので、自然の流化というか、その圧力で水圧でそのまま大入島のほうにすべて配水をしているという状況です。

以上です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 清家議員の先ほどの濃霞山公園の管理の形態でございますけど、管理



委託でやっております。公園係も職員がおりますので、見回りといいますか、月に数回は出歩くという見回りはしております。伐採とかそういう分は委託でやっております。委託業務です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 笠村部長のほうに先にお尋ねしますが、結局は大入島に行く水道の流量計というのは、いわゆる濃霞山のふもとから昔と同じように大入島のフェリーのところに行って水道がいつてるといような状況で、その濃霞山からおろした水道の分は坂の浦からずっとトンネルを超えてこっちまできよるといことで認識でよろしいですか。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） はい。そのとおりでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） それと、その例のツバキに苗木なんかは伐採は管理委託されてると聞いたので、そんなのはだれかされておるんですか。苗木なんかは中腹あたりでかなり植えておるんですよ、ツバキなんか。それはどういう方たちがされるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ツバキの苗木等につきましては、議員の今、御指摘のあったとおり、周辺にも濃霞グラウンド側の平地のところですか、今、植えてると思います。それらにつきましては、寄附であそこに植え込んだと伺っております。そこらも含めました後の草刈りとかは管理委託がやっているとということです。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） それでは、次に移ります。

今回、濃霞山公園を新しく開発しようとする目的は何かということではありますが、佐伯市は今年度、財務局から濃霞山一帯を譲り受けましたが、最終的にどの範囲を幾らで買い上げたのかお尋ねします。

また、開発に当たって教育に活用できる史跡、軍事施設等はあるのか。有利な補助事業はあるのか。さっき自衛隊がないと言われたので、これはもう無理かもしれませんが、開発をする期間はどれくらい予定しているのかということで、周辺の駐車場はどのように整備するのか。

山頂下の先ほどトイレもあると言ったんですが、山頂下に水道とトイレもあるんですが、水道は2カ所あるんですね。トイレは1カ所山頂下にあるんですが、防空ごうの近くで、とても好ましくないよう思えるが、検討の必要はないのか、新しく開発しようとする目的とあわせてお答えをいただきます。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 整備の目的としましては、先ほど答弁いたしましたように、昭和32年に総合公園として計画決定されていますことから、平成5年から水道施設として使用されていない山頂部の水道配水施設の解体に伴い、山頂部を公園として整備しようとするものでございます。また、この山頂部は平成13年に水道施設用地約0.2ヘクタールを追加した都市計画決定の変更も行ってあります。

次に、財務省からの買い入れ価格につきましては800万円、面積につきましては6万9,440.08平方メートルでございます。

教育に活用できる史跡施設等のことでございますけども、配水池施設につきましては危険でありますので解体して整地を行いまして、防空ごう等の史跡につきましては関係部局と今後、協議を行っていきたいと考えております。

山頂の整備に係る費用につきましては、水道部局が負担します水道施設の解体費用と合わせまして3,000万円を計画しまして、この整地に伴う補助事業としての採択要件にはありません。

事業期間は今年度、測量、調査、設計を行いまして、昭和24年度に先ほど申し上げました水道施設の解体工事を行いまして整地工事を予定しております。

また、新たな駐車場とトイレの整備につきましては、今回の計画では考えておりませんが、今年度に地震・津波等被害防止対策緊急事業において、既設の遊歩道に手すり、防護さくを設置しまして、路面整備も行う予定になっております。

議員御指摘の、現在あるトイレ裏の防空ごうにつきましては、私も行って見ましたけども、緊急にできる分として危険のないように、あの防空ごうが素掘りの防空ごうで幅が見た限り3メートルぐらい、高さが高いところで2メートルいくかどうかぐらいだと思いますけども、さくをして入らないように危険防止の整備をいたしたいと思っております。総合公園としての全体的な整備計画は、今後、策定をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ぜひ部長、この濃霞山公園の整備をというのか、幅広い分野で考えていただいて、しっかりその設計をしていただきたいと思うんですね。昭和32年に濃霞山の都市計画決定の条件として水源池を壊すこととなっているのを伺いましたので、この濃霞山の山頂駐車場が今言うたように平米でいきますと約700坪あるんですね。頂上だけが700坪のような形になって、かなり広いものですから、かなりのものができると思われれます。だから、周辺の駐車場ももちろんですが、それは遊歩道で歩いて登る方のためというような形で、ぜひですね、中腹にも駐車場にするような土地がかなりあります。

それと、山頂が今言うたように700坪ありますので、山頂までの駐車場の整備をできないものかと考えるんですが、そうしないとですね、景観がいいんですよね。後でも観光の部門で言いますが、景観がいいものですから、子どもたちとか老人福祉施設の方たちなんかは、ぜひ案内したいんですよね、濃霞山からの景色を。もう豊後水道まで見えますから、全部。それと、いわゆる造船所とかも直下で見えますし、城山では自動車では不可ですからね、城山ではない濃霞山、また位置づけを考えていただきたいと思います。何かそこありますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 濃霞山公園につきましては、頂上の今3カ所あります北展望台、東展望台、西展望台、いずれからも海側を見れば豊後水道を遠くに海の線が見えて、非常に晴れた日なんかは見晴らしがよくて素晴らしいものがあると思っております。また、北展望台のほうからは遠見山が見えると思っております。

それと、あそこはウオーキングなんかで上がってる方も多くいらっしゃいますし、造船所の船の進水式のときなんかは、カメラマンを含めまして一番いいロケーションのところと思っております。

今、御指摘といたしますか、御提案のありました頂上までの車のルートといたしますか、そこらも含めまして、今年度は平成23から24年にかけて都市計画のマスタープランを佐伯市

策定するようになっております。そういったことの中で、あそこは駅に近いし、観光の資源でもありますし、先ほど申しました防災対策の分もありましょう。いろいろなちょうど町の中央部に位置するというような条件から、いろいろな使い方といいますか、いろいろな要望、展望が開けるものと思っておりますので、そういった都市マスタープラン等の中で、その部分も含めまして検討といいますか、もんでいきたいと思っております。

ただ、今、現状としましては、合同庁舎側から狭い道ですけども、作業車は上がる程度の途中までですけども、車が作業車は一応上がれる程度にはなっておりますけども、そこらも含めまして総合的なといいますか、マスタープランの中でもんでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ぜひですね、城山にはもう車で上がることが不可能で、私が言うのは、いわゆる弱者ですね。老人施設なんかが行って頂上でくつろげる場所、子どもが行ってゆっくり遊べるような場所を望みたいというのと、残念なことに、全体的に山全体が暗いんです。そこを十分に考慮していただいて、さっきの言うたトイレですね、トイレから出たらもう防空ごうでですね、暗くて怖くて行けませんよ。ちょっとしたあれがあるとね、怖くて行けないと思います。トイレに行くのにちょっと下りになってますから。そこらも十分考慮してやっていただきたいと思います。

次に、津波に対する避難場所としての位置づけであります。冒頭述べましたが、濃霞山には4カ所の登山道があります。地域地区の津波避難場所としては最高だと思えます。地区としては、野岡区、鶴谷区、東区、駅前区、日の出区まで含まれると想像できます。

事業所等の避難場所としては、文理大学附属高校の裏山、また、佐伯重工業の裏山に位置し、株式会社山忠、株式会社興人、みなと保育園も区域に入るほど幅広い地域のカバーができると思えますが、市はどのようにとらえていますか。徹底した津波避難場所としての各団体、地域、事業所との避難場所としての認識を共有すべきだと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。濃霞山につきましては、近年発生が予測されております東南海・南海地震における津波避難場所としましては、特に市街地は津波から安全に避難できる高台が少ないことから、非常に重要な避難場所と位置づけております。

また、このたびこの地区に津波避難施設の整備に係る調査を行ったところ、渡町台校区から濃霞山の避難路整備について強い要望も出ております。多くの避難者が安全に、かつスムーズに避難できるよう建設部と協議し、登り口部分の路面整備を早急に行いたいと考えております。

濃霞山への避難における対象地区や地域につきましては、佐伯東校区、渡町台校区及び周辺事業所関係の重要な避難場所になると認識しております。

また、東日本大震災の発生を受けて各地区や自主防災組織、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校や事業所等それぞれにおいて避難計画の作成や見直し、避難場所の確認を行っているという聞いております。

現在、自治区、学校、事業所等が一堂に会する会議は行っておりませんが、それぞれの計画の見直し等についての相談や問い合わせも対応しているところであります。

また、学校や病院などの関係者からも津波に係る新しい新想定ですね、それが決まり次第、

情報提供や協議、調整を行いたいとの御意見をいただいておりますので、状況を見ながら対応していくとともに、濃霞山の津波避難場所としての情報も発信していきたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 部長、みなと保育園は避難場所として避難場所を濃霞山に決定しているということを聞いているんですが、ほかにもそんなところがあるんですかということと、佐伯市は、先日8月31日に津波避難ビルを指定しまして、10棟の方と協定を結ばれました。そのときに、10棟で、いわゆる避難のために収容人数は約3,500人というようなことが新聞紙上でも書かれておりますが、そうした場合に、この濃霞山全体が津波避難場所というふうにした場合、どれぐらいの人数の収容が可能かということをご想定していただけますか。そこまでまだいってませんか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 関係幼稚園、高等学校、例えば法人であれば長島山、あるいは濃霞山、佐伯重工は濃霞山、それと文理大も今回の見直しによって文理大自体がちょっと高いところにあるんですが、見直しによって濃霞山ということになってくると思っております。

詳しい情報はまだ最終的に細かいやりとりしておりません。ただ、各学校あたりですべてもう避難訓練等終わっておりますので、私のほうとしては、逆に今度は避難路のほうを確実に危険がないというような形に濃霞山は広い地域ですので、整備をしていきたいと思っております。

それと、濃霞山のほうの避難がどれぐらいの人数が収容できるかということですが、園路の部分の避難の想定したところの11メートル以上の部分が1,350平方メートル、園路だけあります。そして、現在の頂上部分の広さが2,800平方メートルあります。それと含めまして4,150平方メートルという数字は公園の森林の中に入れば、かなりまだ入れる状況はありますので、4,150平方メートルとしたところを考えますと、1平方メートル当たり1人という算出になりますので、この部分だけで4,000名ぐらいの避難は可能であるのではないかと考えております。

ただ、避難路から頂上に上がる部分の11メートル以上のところに山の中に逃げ込むということも十分考えられますので、それについては、まだ今から検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 中腹にも広場がありますし、展望台も幾つかありますので、そんな数字じゃないと思うんですね。恐らく何万人かの収容ができると思います。

ぜひそこらを市民というか、事業所あたりで徹底して、今後、津波はとにかく避難場所へ逃げるのが第一ですから、それを常に地区の人とかそういう徹底しておけば、逃げるが勝ちですからという状況になりますので、とにかく濃霞山は津波の避難場所だということを渡町台校区、駅前へ広報をしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。最後に、観光資源としての活用方法をどのように考えているかですが、山頂から遠望する鶴見半島、豊後水道、大入島、海崎、彦岳方面から佐伯湾が一望でき、景色が最高であります。特に東展望台からながめる佐伯重工業の造船所の風景は、巨大クレーンの動きの迫力と直下に見える船の巨大さ、ペンキ、シンナーのにおいも

生々しく、見ていてあきないものです。佐伯重工業は、進水式も広く市民に公開して、佐伯市に対しましては非常に貢献度の高い企業であります。この進水式のもようを展望台から見学するのは風物詩になると思われま。

また、濃霞山にはツバキ、もみじ、シイなどの巨木が多く、市民も知らされてない部分がたくさんあります。西の城山、東の濃霞山、これを城山から結んで臼坪、野岡緑道、昔の興人の引き込み線路ですが、を通過すれば新たな遊歩道が生まれると思われるが、大々的な広告宣伝で開発途中からでも濃霞山の存在を知らせるべきと思いますが、市長の具体的な御答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 企画商工観光部長の浜野です。よろしくをお願いします。

現在、着地型観光旅行に取り組んでおる中で、これまで旅行会社に取り上げなかった素材や、また、知名度が低く観光の対象にならなかった観光素材、だれもまだ観光素材として着目しなかったものの観光資源や発掘を行い台帳化する作業を今、進めているところであります。

濃霞山につきましても、現在、若干の案内看板は設置しておりますけども、きちっとした観光施設としての位置づけがまだなされておられません。今後、濃霞山公園の整備状況にあわせて看板等は取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 部長、観光地というか、名所ですね、名所にぜひしていただきたいというか、先々ですね、とにかく先ほども申し上げましたが、車で山頂へ行けること。登山道が4カ所ありますので、その1カ所車道にしたって別に差し支えはないと思うんですよね。それと濃霞山全体が約2万坪ありますから、2万坪で山頂だけが700坪あるんですよね。その辺に今62.7メートルの標高を水源池なんか壊して積み上げていけば10メートルぐらいまだ半分ぐらいはそれぐらいの高さにすぐなると思うんです。70メートルぐらいにすれば、相当の佐伯市のエリアが見越せますし、立派な名所になる可能性を秘めていると思います。執行部で濃霞山、部長、登られましたかね。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 実は、恥ずかしながら、下までは行ったんですけども余りにもうっそうとしておまして、まだ上まで登っておりません。

ただ、あそこには観光というよりか、戦争遺跡がたくさんあります。やわらぎも含め、また、掩体ごうも含め、そのルートは今、時々だんだん観光で来ております。また、その見ながら丹賀砲台、鶴御崎等行くルートも今考えておるところでありますけども、きちっとした位置づけはなされていけませんので、今後その建設部の整備とあわせて、我々はぜひともそこを観光資源にしたいなというふうに思っていますので、一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） これは部長もあれですけど、だれをというわけではなく執行部は皆さん一応私がこの通告した時点で、そういうところがどこかということをご認識してもらいたいと思う。だれも悪いんじゃないくて、市長がみんなにせないけんということと言わないけんのです。部長じゃないんです。市長が悪いんです。物を買うのに品物を見らんで80万でも

買いますか。私どもじゃあ、感覚的にそういうことはできないんです。物を買うというたら物をまず見て、そして買わんと。インターネットで買うたんですか。そういうことじゃないんですから、ちゃんと800万でも物を買うということで市のあれがなったとしたら、必ず物を見る、それぐらいの。まあいいですが、市長が悪いんですから、もうそれはいいんですけど、ちょっと待ってください。これが直下に見た造船所です。これが北展望台から見た豊後水道方面。さっきのはこれは南展望台から見た私のニコン604のフォーカスで私が撮ったんですが、これが豊後水道方面、これは北展望台から撮った写真です。それから、これが同じく北展望台から撮った、いわゆる海崎、彦岳方面。これぐらいの展望が開けてるんですね。これをまだ頂上山頂を高くすれば、もっと市内も見えますし、今見えないのは西側がちょっと見えないんですけど、必ずいいような観光名所になるという気持ちで皆さんでやっていただきたいと思います。

それでは、最終的に濃霞山公園をどのような公園にしたいと考えているか、どのような形にするのか、市長にお話を伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。清家儀太郎議員から私どもに、濃霞山を見たかということでありますが、これを進める前に、私のほうで企画部長と私で登山をしまして、私も小さいときから遊び場であったものですから、最近の状況はどうかなということで見させていただきました。

車で、いわゆる中広場ですかね、あそこまである程度の車で登れるような体制になっています。それから、工事をかければ屋上のほうまで行けるのではないかと。カーブがきついものですから、どうしてこうできたのかということは工事を、当時あそこに県かどこかの鉄塔が立っておりまして、そうした工事の関係で関係車両が入ったかなと。

それから、南の展望台にすぐ上がって行って、真下に清家議員が言われましたように、佐伯重工があると。これもあずま屋をつくってきちっとしておりますし、また、南の展望台よりも大体本体でやっていけば、あそこに貯水槽がそのまま直接ありますので、貯水槽の扱い方をどうするかによってですね、非常に軍がつくったものですから頑丈な状態ですので、これを一応解体をするか、そのまま埋め立てるのか、それをうまく使った展望台を組み立てるのかというのはいろんな方法あると思うんです。

基本的にこれを今回買うようにしたのが、財務省のほうから貯水槽の解体をぜひやってくれということで、私どももそこに約3,000万近く突っ込むということで、そうした金額するよりも、そっくり濃霞山を買い取って、これを逆に今、先ほど議員から質問がありましたように、佐伯市の一つの展望施設、また、戦争遺跡そしてまた、市民の憩いの施設ということで入ったわけです。そうした中で、今回津波の関係が出まして、避難施設として私ども一番いいのは、そうした景観と展望、そして、市民の憩いの場ということと、遠くから来られた方が車でもいろんな方でも上げられる施設ができればなと。

また、こうした施設ですので、登山道が4カ所ありますので、それぞれがまた道路も非常に厳しい。また、私ども戦争遺跡調査というのをやっておりますし、非常に深い防空ごうもございますので、こうしたのも整備しないと、いろんな方々行きますと危ないものがありますので、先ほど部長申し上げましたように、いろんな形の考え方をやっていけるということで、私どもも冒頭申し上げましたように、当初買うのが少し多目的の中で、それで終わって

みてこれは運用できるかなということでやらせていただきました。買い物するのに見らんで買い物したということではございませんので、ちゃんと現場へ行って、トイレの位置も全部確認してまいっておりますので、そのように答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ありがとうございます。とにかくいい場所だと思います。ぜひ頑張って佐伯の新名所で、ちょっと暗いですから、そこを感覚的にわかっていただきたい。私の申し上げるところをですね。明るい濃霞山につくり変えて、西の城山、東の濃霞山というような形の施設、公園設備をつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で清家議員の一般質問を終わります。

次に、8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 皆さん、こんにちは。8番議員の自民党会派の佐藤元であります。一般質問通告書によります一問一答で質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、今回、私の質問事項に対しまして申し上げたいと思っております。今回の質問事項の大手前開発事業については、予算特別委員会や審議会等を通して決定した事項であります。私のこの一般質問で多くの市民の方々に、この大規模な事業のことをお伝えすることができればと、その思いと確認の意味も含め、再度執行部の方々のお考えをお聞きしたいと思っております。

22年の当初予算の際に、この事業には、まず調査費がかかるということをお伺いしました。この調査費を認めた経緯には、その際に地権者の完全な合意決定ができるということでしたので、この調査費が他の予算と併合しておったこともありました。そのこともありまして認めた経緯があったということは、議員、執行部皆さんが御承知のとおりであろうかと思いません。

しかし、そのあと多くの問題が生じ、当初の計画をスムーズに行うことが困難になると事業変更し、この事業を推し進めていく執行部の方々の真意とこの事業の今後の見通しをお伺いしたいと思い、今回の一般質問に取り入れております。

なお、答弁につきましては、端的、明確にお願いをいたしたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして、大項目1、大手前開発事業について、小項目ア、当初計画と変更及び今後の見通しについて。

当初計画の構想中、地権者の中で1名でも協力が得られなければ、この事業は行わないということを答弁したことは真実でなかったのか、あったのか、このことをまずお伺いしたいと思っております。答弁は、したか、しないかということで結構でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） よろしくお願ひします。佐藤議員、通告の中ではほかの質問がありましたけども、今おっしゃられたその部分だけでよろしいということで。

8番（佐藤元） 途中まで今やっておるから。

建設部長（高瀬精市） アの中で後段の部分の。

8番（佐藤元） 上段の部分だけで。

建設部長（高瀬精市） わかりました。御案内のとおり、区域の変更につきましては、1名の地権者の同意が得られず、本事業の進捗を図る上で、同区域内の地権者の全員同意が必要であることから区域の見直しを行ってきたところでございます。

議員御指摘の地権者が一人でも協力が得られなければ事業が行われないの件でございますが、こう発言した事実はないものではと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 当時、部長は部長ではないし、あなたが発言した、市長が発言したということではなく、この中で説明を行われた中で、私は執拗にこの地権者26名が賛同するのか、しないのかということ聞いた場合、これが賛同できないとやらないということであったと私は認識しております。

現在、この地権者の同意を得てない状況であるということであるが、この事業の継続は可能なのか。実行する当初、答弁した、しないというよりも、全部これは決まりますということと言った以上は、答弁したことをこのことを覆すことになるものではないかということをお伺いしたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後段の部分になると思います。事業の継続実行に関しましては、中心市街地活性化基本計画の核事業でございます大手前開発は、平成26年度の竣工開業を目指しており、今後とも一層、地元準備組合と連携を図りながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

それから、先ほどの1名でも云々という部分で、私も当時部長ではございませんでした。その部分で私が今、頭に残っているのが、区画整理事業につきましては、個人施行の同意施行ということが行方から、一人でも反対があったらその時点で事業ができなくなるおそれがあるというふうな表現は、それと、区画整理の完成までに8回ほどの全員同意を要するといった答弁は覚えてる、覚えてるといいますか、耳に残っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） いわゆる当初の説明からはその説明を覆すということは間違いないと思います。先般の8月17日に開催されました平成23年度第1回佐伯市都市計画審議会で諮問事項が審議されたことが、あなた方が立ち会いの上で審議をされました。これは可否を問い、賛成多数で可決したということではありますが、このことについて昨年5月の審議会では、議長が全会一致を見なければ答申しない旨であったのに、今回はなぜ多数決となったのか。可否を問うたのか。私は、この審議会での諮問事項の答申を受けるべきではないと私は提言したいと思います。

この程度におさめて、次にイいきたいと思っております。よろしいですか。それでは、区画変更について、新たに大分バス周辺の用地買収でさらに5億円もの投資をし、事業は中止するどころか区画の変更を行ってまでこの事業を行うようですが、その真意をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前開発では、この地域に五つの機能をもたせるというようなことで、このことで市民が集う交流の場をつくり、にぎわいの創出を図ろうとするものでございます。

五つの機能とは、商業施設の整備、住宅の整備、公共公益施設の整備、駐車場の整備、広



場、公園の整備であります。整備手法としましては、基盤整備につきましては土地区画整理事業、建物建設を再開発事業として事業構築をしております。

ところが、土地区画整理事業の事業計画の策定に向けまして、地権者の聞き取りをしている際に当該地区地権者の一人が事業施行につきまして賛同していただけない状況となりました。これにより事業の見直し、区域の見直しの必要が生じ、事業の組み立てを検討した結果、地権者の土地が公園予定地に属していたこともありまして、この街区を別事業、いわゆる公園事業として取り組むことによってこの大手前に五つの機能をもたせるということが可能だと思っております。

また、議員のおっしゃいました大分バスの周辺の買収に5億円という御質問ですが、この大分バス周辺、いわゆる公園区域予定地等の買収等の事業費につきましては、2月及び4月の地域開発調査特別委員会でお示した総事業費の中で対応するものでございまして、さらに5億円かかるものではございません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、お聞きいたします。そもそも当初、大手前開発事業の概要では、大手前土地区画整理事業が17億2,600万、面積が1.8ヘクタール、そして、市街地再開発事業は33億円、総事業費は50億円でこのことは間違いはないか。

それから、大手前開発基本計画案では、今度土地区画整理事業が1.9ヘクタール、22億円と変わっております。市街地再開発事業が29億円にダウン、合計が51億円に変わっています。このことにこの二つのことは間違いはないか。

概要では、この中で公園事業が増設されましたが、この計画の中に公園部分はどこに含まれるのですか、お答えください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど議員がおっしゃられた構想案と基本計画原案の区画整理事業と再開発事業の総額の金額についてはそのとおりだと思っております。

公園事業につきましては、当初、区画整理事業の中で面的整備であるという部分でございましたけども、それが1名の地権者の同意が得られないということで、別メニューとして公園事業を手法として計画したということです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、この区画変更に伴って公園区域が生じています。この公園の区域、中心市街地活性化事業の要旨と違ってくるのではありませんかね。公園事業は当初からは土地区画整理事業の中に入ってきたということは、これ間違いありませんね。これ後で聞きますが、これはもうそうなると区画整理事業としての財源が使えるのか、使えないのか。5億円、これは17億2,600万から22億を足したり引いたりすると5億円に近いお金が出てきます。だからこの5億円の財源、市街地再開発事業から33億から4億引いて1億足して5億、これはどこから出すのですか。財源はどのようにしてもってくるのですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど私が一番最初に答弁しましたように、2月と4月の地域開発で、まず2月の地域開発調査特別委員会におきましては、基本構想案で・・・

8番（佐藤元） 違うじゃないですか。今言ったのは、これはどこからもってくるの。22億ってどこからもってきたお金ですかと言っている。

建設部長（高瀬精市） メニューとしましては、先ほど申しあげましたように、総額は変わっておりません。ですから、財源の詳細につきましては、カラーの・・・

8番（佐藤元） そういうことを聞いているのではない。それはなぜかと聞いているんです。

建設部長（高瀬精市） ですから、総額の中で公園だけの面積を3億2,000万だったと思います。その中から離して公園事業でやるということでございますので、社会資本整備総合交付金ですか、この中での運用というか、その中で使います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、23年に見直した51億円の中でやっていくということであろうかと思いますが、当初1.8ヘクタールのときの事業費が17億2,600万、0.1ヘクタール当たり9,590万、23年になって1.9ヘクタール、これは区画整理事業であります。22億円、1ヘクタール当たりが1億1,500万、このようになりますが、この中に公園部分は何ヘクタールとなるんですか。1.9ヘクタールの中に22億円、1ヘクタール当たり330坪当たりが工事費として1億1,500万円と計算するとなるんですが、この公園部分は何ヘクタールあるんですか。何坪あるんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室の亀山でございます。公園部分の面積は1,520平米を予定しております。

8番（佐藤元） 何ヘクタールになるの。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 0.15ですね。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 0.15。この概要説明では0.4ヘクタールとなっております。0.4ヘクタールということで行きますと、当初概要で行きますと9,590万円、今回の1.9ヘクタールの22億円で行きますと1億1,500万。そうすると当初概要の4ヘクタールに直した場合、ここに3億8,360万というお金が宙に浮いてくるんですよ。そうじゃないですか。公園事業は別でやる。区画整理事業は0.4減るんでしょう。そうすると、この区画整理事業の少ない金額17億2,600万ではじいても3億8,360万というお金が浮いてくるんですよ。これはどこでどのように使うんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 構想のときの数字が区画整理事業17億円で概算を出しております。基本計画で今最新の概算の数値というのが22億円を予定しております。この5億円の差、構想はあくまで構想であって、どこがふえたかという部分では、まず移転補償費がふえております。構想の段階は概算補償で、22億円の中の補償費の部分では、昨年外見調査を行いました。

8番（佐藤元） だから3億8,500万はどこに行くのかと聞きよるだけやから、どこに行くのそれは。それは何になったの。

大手前開発推進室長（亀山伸太） それは補償費と、それと公共施設の整備費です。当初の17億円には周辺の道路整備は入れておりません。例えば道路と周辺との調和を図る意味で、周辺の道路の美装化、そういった工事も入れております。公共施設整備と補償費がふえております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） いいですか。あなた方はね、51億円を頭に置いて、その中で、やりくりやりくりしていきよりますが、この0.4ヘクタールの公園事業の中に大分バスと他の地権者がおりますね。この地権者に対して買収できていない時点で公園事業を認可を取った場合、建築等の建物に対していろいろな制限が課せられる、これはおわかりですね。それであなた方は、まだ話も着かないうちに、あえて地権者の折り合いがつかないまま見切り発車するのですか、このことをお伺いします。

それと、当初の調査費、きのうの後藤議員が質問していましたが、ついておりましたね。この調査費はどのように使ったんですか。現時点で1名の地権者が同意をなさっていない。これについて調査費は何に使ったんですか、何を調査したんですか、お答えください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 見切り発車云々という部分でございますけども、先ほど一番最初の答弁でお答えしましたように、現地に入って区画整理に賛成というか、理解が得られなかった方が1人あったということから、五つの機能を持たせる意味で、つまり中心市街地活性化、社会資本整備事業にのっとるがために、そういった手法を変えたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 全く答弁になってない。今そういうふうに答えたから、じゃあ、地権者から同意も得ていない公園事業を申請し、公園事業が認可されたその中の人絶対には売らないと。これ、あなた調査したんだったら今の地権者、今事実当たってる人と、あなた方が一番最初に当たった人が違うじゃないですか。何のための調査費なんですか。それは、ただ調査する方にお金をあげただけ。だれの懐に入って、だれがその甘い汁を吸ったの。そういうことでしょう。当初、調査費が入って調査をしたなら本当の持ち主のところに行っとるはずでしょう。最初から。そしてこのことが後になって地権者が違うということで今もめておると、そういうふうに伝え聞いておりますけれど、これが認可を取った後に、どうしてもやらない、どうしても同意しないということになったときに裁判になりますけど、この経緯を踏んでいった場合、市は負けますよ。市長どうしますか。そうでしょう。

最初は地権者でない人に話を持っていき、ああ、間違っておった。それを調査費まで出しておるんですよ。予算特別委員会の中で、私、聞いたじゃないですか。調査費は調査をするためですかと。そのために必要なんだ。ほかの併合した予算と一緒にこれを認めんのだったら、こっちも認めん。そういうことだから皆さん認めましょうということで、それと当時は26人全員が賛成してくれるということだったんじゃないですか。市長ちょっと。きょうは時間が少ないから、どんどん走っていっております。ぽんぽんと答えてください。相談してないで答えて。

議長（小野宗司） 市長、よろしいですか。不十分な調査内容にもかかわらず調査費を支払ったということですが、これが原因でね、この計画に支障を来してるということですが。

はい、亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今、佐藤議員の調査費というのは、昨日の後藤議員のその調査費のことを言われてるんですかね。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あのね、あなた方、調査費というのは何の調査をするかというたって、調査

をするんやったら字図を取り、地権者を調べ、いろんな調査が入っとるんでしょ。それをじゃあ、字図も何でも取らんでいい。あんたたち調査、何を調査頼んだの。だから調査費を使ったのであれば。ちょっと声が割れてますね。これね、きょう時間がないから、これは地域開発の委員会でもやっていきたい。そういう答弁もできんようなことで計画立てたらいかんと思いますから、これは市長もよう考えとってください。地域開発調査特別委員会でこれをやり直ししたいと思います。ということで、これはもう答弁にならないからこの次に行かせていただきますが、ウに行ってもよろしいですか。

それでは、このように市民の皆さん方もよく見ていただきたいと思います。この大手前の事業については、しどろもどろの答弁、全く計画性のない答弁、こういうことで始まっております。ウ、活性化とは、中心市街地の活性とはどのぐらいの集客率を想定しているのか。また、どれぐらいの年間集客数で活性化が見込めるのか、その根拠を伺いたい。また、何を主体として、何を起爆剤として集客を見込むのかお聞きします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 浜野です。よろしく申し上げます。活性化による集客の想定であります。その根拠は中活の基本計画の算定根拠以外ありません。それを説明すると長いので資料持ってまいりました。

8番（佐藤元） だから、何を起爆剤と何を。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 起爆剤としては土日のマルシェの広場、あるいは広場でのイベント等ぐらいでございます。

以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それぐらいでこれだけの大きな予算を使いやるということについては、現時点では市民の皆さん方も賛同はしないであろうし、私も全く賛同はいたしません。これがどんどん続いていくということについて、また皆さんから苦情、いろんな意見が出てくるのではないかなと思っております。

現時点で準備組合はどのように動いているのか、何か概要があればお示しくれませんか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今年度基本計画策定しました。それをもとに今年度準備組合としましては、建物の基本設計に入っていきます。基本設計ができますれば、それに合わせた形で全体の資金計画を立てていくようになります。今年度の事務局の予定は以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） わかりました。それでは、工の観光客誘客についてに行きたいと思えます。よろしいですか。

店舗については、24店舗設計プラス地産地消としていくようでありますけれども、観光客誘客となるような施設を考えておられるのか。今、設計をしようと考えておることです。ありますが、これは準備組合をこの大手前開発事業に対して何をしているのか。佐伯市とは別組織ということでもいいのか。準備組合には合併特例債を利用して現在では29億円の資金を投下するんですよ。そのうちの佐伯市民の負担が5分の1、51億の10億は佐伯市民というふうなうたい文句がありました。それで計算すると5億8,000万円程度は市民の税金を使うことになるんですよ。これはあなた方わかってやっているんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、観光客の誘客の件でございますけども、大手前基本計画におきましては、入居を目指す店舗やテナント業種の方向性について、レストランやカフェなどの飲食、衣服や眼鏡などの生活雑貨、地産地消店舗や医療分野などを掲げております。

それから、山際通り周辺や歴史資料館は観光客が多く訪れるところになるので、そういった観光客の受け皿の一端も大手前で担いたいと考えております。現在のところ、準備組合では基本計画をベースに魅力ある商業施設に向けてさらなる検討を行っているところでございます。

公共棟につきましても観光客の受け皿の一つになるものと考えておりまして、その中身につきましては庁内で検討作業を現在も行っております。また、観光客向けの観光情報発信機能を持たせるほか、キッチンを通じました「食のまち さいき」の推進について検討しております。

それから、建物内のホールなどではイベントや講演会を実施することができれば、観光客といえますか、そういった目的で来られる方の増につながるものと考えております。

それと、大手前開発につきましては、公園や広場を有するのが一つの特徴でございます。こういった施設をしっかりとつくっていくことで、憩の場だけではなくイベント会場としての機能も持ち合わせます。また、周辺地区との調和にも配慮しながら外観やデザイン、意匠など施設そのものが持つ力を磨き上げることは観光客や市民を引き寄せる要素の一つになり得ると考えておりますので、商業だけでなく施設全体の魅力あるものにしていきたいと考えております。

それから、数字言われた部分については、そのとおりということによろしいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたの答弁はなっていない。誘客をどのように考えているか。佐伯市だけのお客さんと呼ぶのか、外からのお客さんをどのようにして呼ぶのかということをお聞きしたい。観光客の誘客と大体そうしとるでしょう。何をつくったから何が来てどうだとかというようなことじゃないでしょう。観光客をどこからどういうふうにして呼ぶのか、そのことが24の中のこういうふうな流れをつくっておるけれども、これでやっていけるのかということをお聞きしよるわけです。きのうの後藤議員のところから向こう向いた答弁ばかりしよるけど、全く私に対する答弁がない。

それで、聞くところによりますと、高齢者向けの福祉関連施設や子育て支援の親子向けの施設を設けようとしておりますが、もちろん施設利用は無料でしょうね。この公共施設に対して管理維持費等あとでお伺いしますけれども、これで果たして経済効果がこの大手前開発で上がるのですか、お聞きをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

8番（佐藤元） 上がるか上がらないか答えてください。あなた上がると思っとならしたら上がる。

建設部長（高瀬精市） 最終的な形というのが、まだこう見えてない部分もございまして、その中で、経済効果が上がる上がらないという部分につきましての私の今の判断としましては、上がってほしいという部分も含めまして、その方向で大手前準備組合とも詰めていながら頑張っていきたいということでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これだけの大きな事業を51億もかけてやるのに先はどうなるかわからない。市長、大変残念なことですよ。先の見えない事業を50億も投資してやるんですよ。あちらにおる課長さんがね、先般、委員会の中でおっしゃいました。大手前は変わりますよと。それだけです。50億もかけて大手前は変わらんのやったら、やらんほうがいい。そういうでたらめな計画でこういうことをやっていくんですかね。私は、どうも納得がいきませんが、次に関連していきますが、オ、費用対効果について、これはもう何度聞いてもわかりませんので、私の質問を聞いて、よく考えて、今度は委員会で述べてください。

担当課より、よく費用対効果ということをお伺いします。大手前開発事業に投資する金額に対してどのような手法で効果を出していくかお伺いをしたい。というのも、中心市街地の活性化基本計画は、まだまだ事業の変更が生じています。佐伯市は、この中心市街地をホームのような存在として構成していますが、これは今まで各地区、各地域で事業の集合体のようなものであって、実現性の高い生活利便性のある、そして、その中に新たな事業というものがないければ現在の商業、企業のつづし合いになるだけではないのですか。

今度は大手前が活性化し、そして各地域、蒲江、宇目、弥生、蛇崎、そういうふうなところは衰退して疲弊していくのは目の当たりにするところじゃないんですか。歴史資料館整備事業にしても従前の観光や従来の歴史的な町並み、城下町の観光施設だけでは全国どこでも行われているようなイベント、観光客も満足今後はしないでしょう。インパクトのある催し、滞在型の観光、そういうものを何か考えておるのかお聞かせください。考えていれば、考えてなければ、もう考えてないということで結構です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） オの費用対効果につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおりですので、ここでは差し控えさせていただきます。

そういったことを考えておるのかということでございますけども、これにつきましては、観光とか関係関連部署、市の組織、横の連携になると思いますけども、密接な連絡、調整を行いながら、そういった状況になるように努力をしたいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、続いて、力に行きます。公金の財政支出について。大手前開発事業とは地権者のために財政を使つての事業だけなのかお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 即答いたしますれば、地権者のためだけではないという認識でございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今回の大手前開発事業は減歩率が9%、約1割を見込んでおるとお聞きしています。脇津留とちょっと比較させていただきますが、脇津留土地区画整理事業であるコスモタウンフリーモール、これは減歩率27.5、約3割。当時の脇津留の地権者組合は一生懸命、目に見える動きをしながらやって、現在では税収にしても市に対する地域貢献度、そういうものは本当に高いものと思われま。

それに比較して、大手前事業の地権者の負担、何もなし。負担はない。だけれども地権者同士の話し合いもできない。協力も得られない。それをなぜ市の執行部が一生懸命やってい

かないければいけないのか。これは地権者組合が一生懸命歩いてやるんじゃないんですか。亀山さん、あなたも途中から引き継いで大変苦労しておる。この脇津留の担当課長か部長か、部長はいなかったのが係長、この方は、物すごく緻密に計算し、やられた。その結果が脇津留は今市に財政プラスとして納税がなされておる。ですが、この合併特例債51億円を大きな投資をしながら、ここは本当にそのように脇津留と同じようになりますか。地権者の負担金というものは一切ないんでしょう。あるんですか。お聞きします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 再開発に対しては、確かに国・市の補助金があります。当然その補助金の裏は当然地権者の負担金もちろんです。地権者もそれと土地区画整理事業の中で補償という形で地権者にはいきますけども、その補償費をもって地権者は再開発組合の床を取得するような形で事業は組み立てられています。

それと、費用対効果のところ、なかなか非常に費用対効果のところは見えにくい。大手前に五つの機能の施設が配置されます。当然そこに私たちは、にぎわいの場を提供できるような形にしていく必要があると思います。それと、先ほど佐藤議員が税収面を言われました。当然、税収もアップするでしょう。それと、これをすることによって大手前の周辺も例えば固定資産税とかいろんな税収面で市に対する貢献もできるものと考えています。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 亀山さんね、あなた今、税収もあると言うけれども、地権者がやるのは何%ですか。1,700坪ぐらいじゃないんですか、全部取るのがですね。ここに脇津留地区を私やってみました。総面積が脇津留地区区画整理事業では41.3ヘクタール、大手前区画整理は1.9ヘクタール、この中の60%以上市が保有しておるんでしょう。そしてまだ話のつかないのが0.4ヘクタールあるんでしょう。

そうした中で、この1ヘクタール当たりの事業消費というのは、脇津留は800万で終わってますよ。これは今度あなたがここは解体やいろいろが上がってくるんでしょうけど、1ヘクタール330坪当たり1億1,500万もかかるじゃないですか。そして、その流れの中で、33億最初に組合が要ると言いよった。これがいつの間にか29億に減っておる。この計画して4億も減るわけがないじゃないですか。51億、1億いつの間にかふえておる。計画中であるけれども、ずさんな計画としか言いようのない問題。

ここで引き続き、キに行きたいと思いますが、市長、よろしいですか。きょうはいろんな項目が多いものですから大変済みません。

再度お伺いいたしますけど、大手前開発事業の中止、もしくは見直し、佐伯市中心市街地活性化基本計画の中核である大手前開発事業の中止、見直しを行うつもりはないか。今後の佐伯市に見合った規模の事業で行ってはどうかと思うんですが、いかがですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうから答弁させていただきます。大手前再開発事業、当市にとりましても中心市街地活性化事業の流れの中でこれを組み立てております。特に、この大手前事業は、私どもの都市計画マスタープラン、また、私どもにとりましてはコンパクトシティという中で開発をさせていただいて、現況の大手前開発が議員が指摘しました観光、また、大型店の横に地域周辺というよりも地域の核としての位置づけでやっております。

この点について、私どもはこうした中で、中心市街地活性化基本計画、そして社会資本整

備事業等の補助金をもらうことにより今まで住民、また、市に対する負担が非常に少ない効率のいい事業という中で計画を決めさせていただき、これは前のときにも申し上げましたように、市としての最も負担の少ない事業としての組み立ての中でありますので、これについては、またいろんな中で御理解をいただきながら、これは私はこのまま継続をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 一議員がいくら心配して言ってあげてもこれを続行するということになる、おのずと市長の責任になろうかと思えます。

次に、2。2はアからウまでを一応朗読させていただきます。これの答弁は必要ないかと思えます。これは私の思いであります、時間があつたら答弁がいただきたかったんですが、そういうふうにしていただきたいと思います。

大項目2、中心市街地活性化基本計画について。ア、今後の財政について。合併特例債の返済額は、今後の財政を圧迫する金額とはならないと考えているようではありますが、合併特例債は70%の地方交付税措置があるものの、30%分はもちろん佐伯市の負担分として返済していくことになるかと思えます。

現在、佐伯市は400億円程度の規模の予算で運営を行っています。このうちの返済額は毎年一、二億円前後であり、予算額に対して財政を圧迫する金額とはならないと考えているようですが、しかし、今後、人口の減少、高齢化による納税義務者や所得の減少、地方交付税の減少と返済時期が重なると考えられるが、どのように乗り切るのでしょうか。大変心配をしております。この合併特例債の返還と既存の借金の返済はどのように計画されているのか心配をしております。

また、基金の取り崩しについて、現在の基金残高から返済完済までの基金残高の推移をお伺いしたいと思っておりますが、時間がありませんので、また何年から歳出が歳入を上回り、基金の取り崩しを行わなければならないようになるのか、それをお聞きしたいと思っておりますが、時間の都合上、朗読だけにさせていただきます。

ウの各事業の維持管理費について。歴史資料館、大手前開発事業維持管理費は年間どのくらいを見込んでいるのか。これも地域開発でお聞きしたいと思っておりますので、そのときにお答えをいただきたいと思えます。

大項目3に移りたいと思えますが、よろしいですか。大項目3、佐伯市高齢者食の自立支援事業について。6月議会において、配食サービスの見直しを提案したところ、市長より、365日各地域でこの事業を受ける体制ができるかどうか問い合わせ検討する旨の返答をいただきました。今回は、この事業は必ず改善していると思ひ、現在の各地域での受け入れ体制と改善事項等の進捗状況をお伺いしたい。やっておるか、やっていないか。やるのか、やらないのか。もうやめたのかということだけで結構であります。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） お疲れさまです。福祉保健部長の清家でございます。簡潔にお答え申し上げたいと思えます。

振興局管内を民間の業者に問い合わせるんですが、配食だけならできるというところがあります。御案内のとおり、この配食の実施要項に沿って安否確認等もありますので、そういう要綱に沿った運営ができるかというのは、いまいちできる事業者を精査中でございま



すので、継続して各地域を調査したいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ありがとうございます。必ずやこれはやっていただきたいと思います。

と言いますのも、地域の飲食店等の活性化にもつながります。そして、地域に住む高齢者、地域の飲食店をつながりが取れ、安心して食を設けられる、食が届くということがあろうかと思っておりますので、これ市長も6月議会で返答いただきましたので、必ずやこれはならしていただきたい、このようにお願いを、質問ですからお願いはしたくないんやけど、このことについてはお願いをいたしたいと思っております。どうかよろしく。

大項目4に移りたいと思っておりますが、よろしいですか。大項目4、落石崩壊防止に伴う安全対策工事の安全性について。佐伯市弥生備後手前の市道の工事について全面通行止めになっているが、地域市民の不便さをどのように考え、どのように対処し、どのように対応しているのか。また、安全性をどのように保っているのかをお伺いしたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 佐藤議員御質問の箇所につきましては、過去にのり面から落石が何度もあり、歩行者、通行する車の危険が予想される場所で、安全性確保のため地元から事業実施の要望がありました。事業につきましては、平成21年度から転落防護の網の工事が実施されまして、本年で3カ年目の最終年度の予定でございます。

今年度の工事区間内には、議員御指摘していますが、御案内のとおり、がけの上部に大きな転石がございまして、工事期間中の通行の安全を最優先で図るために車両通行止めを行いました。本市道の車両通行止めによりまして、地元地域の住民の皆さんには迂回路の使用をお願いしているところで、大変御迷惑をおかけしていると感じております。今後につきましては、通行の安全を第一に考え、地元区長さんと連絡を取り合い、通行止め期間の短縮を図るよう努力していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この現場は、先日お盆の間は全面通行止めを解除して1メートル幅程度を自転車等通行させたと。そこで問題が起こりまして、私も見に行きました。川側の一番危険なところに水たまりがあり、そして泥が水たまりにはまって滑る状態、そういう状態をどうして担当課はつくったときに見て指導しないのか。また、この変更設計による工事業者の負担でなく、発注者のほうが見たのか、見ないのか。

それと、あなたが今言いました迂回路、これ市長、安心・安全を言います。市民の安心・安全を言っておりますよね。私は、県知事の受け売りで市長は言っておるんじゃないのかなという感じを受けました。確かに国道10号線の迂回路、回り道に御存じですか、尺間。尺間の一番高いところの。ここは自転車の通行、もしくは歩行者は通れないようになっているんですね。これを迂回路としてなぜ指定したのか。

それから、この工事にかかる前にどういう調査をされたのか。尺間側から佐伯側に通行する学生、何名おるか調査しましたか。そして、佐伯側の地権者が尺間側にどれぐらいの農地を持ち、耕作しているか。また、尺間側が手前の佐伯側にどれだけの農地を持って耕作しているか。ちょうどこの時期は田植えが終わり、刈り入れまでの間の4カ月の通行禁止です。そうですね。なおかつ、あなた方が現場に行き、崩落のおそれがあるから、通すのは通すけ

ど責任は持ちませんよということを現場の区長さんと住民の皆さんに言ったそうでありますが、それに驚いた両方の区長さんが、これはもう通行止めにしてもらったほうがいい。私たちもそう言うんだったら、私たちが無理言うて通ってけがしたときには困ると、こういう安全・安心が市長ありますか。やはりこれを業者負担にするのではなく、当初の設計のときからその部分はちゃんと業者に配慮し、業者につけてあげて工事ができるように。夜は崩落するのではないかと思われる縁石の部分に電気を当て、下の今2メートルになりましたね、その部分の舗装した部分に照明を当て、そして、やはり注意書きは、今これだけ震災で、この間の台風の被害でも言とったじゃないですか。地鳴りがする、もしくはぱらぱらと最初に落ちてくる。これが崩壊のおそれがあるんだと。そういうことをテレビでもやってるじゃないですか。そういうことをちゃんと手前と向こう側に通行する方々に明示をし、危険を呼びかけ、安全に通っていただく。

最後に市長、これ10号線のほうを通れということではありますが、このトンネルの中でもし事故が起こった場合、佐伯市が責任をとりますか。それを市長にお伺いします。あなた、今までのことをずっと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、お盆のときに1.2メートルの通路を設けたと、一番川岸にですね。そのときに水たまりとか舗装が路面が悪かったということにつきましては、当初、全面通行どめという計画があったがために、そこまで配慮がなかったものと思っております。その後、それにつきましては、路面の補修等は行っております。

それと、迂回路につきましては佐伯側と尺間側の農家の方が田んぼをどのくらい持っているかと。それと、中学生なり高校生なりがどれくらいそこを通過して通学しているかということにつきましては、詳細については私もそこまではちょっと確認しておりませんが、そこまでの調査をされていないものと私は思っております。

それから、そういったことも含めて、工事の設計をして現場では設計と合わない部分があれば、その部分の対象として設計に入れるべきではないかということにつきましても、このことも現在協議はされてると思いますけど、その結末というのは私ちょっと聞いておりませんので、ちょっと答弁ができません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長からもうらう前に、あなたね、これ市長にも言いますけどね、私、上浦町の市民の方からね、職員が8時半に駆け込みしよると。遅れていつも行きよるじゃないかという通報が、苦情がありました。

それでね、建設課にも行きました。4カ所ほど行きました。一番できの悪いのは建設課。建設課でミーティングやってました。やってましたから部長は座って何かしよるばかり。ミーティングが終わりました。総務部長を私、呼びました。総務部長と話をしよるときに遅れて1人来ました。おはようございますも言わない。ミーティングが8時半に終わったら、6人の方があの後ろにたばこを吸いに行きました。39分までたばこ吸ってました。その間に私は総務部長と話しよるんですよ。部長、あなたおったじゃないか。一言も何もなかったやないですか。そういうふうな管理体制にあるから現場もこういうふうになるんじゃないんですか。そうでしょう。最初から見べきものは見る。

大体あそこを全面通行止めにするときには、ここは市道備後尺間線は、この地域の大切な

生活道ですよ。これを4カ月も通行止めにするそのときはね、区長の了解を得るだけじゃだめでしょう。ここはどれぐらいの通行量があって、どれぐらいの皆さんが不便を感じるか。ましてや守らなければいけない高齢者、弱者である子ども、そういう人たちはどういうふうな動きをしているのか、これを調査した上で発注すべきじゃないのか。だから最終的にはその考えがあるのか、ないのか、今後は姿勢を正してやるか、やらないか。

私は、市長、随時私、見て回ります。8時15分には私は役所に行く。あなたも8時には行っている。私も見ております。だから8時15分に行って、ずっと見て歩こうと考えてます。1回行ったからと、2回行ったからと終わりじゃありません。これは私、総務常任委員会の委員として私は独自でやらせていただきたい。だけど私が職員としたら、もう少し市民のこともこういう発注するときには、皆さんのことを考えたら、こういう発注形態はないだろうと考えます。

最後に市長、ここで万が一、事故起こったら見ますか、見ませんか。4カ月の通行止めです。7月28日からです。8、9、10、11、11月18日かね。それまでの間に、もし万一、これね、私が行ったときに1メートル20のところから高校生が落ちそうになったんですよ。自転車ですと回ったら下がぬれて滑ってですね、ガードレールにやっとなったんですよ。議長（小野宗司） 西嶋市長、地域の利便性を確保しながら、どういうところでどう安全性を確保するのか。

市長（西嶋泰義） 今、聞きましたところによりますと、尺間隧道の通行ができないので隧道ですね、このときの市長どうすんかということだったんですが、今度は市道のほうに対してのお話と。

8番（佐藤元） 両方ですよ。この工事に対してね。

市長（西嶋泰義） 隧道については、国道10号線については、私のほうも現況を把握しておりません。管理者は一応、国になりますね。この点についてあります。また、市道については、一応それも再確認をして、いわゆる市道における事故というのは行政が責任を負うことがいろいろありますので、そうした管理については、もう少しちょっと調査をさせてください。それでまた返答させていただきます。

8番（佐藤元） 時間になりましたけど、あと一言だけ。この工事について、やはり地元は大変喜んでおります。ここは崩落がなされないように、これを希望しての工事で喜んでおりますが、こういう工事をするのにも業者に課せるのではなく、やはり発注者がちゃんと調査した上で、そうでしょう、そういうことを考えながらやっていただきたい。これは必ず守っていただきたい。

以上で私のほうをおしまいにします。

議長（小野宗司） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、後藤勇人君。

2番（後藤勇人） 皆さん、こんにちは。2番議員、公明党会派の後藤勇人でございます。議

長の許可を得まして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず最初に、佐伯市総合計画の中で、本市の将来像を「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」を目標に取り組みをされていますが、この美しい山、川、海などの豊かな自然と、そこに暮らす人々の友愛の深さこそがやさしさであろうと思います。その美しい佐伯をつくるために、大項目1、環境にやさしいクリーンなまちづくりについて質問をさせていただきます。

小項目アのごみ処理量の現状についてお伺いします。ごみの分別、減量化の取り組みと3Rの協働推進状況と今後の取り組みについてお伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢です。それでは、お答えをいたします。

平成23年3月の第3回定例会におきまして、浅利美知子議員の代表質問にお答えしましたように、現在、本市におきまして家庭から出されるごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、飲食用の瓶、缶、ペットボトル、新聞、チラシ、段ボール、その他の紙類など10の区分により排出していただいております。

本市のごみの分別減量化につきましては、平成20年度に策定されました佐伯市一般廃棄物ごみ処理基本計画にありますように、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、積極的な取り組みを求めることとしております。これまでごみの減量化の取り組みとしましては、ごみの分別のお願い、ごみ処理機の購入費補助、コンポスター、ぼかし容器の無料貸与とともに、平成21年3月には地球温暖化防止とごみ減量化を目指して大分県におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定の調印式が県民代表、事業者、行政が参加して行われ、平成21年6月1日から本市におきましても7事業所、20店舗が参加し、レジ袋無料配布中止の取り組みが始まったところであります。

また、本市における燃えるごみの内容を分析したところ、燃えるごみの中には40から50%の紙が含まれていることがわかり、本市の重点課題として紙ごみのリサイクルを推進することによるごみの減量化を目指しているところであります。

ごみの減量には、まずごみを出さない工夫をするリデュース、不要になったものの中からまだ仕えるものは再利用するリユース、再利用できない不要物は再生利用するリサイクルの3Rが重要なことは今さら御説明するまでもありませんが、今後も機会あるたびに市民の方々への啓発活動を行っていくことはもちろん、紙ごみリサイクルの推進を目指し、職員が市民の方々のところへ出向き、直接ごみの分別の仕方やごみの出し方をお伝えする紙ごみリサイクル講座を引き続き行っていきたいと考えています。

さらに本年度からは、生ごみの減量と堆肥化に手軽に取り組んでいただくため、今までの生ごみ処理に関する補助等に加え、段ボール箱で生ごみが処理できる段ボールコンポストのモニターの取り組みを始めたところであります。今後、モニターの皆様の見解等を集約分析し、これからの生ごみ減量化の取り組みの参考にしたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 今、部長が言われたように、燃えるごみの減量化が一番大事ではないかと思えます。この啓発活動というんですかね、ポスターとか市報に載せる形よりも、人が直接人に訴えて教えていくというのが一番効果があると思うんですけれども、今までやった啓発活動で大体どれぐらいの方にアピールというか、啓発することができたのかお伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 昨年度は26件で700人強の人たちに講座を開いております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） その講座は受ける側のことですが、申し込まれて受けたものですか、それか自治体とかの要請があつてとか、そういう講座だったんでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 最初は市のほうからお願いをしながらしておったんですけども、ことしになってから大分広まりまして、相手のほうから来るケースもだんだん増えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） この3Rの運動なんですけども、いろいろ調べて何か画期的な方法、すぐやれるようなとか、革新的なスピードで進むような方法がないのかなと調べてみたんですけど全然ないんですね。ということは、地道に広げていく活動が王道なのかなと。そのスピードを早くするには、今の講座を設けて運動の展開の広がりをもたないと、結局は満タンのごみを持って来たときに、重さとしてそれは結果として出るのではないかなと。

一つできますれば、各自治区に行ってやっていただくと。地区の方々を集めて、ほんとに全市を挙げてやらないと、ごみの量が減らないのではないかと考えているんですが、そういう意見に対してどうでしょう。また、今、ここ数年でいいんですけども、ごみの量の変化を教えてください。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民に直接ということではありますが、その件については、今後、自治委員会連合会の自治会等をお願いをしながら各自治会等にも回っていきたいというふうに思っております。

それと、ごみの搬入量の推移であります、平成17年ぐらいからでよろしいでしょうか。

2番（後藤勇人） いいです。

市民生活部長（染矢隆則） 平成17年度は2万7,306トン、平成18年度は2万8,297トン、平成19年度は2万9,799トン、平成20年度は2万9,215トン、平成21年度は2万8,725トン、平成22年度は2万8,518トンというふうになっておりまして、平成20年からはだんだん減っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 平成20年から減ってきてるといふ一応3Rの活動も徐々に広まって減ってきているのではないかなと思っておりますが、資源ごみで紙類は大体1,600トンぐらいで推移しております。これなんかは環境白書か何かで計画出されてるおりましたが、あると思うんですけど、ごみが減りながら紙の量は一定という今、リサイクルに出されているという形で、そこらへんは意識としてこの量はちょっとふえてくると3Rの運動が効いてくるかなと思っております。全体的にはおとしより去年500トンぐらいですかね、ごみが減ってるのは、200トン。いろいろな社会を取り巻く環境の中で、そういう変化もあるとは思っておりますけども、このごみの量を減らすことが行政改革の一翼を担うのではないかと。特に講座を設けて広めていただきたいと思います。

もう一つ質問なんですけど、私個人的なことなんですけど、議員になりましていろいろ書類がもったり送られてきたりするんですけども、外に出せない、紙として分けてますけど

も、個人が特定できるような書類はシュレッダーにかけて捨ててしまうんですけども、シュレッダーごみというのは再生は可能なのか。

また、機密文書ですね、そういうのは特に佐伯市としては1,000人規模の方が働いてますので、かなり膨大な文書の紙が出されるのではないかと思いますけども、そこら辺、一体どういうふうに対処されていますでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをします。先ほど紙類の種類ですけども、新聞、チラシ、段ボール、その他の紙類の合計につきましては、平成20年度は1,622トン、平成21年度は1,649トン、平成22年度は1,609トンと、いずれの資源物の回収量もほぼ横ばいとなっておりますが、佐伯市全体のごみの量が減少する傾向の中で資源物の回収量を維持できているということは分別の取り組み及び3Rの推進の取り組みの効果が少なからずともあらわれているのではないかと考えております。

それと、機密文書的なシュレッダーのごみの再生ということではありますが、シュレッダーで破碎したごみを有価物として引き取るところもあるやに聞いておりますけども、今のところそれはやっておりません。

ただ、市役所内の機密文書につきましては、そのほとんどが今までシュレッダーで処理していた焼却処分も行い、リサイクルをすることがありませんでした。しかし、大分市の製紙会社の協力によって、紙を溶かす溶解炉に直接投入するということによって、機密情報が外部に漏れることがなくリサイクルできますので、直接、清掃課の職員が製紙会社に持って行って、職員が溶解炉に直接投げ込むという、投入するというのを今やっております。

よって、今、市ではやっておりますけども、今後は、県・国の機関にもそういうことをお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 国・県にもそういうお願いしていくというのは、佐伯にある出先機関のことでよろしいですか。市の職員が受け取りに行き行って持って行くとかそういう形になるんでしょうか。

また、個人の会社とか、会社やったら多分企業ごみになると思うんですけども、個人で行くことができるのかなということもあるんですけど、どうでしょう。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。紙の減量化ということを考えれば、個人の会社等のごみもできるだけ取れるようには考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 続きまして、エコセンター蒲江について御質問させていただきます。

佐伯市には二つの焼却場がありまして、エコセンター蒲江とエコセンター番匠と同じ市内に二つあるのは、やっぱりどっちかというと単価的にはお金がかかるのかなと維持費で。そのような中で、行財政改革を推進するという考えからしたら、このエコセンター蒲江に対しては、どのような計画を考えているかをお伺いしたい。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。議員御承知のように、第2期佐伯市行財政改革推進プランには、エコセンター蒲江の中間処理施設の閉鎖を目標としてあげております。

まず、エコセンター番匠とエコセンター蒲江の二つの施設で行っている中間処理を効率的かつ経済的に実施するためには、溶融処理や発電が行えるエコセンター番匠に集約することが最も望ましい方法です。

しかし、エコセンター番匠の処理能力には、エコセンター蒲江の処理されるごみの量が算定されていないため、施設の集約を行うためには、ごみの排出量の削減が継続的に行われることが欠かせない条件となっています。

つまり、これを実現するためには、エコセンター番匠の焼却ごみの量を約1割程度減らさなければ蒲江から発生するごみを安全に継続的に処理することはできません。このため、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、ごみの分別、減量化の取り組みと3Rの協働推進を行い、市民の皆様の一層の御協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） エコセンター蒲江の廃炉というか、その計画はあるとっておりますけれども、ごみの減る量からして、あと何年後とかいうふうに明確に言えない状況であると、そういうことでございましょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。計画としては、行財政改革推進プランの中ではうたっておるんですが、その1割という量は、まだ安全に1年間を通して行えると。閉鎖できるような状況ではありませんので、できるだけ早目になれるように頑張っていきたいというふうには思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） エコセンター蒲江のごみの焼却は、今の蒲江の分だけ行っているんでしょうか。企業も含めてですけども。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えします。エコセンター蒲江の焼却については、蒲江地域だけのごみの焼却を行っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 蒲江の企業のごみの焼却のその部分は除いて、蒲江には大体七、八千人ぐらいの方が住んでおられます。ということは、佐伯市の人口からいくと毎年1,000人ずつ減っていくことを考えれば、企業のごみは別として、七、八年以上は先なのかなと。そういう面で行くと、エコセンター蒲江をなくすその七、八年以内でないで行財政改革にならないのかなというふうに考えるんですけど、そのことに対してどうでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。行財政改革推進プランの中では予定が25年ということであっております。ただ、その25年がどうかなという危惧がありますので、七、八年というスパンじゃなくて、もっと早い時期にというふうには思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） ちなみに、このエコセンター蒲江が使われなくなると、どれぐらいの費用が浮くかをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。約3,000万ぐらいだったと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） それでは、次のウの震災の瓦れきの処理についてでございますが、これは昨日、吉良栄三議員、また、きょう私の後に榊田穂積議員が質問されますので、内容はほとんど一緒ですので、答えも一緒かなと。

きのうの部長の答弁は、一応震災の瓦れきを受け入れる宣言をしたというふうに思えば、そういう観点から質問したいんですけども、いつどういう形で佐伯市にごみが入ってくるんですか。シミュレーション、どういう形で入ってきて、どういうやり方で処分していくのか。特に、吉良議員がちょっと言いましたけど、雑誌に載ったやつデータによると、1日2トンぐらいの処理量でしたか。それを受け入れた震災のごみをどういうふうにして焼却処分するのか。流れとしてどこにストックして、どういう形、どういう車両を使って処分するか考えているかをお聞かせください。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。昨日お答えしましたように、放射性物質等に汚染された災害廃棄物の受け入れは行わないということでありまして、汚染されていない廃棄物については受け入れますという答弁をいたしました。

それで、今後のもし入ってくるということになったときのシミュレーションでありますけれども、一般的に被災した東北地方の被災自治体が市町村一般廃棄物処理計画の策定をいたしまして、受け入れの自治体、本市に支援要請があるようになっていきます。それで、本市とすれば災害廃棄物の種類、量、安全を確認をして、オーケーということであれば協定を締結すると。その後に災害廃棄物の搬入というようになるかというふうに思っております。

それで、入ってくるというか、本市が手を挙げた内容でありますけれども、生ごみ等1回の最大受け入れ量が100トンということで、1日の処理可能量が10トンということで、これは約10日で100トン进行处理をします。そして、この1カ月で3回、300トンですね、それを年に2回ごみ量の少ないときに受け入れるということで、年600トンを受け入れが可能ですよという回答はしております。

それで、10トントラックのダンプによって搬入をしていただきたいという要望を出しまして、遠いところはコンテナでということであつておるんですけども、当市の場合は、ダンプトラックでないとピットの中にごみを投入することがちょっと難しくなりますので、トラックでということをお願いをする予定であります。よって、生ごみについてはトラックで持って来ていただいて、そのままピットの中に投入をして1日10トンの処理をしていくと。

それと、あと一点が、家電リサイクル法対象外の家電製品類と家具類、スプリングマットレスやソファ家具等で破碎処理を要する廃棄物、これが1回の最大受け入れ量が10トンで1日の処理可能量は1トンということで、これについては年間で360トン受け入れができますということでありまして。これについては、1回に10トンではありますから、仮置きをして、その都度、破碎をしながら焼却をして焼却なりに埋め立てをしていくということになるかと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 一つ懸念されるのは、まだ瓦れき処理法案が通って国が費用を見て処理するというようになっておりますけれども、福島瓦れきに関しては放射能を浴びてるので県内



で処分するということになってますけども、その他の瓦れきについては、やっぱり放射能がゼロということはある得ないのではないかとというふうに懸念しております。まだ国のガイドラインというんですかね、瓦れきの放射濃度によってA、B、Cとかランクをつけるとか、そういうのもあるんだろうと思います。その中で、全くゼロのごみが発生してあるなんていうのは、今の現状から見てあり得ないのではないかと思うんですけども、そこら辺たい今安全の確認をされると言われておりましたけども、ごみを受け入れるということになったら市独自で調査というか、これはある雑誌に震災の瓦れきが全国にばらまかれるというような題名が書かれた雑誌が世に出たときから、佐伯市民にとっては、お電話も何本もかかったと思いますけども、関心のあることであり、やはり放射能は入れたくないというのが市民感情ではないかなと思います。

受け入れるのは人道的に、また、被災地で処分できない分も受け入れるという善意はわかるんですが、市としての独自の調査といいますか、ちょっと専門的なことでわからないんですけども、臼杵市が放射線測定器ガイガーカウンターを購入するという話を聞いております。これは近い原発事故を予想して購入するというふうになっておりますけども、そういう機械等を通して、市民には受けるときは安全であるというふうに市から情報を発する手だてが必要ではないかと。

もう一つ質問しますけど、被災地から10トントラックでここまで陸送でごみを持って来ると、瓦れきを持って来るという発想はあり得ないかなと。単価的に。普通で考えればクレーン付きの船で載せて運んで来ると。それはもう100トン、200トンじゃないですよ、積める量は。佐伯市は100トンしか処分できないので100トンだけここへ置いていってくれと、港に、そういう話にはならないんだろうと。1回来たら積んでる分だけおろしていくというのが、何百トン積んでいるかわかりませんが、そういう話になるんじゃないのか。持ち出して持って行くということを考えれば、もう陸送は必ずあり得ない。そういったときに、100トン以上の場合には市は拒否するのか、そこら辺たいを聞かせていただきたい。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。先ほども申し上げましたように、市としては、1回の持ち込みが100トンでないとい処理ができないということでありますので、それから相手の自治体と意見が合えば、条件が合えば受け入れるということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） そしたら、条件が合わなければ、一応瓦れきは受け入れないというふうに判断してよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。協定を結ぶような感じにもなりますので、その協定の内容自体が調わなければ受け入れるということにはならないんじゃないかというふうには思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） もし受け入れた場合、これは安全であると。国が言うんじゃないくて、向こうの自治体が言うんじゃないくて、佐伯市が調べて安全であるというお墨つきというか、きちっとした形の状態が調べられるんでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。相手自治体からは安全であるというある程度、証明なりをつけていただくということが一つの条件になるかなと思いますけども、本市で検査をして安全であるということもそれなりには必要になるんじゃないかというふうに思っていますので、そういう方向にはなるとは思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） エコセンター番匠で処分する、焼却するというふうになったときに、もし万が一、放射能物質が入っている場合に、焼却した場合に、煙がフィルターを通すところなんですけども、これはきちっとしたフィルターで放射能物質は燃えませんが、最後まで残りますので、それがちゃんと除去できるのか、それともできないときは佐伯市内ばらまかれるという言い方は悪いんですけど、もし万が一のときに安全性についてはどうでしょう。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。受け入れる段でですね、安全であるという中で受け入れるという条件ですから、そして、本市で調査をして安全であるというような段取りになれば、あまりそこまでは考えてないというところはあります。

ただ、焼却施設でばいじん等のフィルターがちゃんとついている施設については、そういう放射能物質を焼却した場合、そこで防御ができるということは国のほうは言ってますけども、エコセンター番匠はその能力はあるのかどうかということは、まだはっきりわかりませんので、今のところちょっとまだわかりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） わからないということは、要するに実際にやってみないとわからないと、そういう意味合いに。性能としてはあるかもしれないけど、万が一漏れてしまうこともあると、そういうふうに思ってるよろしいんですか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをします。国が出しておる焼却施設の性能、機能、その国が考えておる機能がエコセンター番匠の機能と性能が合致するかどうかということとはわからないということでありますので、それなりには今、5月から6月ぐらいから国では法律を決めたり方針を決めたりしておりますけども、方針なりがエコセンター番匠の機械設備にどういう性能があるのかということがまだ調査をしておりませんので、そこはわからないということであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 一番心配してるのはですね、佐伯には震災の瓦れきが行ってるよと。実は放射能を浴びてるんだという風評被害がね、食と観光のまちを目指してみんな一生懸命努力しているところを、善意であるとは思いますが、震災の瓦れきを受け入れて、結果的には、あそこの食べ物は食べんほうがいいよというようなですね、もし万が一そういう形になった場合、一生懸命努力してる人たちの努力を無駄にするような、心配のし過ぎと言われかもしませんが、やっぱりそのあたりを考えていただいて、なお慎重に努力していただきたいなと思います。

以上で終わります。

2項目目の暮らしやすいまちづくりについて、アのコミュニティバスの現状についてお伺いしたいと思います。コミュニティバスは高齢者にとって大変な大事な移動手段であります。

現在の運行の状況についてお伺いしたいと思います。特に、運行路線、利用者数の動向について、これは6月に矢野精幸議員も質問をしましたが、申しわけないですけども、もう一回、私の考え方として質問していきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、答弁いたします。運行路線につきましては、佐伯地域に黒沢・岸河内線及び大入島線、弥生地域に床木線、大間線、山梨子線及び切畑線、本匠地域に腰越線、風戸線、小川線、檜峰線及び三股線、宇目地域に定時定路線として蔵小野線、河内線、河尻線、塩見線、上津小野線及び上仲江線、デマンド線として西山線、落水線、柳瀬線、水ヶ谷線、宗太郎線及び藤河内線です。直川地域では直川線を運行しております。

利用者の動向については、合併以前から運行しております直川線につきましては、年間利用者数は平成20年度で2,817人、平成21年度で2,466人、平成22年度2,242人となっております。平成20年度から運行を開始しました黒沢・岸河内線は、平成20年度2,664人、平成21年度で2,311人、平成22年度2,354人となっております。平成21年度から運行しました大入島線につきましては、平成21年度2,350人、平成22年度3,743人、弥生地域におきましては、4路線の合計が平成21年度6,436人、平成22年度6,337人、本匠地域におきましては、5路線の合計全部ですが平成21年度1,787人、平成22年度1,658人となっております。平成22年度に運行開始しました宇目地域につきましては、定時定路線が6路線の合計、これが平成22年度1,496人、デマンド線6路線の合計が563人というふうになっております。これが運行状況であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 利用者の声などを受けるためにアンケート調査とか、それを受けて運行の見直しとか時刻の改編などを行っているのでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 要望はありますが、今のところその運行の計画等の見直しは考えておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） コミュニティバスですからたくさんの人を乗せるというのではないんですけど、大体乗る方が個人に限られてるのではないかなと。また、その数が減っていくところもあるのは過疎化とかこれが進んだのではないかなというふうに思うんですけども、数をふやすそういう目的だけが主ではないのではないかなと思うんですけども、次のイの新規の路線計画についてお聞きしたいと思います。現在、計画または検討段階にある路線についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 先ほど申し上げましたとおり、佐伯市地域公共交通総合連携計画によりまして、平成20年度から3カ年の計画で交通の空白地域及び交通不便地域にコミュニティバスの導入整備を図っております。これはあくまでバス路線の本来バス路線の補完ということでありまして、現在、新規の路線についての計画はありません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 中心市街地活性化基本計画の中にコミュニティバス社会実験として運行が計画されているのではないかなと思うんですけど、その部分はどうかでしよう。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 旧市街地のコミュニティバスについては、今現在、計画中であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） もう一つ、コミュニティバスではない部分なんですけども、今聞いたように山間部のほうは結構、道がたくさんあるということで多いんですけども、海岸部は少ないと感じるんですけど、そこら辺たいはどういうふうに、コミュニティバスだけではなくてスクールバス等空き時間を使って利便性を高める必要があるのではないかと思うんですけども、そこら辺たいはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） これはあくまで定時、いわゆる大分バスが走ってますけれども、大分バスの補完ということでありますので、いわゆる交通の空白地帯をつくらないということで、それが大分バスの停留所から500メートル圏内ということでやっていますので、海のほうは密集しておりますので、大体500メートル以内ということでありますので、それに該当しないということです。

それと、また、通学のほうもやっておりますが、なかなか通学のほうもいろいろな問題がありますので、踏まえながら計画をしたということであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） イの最後の質問なんですけども、城西団地からの路線についてと。城西団地から今つくってる西田病院を經由して鶴岡高校から南海病院までの路線をつくることを考えられないかということなんですけども、これは地元の地域の方からお声があって見に行かせていただいて、やっぱり城西の団地に住んでおられる方なんですけども、コスモタウンが近くにあるといっても私たちの感覚であるという、近いという感覚で、お年寄りから見たら、歩いて行くにもかなり中途半端だし、タクシーで行くのも中途半端。おまけに路線バスのバス停も遠い。また、道路が広がってしまって、横断歩道を渡るのも大変だと。何とか病院に行きたい、またマルショクもありますので買い物に行けるような感じで考えられないかというふうにお声をいただきましたので今回、質問させていただいた次第でございます。市の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 城西団地からの要望もこちらのほうでも承っておりますけども、現在、大分バスの床木線が葛港から大手前、鶴岡地区、コスモタウン、古市地区を經由して床木久保地区まで1日4往復運行しております。大分バスが運行しております。

城西団地からの最寄りの古市入り口の停留所まで距離は半径500メートル以上ということになってないということになってますので、交通不便地域ということにはなっておりません。競合区域にコミュニティバスを運行させることはちょっとできないということになっておりますので、いわゆるその民間のバスの維持確保のために路線バスの活用をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） きちとした決まりで500メートル以内であればつくらないということな

んですけども、たしか署名が何かで要望書を出されてると思います。大変ニーズが高いし、私も行って見たんですけど、床木線のバスもありますけども、床木からコミュニティバスをスタートさせて、また、先ほど言いました南海病院まで行けば南海病院の中心市街地活性化の計画にのってるバスにも連結できるのではないかと。そういったかなりの利用客が多いとかそういう話ではないんですけども、やっぱり何とか病院に行くのにお年寄りには年金で暮らしてしますので、どうしてもお金のかかる交通手段はなかなか利用しにくいと、行きにくいというですね、これはどこに行ってもお年寄りからはコミュニティバスって言われるんですよ。なぜかというたら、自分の地域に住んどるところにバスが通ってくれると便利だなと、ありがたいなと。また、安いんです、そういうふうにとどこに行ってもほんとは言われるんですよ。その中で、一つの可能性のある地域かなということで今回提案させていただきました。

もし考えるときがあれば一応頭の中に入れていただきたいなと思います。3R運動でごみを減らして、蒲江のエコセンターがなくなれば3,000万円浮くと。その分でコミュニティバスが1台でも走るといいなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で後藤議員の一般質問を終わります。

次に、16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、民主党会派、三浦渉でございます。先般の大分合同新聞に記載がありました。私は本匠の堂ノ間出身でございます。佐伯市の最高齢者、後藤さんの105歳の生涯、先週の日曜日に御葬儀がございました。きょうは初七日ということでございます。市長が14日にはお祝いに来るということで楽しみにしておったんですが、その日を待たずに残念なことでございます。御冥福をお祈りしながら一般質問に入らせていただきます。

まず、海上自衛隊基地昇格増強を求める件について。この自衛隊基地の昇格の増強の件は、平成15年9月に佐伯商工会議所より佐伯市議会に強い要望があり、当時の佐伯市南郡は合併の話で持ちきりの時期で、佐伯市議会では合併後の新市の将来を見据えながら提案者は声を大にし、佐伯市の経済的効果を前面に出し、提案し、15年9月定例会に議決したものだと思えます。この本会議場において、議案が何であろうと市議会が議決した案件については、その後の市の取り組みはどうなっているのかお尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。平成15年9月定例会において、おっしゃられたとおり海上自衛隊佐伯基地分遣隊の基地昇格及び自衛隊の寄港増強を求める決議が可決されており、これを受け同年10月1日付、佐伯市市議会議長名で内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛庁長官あてに決議書を送付しておりますが、要望に対する回答を得るに至ってはおりません。

市といたしましては、正式な公文書などによる要望は行ってはいたませんが、ただ、毎年、市長、議長初め観光協会佐伯支部の代表が呉総監を表敬訪問した際、口頭にてお願いし、しかしながら、基地昇格は厳しいというのが現状であります。

海上自衛隊は佐伯市の経済浮揚や地域の活性化に欠かせないものであると認識していますし、所属する呉地方隊呉警備隊の特段の配慮により、平成20年から多用途支援艦「げんかい」が常時配備されております。市も艦船入港時の歓迎行事を初め、海の日に分遣隊グラウンドで開催されるサマーフェスタなどの乗船イベントには全面協力を行っております。市の

PRとともに今後も寄港の増強を強く要望してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 毎年、口頭にて呉で要望活動をしておるといことでございますが、これは佐伯商工会議所から強い要望が当時の佐伯市議会議長に出り、市議会で可決したという議事録が残っておりますが、私は、この通告書を29日に提出をしております。その後において、海上自衛隊の基地の件でありますし、要望は会議所でありますので、会議所とのその要望の内容について現状の取り組みについて、会議所との話し合いはやっておるか、おらないかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 一般質問通告受けましての会議所とのやりとりはございません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） そういうことでは前に進まんと思いますが、この海上自衛隊の議決をするに当たって、あなたも先ほど9月の何日と日にちを言っておりましたので議事録を取っておると思います、当時の。

当時、市議会は三日三晩徹夜でこの集中審議をこの議場で行って、それだけ大事な佐伯にとって経済効果があると、佐伯の経済界の長が市議会あてに要望を出した件について、三日三晩この議場で議決したのが朝の4時ですよ。議事録見ると、1時に休憩し、2時半に休憩し、4時に議決するようなそのような重大な案件を口頭で陳情したとか、要望したとかいうのはどういうことですか。それじゃあ、市としては今後これは議決しただけだと。引き続き口頭でお願いをしていくということですか。難しいということを先ほど言いよりましたけれども、難しいのであればもうあきらめるのですか、どうするのですか、その辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） これからまた関係機関と会議所と、自衛隊の関係機関と詰めて、そのところはまた協議をいたしたいと思えます。正式な文書なりでまた検討してみたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長、佐伯商工会議所はね、会頭がいくら新しくなっても会議所は嘗々と引き継いできておるわけですから、そんなことで毎年要望し続けないようなそんな簡単な案件をなぜ市議会に強い要望書を持ってきたのか。市からの補助金を何百万も毎年会議所に出しておるんですから、もうちょっと市として会議所の会頭に行政指導をきちっとして、これをもっと掘り起こしてやるのか、やらないのか、この要望を取り下げるなら取り下げるような段取りを要望して議決させとって、そのまま一回も陳情もしなくて口頭でどうのこうのということは、我々、今の議会としてどうも考えにくい。市からの補助金が出ておる団体ですから、当時の15年の要望はどうするんですかと。今の会頭として、今の役員としてどうするんですかと。継続してそういったものは会頭として引き継いでおるはずですから。

それは返答要りませんが、このちょっとおかしいところあるんです。当時の議事録見ますと、この辺の調査は市役所としてやっておるか。この案件は県議会議員が持ってきたのか、国会議員が持ってきたのか、会議所が独自に考えたものか、この辺について調査をしておれ

ばちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） そのいきさつについては調査をしておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長はわかりませんか。会議所の議決した案件ですから、県議会議員が後ろにおいてこれを出せというたものか、自治委員会なのか、国会議員なのか、どなたが後ろからこれを要望を出せというたのかということは、市長わかりませんか。我々、行政の継続性という先輩議員が議決したものについて、我々も責任があるわけですからお尋ねをしておるんですが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 平成15年当時もう私も議員やめておりまして、これはどういう形で上がってきたのかというのは承知しておりません。

また、この合併という作業を受けましてこの決議案通ったというのは聞いておりますので、先ほど言った形の中で、私のほうも自衛隊のほうに御協力をという形で呉に行っております。当日から会議所のほうも会頭が行っておりますので、そうした中でのお話をさせていただきながら、自衛隊の基地をおす以前に佐伯にいかに来ていただくかということを考えています。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） なぜこの私が県議会議員や国会議員かと、こういうことを聞いたかということ、この平成15年の議事録を見たときに、午前3時、この話の後ろには次期11月にある衆議院の選挙が絡んではないかと、こういう議事録があるわけです。議事録、これ私がつくったのではない。議事録あるんです。衆議院の選挙が11月にあるわけです。これ9月議会のことから、衆議院の選挙は絡んでないかという、ある議員が質問をしよるわけです。だからこれは国政に向けたちょっとしたごちそう話かなというように私はとらえてる。こういう議事録があるからね。私つくったわけじゃないんですよ。議事録をずっときのう見ておると、そういった文言が出てくるわけですね。

それで、この件はもう終わりますけれども、商工会議所に部長、早速これどうするのかと、今後。口頭の陳情なんてこれだけ慎重審議を30時間、ここに当時の新聞、30時間、佐伯市議会可決と、30時間集中審議をやっておるんですよ。この議場でね。これだけすばらしい案件であるのに会議所はほったらかし。行政指導を今後、部長できますか、できませんか、それを聞いてこれを終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 会議所もこの呉の總監のところ毎年行ってますし、それなりの努力をしているというふうに思っております。

ただ、そういう強い思いをもう一度掘り起こしてくださいというふうなことは伝えておきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） だから部長、口頭で陳情なんてあるかって。30時間も、朝の4時に議決するような案件をね、口頭で陳情なんてあるか。会議所に伝えておきますなんてもってのほかだ。ちょっと厳しい指導をなささい。そんなしり切れトンボみたいな要望を議会に出してくるなと。庁舎を見直せだとか、そんなばかなことを言うてくるなって。会議所が言うてきたら全

部けられないかんで、こんなしり切れトンボ、口頭で。議会に出しときゃ議会で審議して議決するんじゃって、いいんじゃって、どこからか言うてきたけ議会で出してときゃいいって、そんな簡単な要望なら出してもろたら困ります。ちゃんと行政指導言ってください。

議長、次行っていいですか。次に行きます。JRのフリーゲートトレインについてでございますが、これはいつごろ話がきて、佐伯市内で自治委員会がわっと騒いでばっと消えた。

これについては、なぜ話がきて、なぜ消えたのか、まずお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） JRのフリーゲージトレインについてお答えいたします。これ、日豊本線の高速・複線化の促進とフリーゲージトレインの日豊本線への早期導入について、佐伯市単独での要望活動というのは今のところ単独での要望活動はしていません。しかし、大分県下で組織する日豊本線高速・複線化大分県期成同盟会や佐伯市、延岡の両市で組織する大分・宮崎県境地域開発促進協議会を通じて、九州旅客鉄道株式会社の本社及び九州運輸局に対して要望活動は行っております。

今のところ以上であります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、部長、このフリーゲージトレインについて、自治委員会を金水苑に集めて説明をしたということは聞いてますか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それは聞いたことはございます。この調査のときに、いつかわかりませんが、そういうことがあったというのは聞いてます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、この話はまた再度同じような質問ですが、県議会議員が持ってきたのか、国会議員が持ってきたのか、ちょっとわかる範囲で説明してください。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） その背景については調査をしておりません。申しわけありません。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この件について、私も議会在任中でありましたので、この経緯というのは、先ほど申し上げました日豊線複線化及び高速化という形で入っていった中の経過で、このフリーゲージというのは、こうした方法もあるという形がJRの話で、国会でそうした論争が出ておると。そうした中で、高速化に対する考えの中でフリーゲージというのは出てきたと思っております。

だから、県議会議員とか国会議員という立場の中ではなくて、そうしたのが動きがあるという話は情報が入って、その後、地元の国会議員のほうに、どういぐあいになっとるんかというようなことで、非常にこれは有効な形だから国会としてもぜひ進めていきたいし、日豊線の高速化に進めていきたいと。たしか平成14年ぐらいたったと思っております。私も当時議会にいたので、そういうぐあいにちょっと思っておりますが、記憶違いがあるかもわかりませんが、そのように思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これが自治委員会の話を聞けば、きょうは衛藤征士郎先生のところの秘書が



傍聴に来ておったんですが、衛藤先生に金水苑に呼ばれて、そのフリーゲージの大阪発小倉で車輪を縮めて佐伯までという新幹線のそれをやろうということで、自治委員会集めてその話をやられたそうです。その直前に衆議院の第44回の選挙があって、推薦状を出したと。けれども当選後は陳情に至るまでに今日までいってないというような話を自治委員会の方から聞いておりますが、何か佐伯で大きなプロジェクトがあるのが、ほとんど国政の選挙の前にあるような感じがして、私の勘違いかしれませんが、いろんな選挙管理委員会で選挙がいつあったのか、自治委員会でいつ金水苑に行ったのかとか、いつ議決したのかと、こう聞いてみると、ほとんど国政がかんだような時期にこれがあるわけです。

それで、自治委員会も先般の別府市長選で自治委員会の会長の件が大分合同新聞にちょっと流れました。選挙に絡んでということがございました。こういったものも、やはり市から何がしかの報酬、手当、そういったものを出しておる団体でございますので、やはり慎重にいろんな物事を取り扱うというようなことも、これ総務部長ですか、今後、自治委員会に行政指導をね、何でもかんでもどこかからくれば飛びついて、ああいいか、それじゃあ、村じゅうを、町じゅうを動かすかって、そんなわけにはいかないんじゃないかなと。やはり自治委員会というのは、補助金でもって報酬あるいは給料的なものも若干年俸的なものも市から出しておるわけですから、自治委員会もしっかり判断能力をしていただかなければいけないかなと、このように私は思うわけですが、総務部長ですか、自治員会を総まとめしておるのは、どこの部ですかね。今後、自治委員会にその行政指導をできるか、できないか、ちょっと御判断を願いたいと思います。

議長（小野宗司） 執行部。

総務部長（内田昇二） 総務部長の内田です。自治委員会につきましては、自治委員会組織、また、各地域においては区長という立場もありますので、その点も十分私のほうで研究しながら対応していきたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。次、行きます。

これまた佐伯にとりまして一大プロジェクト、大型船の修理ドック、シップリサイクルについてでございますが、その後の進展についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 大型船の修理ドックにつきましては、3月議会で下川議員の質問にお答えしましたが、日本郵船株式会社の試算によりますと、佐伯湾に新たに大型船の修理ドックを建設した場合の工事費は、土地購入費、建物建設費、クレーン等の機械設備費等を除いて約156億円かかります。概算見積りとはいえ、土地代を含めれば総額で200億円近くが必要となります。

7月に大型船修理ドックの調査のため尾道市の因島の三和ドックを訪問し、社長の御意見をお聞きいたしました。三和ドックは1万3,000トンクラスの船の修繕を年間350隻行っている修繕専門の造船所でありますけども、社長によりますと、1ドル100円から110円の時代は大型船の修繕をやってみようかという気持ちもあったが、今のような円高では中国や韓国とは競争ができない。船が大型になればなるほど塗装などの簡易な作業がふえるので人件費のウエートが高くなる。将来的にも大型船の修繕は厳しいと考えているというものでありました。中国や韓国との新造船の受注競争が激しく、新造船のドックが空きつつある中で、新た

なドックを建設してまで大型船の修理業に進出しようという造船所が果たしてあるのか、非常に困難であるというふうに考えております。

シップリサイクルにつきましては、22年度に室蘭市で行われた実証実験で、スクラップ鉄の安定的な売却、解体費用の削減、効率的な解体技術の確立、油などの廃棄物の処理、回収などの課題が明らかになりました。6月に国土交通省の海事局船舶産業課を訪問し、国の考え方、今後の取り組みについて御相談いたしました。国ではトン7,500円で解体しなければ採算に合わないと判断しており、規模は小さいが実証実験を行ってその方法を検討をするそうであります。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） このシップリサイクルについては、佐伯市大型船修理ドック建設推進協議会、西嶋市長が会長になり市議会の議長や商工会議所の会頭が副会長になり、22年の2月25日に設立になっております。修理ドックの話は、20年の夏ごろからぼちぼちそういった話も私たちも耳にするようになりました。

その協議会の設立を受けて、文化会館中ホールで引き続き日本郵船を技術グループ田中さんを迎えて講演をし、5月28日には和楽1階で国土交通省海事局長の小野さん、7月31日には大分市でシップリサイクルシンポジウムイン大分など一気に進展があるように見えるんですが、近年では声がだんだん聞こえなくなった。随分佐伯市もこれに熱や経費を打ち込んできたようにありますけども、市議会も視察も入っております。随分経費もかかっております。声がだんだん小さくなって消えつつあるのではないかなと思うんですが、その意気込みと今後の見通しをお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 今後の意気込みという前に、当時、私も大型船修理ドックの話が来たときに、海のまち佐伯市にとって本当にいい話かなと単純に思いました。しかしながら、非常にこう職員ともども調べてみますと、非常に経費がかかるということで、その裏にどうしても国家的な意思の決定、参画が見られないので、そこらも話を持って来ました衆議院議員の衛藤征士郎先生にも直接お願いしまして、どうなってるんですかということで。やはり行政を預かる者にとってはそれぐらいやっておかないということで、職員ともども国土交通省海事局長等々また時間をとっていただきました。会いました。

それから研究するに従って、非常に先ほど浜野部長答弁したとおり、コスト的に日本では合わないということで、そのあと浮上してきたのがシップリサイクルのほうです。当時、日本が手を挙げて労働者の安全、船の解体による環境問題等々が問題になり、発展途上国で行われておるのを国際的に地球環境の問題も含め、シップリサイクル香港条約を国際海事機構で立ち上げてまして、そちらのほうは今、海事機構を安全上の指針とかいろいろものを作成中と聞いておりますけども、トン7,500円でやらなければいけないということで、やはりどうしても今のままでは日本では非常にできないということでもあります。

しかし、シップリサイクル香港条約は批准されますと、もって船の船籍が日本であればその国で処分しなければならないということになります。そうなってくると、船の船主がどこどこということわかりませんが、可能性はあるかなと思っておりますし、現在、どういふふうな方向になっていくかわかりませんが、船舶産業課が小さいながらもそういう実

験を本年度中に取り組むということも聞いておりますので、佐伯市がそういう面で手を挙げてそういう勉強会を開いていくことは意義があったかなというふうに思っておりますけども、今後の国際的な香港条約とかどういふふうに推移していくかをやはりしっかり見守っていかなければいけないかなと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 塩月副市長の答弁はわかりにくいような、わかったようなことでございますが、これに関係する今日までの経費、これは予算化は我々議会で議決したことはないんですけど、どこの部署から予算を回してこれの予算を使用しておるんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） これに関する予算は、商工振興課の企業立地のほうでその一般会計の中から出しております。明細要りますか。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 企業誘致の経費のほうで出しておると、随分かかっていると思います。塩月副市長、このさっきの質問ですが、答弁ですが、これちょっと22年の6月に田中利明県議が県議会の席で一般質問をやっておる。その中で、知事の答弁が議事録あります。

広瀬勝貞知事が、「大型船の修理ドックの問題とシップリサイクルの問題にお答えします。大型船修理ドックの建設につきましては、以前も申し上げたわけですが、民間ビジネスとして行われるものでございます。何よりも事業主体となる民間事業所が手を挙げてくるのを大前提となるわけです。」このように書いている。

国土交通省や大分県が手を挙げて、それが結ばれれば海を埋める許可とか、そういったものは手助けはするけど、長く読めばね、国や県がこのシップリサイクルに予算をつけたりするようなものではないと。民間ビジネスだから民間が手を挙げてこなければどうしようもないという知事の答弁があるんですが、これは市長、知事が言うたんですからこのとおりでしょうね。海を埋めたり、許可を出したりするのは国や県がそれは手助けをすると思うんですが、実際に仕事するのは民間の企業がやると。国がその造船所に修理ドックの建物やそういった経費を出すということはないでしょう。これは民間事業でしょう。ちょっと市長、わかったら。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これ、確かに民間事業というらえ方があります。私どもが動いた中では、議会の特別委員会、そうした中で市の公の動きだと。私どもも、この大型船ドックについては事業主体がはっきりしないということもありましたが、こうした中でも、少しでも可能性があればいろんな事業に結びつけるということは、やはり行政として企業誘致する立場においては公費を使った立場が必要かなと思っております。

また、県につきましても、そうした事業主体がはっきりすることによって、議員が言われました、それ以外にやはり企業誘致という話をとっていけるといふぐあいに判断しております。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 知事の答弁を私は信頼をしております。民間のビジネス事業ですから、民間

が、うちの企業が佐伯に行ってやろうという人が出てこない限りはできないと。出てきた場合には国や県が埋め立ての認可等は出すと、そのような認識を私は持っている。これまたこういうプロジェクトの真っ最中に、21年8月30日、第45回の衆議院の選挙がある。こういったものがほとんど絡んで、我々市民感情の中で、これは何が今度できるぞ、あれができるぞ、これができるぞとお祭り騒ぎの中で選挙がどんどん終わっていく。ただこういう大型プロジェクトで、もう先ほどから三つ目あげておりますが、全く実を結んでおりません。そういったことを言って、この質問を終わります。

次、行きます。次は、合併の最重点項目に前本匠村長が知事と交わした協定書の中に、県道三重弥生線の早期実現があがっておりますが、6年経過いたしましたけれども、全くといっていいように合併以前と合併後と若干ピッチは上がったように見えますが、これでは陳情を毎年しながら仕事をもらっていくのであれば合併の条件の必要はなかったなと私は思うんですが、御答弁をお願いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この問題につきましては、議員御承知のとおり、県道三重弥生線は改良事業の促進ということで県の要望事項の合併地域支援道路事業として毎年、要望をやっているところでございます。

御案内のように合併支援道路につきましては、合併新市の一体的発展の支援や、その周辺部の振興を図る道路事業など、地域のバランスを考慮しながら県は進めておると伺っております。

本路線の整備状況につきましては、佐伯土木事務所管内の道路延長3万2,233メートルのうち、平成22年4月1日現在で、これは幅員5.5メートル以上の改良率が49%、舗装率については100%となっております。現在、因尾工区、井ノ上工区及び波寄工区、山部工区の4工区において事業を進めておまして、当面はこれらの工区の早期完成に向け、整備を行っていくと聞いています。

また、これらの工区のうち、井ノ上工区の改良区間につきましては、今年度供用開始を予定で整備を進めておると。また、未整備区間の波寄から小半間の約4キロメートルにつきましては、議員も県に対し期成会などの場を通じまして整備促進を強く訴えていることは、我々も十分承知しているところでございます。市としましても、今後とも引き続きまして県や関係機関へ強く要望を続けてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この波寄、小半を特にお尋ねをしたいと思いますが、4キロの間でございしますが、以前、平成5年であったかねえ、奥の採石場が崩壊しております。あの近所も採石場と同様の地質でありますので、早いうちに何かこれをやらなければ、一たん事故があれば、直川へ回ったり宇目へ回ったり野津を回ったりしなければ本庁に来れないということでありませう。

先般の本匠で行われた三重弥生線の期成会においても、これは検討課題ということであったんですが、どこまで検討しておるのか何か話を聞けば、航空写真は撮ったということは聞いておりますが、どこら辺ぐらいまで進展をしておるのか再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御指摘のとおり、私が先ほど申し上げました4工区のうち、比較的の

活基盤付近の道路整備については、先ほど申し上げました井ノ上工区につきましては今年度供用開始というようなことで、100%近い数字まであがっておりますけども、確かに波寄はその面でいっても50%、約半分というようなことでございます。

御指摘の路線につきましては、実際には工法的なものというのは、この前、私も同席しましたあの会議ぐらいしかまだ情報はないんですけども、ただ、考えますに、もちろん予算の面もあると思われまして、残された区間というのが川に沿って切り立った山肌の多い箇所であると私は認識しております。ですから、工法につきましても検討課題が多いんじゃないかと思っております。

それから、工事そのものも今まで先ほど申し上げた生活基盤の近いところがかなり進んだというのは、工事のしやすいというたら語弊がありますが、そういった工事そのものも難関といえますか、時間がかかるものじゃないかなと思っております。情報としては、実際航空写真云々という部分が私も同じこと聞いた程度しか持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと2点お尋ねします。

先般、期成会の折に、私は今年度中ではなくて、ことし中に井ノ上工区、12月中にやって、お正月はそこを通したらどうかという質問をしたつもりですけど、その辺の回答はまだ入ってないですか。それと、合併の支援事業というのは、一般の事業と違って特別にその合併支援の枠というのか、予算というのか、それはないんですか。その2点お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 1点目の今年度とことしいっぱいというその問題ですけども、この答弁につきましては、事前に県土木に確認というか、こういった答弁をしますということの中で、これでよしというのが一応受けてあるものです。ただ、そこらのところはこの字句、字句といえますか、そのニュアンス的なものが伝わったかどうかというのは、ちょっと再度確認したいと思えます。その分は。

それと、合併支援道路の予算につきましては、昨年ですね、県議会でもこの合併支援道路の件が論議されたと思います。まだ私も確認はしておりませんが、そのときの県の総務部長さんがおっしゃったのが約78だったか、合併支援の進捗率といえますか、その進捗率そのものがお金でいってるのか、個数でいってるのかわかりませんが、そこらは確認したい部分ももっております、私なりに。順調に進んでおるといような表現をたしかされたと思います。その部分からいけば、佐伯ほかにもありますけど、どういった意味かなというような今さらながら思ってるんですけども、その予算の組み立てという部分は、そこまではちょっと県のほう確認をできておらない部分があります。ですから、正確な答弁というのはちょっとできかねる部分でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 既に井ノ上工区は工事、半分以上、6割、7割は終わっておる。地区の区長さんからの強い要望もありますし、お正月は通してくれないかな。現場の組に区長さんが聞いたら、無理をすれば何とか終わるだろうということ。無理をしなければ3月10日とかが期限だからということでありまして、これは車の通る道路だけじゃなくて、やっぱり生活道路ですから、一日も早く部長のほうから佐伯土木事務所のほうに再度確認をとっていただきたいなど。

それと、市長、民主党の梶原県議さんが今、部長が言ったように一般質問で合併支援事業はどうなっておるかというときに、総務部長が、78%は終わっておるといようなことを答弁をした新聞記事があると思いますが、佐伯市の場合は、合併支援事業、これはどこの市も同じですが、合併支援、最重点とかという言葉だけで、それに見合う特別な優先順位とか、優先的に補助金がつくんだとかいうものは、ただ言葉だけで、全くそれはないんですか、市長、お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員とのこの話は、たしか昨年9月にこの場でお話をし、私のほうも県のほうの体制がああした状態になったのはどうなんだろうかということで、いまだに回答をいただいております。

また、合併の最重点の順位を県から言われました、つけました。議会のほうでもお願いし、河口橋を最重点しておりますが、その件についても、県は大型事業であるのでということで、私のほうから当時それをつける前は217号の駅前までのバイパス線を盛んに言っておったんですが、現在217については休止の状態になり、ほかのほうの予算をあがっておるということで、ちょっとこの件についても県からは217の駅前についての相談は私は受けておりません。217についても百数十億かかる工事ですので、そうした中で、佐伯市としてはどういう形の今までであった予算配分はというそうした相談があってもいいじゃないかと。

知事にとっても非常に1市5町3村合併してですね、合併の私は最大の理由の一つが、各地域に行われる道路網の整備が合併の最大の理由の一つだと思っております。そうした中で、県も財源的ということですけど、約束は約束として守っていただかなければと思っております。こうした中で、先ほど部長が言いましたように、これについては再確認し、やってきたいと思っておりますが、先ほど言いました、それに対する補助金これはありません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これで終わりますが、市長、山本、塩月両副市長をこの庁舎の中には置いちゃって、もうあとわずかで合併特例債も切れるということでありまして、庁舎も大手前も目鼻ついておりますので、やはりこの三重弥生を特にひとつ営業本部長になって第2浦代、番匠河口橋217、まだやることたくさん合併についての問題があるんですが、両副市長にも予算がついて動き出したものは両副市長でいいと思っておりますが、ひとつ市長、100馬力上げてやっていただきたいと、そういったことを要望して終わります。

議長（小野宗司） 以上で三浦議員の一般質問を終わります。

次に、23番、梶田穂積君。

23番（梶田穂積） 23番、梶田穂積であります。本日最後の一般質問ということで、大変お疲れさんですが、最後までおつき合いをお願いいたします。

まず1点目は、まちづくりについてであります。本日質問の内容は、まちづくりについての4点であります、いずれも企画課担当の所管の事業であります。

1点目の地域のパワーアップ事業についてであります、これにつきましては、合併前の8カ町村に300万円ということでのスタートでありましたが、昨年から市内にも500万円ということで予算がつきました。これが5月ごろの話のときに、来年度から見直すというふうなことが言われましたが、このパワーアップ事業につきましては、各旧町村にとりましては、まちづくりにとって一番重要というか、潤滑油のような役割を果たしてるんじゃないかなと

いうことを私は思っております。

ハード事業は派手でありませけれども、このソフト事業については内容が地味であります。しかし、まちづくりにとってはこれが一番基本だと私は思っておりますが、これから来年度、あるいはそれ以降についての見通しと、それから、また、各地区で地域づくりをやっておりますけれども、その主なものでいいですから活動内容といったものをお聞きしたいと思いません。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、お答えいたします。パワーアップ事業は、旧町村部の地域振興対策として平成18年度から3カ年実施し、平成21年度から、なお3カ年延長し、実施した事業であります。

御質問のうち、まずパワーアップ事業における各地区の主な活動内容について、平成22年度の実績の概要をお答えいたします。上浦地域は、豊後二見のしめ縄張りに関連した竹田市荻町との交流、それと、自主防災事業に取り組みました。また、弥生地域は、地域づくりを担う人材育成とスポーツと文化振興に取り組みました。本匠地域は、地域資源である蛸にスポットを当てた地域づくりと番匠川の景観・環境保全に取り組みました。宇目地域は、地域振興祭への助成とチューリップ祭りなど交流人口拡大のための取り組みを行いました。直川地域は、地域の自立を担う人材育成や観光施設のPRに取り組みました。鶴見地域は、各地区のコミュニティ活性化や若者による音楽祭の開催に助成いたしました。米水津地域は、特産品の消費拡大や元越山の登山道の整備、また、防災対策に取り組みました。蒲江地域は、自治会や地域づくり団体のコミュニティ活性化や花いっぱい活動に取り組みました。

次に、来年度からの見直し内容でありますけれども、パワーアップ事業は、平成23年度までで終了ということありますから、来年度に向け、地域振興のための新たな予算措置を現在、検討しております。

概要を申し上げますと、地域振興に取り組む団体への補助金とすること、事業については一定割合の自己負担を条件とすること、これまでパワーアップ事業で実施してきました花いっぱい運動関連の事業は除くことの3点であります。花いっぱい運動関連の取り組みに対しては新たに事業の立ち上げを検討しておりますので、これは別口でやるということではありません。

また、昨年度から実施中の旧佐伯市内を対象としたチャレンジ事業もこの補助金に統一したいというふうに考えております。地域振興への主体的に取り組もうとする意欲のある団体へ助成することを目的としたものになるよう、そういうふうに考えております。この内容は、現在、各地域の地域審議会へ諮問し、意見を求めているところです。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） パワーアップ事業の300万円を見直すということありますけれども、私たちにとりますと、この事業は身近な事業であったと、各旧町村皆さんそういうふうに評価をしていると私は思っております。

これは一つは大事なことは、振興局で企画、あるいは地域の皆さんと相談しながら事業を進めていくというこのことが大事であったというふうに思っております。これを例えば花いっぴいをほかの所管に移したりとか、あるいは補助事業を新たにつくるということになりま

すと、本庁に吸い上げられるというふうな内容になってきますが、これは地域の振興局で判断されるというふうなものになるのかどうか、その点をお伺いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 今、我々が検討しているのは、どうなるかわからないので検討段階での案ですけども、大体200万程度にというふうなイメージで考えております。その中で、地域振興局のほうでそういう団体にあげてもらって、その団体からプレゼンをしてもらって、そこで判断をしてもらうというふうなことを一応考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） その点が一番事業を変えるにしてもポイントになるんじゃないかと思しますので、やはりその振興局に力を持たせるということが、その地域の活性化に直接つながっていくというふうに私、思いますので、ぜひともそういうふうにしていただきたいし、できれば今までの事業のやり方のほうがよかったんじゃないかなと。それだけ自分たちの裁量の幅もあるし、地域の人とほんとに密着した活動ができるというふうに私は思いますので、ぜひともそういうふうな格好での事業を継続していただきたいと。このことはこの過疎地域自立促進計画、22年度から27年度というふうになっておりますが、私たちは一番この大事な部分が一番最後のページにはちょっと載っているだけというふうなことで残念に思っております。

これだけの予算を割いてしてるのに、一番重要なソフト事業がやっぱり最後になっているということは、あまり感心できるものじゃないと。それは建物自体のハードな面は派手で、あれもやったかというふうなことになるかと思えますけれども、この地道なパワーアップ事業こそ、その地域がいかにか活性化していくかというふうなことの基本になると、まちづくりの基本になるというふうに思っております。これをやはり減退させるんじゃなくて、むしろこの部分は強く指導していくと、引き上げていくというふうなことにもって行っていただきたいということではありますが、もう絶対見直すかという部分を聞きたいと思えます。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 結論から先に申し上げますと、もうパワーアップ事業は終わりにして、また新たなそういう地域振興に対しての取り組みをするということでございます。

議員心配してますように、地域振興局あるいはその地域の地域振興に取り組む人たちに対しても、我々のほうから、いわゆる地域振興のための予算は地域振興・教育課で上げていただきますと。本庁にすべて吸い上げられるからもう事業をしませんというのではいけないというふうに思ってますし、こういう事業やりたいからこういう予算を認めてくれという事業をぜひあげてほしいというふうをお願いをしているところでありますので、来年度の予算の状況をじっくり見たいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 部長はそういうふうにしておるか知りませんが、一応このパワーアップ事業を見直すといった段階で、もう既に来年度から切られると、これはもう何もできんわというふうな受けとめ方を恐らく職員もすると思えます。それだけ一応廃止するとなるとインパクトが大きいんですよ。前もってもう事業をやめると、これは来年度からできんわやから、もうことしからやめるというふうなことになってるんですよ。それだけ深刻なんですよ。ちょっと見直すということだけでですね。私は、やっぱりもし部長がそういうふうにあ



げてくれというんだったら、その部分をほんとに強調してもらわないと、その地域の振興局の職員が意欲が減退していく。目に見えております。ぜひともそういうことは、そういうふうにならないように指導を、あるいはむしろバックアップするというふうな姿勢でいってもらいたいと。どうでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） これは先般、担当の課長や振興局長を集めて、その旨の説明をいたしました。ですから、その認識は、もうあるだろうというふうに思っております。再度またそういう会議を機会があればもちまして、強くそのところの自分たちでやるところの予算はきちっと要求してくださいよというふうに伝えたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 再度、確認しますけれども、ぜひとも今言った内容の指導につきましては、よろしくお願ひしたいし、それからまた、300万を200万に落として、その範囲内で事業をやるということではありますが、その200万の内容につきましては、やはり今までどおり各振興局ごとにやって、そして、その振興局の中でそれぞれの複数の事業をやっていくというふうなことになるんでしょうか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 200万はまだ限定ではありませんので、あらかじめお断りいたしますけれども、今まで300万でございました。300万の中でも、おおむねどこもですね、花いっぱい運動だとか、清掃だとか、そういうふうなものに対しての金額が多かったです。それとまた新たに違うものへの助成、補助金ですね、そういうものを除いたら、実質的には僕はふえてるんだろうというふうに思ってます。200万ならば、実質的にはそれを純200万になればふえていくだろうなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 実は、地域によって違うかと思いますがけれども、花いっぱい運動にしても私たちが以前やっていた花づくりのときから見たら、もうこれはいつ来るやらわからん、花がですね。それで量も減ったというような話がずっとありまして、もうこれは花いっぱいもできんなというふうな感じを実は受けているんです。

だから、今、部長も言ったように、100万をのけて200万ということでもありますけれども、私たちが地元で受けていた花いっぱい、たとえその100万かかっていたかしらんけれども、それ以前から比べたらぐっと減っているというのが実感であります。そういうことですから、単純に100万減ったから、この事業のほうは逆に花いっぱいのほうにいったから、その部分が大きかったので、むしろ事業としてはふえているということに果たしてなるかなと。地域によっては、やっぱり異なるんじゃないかという思いがいたしますので、その辺のところは、ぜひとも加味をしていただきたいというふうに思いますので、この件はこれにして、次に移りたいと思います。

次の食のまちづくり推進事業についてでございますが、これも予算措置のときに予算案の中で議論した内容でありますけれども、具体的になかなか目に見えにくい部分がございますので、活動内容について御説明をお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 食のまちづくり推進事業についての具体的な活動内容であり

ますが、御案内のとおり、佐伯市には、自然豊かな風土が生み出す豊富な食資源があります。これらが市民生活や経済活動に深く密着していることにかんがみ、食のまちづくり条例を制定し、いわゆる食のまちづくりに取り組んでおります。条例には、食べることが命の源であること、食材を生む自然を大切にすること、食にかかわる市民・事業者・関係団体が連携を図り産業振興と食文化の継承に努めることがうたわれております。

本市は、この条例と平成22年度に策定いたしました第一次佐伯市食育推進計画に基づき、さまざまな取り組みを行っております。食のまちづくり推進事業もこれらに基づく事業の一つであります。内容は、食のまちづくりの理念を広く市民に理解していただくための啓発活動が中心になっております。

主なものを挙げますと、平成21年度は、食に関する講演会を旧市町村単位で合計24回実施いたしました。延べ900人が聴講いたしました。また、地域の小学生を対象に、食材の生産現場体験、郷土料理の調理学習にも取り組みました。平成22年度は、「佐伯市『食』と『いのち』を考える集い」を開催いたしましたところ、830人の参加がございまして、今年度は、去る7月に弥生文化会館で「命の入り口心の出口セミナー」を開催いたしております。講演会、考える集い、セミナーとも参加者に好評で、食のまちづくり条例の理念がだんだん浸透しつつあるというふう感じております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） いろいろな講演会等通じて、この佐伯市の食のまちづくりということに理念的なもので貢献していくというふうに思っておりますので、この件につきましては、今後進めていただきたいということで、次に移りたいと思います。

順番を飛ばしましたけれども、イの地域づくり人材育成事業について、この件につきまして具体的な活動内容を問います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 本市の地域づくりや活性化を担う人材の育成を目指し、地域づくり人材育成事業、通称「佐伯人創造塾」を昨年度から開講しております。今年で2年目となるこの塾は、歴史や食文化、自然環境など佐伯の持つ魅力を知り、学ぶことで、その活用や保全に取り組む人材を育てることを目的として実施しているものであります。

市の内外から講師を招き、毎月1回、これは全10回なんですけども開催いたします。今年度は、より一層学びを深めるために市内の各地域に出向き、地元の方々による名所旧跡等の説明や地元の人たちの地域づくりの取り組み報告なども交えながら講義を進めております。一連の講義を通じ、受講生個々の資質向上はもとより、受講生相互の親睦と交流や新たなネットワーク形成が図られるものと大いに期待をいたしております。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 地域づくりの人材育成ということでありまして、いろいろな事業を通じましてそういう人材をつくっていくということの事業でありますので、今後大いにやっていただきたいというふうな思いで、次に移ります。

エの定住促進対策についてであります。これは新規事業ということで、まだまだ今からのことと思っておりますけれども、具体的な取り組み実績、今後の見通し等を問いたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。本市への定住を促進し、定住人口の増加による地域社会の活性化を目的として、今年度から、持家取得助成金制度を開始いたしました。制度の概要は、5年以上継続して本市外に居住し、市内に定住目的で住宅の新築または新築・中古住宅を購入後、その住宅に居住を始めた人に、新築の場合は100万円、中古住宅の場合は50万円の助成金を支給するものであります。

現在、市報や市公式ホームページで広く周知を図っております。また、社団法人全国宅地建物取引業協会佐伯支部や社団法人大分県建築士事務所協会佐伯支部に、本市へ転入しようとする人へこの制度を積極的に説明していただいております。さらに、関東・関西佐伯会等が開催される際は、リーフレットを配布し、Ｕターンを呼びかけておるところであります。

9月1日現在、申請を4件、新築2件、中古2件受け付けをいたしました。うち1件は既に居住を始めております。助成金の支給も完了いたしました。この制度に対する問い合わせも既に20件を超えております。本市への転入を考えている方が高い関心を示してくれていると実感しております。今後、制度が認知されていくにつれ、申請件数はふえると予想しております。引き続き情報発信・PRを行うことで、定住促進を進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） もう既に4件ということで、大変結構なことだと思います。本日の大分合同新聞には、大分県が全国ランキングで昨年の12位から4位になったというふうな報道がなされておりました。それは、やっぱり県や市の皆さん方のPR、努力というふうに書かれております。そういうことで、佐伯市のそれだけの関心があるということが伺えましたので、佐伯市には人口をふやすと、町を活性化するという意味から、ぜひともそういうふうにやっていただきたいし、今から先のなおさらなる推進ということがどういうふうになっているかをお知らせください。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） これからの推進は、今先ほどお答えしたように、この制度を皆さんに周知していただくその広報PRに努めたいというふうに思っております。この金額については、このままの推移でいくであろうというふうに思ってます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） ありがとうございます。この件につきましては終わります。

次に、2点目の防災関係についてであります。地震津波対策についてですが、3.11以後の対策につきまして、6月議会あるいはまた、今回の議会までにも半年経過いたしました。それぞれ調査なり、あるいは具体的な施策が進行していると思えますけれども、具体的にどういふふうな状況になっているかということをお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） お答えいたします。去る3月11日に発生した東日本大震災が想定外の津波被害をもたらしたことを受け、中央防災会議でも津波想定の見直しに着手しております。しかしながら、その結果が出るまでにはまだ時間がかかると聞いており、発生が懸念されている東南海・南海地震の津波の被害を考えると、佐伯市としては、それまで待てない状況であります。

そこで、中央防災会議が検討した東南海・南海地震の津波浸水予測データとは別に、津波想定値の3倍強の高さをもって津波からの避難の目安の標高とし、地区や自主防災組織を通じて津波避難路、避難地の見直しを含め、整備要望箇所及び津波避難ビルの希望調査を行いました。

この調査結果を受けまして、7月12日から15日の4日間で市の技術担当者と防災担当者、地元の自治委員立ち会いのもとに整備要望箇所の現地踏査を行い、要望箇所の現地確認及び整備必要箇所の積算を行ったところであります。この積算実績をもとに、本9月議会に津波避難施設整備に係る補正予算を計上したところであり、9月補正予算の可決を受けましたら早急に整備にかかりたいと考えております。

さらに、津波避難ビルにつきましては、地区から希望のあったビルの所有者と協議を進めており、去る8月31日にホテルや病院など8者10棟と協定を締結し、津波避難ビルの指定を行ったところであります。また、この協定による収容人数は10棟で3,475人を見込んでおります。今後もビル所有者と協議を進め、市街地を中心に津波避難ビルの指定を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 防災関係につきましては、今議会でも皆さん方から多くの一般質問が出されておりますし、私としては、どういうふうな変化があったかなということをお聞きしたかったので、一応その辺のところではいいと思います。

それと、次の大震災に伴う瓦れき処理についてであります。これも後藤議員、あるいは吉良議員が質問しまして、大体のことはわかりました。ただ、一点だけお聞きしたいと思いますが、当佐伯市は、どこもそうでありますけれども、海のまちであり、海産物、農産物、林業といったいろいろな第一次産業を抱えております。ひとたび間違った、あるいは想定外といったようなことで汚染された瓦れきが来た場合、これは想定外であったということでは済まされない事態になろうかと思っております。

被災地の皆さん方に対して、瓦れき処理を全国で応分に負担するということにつきましては大賛成でありますけれども、その処理を間違えると風評被害とか、いろいろな面で全く想定外の被害をこうむるということもございますので、その辺の緻密な処理計画、受け入れ体制というものをどうやって構築するのか、あるいはまた、放射線等の測定器を早急に買い求めるのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。先ほど来お答えをしておりますように、本市といたしましては、放射性物質等に汚染された災害廃棄物の受け入れは行わないという方針でありますけれども、放射性物質等に汚染されていない災害廃棄物については受け入れますという方針であります。

よって、先ほど来、質問が出ておりますように、食、農産物等の風評被害が起きないように、受け入れの際には十分放射性物質が検出されないという証明等を出していただくとともに、受け入れ時も何らかの検査をして、それは放射性物質が検出されないというようなことを確認をした中で十分注意を払って受け入れをしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 部長、ガイガーカウンター等の購入について。

市民生活部長（染矢隆則） 放射能を測定する機器についての購入については、当然こちらで検査をするということになれば、当然、購入についても検討をしなければならないというふうには思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 具体的に受け入れるという時期等については、いつごろからというふうなことはまだないでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 受け入れについては、どちらにしても被災地のほうからの要望があって、そのあとに協議を数量とか安全性とかを確認をする中で協定書を結んでということでもありますので、今のところそういう状況には至っておりません。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） この件につきましては、随分議論しましたので、一応とにかく慎重に、そしてまた、あとであるときこうすればよかったというふうなことの無いように、これだけは絶対に譲れないという気持ちで今後の処理を行っていただきたいというふうに思いますので、この点については終わりたいと思います。

次に、蒲江地区小学校の統合の新校舎の関係でありますけれども、これはまだ28年度までということで期間があります。しかし、統合を決めたのは昨年でありまして、この震災より前でありました。蒲江翔南中学校と一貫校ということで、同じ地区内に統合校舎を建てるということについて大方の了解をしているところでありますけれども、何しろ海岸部の近くであります。それと、まだまだ統合までに間があるということでもありますので、全く同じ状況で新校舎を建てていいものかどうかということについて、ちょっとそのままあの震災を受けて建てるということは安易過ぎないか。もうちょっと検討する余地はないだろうかということをお伺いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、榊田議員の蒲江地区小学校統合校舎の新築についてということでお答えをいたします。蒲江地域の統合小学校につきましては、その建設場所について蒲江翔南中学校敷地と蒲江グラウンド、また、蒲江翔南中学校付近の残土処理場の候補について検討をしてきましたが、蒲江翔南中学校敷地が新たな用地取得がないため、比較的早期に建設ができること。中学校と隣接することで小中一貫教育が可能となる。三つ目として、中学校の空き教室を転用することができる。四つ目として、用地の取得・造成を必要としないとの理由により、建設場所を蒲江翔南中学校敷地とすることで昨年の10月から各小学校区ごとに統合に関する説明会を開催し、平成28年4月1日を目途に蒲江翔南中学校敷地内に新たな小学校を建設し、蒲江地域の6校1分校を一校に統合する。そして、大きな教育効果が上げられるように統合小学校と蒲江翔南中学校の小中一貫教育を推進するという方針について、各小学校のPTA及び蒲江地区自治委員会の同意を得て、現在、蒲江地域小学校統合推進委員会を設置し、統合に向けた作業を進めております。

3月11日に東北地方を襲った東日本大震災後、建設場所について、津波対策を踏まえ検討いたしました。避難場所及び避難路の整備を万全にするということを確認し、これまでどおり蒲江翔南中学校敷地内に建設することを5月26日の第1回蒲江地域小学校統合推進委員会において確認をいたしました。今後は、津波対策が大きな課題となります。津波対策とし

ては、速やかな避難が一番であると考えます。避難場所の確保及び避難経路の整備を行うとともに防災教育を徹底することで対応していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） あそこの地域でありますけれども、近くに老人ホームがありますが、そのホームでさえも敷地が一段と高くなっております。現在の中学校は、以前の蒲江高校でありました。あの当時は、まだまだ低地でありまして、道路もすぐ冠水していたというふうな時期でありました。全く今の場所に同じように建てるとしたら、ちょっと私でさえも不安であります。

方法としてはいろいろあるかと思いきや、やっぱり地面をかなり上げるか、考え方によっては、今の中学校の校舎の1階部分をつぶすぐらいの気持ちで私はやっていただきたい。それだけのやっぱりせめてそれぐらいは考えることによって安全策を講じるというふうなことがこれからせつかくするんですから、やっぱり防災に対する意識的な面も含めて、ちょっと見直すということは考えておりませんか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員言われるように、私どものほうもこの場所については、そういった部分での心配というものがございました。残念ながら蒲江の現状では、新たに高い場所を求めるといったことが非常に困難な地域であります。

文科省のほうで、この23年の7月に大震災を踏まえた学校施設の整備についてといったような方針を、指針を出してます。そういった部分を取りながら、新たな震災、津波に強い校舎というものを考えていきたいというふうに思います。まだ時間が若干ありますので、そういった分についての検討はしていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 文科省の新しい基準というか、そういうものはどのようなことが内容として今までの校舎とは違う基準というのがあるんですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） まだ具体的にどこがどうだといったものは出ておりません。ただ、構造部材であるとか、いわゆる耐震化の関係で、そういった部分というのは、いわゆるかさ上げとかいう部分についての検討というのは当然なされているというふうに聞いてますので、そういったものを参考にしながらというふうな状況であります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 例えば海拔少なくとも何メートル以上とか、そういうふうな基準というものはないんでしょうか。

それと、もう一つ、例えば新築した場合、今の中学校というのは古いもう昔の高校の校舎であります。中学校自体の校舎が昔の蒲江高校の校舎でありますから古い基準であります。耐震がどうなっているかわかりませんが、私が先ほど申し上げました前の、体育館は別にして、校舎をせめて1階の部分をつぶすだけの高さにして次の2階から活用するというふうなそういう想定のことであってもいいじゃないかと言ったのは、やっぱり海拔何メートルという少なくとも今から建てるんだから、それだけの認識というか、今まで想定されていたのを超えた災害を受けているわけですから、それを参考にしない手はないと思うんです。それは若干高づくかもしれないけれども、将来的に見て安心して勉強できる環境というの

は、やっぱりそういうことから生まれるんじゃないかと思うんですが、その辺の2点お願いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 海拔について規定というものはございません。ただ、いわゆる避難路ですね、屋上のほうにそういった避難場所を設けるであるとか、外から直で上がれるような階段を設けるといったような構造ですね、そういったものに対しては現段階でも命じておりますので、そういったものを取り入れていきたい。

議員おっしゃったように、もちろん経費というものはございますけれど、そういった分については若干こうそこらへんの配慮を当然必要であるというふうに思います。

議長（小野宗司） 榊田議員。

23番（榊田穂積） 最後になりますけれども、例えば3階を建てるのであれば、普通の場合は3階で終わると。しかし、一部4階にして避難場所にするとか、今から建てるわけですから構造物もしっかりしてると思いますので、津波が来ても鉄筋コンクリートの場合はどこの地域もかなり残っているというふうなことがありましたので、そういうことを踏まえて、一部4階建てにしても中学校と一緒に避難できるというふうな場所もつくってもいいんじゃないかということも考えられますので、一つの検討課題として受けとめていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で榊田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時27分 散会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第4号 9月9日



# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成23年9月9日（金曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榎田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

## 欠席議員の氏名

なし

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎										
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣									
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇							
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則	
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市					
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉			
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治								
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二	
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	防	災	危	機	管	理	課	長	久保田与治郎
工	事	検	査	課	長	坂本学	商	工	振	興	課	長	飛高勝則			
生	活	環	境	課	長	河野謙二	高	齢	者	福	祉	課	長	山田わか子		
建	設	課	長	明石好弘	建	築	住	宅	課	長	山内一成					
林	業	課	長	田原俊秀	教	育	総	務	課	長	丸山初彦					
学	校	教	育	課	長	都留俊之										

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第4号

平成23年9月9日(金曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第6回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、御手洗秀光君、2番、兒玉輝彦君、3番、高司政文君、4番、井上清三君、5番、河野豊君、以上の順序で順次質問を許します。

29番、御手洗秀光君。

29番(御手洗秀光) おはようございます。29番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。

まず、冒頭に猟友会の皆様を初め、関係する団体、組織の皆様に、捕獲に対する御努力に敬意を払っておきたいと思っております。本当に御苦労さまでございます。

今回は、通告書に基づきまして、ただいまから一般質問を行います。鳥獣害対策の評価と今後の取り組みについてという大項目1点のみでございますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は、年度ごとの被害状況と、報償金についてでございますが、平成20年度から平成22年度までの鳥獣別被害と作物別被害、そして、鳥獣別捕獲数と報償金額をお尋ねして、最初の質問を終わります。

議長(小野宗司) 坪根農林水産部長。

農林水産部長(坪根大吉) おはようございます。農林水産部長の坪根です。御手洗議員の御質問にお答えします。

まず、鳥獣害別被害状況についてでございますが、平成20年度の被害金額は3,584万8,000円で、うちイノシシによるものが619万2,000円、シカによるものが1,685万9,000円、猿が1,052万6,000円、21年度の被害金額は3,919万2,000円で、うちイノシシによるものが735万2,000円、シカが1,609万3,000円、猿が957万円、22年度の被害金額は3,399万1,000円で、うちイノシシによるものが1,088万1,000円、シカが953万6,000円、猿が902万9,000円となっております。

次に、作物別被害状況についてですが、平成20年度につきましては、果樹が1,779万円と最も多く、次いで水稲が889万3,000円、野菜が176万9,000円となっております。平成21年度につきましては、果樹が1,437万1,000円で、次いで野菜が1,020万6,000円、水稲が953万7,000円となっております。平成22年度につきましては、果樹が1,143万1,000円、次いで野菜が965万7,000円、水稲が646万1,000円となっております。

続きまして、鳥獣別の捕獲数についてお答えいたします。

平成20年度につきましては、イノシシが480頭、シカが2,234頭、猿が159匹、平成21年度につきましては、イノシシが593頭、シカが9,423頭、猿が263匹、平成22年度につきましては、イノシシが1,491頭、シカが8,693頭、猿が276匹となっております。

最後に、報償金の額についてお答えいたします。

平成20年度は、イノシシが311万4,000円、シカが2,108万8,000円、猿が507万円で、合計2,927万2,000円、平成21年度はイノシシが349万8,000円、シカが7,366万4,000円、猿が798万円で、合計が8,514万2,000円、平成22年度は、イノシシが782万4,000円、シカが5,820万2,000円、猿が795万円で、合計7,397万6,000円となっております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） ただいま部長のほうから平成20年度から22年度にかけて、鳥獣別の被害と、それから作物別被害、そして、最後に鳥獣別の捕獲数と捕獲に対する報償金の額をいただきました。今、私こうやってその数字を見ておるんですが、被害は、シカによる被害が平成20年度当時から比べると、平成22年度はかなり減少しているというふうに伺うことができます。後でお伺いしますけれども、次に、作物別被害につきましても、同じく平成21年度が若干被害が大きかったんですが、22年度はこれまた平成20年度に比べて高くなっている。当然捕獲数を見ても、かなりばらつきがあるようにありますけれども、平成21年度がかなり数が多いということでもいいんですかね、シカが9,423頭。

そうやってみますと、各年度ごとに若干のばらつきはあるものの、解決とされておるようにはありますが、各年度ごとに特徴的なその取り組みがあっただけで、あるいは、逆に前年度取り組みができたけれども、今年度はできなくて、こういうふうに被害が生じた、そういうものが部長として承知をしておれば、お知らせください。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 御手洗議員のほうから、年度別でかなり上下をしながらでも捕獲の部分は進んでいるんじゃないかという御質問の中で、佐伯市といたしましては、平成21年度に県下を先駆けて、猟期外の駆除にも報償金という制度を設けたために、シカの捕獲が進んでおるかというように考えられます。それから、22年度の分についても、同じように報償金をそのまま継続という形で、シカ等の駆除に当たっていただいたということが非常に大きいかなと思っております。

また、23年度の分につきましては、一応猟友会の方々から4月の時点で同じように22年度と同じような取り組みでやろうということで、調整を図っておりましたが、23年度になりまして、猟友会の方から総会の総意ということで、非常にイノシシの数が捕獲報償金によって、減ってきているので、猟期になったときに、その個体数自体がいなくなるんじゃないかという御心配の中、もうイノシシの報償金についてはちょっともう出さんでほしいという旨の要望がありました。それで、市といたしましても、猟友会の総意の中でことし6月からイノシ

シに対する報償金については、もう出さないという方向で現在もいっております。シカについては、そのまま21年から23年も報償金を出して、取り扱いをしております。

それと被害金額につきましては、それぞれ各地域、農家の方から一応作物が荒らされたということで、うちのほうに駆除申請がまいります。その中で、うちのほうで調査しながら、被害金額を上げておりますが、もうなかなか21年度からも同じようにイノシシ、シカの被害を受けて、自己防衛といたしまして、それぞれさくの設置等していただいております。また、まだまださくがいったところが、ほかの農地に移って被害を及ぼしているというようなこともありまして、なかなか端的に数字が半減といったような状況ではございません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 今の説明でおおむね私のほうも理解ができたところでございます。

それでは、次に移らせていただきます。イといたしまして、猟友会及びボランティアの協力隊についてお尋ねをいたしたいと思っております。といたしまして、振興局別の会員数と、それから活動内容。といたしまして、猟友会の方々、あるいは、それ以外の団体や組織との対策会議、協議会等はどのように行われているのかを、お聞きいたします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 猟友会及びボランティア協力隊についてということで、2点ほど質問をいただいております。一括して説明をさせていただきます。

猟友会の会員数につきましては、旧佐伯市が102名、上浦が8名、弥生が53名、本匠が52名、宇目が67名、直川が25名、鶴見が15名、米水津が13名、蒲江が18名で、計353名となっております。活動の内容につきましては、主にイノシシ、シカ、猿の生息頭数の調整のための捕獲と、被害の連絡があった場合の対応を行っております。ボランティア隊につきましては、隊員数は旧佐伯市が10名、弥生が4名、本匠が6名、宇目が8名、直川が5名、鶴見が3名、蒲江が3名で、計39名となっております。農地においてわなによる捕獲や被害の連絡があった場合の対応を行っております。

次に、有害鳥獣対策に関する他団体といたしましては、猟友会のほかに、佐伯市鳥獣被害防止対策協議会があり、情報交換や対策の検討を行っております。また、大分県南部振興局を初めとする大分県鳥獣被害対策現地本部が8月に設置され、今後の活動を計画しております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 猟友会の方々の数を今、お聞きをいたしますと、佐伯は当然102名ということで多いのは当たり前ですが、各地域にかなりのばらつきがございます。これは当然そうなるんでしょけれども、やはり被害の多い地域等に対しましては、それなりにやっぱり人数をふやす努力を市としてもやっていくべきではないかなという気もしますし、ボランティア協力隊もたしか昨年でしたか、一昨年でしたか、佐伯でつくられたということで、この庁舎の中で発会式もあったように記憶しているんですが、上浦と米水津がゼロということのようですね、今お聞きしますと。上浦につきましては、やはり隣接するところが津久見でございますので、しかも猟友会の方々8名ということで、非常に厳しい状況ではなからうかというふうに判断がされます。それで、ここらにつきましても、もう少しやっぱり地元の猟友会の方々等含めて、対策等を考えていただきたいなという気がいたします。

それから、私が猟友会等他団体というふうに申し上げましたのは、実は、平成21年の年に、

いろんな会議が行われているんですね。21年の3月に佐伯市鳥獣害防止対策協議会、これが実は立ち上がっておりますし、9月には、有害鳥獣対策総決起集会在佐伯市林業研究グループ連絡協議会の主催で行われております。これは、江藤議員もその主催者の1人でございますが、市長も参加をいただいたところでございます。

さらに、平成21年10月には、猟友会の役員、あるいは議会の経済産業常任委員会の方々、そして、担当部局の方々に会議をしているということ、それから、同じ21年11月には、大分県農林水産主管課長会議というのが、この佐伯市で県下の14の市が集まって開催されたと、こういうふうに向っておるところでございますが、せっかくそうやってこの21年の年に、さまざまな会議を起し、そして、立ち上げ、頑張っていこうという決意をされたわけでありますから、その後22年に入って、あるいはまた23年に入って、この会議、あるいは組織がどのような市とのつながりを持ちながらやっているのか、もしございましたら、お聞かせいただきたい。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 他団体との協議、進捗状況ということで、回答させていただきたいと思います。

21年度佐伯市においては、有害鳥獣防止対策協議会、これを立ち上げました。これはそれぞれ協議会に対して国から補助金をいただいて、有害鳥獣のネット、フェンスあたりを市を通さずにその協議会で実施できるというものの中で、市としては、その協議会の中でいろんな運営ができるという利点もありましたので、こういう会議を立ち上げて、協議会を立ち上げて、現在そのフェンスあたりの受け皿として、希望する地域がございましたら、それを設置していただくように、資材を提供するようなことも現在行われております。

それから、いろんなうちのほうが大分県内でも有害鳥獣に対して積極的にもういろんな施策をやっているということで、大分県下のさまざまな、機会があるごとに、佐伯市のほうでそういった対策会議、うちのほうの先進事例を含めながらやっていただきたいという要望の中で、昨年7月6日には、南部振興局、それから豊肥振興局並びに関係市町との有害鳥獣の合同対策会議等も行われております。

ここの協議内容につきましては、捕獲体制の現状と問題点というようなことも話し合われ、それから、捕獲の実績と報償金の単価についても話し合われたようなことでございます。その会議の中では、まだまだほかの市町におきましては、隣接市町におきましては、佐伯市並みの対応はとられてないと。これはうち方とすれば、一生懸命1人でやってもなかなか近隣する市町のほうが協力していただかないと、頭数当たり減るもんじゃないので、積極的に県に働きかけて、同等の取り組みをするようなこともうちのほうから要請はしております。

それから、県境に対しましては、宮崎県、東臼杵郡の農林振興局及び延岡市とも意見交換等を行っております。これも先ほど申しました県内の捕獲状況を他県である宮崎県のほうにも波及しながら、佐伯市のこういった捕獲の状況等を踏まえ、同等のレベルの中で捕獲に対応していただけないかというような協議もしてまいっております。

それから、今月の9月15日になりますが、大分県、宮崎県の有害鳥獣対策担当者の意見交換会ということで、佐伯で予定をしております。これは、先ほども申しました佐伯市周辺の市町と宮崎県を含めて、より実施に向けた協議をいたすような会議とするように、うちのほうからも声をかけながら、協力して捕獲に向けてやろうというような意見交換を予定してお

るところでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 各団体等とさまざまな連絡、あるいは協議会をしながら進めておる。特に、佐伯の場合は他の市に比べて、かなり取り組みが進んでいるというふうにお伺いを今、したところでございます。ただ、国が今出しております鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律というのが、平成19年12月21日に法律第134号として、平成20年12月21日から施行されておりますけれども、この法律の第1条の目的という項に、「この法律は、農山村漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが喫緊の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。」というふうに書かれておまして、つまり全国津々浦々で、鳥獣による被害が深刻な状況になっていると、このことを反映して、特別措置法として施行されているというふうに、私は伺っております。

この中では、特に、市町村についてどのようにしたほうがいいでしょうという指針も出されているわけでございます。この市町村に対する指針の中にあるのは、各自治体でできれば鳥獣被害防止計画というものをつくりなさいというふうになっておりますが、佐伯市の場合、その防止計画は策定されておるのかどうか、その1点だけちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 防止計画はあるのかという御質問ですが、佐伯市の場合にはございません。ただ、先ほど特別措置法の中で、20年度に法律が定められたと、この法に基づいて、今まで補助金でこういった有害鳥獣に対する捕獲等に対しての支援がございました。ところが、今20年の法改正によりまして、先ほども説明いたしました協議会をつくることによって、国のほうがそこに直接補助をやりますよと。その中で、自分たち協議会の中でそういった被害防止対策の計画を練りながら、捕獲、もしくは予防策を考えなさいということで、うちのほうも21年度にその協議会を立ち上げたわけで、実質的に市のほうから率先してというような計画は持っておりませんが、各協議会の中で、市に代わってそういう総合計画を持ちながら、その協議会が運営実施するというようなことで、取り扱いをさせていただいておるのが現状でございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） わかりました。それでは、次のウに移ってまいりたいと思います。

これも先ほど部長のほうから関係する部分について、お話が少しありましたが、もっと詳しくお答えをいただきたいと思うのは、情報交換や協力関係について、県と県内市町村、及び隣県との情報交換や協力関係はどのように行っているのかということでございます。最初申し上げました特別措置法におきましては、中身に近隣の市町村ともお互いに対応してというふうなことでございますので、そういうのをやはり書き物にして、そして、佐伯市は今、例えば、津久見市と、あるいは臼杵市と豊後大野市と、どんな協議をし、そして、どういうふうに進めているというふうなことが、見えてくればいいかなと。その会議に参加された方々は、よくわかるんでしょうけれども、やっぱり一般の方々は、こういうことでやっぱり

やっているのかと。上浦の方におきましては、津久見や臼杵の方々がどんな形で取り組みをしているのか、ちょっと私、さっき数字を見た限りでは、上浦は手薄くなっているような気もいたしますので、そういうようなのが見えるような取り組みが何かないのかなという気がしましたので、その点についてお答えいただきたい。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 取り組みの状況、先ほどと重複するような答弁になるかと思いますが、今月の15日に延岡、それから、豊後大野市、臼杵、津久見、佐伯市、5市長のもとで、特別措置法の中にもありました近隣の町村と協力してというくくりの中で、その会議を持つようにしております。そういった中で、佐伯市もその協議会の中に参加して、有害鳥獣の対策にできることがあれば、協力していこうということでもありますので、まずもって最初担当レベルの協議会变成って、それから、それぞれ首長の中での発足会等になるかなと考えられます。15日はそういうことで、担当者の会議で中のものを精査しながら、詰めていって、協議会の立ち上げに向けていくような計画でございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） それでは、最後の工に移ってまいりますが、今後の取り組みについてということで、 として、先ほどからずっとお伺いしておりますように、これまでの取り組みについての反省点、あるいは逆によかった点、そこら辺を明らかにしていただきながら、 として、それを踏まえて、今後の取り組みをどのようにお考えなのか。

その前に、実は津久見市が計画書をつくっておりますね。津久見市鳥獣害被害防止計画というのをつくっております、これは国会で法律を決めた直後につくっているようでございます。平成20年度というふうになっていまして、中身を見ますと、平成20年度から22年度までの3年間の計画ということで出されておりますから、今年度はどうなのかちょっと私わかりません。ただし、見てみますと、これには、現在の被害状況、それに対する捕獲状況、そして、計画の最終年度のときのこのぐらい被害を抑えたいと、あるいは、このぐらいは捕獲頭数を目指したいという計画がきちっと載っているんですね。そうやって見ますと、これはもう当然インターネットでとれますから、地域の方々も自助という立場ではあるんですが、やはり猟友会の方々が頑張ってくれているというのが目に見えます。そして、また、これを目に見るようにしなさいという法律も出ています。

ですから、私が先ほど申し上げましたように、こういうものをやっぱりつくって、といいますのは、平成21年度から21、22、23、24、25、この5年間で、とりあえず国は対策をしたいと、そして、5年後にもう一回見直しをするというふうになっています。ですが、ちょうどこの23年度という年は、その中間点に当たるわけですね。ですから、あえてここでこれまでの成果と反省点を明らかにして、そして、具体的な目標をさらに設定して、どうやっていくのかなということ、計画書は先ほどつくってないし、協議会の中で具体的に近隣の自治体、あるいは隣の宮崎県ともやっているということでわかりましたが、どのように考えるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 有害鳥獣の計画書、国の事例の中での御質問でございますが、私どもも今まで報償金を出しながら、佐伯市全体の捕獲に努力をしてきたわけでございます。その中で、成果につきましては、山間部の方々から以前に比べてシカの頭数も減ったという

ような御意見もいただきますし、大分県のシカの生息頭数調査の結果も生息密度が低くなっているというような報告もございます。これがうち方の佐伯市の成果で上げられるのかなと思っております。

次に、反省点、これもちょっととりやすいところは非常に捕獲は進んでいるんですけども、急峻で山が深くとりにくいところというのが多々ございます。一例を申しますと、国有林の中が許可をいただいて、それから入林するというようなこともあって、非常に猟友会の方は一回一回許可をもらいながら、なおかつ入るのに通行どめなどの施錠のかぎを借りて、入村するというようなことで、非常に不便を来しているというようなことから、そこらは森林の管理署と協議をしながら、簡単に猟友会の方には許可をいただいて、いつでも入れるような体制の中で、その逃げ込む場所になっているところの捕獲をしていかんといけんのかなというのと。当然もう山間部については、非常に急峻な地形が多くて、なかなか猟友会の方も行くのをちょっと二の足を踏むといったような現状もございます。山間部につきましては、作業林、それから路網がある程度いっておりますので、トラックあたりで行くのも利便性がいいということから、山間部のほうは数多くとれているんですけども、海岸部のほうの捕獲がなかなか進んでいないというところがありますので、海岸部については、捕獲圧をかけながら、猟友会の皆さんに協力をいただきながら、ローラー作戦とはいきませんが、集中的にとっていく必要があるのかなと思っております。

最後にその計画書、見直しのるる申されました、これも再度うちのほうも市民の皆さん方にわかるような鳥獣計画を作成するように、前向きに検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

29番（御手洗秀光） 最後に部長から計画書の作成については、前向きに検討したいということでございますので、ぜひ市民に見えるような、せっかくやっているわけですから、頑張っている姿と、そしてまた市民も自分の農地は自分で守るという立場も含めて、よく市長が言われるように、自助・共助・公助という立場も、市も頑張っている、猟友会も頑張っている、市民の方々もこういうふうに協力していただきたいというものも見えるようなものにぜひしていただきたいし、あわせて、この15日ですか、もうすぐ開催されるそういう場にもいろんな成果と反省点を持ち込んで、さらなる鳥獣害被害が減るように、切にお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で御手洗議員の一般質問を終わります。

次に11番、兒玉輝彦君。

11番（兒玉輝彦） おはようございます。11番、開政会、兒玉輝彦です。

通告に従い一問一答で質問をいたします。質問に入る前に、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震で大津波、大災害が発生し、早いもので9月11日で半年を迎えます。まだまだ復興には何年もかかるような状況ではございます。被災者の皆さんを思いをすると、やるせない思いで一日も早い復興をお祈りいたします。また、今回台風12号による紀伊半島の豪雨で大規模な水害、山津波が何カ所も発生し、大惨事となっております。これからの災害は複雑化、多様化、大規模化をしております。全国的にも災害時の備えを、また市民全員が真剣になって考えるときではないでしょうか。山間部、また海岸部でも災害が非常にいつ来るかわからないような状況となっております。そうした中で、地域、また地区づくり、市



民と行政が一体となって安心、安全としたまちづくりをしなければならないと思っております。また、今回、大災害で被災、また犠牲になりました方々に対しまして、心より御冥福、お祈りいたしますとともに、この教訓を一生忘れることなく、地域防災活動に取り組まなければなりません。

そこで、質問に入らせていただきます。1、防災災害対策について。アですが、今回、市長は、一応提案していますが、避難地、避難路について市全体的にまず何百カ所もあるんですけれども、その中から絞って195カ所と聞いていますが、その内訳はどうなっているか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。避難地、避難路についてお答えいたします。

地区や自主防災組織からの整備要望を受けまして、現地踏査を行い、整備のための積算を行った箇所が、避難路195カ所となっております。しかしその後、整備のための検討会議を庁内で開催し、整備基準に基づき整備の要否について検討を行った結果、現時点での整備予定箇所数は、避難路141カ所です。その内訳は、旧佐伯市内87カ所、旧郡部、この地域は上浦、鶴見、米水津、蒲江になりますが、54カ所となっております。

以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 今聞いたところ、数字的にそういう箇所になっています。これは避難路、避難地ですけれども、25日の市長の報道で答弁しておるんですけれども、その中で、これに対しての特に工事金額が出ています。それは内容としたら、130万円以下の工事は補助金の交付を受けた地域が主体で実施するとなっておりますけれども、それはどういうことですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 130万円以下を地域にお願いし、地域が実施した中で市から補助金を100%支給というふうに考えております。それにつきましては、130万円以下の契約につきましては、随意契約という契約規則があります。その中で市が実施する場合には、件数がかなりありますので、見積もり設計、それに携わる職員というのがかなり経費がかかってくるようになります。その部分を地域で実施していただきますと、積算あたりは市のほうが出すにしても、地域の中で実施していただきますと、工事契約がたくさんできると、そういうことで緊急を要する事業には、今年度内にすべての事業、実施したいという気持ちがありますので、一刻も早く仕事を上げるためには、そういう方向がベストではないかと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それは、地区が主体っていうんですけれども、地区の場合そういった経験がない人たち、経験がある人たちがおればいいけれども、その業者を入れてこれはするんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 地域に対しましては、8月23日の日だったと思いますが、自治委員の理事の方、公民館長、振興局管内におきましては、各振興局の職員を一堂に集まっていたしまして、今後の事業のやり方等を説明いたしました。その中で当然自主防災組織、地域自治委員ということでは、なかなか実施できないという意見もあります。その中で、公民館が

補佐をしたり、各振興局の職員が手続あたりは補助しながら、進めていくように考えております。その中で、市のほうも各部に事業課の実施する、130万円以上の部分ですけれども、その部分を実施する体制をつくっておりますので、工事検査室を含め、プロジェクトチームというのを事業課と、そして防災危機管理課合わせてつくっております。そこで、いろんな補助ができるように、体制を整えて進めるように検討を進めております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） その経費をなるべくかけないよという思いはわかるんですけども、30万円か50万円程度までならば、それでもいいと思うんですけども、この130万円以下で、結構130万円といったら、かなりの仕事ができると思うんですよ。そういう中で、やはり業者がすれば、仕事の計画もできるし、機械もいろいろな道具も持っているし、そうしたほうがその130万円をする中で、業者がすれば、それ以上の、もしかしたら150万円の仕事ができる可能性は私はあると思うんですよ。どっちが安くなるかといえば、私はこれ130万円をかけたら、その業者にしてもらったほうが今、地元の業者、本当に仕事がなく困っているんですよ。だから、そういった50万円ぐらいまでならそれでもいいんですけども、130万円も出したら、もうやっぱり業者を使って、この仕事はしたほうが、私は得と思うんですけども、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 事業の実施をいち早く行いたいということになると、市が単独事業についても、補助事業についても実施するとなると、かなりのやっぱり設計期間、契約するまでの期間、いろんな手続が必要になって、事業を開始するまでに時間がかかってしまいます。その点、130万円以下といいましても、40万円、50万円ぐらいの事業のほうが、実際にはもうほとんど占めております。整地をしたりとか、避難地にしてはもう平場化するだけ、そして、避難路については、ある一定の基準の道路幅、そして、コンクリートが必要であるか、必要でないか、そういう部分でかなり事業量も変わってきますので、これだけの件数の中で、130万未満と、以下ということになると、実際には小さい金額のほうが多いので、そのほうが効率ははるかに高いのではないかと考えています。お願いします。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、その130万円以上の件数はどれくらいあるんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 130万以上の件数につきましては、避難路が83カ所を予定しています。これは、市が実施するという形で押さえております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、今、きのうもらった資料に書いていますね。整備事業で書いていますし、避難地もそれで書いています。この工事をするになるだけ早い時期に工事着工ができるようにしてもらえば、また業者の皆さんも助かると思いますので、そのところよろしくをお願いします。

それから、今、防災設備の配置状況はどういうふうになっていますか。いろいろな道具、そして、それにして、これもですけれども、備蓄倉庫の件は今どれくらい普及しておるんですか。これからどれだけぐらいの時期に計画があるものですか、そのところちょっと。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 備蓄倉庫につきましては、今、佐伯に3カ所、上浦におきまして大浜、蒲戸、長田に3カ所、米水津6カ所、蒲江3カ所というふうに備えております。備蓄品につきましては、毎年、年度ごとにことしもまたアルファ米など3,000食ぐらい購入しますが、各倉庫には土のうがあったり、スコップ、ロープ、ハンマー等、それと食料品、衣類、日常生活用品というふうにそろえてっております。

今後の備蓄倉庫につきましては、今回どうしても今年度中に避難地、避難路を、命を守ることが一番ということで、急いで事業を進めていきたいと考えておりますので、備蓄倉庫につきましてはまた来年度以降、考えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） よくわかりました。それで、佐伯市で今回、避難ビルを設定されましたが、その中でそこに避難して、その地震とかでその倒壊するとかいうおそれはないんでしょうね。その中で耐震状況とか、耐震診断はちゃんとしておるんでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 8月31日に8社10棟だったと思いますが、協定を結んでいただきました。耐震診断というのがされているところもあるし、当面は4階以上の建物という形で、今回のような大地震が起きたときに、果たして建物が残っておるかということが基本になるかと思っております。その中で、建物があれば、避難可能ということで、各事業所あたりが協定を結んでいただいておりますので、今後もそういう対応を進めていきたいと考えています。地域からは、70カ所ほど要望が出ております。その中を、今の段階では、防災危機管理課の職員が直接持ち主と交渉しまして、協定を進めているところです。どこの事業所につきましても、快く受けていただいておりますというのが今の現状です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） よくわかりました。大変努力をしておられるみたいであります。

まず、その中で、今回私は、石巻のほうの被災地にちょっと行って、余りにも悲惨な状況を見てきました。その中で、地震、津波が来たとき、そのどこの方向から津波が来るかわかりません。その中で、今度は東海地震、南海地震が来たときの大体そのシミュレーションというのは、佐伯市でもそういった見通しは立っていますか。それによって、その入り江によっては、山があるところに波が当たれば、その山を駆け上がり、その波が入り江の中を、地区の中をぐるっと回って、本当何も無い状態になる。そして、4階や5階のビル、そんなものも倒壊してしまうような状況になっています、今回。その中で、そういった津波の波の方向性、そういったものも今後計算して、避難場所を想定しなければ私はならないと思っておりますので、そのところ、何か考えがあれば。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 国レベルで今、防災計画の見直しにかかっております。そして、大分県といたしましては、また地域防災計画の再検討委員会を5月に立ち上げまして、既に4回の会議と、それに伴う幹事会というのも実施されております。ただ、専門的なことになりますと、私のほうではなかなか波がどの方向から来てということまでは判断がつかないというのが現状です。その部分につきましては、今後大分県の地域防災計画の中でも内容項目を幾つか絞りながら、検討を進めていくという予定がありますので、その中での知恵をいただきながら、考えていきたいと思っております。現段階ではまだそういうところまでは達しておりませ

ん。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） そういったこともやはり考えながら、避難をするという、これから避難訓練をするのがやっぱり必要になると思いますが、そこで、やはり今回のその現地を見た状況の中で、逃げる方向が違えば、そこで犠牲者が出ているような状況となっておりますので、今後そういった面も検討、点検しながら、そういった方向性を、マップをつくるにしても、やはりそういった状況を把握しながら、作成していただいたほうがいいと思いますので、そのところよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。イですが、今回、自治会からの要望についてですが、自治会で行った説明、また、自治会からの要望内容を受け、今後は今かなりの内容がこの中に載っていますけれども、その中でどういったまだこれ以外にいろいろとかなりの項目、要望が出たと思いますけれども、その中でどういった要望がまだほかに出ていますか、このところちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） これ以外の要望という点では、まだ私のほうも当面、避難路を整備する必要があるということで、自治会のほうにお願いをいたしまして、設定したところでありますので、今のところ、ちょっと私のほうにはそこまで細かい情報は入っておりません。

津波避難路、避難地の整備要望調査を行うに当たりまして、5月18日に開催されました、自治委員連合会理事会におきまして、本調査及び避難施設整備に係る全体的な考え方、及び避難路、避難地整備に係るそれぞれの考え方について説明をいたしました。また、津波避難施設の整備要望調査の結果を受けまして、現地踏査を行う際には自治委員や地域の関係者に立ち会っていただき、具体的な要望内容を確認し、避難施設整備に係る積算を行ったところであります。

今後の整備の進め方につきましては、建設部、農林水産部、上下水道部の3部に事業を配分し、手分けして業務を行うとともに、整備方針、基準の統一、事業の配分や進行管理、予算の調整、課題の調整・解決をしていくというふうに考えています。津波避難施設整備に係る、先ほども申しましたが、非専任のプロジェクトチームを結成いたしましたので、また、施設整備の進め方につきましては、大規模な施設整備については市が直営で行いまして、小規模なものにつきましては、地区や自主防災組織が事業主体となって整備を行っていただくというふうになっておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） わかりました。そこで、現在、自治地区のほうで自主防災組織を立ち上げている組織がどのくらい今あるんでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 全地域で373の自治区のうちに、総結成数といたしましては268、これちょっとあの結成状況の資料がちょっと古いんですが、21年5月現在でしか今のところまとめてないので、それによりますと373、そのうち268の結成をいただいています。それに伴いまして、また、先日の8月23日に、自治委員会の会議の際にも自主防災組織の結成をまたお願いするとともに、今後の防災に対する避難訓練、そういうものを実施していただきたいということで、伝えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） わかりました。残りの組織していないところも緊急に組織を立ち上げるように、よろしくお願いいたします。

それでは、今後そういった中で、一応自主防災組織の中に消防団員も入っておりと思いますので、一応消防団員もいろいろな経験を積んだ人たちがおりますので、そういった面でも協力をしてもらうように、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行きますが、今回、被災をされて、今、大分県全体に避難を、東北地方のほうからしてきています。そういった中で、今、佐伯市がそういった避難、佐伯市に避難をしている人たちが、私ちょっと資料を持ってまして、これが8月の月ですけれども、3世帯の7人、今入ってきています。そういった中で、今後のそういった被災地の方々の支援の取り組みとして、佐伯市はどのように考えておりますか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 被災者の受け入れ状況は、8月31日現在で12世帯30名と把握しております。それで、市営住宅に入った場合には、家賃、敷金、保証人の免除、6カ月から最大1年間の免除という形と、いろんな対応がありますが、現在の対応は、このままの状況がよっぽど変わらない限り、今までの状況で対応はしていきたいというふうに考えています。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） わかりました。今後も被災者の皆さんのためにもいろいろな面で協力をしてやっていただければ助かりますので、よろしくお願いいたします。

ウに入ります。被災地、避難路の今後の工事計画の内容は今、大体聞きましたので、これはもう排除します。そして、今回計画が災害対策事業の予算概要の計画が出て、その中の3ページですけれども、避難施設の整備に係る基準は原則として下記のとおりとなっております。この内容そのものは、もう自治会のほう、いろんな組織はこれは了解した上での項目を上げているんですね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） はい。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） もうそれでいい、わかりました。

それでは、2番の駅前・港地域における中心市街地活性化事業についてお伺いをいたします。中心市街地活性化基本計画に上げられている、平成22年度から26年度までの駅前・港地域における事業、またビジネスホテル整備事業、魚市場活用事業などの進捗状況と、今後の計画をお伺いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おはようございます。浜野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、答弁いたします。

佐伯市中心市街地活性化基本計画では、佐伯駅前・港地域について、大手前の再生とともに重要な拠点の一つと考えており、集客促進を図る機能向上を目指し、民間事業と公共事業を一体的に整備することとしております。また、事業の推進に当たっては、中心市街地活性化協議会はもとより、地元の関係者を集めて組織した佐伯駅前・港地域まちづくり推進会議

で具体的な検討を行いながら事業を進めているところであります。計画に記載のある具体的な事業としては、地域の福祉活動や情報交換など、自主的活動を促進する場所として整備する、いわゆるこれは東地区公民館、駅前のにぎわいを創出するために公募により決定したビジネスホテル整備事業、来街者が海を感じることでできる道路整備事業などのハード整備事業があります。また、魚市場やその周辺を活用したさまざまなイベントなどソフト事業も実施しており、ハード事業とソフト事業を一体的に進める計画としております。

各事業の進捗状況につきましては、経済状況の悪化等によりますビジネスホテルの整備事業は一時中断しているのが状況であります。その他の事業については、今のところ計画に沿って事業を実施しております。

以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） 今、この計画にのっております22年度から26年までに、駅前・港地域を拠点として、旧国鉄清算事業団跡地にこのビジネスホテルを建設するとなっておりますが、これは、26年度までにできるんですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 先ほど申しましたように、非常に経済状況が悪く、ビジネスホテルは今中断しておるところで、我々もぜひお願いしたいという要望はしていますが、まだ一向に進んでおりません。26年度までには非常に難しいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、これが非常に難しいと今言ようんですけれども、できる可能性があるのならば、これはいいんですけれども、もうできなければ、契約を解除してからでも、何かいい、今本当に大分、博多、あちら面の駅周辺、いろいろ人口も違いますけれども、そういったいろいろな総合的なテナントビルとかを、全国各地に要望でも、いろいろしてでも、業界を誘致するような考えはありませんか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 今のところ、その契約が10年間という契約を結んでおまして、その10年間の中でできないということになれば、向こうのほうが、会社のほうが違約金を市のほうに払うということになっております。その契約がありますので、それまでは動けないというのが実情です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、もうこれ今10年と言いましたが、これ何年たっているんでしょうか。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高です。

この契約は、平成19年11月9日に契約いたしております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） そうですか。それではまだ無理ですね。それにしても、今、駅前周辺が本当に一店舗閉じ、二店舗閉じているような状況になっておりますので、あれだけその今、大手前を一生懸命みんなやっていますけれども、駅前もやはり今から佐伯市が活性化するには、やはり駅前、港、そういった周辺を活気づけるのが活性化につながるのではないかと考えて

おりますので、いろいろ今から店舗も閉めるようなところがあれば、そういった店舗を利用するとか、一つ大きな事業を考えて、大手前開発のような状況をつくって、やはり佐伯市駅前が再度にぎわうような取り組みを今後考えていく必要があると思いますので、そのところの考えはないか、お伺いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。

今のところそういうハード的な、大きな店舗、あるいは、そういう事業については計画等によっておりませんし、今のところ考えておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） なるだけ早くそういった大きな事業を考えて、佐伯市を前向きに全国に発信していくような計画を立てていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

港周辺ですけれども、今、港の市場ですけれども、この市場の移転の計画とか、港周りの整備がここには少しいろいろなイベントとか書いていますけれども、今現在、海の市場（MARU）ができてから、観光客とかいろいろな県外からも来ています。そういった中で、この港周辺を活性化するに対して、今後やはりあの周辺を変えていかなければ私はないと思っておりますので、そういった面の今後どのような取り組みがあるのか、ちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 港関係で一番大きなポイントは魚市場の移転かなというふうに思っています。それは、今のところ現時点ではなくて、漁業のほうの突堤のほうにという考えを持っております。今度その9月議会、この議会で補正のほうをお願いしたいというふうに思っております。

そのところで移転するにしても、また今までと同じようにその港に関する活性化、いわゆる朝市だとか、そういうようなイベントは今までどおり、その周辺で行っていくということと、あと海岸道路の整備等もあわせて行っていくという計画でありますので、そのところの計画は変わっておりません。それは粛々とやっていくというふうに思っています。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） まず佐伯、それでまた、県南の魚、これはもう全国に出しても、本当に引けをとらない味があります。その魚を使い、今、上浦で塩湯をやっています。あの塩湯、あれだけの規模で、今、県外から福岡、長崎、広島、あちらあたりから地元でとれた魚といった売り込みで、その観光客、また、塩湯もそうですけれども、あれだけの規模で本当に2時間、3時間待つ人は待ってでも、今食べております。その中で、これから佐伯の養殖ブリ、カンパチ、また今、上浦でマグロを出荷しております。そういった魚を売り込んで、売り込むには、その施設も要ります。そういった施設を港付近、駅前でもいい、そういった計画をして、やはりどうしても交流人口、よそから入ってくる人たちを今から募らなければならぬと思っておりますので、そういった面では、やはりまだまだ佐伯市の場合はおくれておるのではないかと考えておりますので、今後そういったせっかく今、魚もかなり生産量も減っておりますが、今、養殖もやはりかなりの養殖技術が発達しておってから、魚もおいしくなっておりますので、そういった養殖を安い価格で仕入れるということもできますので、その点を考えれば、やはりもう佐伯は今、食といえば魚、それを売り込んでおりますので、こ

れからそういった面に力を入れて、ますます佐伯市を活性化していただければと思っておりますので、そのこのところの最後の言葉があれば、市長どうです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。兒玉議員から急遽御指名いただきましたが、平成17年に合併いたしました、食のまちづくりということで、条例をつくり、いろんな角度から食ということをやらせていただいております。こうしたおかげの中で、B級グルメとしてごまだしうどんが登録し、そういういろんな中でまたマスコミ等も非常に飛びついてきていただいております。特に、議員が言われました地区、例えば、（MARU）の市場とか、塩湯、これはもう民間として非常に素晴らしい中でやっていただいております。行政が、はっきり言って、この塩湯についてもほとんど手を貸しておりません。こうした自助ということは、私はこうした事業主体がふえることが、おのずから活気を生むと思っております。行政が手助けして、営業しているのが蒲江の道の駅だと思っております。これも単に手助けではなくて、そうした中で努力があって、多くのお客さんが来ていると思っております。

これからのやはりまちづくり、食というのは、それぞれ海岸部においても、4市町村ありますし、そうした海の物をもってやっていくことは非常に、これからも自助努力、また行政としてサポートできることをやっていくと。また、観光協会としての立場としても、今、塩湯の方は副支部長という形ですね、そうした中で一体となった上浦の全体地域がですね、非常にやっていただいていると思います。

また、山間部についても、今海岸部はブルーツーリズム、また山間部は、グリーンツーリズムという形で、食という形を絡めた民泊方式、単に来て、御飯を食べていただくんじゃなくて、要するに夜の食事とか、また、地域の持った素晴らしい、そのとれたままの状態ですね、皆さんに召し上がっていただくと、そうした企画をしながら、私どもも大分から福岡、そうしたことをアピールしながら、今回、関西までもアピールしていくということで、より多くの方々に来ていただくことが大事だと思っております。

食というのは、非常に奥が深く、いろんな地域の産物を使った、そこでないと味わえない食物もありますので、そうしたことを私たちが念頭に置き、また、地域づくりについてやっていきたいと思っております。今後ともそうした中で、地域におけるいろんな諸問題等については市と、また観光協会、また商工会、また商工会議所等と一緒にあって、受け入れ態勢をこれからも構築していかなければならないと思っております。そうした中で、非常にいい事例を出していただきましたことを、また、今後とも地域が活性化する、そうした中で、担当課もこれからも地域と一体となって頑張らせていただきたいと思いますので、ありがとうございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

11番（兒玉輝彦） それでは、これで私の一般質問を終わります。今後とも佐伯の活性化に向けて、努力していただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 以上で兒玉議員の一般質問を終わります。

次に、26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。

私は今回、大きく4項目、一問一答で質問したいと思います。質問に入る前に、私ごとですけれども、4日前に50歳になりまして、50になったら質問も落ちついてゆっくりやりたい



なというふうに思っているんですが、何せ4項目と多くて、後半は40代の勢いで早くなるかもしれませんが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、大項目の一つ目、スズメバチ駆除費補助金制度についてお聞きします。

今この時期は、全国的にスズメバチが巣づくりをしているシーズンでありますので、被害が発生する時期でもあります。佐伯市内の被害状況や駆除の状況についての認識を聞かせてください。

二つ目に、スズメバチの駆除費は、聞くところによりますと、1件3万5,000円から4万円と、非常に高額であります。高齢者宅が多い佐伯市の中で、負担が大変でありますので、駆除費に対する補助金制度ができないかどうか、お伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の佐伯市内での被害状況ということではありますが、日本に生息しているスズメバチ属7種のうち、コガタ、キイロ、ヒメ、モン、オオスズメバチの5種が、九州の低山から平地にかけて生息しており、近年、コガタスズメバチ、キイロスズメバチが市街地に営巣するケースが多くなっていると言われております。市内でも駆除業者によりますと、キイロスズメバチは市街地でも普通に巣をつくり、樹木、軒下、屋根裏、土中など幅広く営巣することから、駆除件数が最も多いということを知っております。

市内での被害状況は、市への問い合わせ、あるいは通報は、スズメバチの巣があるといったケースがほとんどであり、市が報告を受けたケースは、昨年、野岡緑道、彦岳林道でミツバチ、スズメバチそれぞれ1件ずつのみであり、具体的な被害件数は不明であります。また、南部保健所でも被害の状況は把握できていないとのことでもあります。

次に、駆除の状況についてではありますが、市では、市有地であればおのおの管理者、また民有地であれば駆除業者の紹介という対応をとっており、すべてを把握するに至っておりません。市内で駆除した件数ではありますが、駆除業者が駆除するケース、また、民有地等の管理者みずから駆除するケースがあり、具体的な駆除件数は不明であります。現在、把握している駆除業者は市内に3社及び個人1名ございますが、業者による駆除件数は、年間約70件から80件ということでもあります。

続いて、2番目のスズメバチ駆除費に対する補助金制度ということではありますが、県下では、大分市と日田市が駆除費補助を行っております。大分市では、平成16年度から補助を実施しており、年平均で約200件、また、日田市では今年度から実施しており、現在約40件ということでもあります。駆除費用の2分の1を補助するということではありますが、上限を設定しておりまして、大分市は8,000円、日田市は1万円となっております。営巣の時期、営巣地の場所、また駆除業者により、かなりばらつきがあり、個人負担額は高くなるケースも想定されるようであります。

市内の駆除業者によりますと、駆除費用は営巣の大きさ、場所・状況により異なるそうですが、キイロ・コガタスズメバチが屋外、かつ巣が低い場所に営巣した場合と比べ、オオスズメバチの巣や天井裏や壁の中にスズメバチが営巣した場合などは、さらに高額になるようであります。本市で補助制度を導入した場合、本市は大分市の面積の約1.8倍あり、これまで放置、あるいは管理者みずから駆除を実施したケースを含めると、大分市の駆除件数より多くなるのではという懸念もあります。県下でも補助を行っているのは2市のみであり、九

州の主要都市でも把握している限り補助を行っているところはなく、本市でも現在のところ補助金制度の導入は考えておりません。

本市では、振興局を含め、現在防護服を5着購入しており、主に市有地に営巣するスズメバチの駆除を行っております。この防護服の貸し出しについては、本庁・各振興局においてそれぞれ異なる取り扱いになっております。今後は、ハチの駆除費の軽減を図るため、無償で貸し出しができるよう検討していきたいと考えています。ただ、9月以降のスズメバチ駆除は非常に危険を伴い、個人や高齢者では難しいケースも想定されますので、スズメバチの種類、場所等現地の状況を把握した上で、駆除業者をあっせんする等の対応をしてみたいと考えております。また、スズメバチは7月ぐらいまでの営巣であれば、比較的容易に駆除できるため、市報等を活用し早期発見・早期駆除を心がけるよう広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 今回質問するということで、大分いろいろ調べていただいて、ありがとうございます。大体部長が結構話していただきましたので、詳しく言いませんけれども、おっしゃったように、スズメバチも種類が、コガタスズメバチであれば、そんなに攻撃性がないから個人でもできないことはないだろうというのが、大方、全国的な専門家なんかの意見ではありますが、しかし、直接巣をいじったりすると、攻撃的になるというようなことであります。

それで、巣の、せっかくでするので、コガタスズメバチというのは、貝殻状にですね、大体なっているスズメバチをちょっと皆さん、思っていますが、その中でもこの辺の色ですね、皆さんの机の色に近い色というのが、これコガタスズメバチなんですね。比較的攻撃性の弱いスズメバチ。ところが、同じような形をして、ちょっと茶色っぽい、土に近い色というのが、これがキイロスズメバチで、非常に攻撃的という巣なんですね。オオスズメバチも攻撃的なんですけど、これは閉鎖空間を好むということで、さっきおっしゃった天井裏とか、狭いところに巣をつくるという、非常に厄介なスズメバチです。ですから、個人でちょっと人から聞いて、いや、わしは自分でやったんじゃないかという方がおったら、じゃあ私もやろうかとかになったときに、それがキイロだの、オオスズメバチだった場合は大変なことになるというふうになりますので、その辺はもう十分気をつけていただきたいと思います。

ちょっと私が聞いたところでは、今、部長が年間七、八十件とおっしゃいましたけれども、ことしは何かふえている、非常にふえていると感じているんですね、業者の方が。きのうですか、私見てなかったんですが、何かテレビで、都会のスズメバチが非常にふえているということで、これは全国的な傾向かなというふうに僕は思っています。大体スズメバチは4月から5月ぐらいに女王バチが巣づくりを始めるですけれども、最初のころは女王バチ一匹ですから、非常に問題ないんですが、8月から10月ぐらいまで、種類によっては11月までですけれども、一番営巣ですね、巣づくりをしている期間中ですので、一番危ないというふうに言われています。

ちょっと聞いたところでは、生活環境課に電話があったり、振興局のほうに電話があったり、市民からしたときに、ちょっとですね、対応が十分じゃないかなというようなこともちょっと聞きますので、ひとつ今回、部長、勉強されたと思いますけれども、生活環境課の

担当の職員さんだとか、振興局で電話を受けられる方なんか、一度スズメバチ等の研修といったら大げさですけども、やっぱりしておいて、専門の業者に適切に受け渡しができるような、そういうふうなことを考えてはどうかかなと思っていますが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 今御指摘を受けた件につきましては、なかなかスズメバチの種類も多くて、いろんな性質がありますので、当然職員に対しても、そういう学習会を設けて、業者に対しての引き継ぎを的確にできるような講習会、今後開いていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。それと、価格ですね、駆除費についてですけども、はっきりとはおっしゃいませんでしたが、ずっと調べて、地元の業者の方のお話では、最高でもやっぱり5万台ぐらいまでいくと。郡部とか山間地とかなんかでいくと、やっぱりそれだけの費用がかかると。それから夜間に駆除したり、それから、さっきおっしゃった天井裏とか、場所による。今回、業者の方でも大げがされた方がおられると聞いていますけれども、業者の方もやはりスズメバチに刺されるぐらいにあるということなので、気をつけてほしいと思いますけれども、駆除の費用は全国の業者が、大分県どのくらいの費用でやっているかと見ますと、やっぱりスズメバチについては最低でも1万5,000円から5万2,500円ぐらいまで幅があるんですけども、大体の業者が1万5,000円から2万円ぐらいが基本の施工と、費用ね。それに場所によって、高さが3メートル以上だとか、天井裏とかね、場所によって、プラス3,000円から1万円ぐらいかかってくるので、結局4万から5万ぐらいの費用になるということですね。結構薬剤がやはり高いというのが、これもまた一つのネックになっているそうです。

日田市と大分市が、今おっしゃいましたけれども、全国で調べたら、確かに部長おっしゃるように、こっちのほうは余りないんですね。関東のほうへ行きますと、無償で市がやっているという自治体が埼玉県、群馬、茨城、東京、神奈川、関東のほうでは結構あります。要は個人の家であっても、行政がやりますよと、業者に委託はするんですけどもね、やりますと。それから、補助制度を実施している自治体も関東と関西、中部地方ですか、このあたりを中心に結構あります。成田市なんかは、巢の大きさによって、補助金額が違って、2分の1ですけども、最高は5万まで出しているそうです。そういうふうな幅があります。日田と大分が今やっているということで、私もどこもやってなかったから、なかなか言いにくかったんですけども、やっている自治体がありますので、そういう面ではちょっと検討してもらえたらなと。

私思うんですけども、今、毎年市の決算で、20億の黒字になっているわけですから、スズメバチの駆除費に補助をするぐらいは、できるんじゃないかと。部長、今、大分市より多くなるんじゃないかと気にされていましたが、ぜひその辺は考えていただきたいなと。どうしてもやらないというのであれば、今、議員提案が議会改革でやれますので、予算を伴うことでもありますけれども、そういうもの含めて検討したいと思いますので、できたら、やっぱり執行部のほうからぜひ検討して、提案をしてもらいたいなと思いますけれども、その辺再度ちょっとどうでしょうか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 先ほども申し上げましたように、お気持ちは十分わかっておりますけれども、今の行財政改革の中でありますので、先ほども言いましたように、市の所有している防護服を何とか貸し出しができるように考慮しながら、自助、共助の中でやっていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、時間もありますので、次に行きたいと思います。

次に大項目、2番目は住宅リフォーム助成制度の改善についてであります。これも私、平成15年から市議会に出て、もう3回か4回目ぐらいになります。住宅リフォーム助成制度というのは、一般の市民の方が台所とか家を改造リフォームをする場合に、市内の業者を使った場合ですね、1軒当たり5万円から、多いところで50万円まで補助するということがあります。総施工費の5%、10%、そういうふうに自治体によってばらばらではありますが、行政のほうが出すということ。メリットになるのは、もちろん住宅の所有者でももちろんメリットになりますけれども、非常に地元の業者がそれで仕事がふえると、需要がふえるということが非常に大きな経済効果でメリットになるということで、全国にかなりの勢いで今、広がっています。

佐伯市でも、何回か提案する中で、今年度から林業課の事業で住宅リフォーム制度とも言えるものが始まっております。その実績と、それから問題点があれば、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 高司議員のリフォームの実績と問題点という御質問でございますが、昨年度より始まった佐伯市産木材利用促進事業のリフォーム補助は、現在2件で、補助金額が272,000円となっております。また、本事業は佐伯市産木材の使用促進を目的としており、床、天井、内壁、外壁、柱で、目視により市産材を使用していることが確認できる仕上げ材を対象としております。

リフォームの場合、仕上げ材に市産材を使用することが少なく、実績は伸び悩んでいるのが現状でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 続けて、イに入ります。この住宅リフォーム助成制度の改善方法についてということで、今、部長から実績がなかなか伸び悩んでいるということが出ましたが、それも当然かなというか、これは予算特別委員会のときですか、私も指摘をしたと思いますけれども、助成制度としては非常にありがたいけれども、非常に制約があるので、なかなかどうかなというようなことをちょっと話しましたけれども、実際にリフォームがすべて対象になるかということ、広さももちろんありますし、それから、仕上げ材が、林業課の事業なので、地元産材を使うということが条件になっているものですから、木材が見えるリフォームじゃないと、適応しないと。だから、おふろだけ、ユニットバスですか、システムバスですか、変えたとか、台所だけやったとか、屋根をリフォームした、補修した、こういうものが該当しないんですね。ですから、大工さんたちもせっかくあるからと思って、話を聞くと、そういうふうな条件が厳しくて、なかなか適応できんと。地元産材を使っても、壁で上にクロスを張ってしまったら、もう目視ができないので、条件が整わないというふうなことで、さっ

きのような2件と、じゃないかと私は思っています。

それともう一つは、地元業者じゃなくてもいいというのが、ちょっと私もこれは困るなど。やっぱり地元経済の活性化のための一つの事業でありますので、地元の業者をやっぱり優先して使っていただくということが、条件じゃないかと思えます。

そういうことで、質問のほうですけれども、そういうことで、ずっと一般質問では提案してきたわけですが、そういう意味で、私としては建設部じゃなくても別にいいんですけれども、建設部の事業として、来年度以降、提案してもらえないかということをお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この質問につきましては、建設部の答弁ということで、御指名がありましたので、答弁いたしたいと思います。

本市が実施しております住宅リフォーム助成事業につきましては、先ほど農林水産部長が申しましたように、佐伯市産木材利用促進事業のほか、福祉保健部におきましては在宅高齢者住宅改造助成事業及び在宅重度障害者住宅改造助成事業、建設部におきましては木造住宅耐震改修支援事業を実施しております。

佐伯市産木材利用促進事業につきましては、低迷する佐伯市産木材の利用を促進し、佐伯市の林業の振興及び森林の保全を、在宅高齢者及び重度障害者住宅改造助成事業につきましては、介護を必要とする在宅高齢者、または重度障がい者の自立及び介護者の負担軽減、ひいては福祉施策の必要経費の軽減を、また木造住宅耐震化促進事業につきましては、耐震性のない市内の木造住宅を耐震化することにより、災害時の被害軽減を図るという目的を持っております。いずれも、公益上の必要性から補助金等の交付をしているものであると判断しております。

議員御提案のリフォーム全般の補助につきましては、地元経済の活性化を目的ということですが、当該補助が個人の財産に係るものであるということ、さらに、特定の業種の事業者を対象とした経済対策であるということから、その実施につきましては、慎重にしたいと考えております。現時点では、既存の住宅リフォーム助成事業に加えて、リフォーム相談等の環境を充実させまして市民の利便を図ることで、リフォーム市場の活性化に寄与したいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 前回のリフォーム助成事業で質問したときに、当時は魚住企画商工観光部長でしたが、やってみたいと、検討の時間はいただきたいと思うけれども、やりたいという方向で考えていきたいと思っています。そのときは、私が言った方向で、企画商工観光部のほうで考えるというふうになっておるんですけれども、どういうわけか、出てきたら、林業のほうから出てきたんですけれども、ちょっと私もそこはどうしてそんなことになったのかなとわかりませんが、それはそれで大事なことです。林業はもちろん地元産材を使うということは大事なことです、それだけではやっぱり不十分かなと。

それで、一つ提案といいますか、国は社会資本整備総合交付金、前もどっかで言ったと思いますけれども、この住宅リフォームが適応できるというようなことは御存じですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） たしか昨年、先ほど議員がおっしゃった企画商工観光部のほうに同じ

ような質問が出たときに、あのとき、私も資料をそろえましたので、そのことは存じ上げております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 佐伯は大手前とか、そういう大きな事業にはその交付金を使っていますけれども、全国を見ますと、これは東北が中心ですが、釜石とか八幡平、これ岩手県あたりは個人の住宅のリフォームにも適応してやっているんですね。それから、茨城県も結城市とか下妻市とか、結構あるんですけども、ここも市内の施工業者による個人住宅のリフォームということで、リフォーム全般にこの交付金を使っています。ほかにも福井市では、市中心部のリフォームとか、九州では、いっぱいあると思うんですね、全部で436自治体あるというから、結構あると思うんですが、佐賀県のように県産材を使って、増改築したときの、融資を受けたときの利息を支給するとかね、そういうふうな形で使えるんですよ。ですから、市がいつも有利な起債だの、合併特例債だの言っているのに、こういう身近なところにも使えるものについては、そういうふうないろんな理由を言ってやらないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと。

それから、もう一点言いますと、大分県が今年度から大分県大分安心住まい改修支援事業というのを始めました。御存じですかね。1億円の予算をつけて、1,000戸を目標にやるということで、県下の各自治体では手を挙げているところがだんだん出てきて、杵築市とか、何力所か出てきております。これについては、佐伯市はというか、条件でなっているのは、市独自の助成制度、さっきから言っている助成制度をつくってくれば、補助しますよというふうな内容なんです。だから、そうやっていくと、結局、佐伯市が独自の事業をやってくれば、今言った国の交付金や県のこの補助金を使えば、結局自分とこの一般財源について、余り出さなくても、十分な事業ができる。それによって、施工費の10倍になるぐらいの経済効果があると言われているわけですから、市内の業者の仕事の確保、雇用の確保、いろんな面で非常にいいなというふうに思うんですけども、そういうところを利用するという考えはないんでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員がおっしゃられました大分安心住まい改修支援事業につきましては、まさに県のほうから対応してくれというふうな申し込みがございました。ただ、補正でとなりますと、どうしても期間が短いという部分がございます。来年度当初からというふうな考えで、今、企画のほうといたしますか、公共事業等実施計画のほうに上げる準備をしております。この部分につきましては、うちの今、実施している耐震につきましては、当たる部屋といたしますか、限られますけれども、大分安心住まい改修支援につきましては、簡易耐震改修型でございますので、世帯要件が65歳以上の高齢者がいる方とか、幾つかのそういった世帯要件がありますけれども、当たりやすいといたしますか、そういった部分でとらえております。

予算が整えば、来年度から予算に計上するというので今、動いております。この分につきましては。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 検討するという、実施を。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） はい。その後で予算を上げる予定にしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 部長、今、簡易の関係だから、私はだから全般的にやれるというのは、それは県のそういうところの制約はあるけれども、国のほうはないわけだから、ないわけですから、そういういろんなのを組み合わせれば、十分私が言っているようなリフォームの助成はできるということを言っているわけです。だから、来年度からもしするというのだったら、もう少し研究してもらって、最大限交付金等とか使えて、市民のためになる事業になるように、もう一度、考えていただいて、予算編成でね、生かしてもらおうということを最後にちょっとお願いして、次に行きたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 大項目3点目は、市役所の休日・夜間の宿日直体制についてということで、これも昨年の12月の議会で一般質問をしましたが、ちょっと最近、市役所内の現金盗難事件ということがありましたので、まずそこについて、お聞きします。

被害状況と対策、今後の対応について、お聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 高司議員の質問にお答えいたします。

去る7月25日に発覚しました現金盗難事件は、被害件数25件、被害額約16万円となっております。いずれも職員の私的な現金であります。警察によりますと外部からの進入による犯行の疑いで現在、捜査を進めておるとい状況であります。詳細につきましては、お知らせすることができませんので、この件につきましては、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。事件への今後の対応につきましては、警察の捜査状況を見きわめながら佐伯警察署と協議してまいりたいと考えております。

次に、事件後の対策でありますけれども、この事件は職員の危機管理に対する認識が不足しているということで、発生したと思っておりますので、改めまして、職員には机の中には現金は一切置かない等を、指導を徹底してきたところであります。また、事件のありました第3庁舎の施錠方法にも問題がありましたので、施錠の方法の変更を行うなどの措置を行ってきたところあります。

本庁舎につきましても佐伯警察署や警備会社の意見を伺いながら、今後、防犯カメラの設置を行うなど、セキュリティの向上に努めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 捜査中で詳しく言えないということですがけれども、ちょっと気になることを今おっしゃいましたけれども、防犯カメラを設置するというので、市民が今、聞いて、何かと、自分たちの管理の悪さを、市民にそういうことを、どういったらいいですかね、防犯カメラで見張るといんですかね、そういうふうな声が、批判が上がるんじゃないかという気が今、聞いてですね、ちょっとしたんですけれども、どうですか、その辺のところは問題ないんでしょうか。市民にどう説明するんですかね、防犯カメラの設置については。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 5時までは基本的に職員がおりますので、5時以降、職員が不在になったときの対応策として、そういうことも必要かなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあ、最初のAは終わって、次にイのほうの休日・夜間の宿日直体制について、お聞きします。

昨年12月の一般質問で私、ちょっと自分の言ったことを議事録から言うのも変ですけども、言っているんですよね。これは、悪用する人が出たら困るということを書いて、裏口から休日でも夜間でも入ろうと思えば、職員を名乗ったりして入れるよと。だから、万が一この庁舎の中であったときに、どうするんですか、責任はと。守衛というのは、本来はそういうものを守るのが守衛の業務なのに、佐伯市の場合は、市民からの問い合わせの対応とか、そういうものが入っているの、本来それは守衛じゃなくて、市の職員が交代で出て、当番で対応したらどうかというふうにああ、このときは提案しました。

そういうことで、ちょっともう一度言いますけれども、そのときに言ったように、正規の職員が交代で出勤する体制を組んで、市民の問い合わせ等には対応に当たって、守衛については、本来の庁舎を守る業務に当たらせるべきだというふうに思いますけれども、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） この件につきましては、議員がおっしゃったように、昨年12月の議員の一般質問の際にお答えしておりますが、全く同じような答弁になろうかと思っておりますけれども、当面は職員による宿直制は行わず、現行の委託方式を継続していきたいと考えております。これまで以上に委託業者への指導を徹底し、各種受付業務の適切な対応に努めるとともに、特に夜間の警備につきましては、防犯カメラ及び監視モニター装置を設置することで対応を強化したいと考えております。また、宿直での対応が困難な事例につきましては、これまでもその都度宿直から担当職員にすぐ連絡をとる体制をとっておりますが、より一層、関係課と連携し適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 実際、前回と同じ答弁ですね。この質問をしたもともと背景は何かということ、休日・夜間に市民からのそういう問い合わせや、窓口に来たときの対応で非常にトラブルがあるよということで、正規の職員さんをやっぱり当番ですべきじゃないのということが、そもそもの発端だったんですよね。そのときに、当時答弁された、三原財務部長だったかな、それはそういうことはあるということは承知しているというふうに言っているの、その辺のことは認識はあると思うんですね。それが今回のように、こういう事件にもなっているわけだから、同じことをやっぱり答弁するんじゃないかと、もう一度やっぱり考えてほしいなと。本当に私の言っているのが、おかしいことを言っているのかどうか、その辺もう一回考えてほしいと思うんですよ。

今でも朝早く、ちゃんと議員が朝、遅刻するんじゃないかと見ていると、余談していましたがけれども、早くあけるんですね。だから、あけてから、職員さんがいっぱいそろうまでというのは、ある意味、死角の時間といたら変ですけども、そういう部分もやっぱり現実にあるんですね。何もかも疑うとか、いろいろな意味で言っているんじゃないんですけども、やっぱりそういうことがあったのであれば、考えてほしいなというふうに思いますので、その点ちょっとお願いして、この質問はこれで終わります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 4番目に入りまして、あと20分ちょっとありますので、質問をしていける



んじゃないかと思います。大きな4点目は、東日本大震災を教訓にした地震・津波対策についてということで、前回もこの問題は取り上げましたが、今回は、少し絞って、教訓にした、対策という意味で、ひとつ聞いていきたいと思います。

まず、アとして、大津波警報時の市長及び職員の対応についてということで、前回、市長が急に聞かれたというふうにおっしゃっていましたが、とにかく前回の一般質問で大津波警報時に市長や市職員がどう対応するのか、どう避難するとかね、そういうことを決めていないということで、問題に私したわけですが、今後詰めていくという答弁をそのとき市長もされております。その後どう対応することになったのか、お聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 対応についてお答えいたします。

大津波警報発令時の職員の対応ですが、佐伯市では、勤務時間内の場合、避難指示放送等一昼夜を目安とした災害対策に必要な人員が庁舎高層階等に残ります。その他の職員については、庁舎周辺の住民に避難の呼びかけ等を行いながら、城山など高台に避難し、警報解除後には、災害状況に応じ対応活動を実施する計画です。

夜間などの場合も、災害対策本部の必要人員は津波情報に注意しながら参集しますが、その他の職員は、まず、地元住民の避難誘導や避難支援を担うこととなります。それから、警報解除後に、あらかじめ決まった配置先に被災状況を調査しながら参集することを基本としています。各対策部等の個々の動きにつきましては、現在見直しが行われている国・県の被害想定により詳細が決まることとなりますが、現段階における佐伯市職員の地震・津波発生時の初動体制を整えたところです。今後は、これまで以上に防災研修や訓練を行い、職員の防災意識や対応力の向上を図っていきたいと考えています。

なお、市長につきましては、当然昼間であれば、職務をしておりますし、夜間の場合には、災害対策本部長という形になりますので、状況に応じて動いてもらうという形になるかと思えます。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） この3カ月の間に対応を考えると、市長を初め幹部の方もこれで助かるかなというふうに、私、今こう思いますけれども、本当にこの市の職員の皆さんにちゃんと周知徹底しているのかということ、ちょっと私、後で皆さんにずっと回って、確認してまいりたいと思います。ちゃんとどういう対応をするか、わかっているかということで。

前回も聞きましたけれども、やっぱり市の職員がいざというときに、どう動いていいかわからん、右往左往するようなことでは話にならないし、地元にいるときに、自分が1人で逃げていくとかいうのでは困るし、ちょっとあっちこっちでこの話を出しながら聞いたらね、やっぱりそれぞれの地域の方は、わからなかったら市の職員さんが、あそこは市の職員の家だと、あの人がどこに逃げるのかなと言って、着いていくとかねえ、やっぱり話が出たんです。それだけ、職員さんは自覚を持って、対応してもらいたいなというふうに思いますので、それはそれでわかりましたので、次に行きたいと思います。

一つ聞き忘れた。一個聞こうと思う。市の職員さんの避難訓練は今言った話をしたんですけれども、要は本当にそのとおり動けるかという意味の訓練をしているのかどうか、その辺だけちょっと聞かせてください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 現在まだ訓練までには至っておりません。災害対策に対する体制の一覧によりまして、それぞれの部署でどういうことに携わるといふところの確認はしております。現在どういう体制づくりをするかというの、各部に投げかけておりますので、東日本の大震災の状況を受けまして、初動体制がどういふものになるかというのが、今後検証されてくると思います。それによりまして、しっかりした組織づくり、全体を図りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） じゃあいに行きます。市内の保育所、幼稚園、小・中学校及び高校の避難場所についてということで、避難場所及び避難路の確保はできているか、問題のあるところはないかどうか、お聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 市内の保育所はすべて、避難場所及び避難路の確保をしており、このたびの東日本大震災を受けまして、津波対策が必要な沿岸部等保育所は、避難場所の高台への変更等の見直しを行いました。また、市内の幼稚園や小・中学校ですが、4月から6月にかけて、それぞれ防災訓練を実施しており、避難場所や避難路の状況を確認していますし、市内各高校につきましても、避難場所を城山や濃霞山等近隣の高台に設定していることを確認しています。

今後におきましても、津波に係る国の新想定などの動向も注視しながら、学校や施設等の関係機関への情報提供や協議・調整に一層努めてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 私は途中経過で聞いたんですけれども、小・中学校が避難先を選定をしているという中で、所要時間が15分以上かかる場所として、東雲小・中学校、鶴谷中学、佐伯城南中学、佐伯南中学あたりが上がっていたんですけれども、その辺のところはもう解決はしたんですかね。避難場所として。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今、議員おっしゃったように、当初の訓練では、第1回目の設定の段階では、確かに15分ということで、私ども資料をいただいております。その後に再度確認をしまして、15分以内というふうに状況を再確認しましたので、そういった方向を受けているということです。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 今回のそのタイトルの東日本大震災を教訓にしたということですが、先日、私も東北のほうに一週間ぐらい行ってきて、ボランティアをする中で、石巻市の大川小学校ですね、児童が74人亡くなったところなんですけれども、行ってきましたけれども、あそこは裏がもう急斜面の山なんですよね。逃げるのに、結局堤防と、あそこは堤防と道路が一緒になっているんですけれども、堤防に上がって次の山のほうに抜ける途中で巻き込まれたんですけれども、向かい側に橋があって、橋はもう橋げたごと流されているんですね。北上川の真ん中に浮いていましたけれども、そういう状況の中で、いろいろありますけれども、聞いたら、結局裏山、南側に山があるんですね。だから、日当たりが悪くて、凍結しとって、小学校も低学年では上がれないんじゃないかと、滑ってね、というようなことがあって、逃げた

という話なんですけど、しかし、そのまま逃げても、次の集落も実は津波でもう全滅しているんですね。ですから、結局もう山にとにかく逃げない限りは、ほかの方向に走って逃げても、結局は津波に巻き込まれたというふうに私は見て、思ったというか、そういうふうな感じだったんですけども。

それでは、避難路の整備で、小・中学校ですね、裏山に近いところはもちろん整備していますが、さっきの話のように、凍結しておって、滑ったりとか、あるいは大雨で滑って上れないとか、幅が狭くて一遍に児童生徒が人数がいっぱいになったときには行けないとか、それから落ち葉もそうですね、夏になったら雑草が生えて、結局は上れないとか、そういうことになっては困るので、その整備について、現状ね、さっきそれぞれの学校が避難路として決めているとかありましたけれども、その整備ちゃんとやっているのかどうか、お聞きします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 当初、教育委員会独自で避難訓練等小・中学校で実施をいたしました。その後に総務部のほうで、各自治会と連携しながら、避難場所等の避難ルートですね、これを設定していくというような流れの中で、全体の避難場所の調整をしていく必要があるところについては、学校、あるいは地域と一緒にそういった部分の対応をしていきたいというふうに考えています。今、調整中なので、どういった問題が発生しているかという部分について、確認はできていませんけれども、基本的には、地域できちとした決めたものを学校のほうとの情報共有しながら、対応していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 今回、補正予算で入っていますけれども、中をずっと見たときに、学校の関係はなかったようだったので、気になったのでちょっと聞いています。もしなければ、ちゃんと整備するようにお願いします。

それでは、次に行きます。最後のウとして、被災者生活再建支援制度についてということで、お聞きします。

大規模災害時の被災者の補償として、もちろん災害救助法に基づいているいろいろあるわけですが、その中の一つに被災者生活再建支援法というのがあります。ただ、これは、半壊以下については支援がないというふうな大きな問題もあります。それで、県がその制度を補うのに床上浸水でも、半壊でも少ないですけども、補助金を出そうと、支援金を出そうということで制度をつくりました。佐伯市もその支援金支給制度というのを県の条例を受けて、今つくっています。しかし、いずれにしても一部損壊世帯には、支援制度がないんですね。詳しくまた後で言いますが、佐伯市でもこういう世帯が多数生まれる可能性がありますので、今のうちに基金を積み立てるなど、何らかの支援策を検討してはどうかと思いますので、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 被災者支援制度についてお答えします。

災害時の被災者への補償としては、大規模災害時における国の「被災者生活再建支援法」に基づくものと、それに該当しない中小規模災害に伴う被災者については、市と県の双方負担、2分の1負担ですが、による「佐伯市災害被災者住宅再建支援金支給」で補完をしております。その支援金の支給範囲につきましては、自然災害に伴う住家の全壊、半壊、床上浸

水を対象にしており、その認定基準によれば半壊でも損壊割合が20%以上であり、「一部損壊」は対象外となります。しかし、東日本大震災の被害が甚大であったこともあり、「一部損壊」についても、液状化や屋根がわら・給湯設備などの被害について、被災地の県や市が独自支援を始めた事例も承知しているところです。もちろん、津波等自然災害は避けがたく、この佐伯市におきましても該当する世帯は多いのではないかと、憂慮もするところです。

しかし、基金の積み立ても含めた財政的な課題や他行政サービスを含めた優先順位など、これから研究が必要ではないかと考えています。また、被災者支援の目的で、阪神淡路大震災を契機に「被災者生活再建支援法」が成立した経緯もありますので、このたびの東日本大震災に伴う今後の国や県の動向も注視しながら、取り組みを進めていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 国・県の動向を注視ということですが、なぜこういう質問をまだ被害もないうちからするのかというふうなことになると思えますけれども、宮城県ですけれども、私が行ったのは、塩竈市と七ヶ浜町を中心に回りましたが、そのときにもらった資料では、例えば、石巻市なんかは、半壊だけで2万世帯超えるんですね。一部損壊はもう資料がないんです。それで、塩竈市は一部損壊だけで5,200世帯あるんですね。人口が5万から6万ぐらいの旧佐伯市のちょっと一回り大きいぐらいの市でね、一部損壊だけで5,200世帯もあるんです。全く補償がない。

どういう内容かという、私もずっと一軒、一軒回ったときの聞き取りをして、メモをしているんですよ。それで、サイトの中で載せたりしましたけれども、非常に大変だなという状況なんですね。何かというと、津波の被害じゃないんですよ。もう揺れの被害。津波の被害は多くはもう流されているから、もう家そのものがないんです。問題は、新聞やテレビで余り報道されていないのは、一部損壊の家が圧倒的に多いんです。要はかわらが一部崩れたとか、玄関がひびが入った。壁にひびが入った。外のブロックが壊れたとかね、相当あります。ほとんど私が行った地域なんかは、8割か9割は被害を受けていますね。補償がないものだから、行政が何も支援していないから、ほたっているというのが多いです。

それで、そういう人たちに、私たちは罹災証明でもとってくださいというふうに言ってね、罹災証明をとれば、所得税の控除の対象になったりして、何ほかでも支援が得られるんですけれども、そういうふうな現状で、恐らく佐伯市でも地震の揺れでね、かなりの世帯、沿岸分を中心に津波では大丈夫だったのに、揺れで被害を受けたと。あるいは、津波でも、床上浸水ぐらいで家は大丈夫だったというのが多くなるんじゃないかというのを予想しているんです。

そうしたら、今のうちに、市の財政が、さっきも言いましたけれども、20億も黒字で出しているんだから、少しでもいいから年間5,000万円でもいいから、幾らでもいいんですけれども、積み立てしておいて、その事態が来たときには、一部損壊の物含めて、行政が支援できる、そういうものにしてほしいから、今聞いているので、これはぜひ実現してほしいんですよ。今のうちにね、それが市長ね、災害から市民を守る一つになりますので、それをお願いしたいと思います。

それと、被災者再建支援法のもう一つの問題点は、被害が広がったときに、その後どうなるかという、職員さんが全部認定調査をして回らなければいけないんです。災害の規模の大きかった東北の地域を聞きますと、対応できていないんですね。余り多過ぎて。ちょっと

だけ見て、あっこれはもう半壊だとか、これは一部損壊や、もうだめですよというふうなことでやっているというのが多くて、市民の不満が結構大きくなっているところもあります。それで、お願いですけれども、そういうときのために、今のうちに要は災害が起きた後というのは、もう混乱しているから、職員さんだって、よくわからないまま出かけていくという状況になりますので、今のうちに、災害対応のスケジュールと同時に、関係法令ですね、災害救助法と、今言った再建支援法の問題とか、運用のやり方、それから、建物被害の認定調査の方法ですね、進め方、こういうものをぜひ過去に大規模な被災を受けた自治体に行って、学んで、今のうちに研究してほしいなというふうに思いますけれども、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今回の東日本大震災、未曾有のものであると、現地も大変悲惨な状況でした。その中で、職員もあの状態であれば、当然もう被災者になります。その中で、どういう対応ができるか、職員のその調査というのは、残っている者が対応するということはできましようけれども、現地のああいう状況を見ますと、なかなか地元の職員だけでは対応できないということが考えられると思います。その中で、災害協定等大分県を超えて、九州管内、それを超えていくというような関係で、県ごとで助け合う、そういうことも今、考えられておりますので、そういう考えを重視しながら、対応していきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 私いろいろ言っているのは、私だけの考えじゃなくて、こういうような被災者生活支援に関する制度の現状と課題といって、社会労働調査室が調査をして、非常にわかりやすい文章で救助法とか再建支援法の問題点とか課題とか書いていますので、後で差し上げますから、ぜひ見てください。

今回、実際に行って、いろいろ経験したことを質問していますがけれども、職員の皆さんも多数行かれていますので、ぜひ市の今度は施策のほうに生かしてもらいたいと思えます。ちょっと時間ありませんが、市長にお聞きしたいんですけれども、私、市民から聞いた話ですけれども、8月20日、21日と宮城県の石巻市のほうへ行かれたというふうに聞いていますけれども、何か目的があったのでしょうか。何か行って得られるものがあったのでしょうか。ちょっとその辺、お聞きしたいんですけれども。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から言われましたように、8月19日に出発しまして、20日、21日と行きました。大体走行距離400キロ走って行きました。各地域のそれぞれの現況を見た場合と、また、避難所の状況、一時避難の態勢、地域における現況がどの程度まで整理されているのか、瓦れきをどういう形で処理をしているのかと、また、中にはボランティアセンターに入って、ボランティアの活動等も見て、また、当市においた場合、どういうぐあいにこれが対応できるかと、そうしたいろんな比較をしながら、見ていき、これからの佐伯市の防災対策、また、一時避難所になっているところの避難所の位置の関係、そして、全体的には、大きく流された場所、要するに海岸から何メートルぐらいが損壊として一番大きかったのか、また、高低差があるもので、それが何キロぐらいまでがどの程度の水が来たのか、地図等を見た場合は、一周1キロから1.5キロぐらいが、水が来たということですが、その地域は床下等も含まれておりますので、そういった全体を見ながら、当市に起きた場合に、どういう被害が起きるかということも想定しながら、女川を初め、南三陸町、それから牡鹿半島のほ

う、また、松島のほうもそうした中で全体的に見させていただきました。非常にそうした中では、得るものが多かったとっております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） もう時間になりましたので、市民からちょっと目的に疑問の声も上がっていることもありますが、誤解を受けないように、ぜひ教訓として生かしてほしいと思っておりますけれども、以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で高司議員の一般質問を終わります。これより、昼食のため休憩いたします。

午後は1時半から会議を開きます。

午後0時23分 休憩

午後1時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に17番、井上清三君。

17番（井上清三） こんにちは。17番議員、民主党会派の井上清三です。

昼食が済み、眠気が誘う時間ですが、通告により福祉政策と公共事業の発注についての2項目を一般質問いたします。質問が多岐にわたっておりますので、問われた部分のみと申し上げますか、できるだけ簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず、福祉政策の中で、増加する高齢者対策について。2025年は、団塊の世代が75歳以上で、介護が必要と推測される後期高齢者に到達する年でもあります。高齢者は病気や介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用し、自立と救護医療を追求し、尊厳、個別性を尊重し、住みなれた地域で生活することを望んでいると思います。本市でも、全体の人口減とは逆に、高齢者の増加が予測され、恐らく2025年には現在30%である高齢化率も40、あるいは45%にも到達するという超高齢化社会が目前に迫っております。つまり、現行のサービス給付水準を維持すれば、介護費用が爆発的に増加し、市民一人一人の負担が急激に増大することになり、国の試算を見ても、現行の7兆円が20兆、あるいは21兆円、つまり3倍近くになると推測されているわけです。また、介護費用を一定量に維持するならば、給付水準の大幅な削減を行わなければならないと思われれます。こういった状況に対して、本市としてどのような施策、あるいは対応策を計画しているのか、簡潔にお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部長の清家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、井上議員の高齢者対策の一つとして、団塊の世代が75歳になるという2025年あたりにどのような対応を考えておるかという御質問にお答えしたいと思います。

参考までなんですが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと2025年、平成37年になるんですが、佐伯市の人口は6万624人、6万をちょっと超しただけです。老年人口は先ほど井上議員からもありましたが、41.6%になるだろうと。それから、なおかつ75歳以上の、いわゆる後期高齢者人口の割合は24.8%と推計されております。これは、平成20年の推計であります。このことは、佐伯市の4人に一人が75歳以上という超高齢社会となり、

高齢者の世帯の約7割をひとり暮らしまたは高齢夫婦のみの世帯が占めると見込まれております。

本市では、平成22年度から増加する高齢者対策として、高齢者福祉事業の見直しを進めております。特に、介護予防高齢者対策につきましては、高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならず、自立した生活を送るため、高齢期に入る前から心身の健康についての知識を深め、健康づくりに取り組むことが重要であると認識し、現在、地域支援事業の介護予防事業として、まず、一次予防事業といたしまして、健康教室、もしくはそれに対する相談、それと健康運動普及推進員協議会育成事業、ふれあいサロン事業、四つ目にさいきの茶の間運営事業等を実施しております。二次予防事業といたしまして、対象者把握事業、通所型介護予防事業、二次予防評価事業等を行っておるような状況であります。

今年度は、第6期老人福祉計画及び第5期介護保険計画の策定の年となっておりますので、いつまでも元気な高齢者をふやすべく介護予防施策を計画に沿って推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われるように、介護予防事業に力を入れること、それと、健康高齢者づくり、そういった部分がある意味でも最も重要な施策であると、そのように私も確信しております。介護予防は、そういった意味合いの中でも中心的な役割を担っている、そういうふうな事業だと再認識し、いわゆる介護予防を社会的活動というふうな、ある意味では広い概念でとらえ、普及、そして参加していただくことは、ある意味でも大切だと思います。

そこで、介護予防の状況を少し確認したいと思います。部長が言われましたように、いわゆる65歳以上、全員をいわゆる一次予防事業、あるいは要支援、要介護状態となる可能性のある方を二次予防事業、そういった二つに分かれておりますが、その二次事業について、実は先般、私の引き出しの中に包括の資料があって、これは数値が入っておる。いいなというふうな形でちょっとこの部分をお聞きしますが、22年度の通所型介護予防事業の実績は、佐伯市で延べ120回ほど開催され、1,755名となっておりますが、これは対象高齢者が何名で、そして、その何%を施策の目標とされ、あるいは、その結果何%の人が参加されたのか、わかればかいつまんでお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 執行部。

高齢者福祉課長（山田わか子） 高齢者福祉課長の山田といたします。井上議員の御質問にお答えします。

一次予防対象者が、65歳以上高齢者になりますので、2万4,655人いらっしゃいます。その中で二次予防対象者が1,340人です。今おっしゃったように、二次予防の対象者の参加者が22年度225人ですが、国の二次予防事業参加率の目標が5%となっております。市の目標としまして、この国の目標5%を目指しておりましたが、22年度の参加率、佐伯市は16.8%、この中で、ころばん教室が170人、さわやか健康塾が55人で、市の当初の目標としました5%は上回っております。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 数字的に、いわゆる国のほうが5%というふうな数字は把握しております

が、16%という形の中で少しは佐伯市は多いのかなと思いますが、例えば、回数、あるいはそれに参加される人間の総数を見たときに、ある意味ではまだまだ参加者が非常に少ない。はっきり言えば、5年間の累計を見ても、何も変わってないというふうな数字が伺えますが、再三再四、一般質問で介護予防施策、あるいは、介護ボランティアの育成、さらには導入を含めた提言をしておりますが、なかなか受け入れが難しいようにあります。ならば、介護予防事業に対し、新たなプログラムづくりはできているのか、それもここにあります包括の資料を見ますと、これも四、五年前とは余り変わらない。取り組む方向性というのが余り感じられないように思っております。

しかし、この辺をしっかり積まないと、あるいは、今やっておかなければ超高齢化社会の対応がある意味では危惧されるのではないかというふうにも思っております。そういった意味では、対象者の生活機能低下を早期に把握し、そして、介護予防事業を多くの人が利用できる、そのように支援する。そして、そのためのプログラムづくり、そういった部分もある意味では急務と思いますが、その辺の対応、ちょっとお伺したいと思っております。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 井上議員のただいまの御質問、地域保健センターのプログラム作成ということでございますので、若干工のやつと関連するという形でよろしいでしょうか。地域包括支援センター、非常に今後ますます高齢化に向けて重要なウエートを占めると私たちも考えております。高齢者の介護予防でございます。一体的に実施する役割を担う基幹、要するに医療からずっと介護までという形で地域に密着した、やはりそういう支援プログラムが必要だと考えております。介護認定者の要支援1、2、要するにつまり状態の軽い方という方のプランもさることながら、やはり要支援の1から5まで、非常に重たい方をどのようにするかということでもあります。

先ほど議員さんからもお話がありましたし、私たちもどうしても要支援になってはもうちょっと若干言葉は適切ではないんですが、手おくれ的なやつがありますから、そのようにならないプログラムを今後、老人福祉計画等を踏まえて、緻密に前回の計画を反省しつつ、今このようにどこにどのようにするというのは明言はできませんが、前回の3年前のやつを反省しつつ、より充実したプラン作成をしたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 24年度はそういった意味では、新しい第5期の介護保険の事業計画が策定されていると思うんですが、先ほど言いましたように、この包括の資料を見ますと、介護予防のプログラムというのが、非常にある意味では画一的というのですか、例えば、運動、あるいは栄養、口腔ケア、この3点しか運動の部分には見受けられません。その辺は部長の言われるように十分検討なされて、参加されやすいプログラムということも十分検討する意味があるのかなというふうに提言をさせていただきたいと思っております。

それから、介護予防事業の二次予防については、資料を見ますと、現在、事業企画、あるいは対象者の把握を包括のほうで行われているようにあります。そして、事業実施を社会福祉協議会が行っているようですが、この際、こういった部分の門を開き、そして、新たな民間事業の参画、あるいは保健師の参加のもと、元気な高齢者とそして地域が連携した事業実施に取り組む、そういうふうな形の中で、活力と柔軟な対応で取り組めば、参加者がふえる



んじゃないかというふうにも考えますが、新たな事業参画導入を含め、少し考えをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問は、地域でより多くの方がより密度のある参加者を多くするためにはどういうことを考えておるかという御質問と判断しております。確かにおっしゃるとおり、先ほども申し上げました保健・医療・福祉を必要とする各専門の分野がございます。民生委員さんを初め、医療機関、もしくは社会福祉協議会、NPOとかいろんな社会福祉法人もございますので、皆さん方のいろんなお力、お考えをお借りしながら、地域に密着したよりお年寄りがここに住んでよかったなというような、私、佐伯市の将来の高齢者計画というのを絵に描いておりますので、それにできるだけ沿えるような計画を、先ほども申し上げました、介護保険計画等も踏まえて、より具体的に記述をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ部長の新しい考えに期待したいと思いますが、私はこういった現状を考慮すれば、いわゆる新たな民間の活力、特に、地域包括ケアにかんがみ、住民主体の介護予防事業への取り組み、つまり、元気な高齢者と地域が連携する予防事業に取り組むべきと考えております。そういった事業実施をすることで、当然地区の財政にも寄与し、参加者がふえると予測しております。再度申しますが、介護予防がなかなか普及しない理由は、市が実施する介護予防事業そのものを高齢者というふうに限定せず、全市民に対し介護予防の意義、あるいは、健康対策の一環としてこれからどう周知していくかを関係者が、ある意味では全体の問題として取り組まれることを期待し、次の質問に移りたいと思います。

地域包括ケアシステムの取り組みについて。高齢者が地域で自立した生活を営み、サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムが、平成24年度からの第5期介護保険計画に取り組まれると思われ、その対応が急がれていると思います。私の調べでは、地域包括ケアシステムは、各職種の連携とサービスが包括的、あるいは、継続的に行われることが、ある意味では必須になっていると思われ。しかし、その推進の前提として、例えば、佐伯市に住む高齢者がどこに、どのような支援を必要としている高齢者がどの程度いるのかを、やはり的確に把握しなければならないし、そういった意味で、地域の実績に応じた各サービスの目標設定等ができるんじゃないかならうかと思えます。

先ほども若干触れましたが、二次予防対象者把握事業、そういった部分の現況をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問の件でございます。先ほどの二次予防事業の国の基準というのをおむね65歳以上の5%というのを、課長のほうから報告していただきました。これをやはり上げるようにどうすればいいかは、非常に難易度があると思います。というのは、この事業に限らず、やはり、ああ、行ってよかったなという成果を認識していただくのが一番だと思いますし、ただいま保健師さんを中心に各地域でサロンに出向いて、介護予防事業の周知のための活動を行っております。そして、事業終了後には、毎年その反省と評価を行い、次の年度につなげるようなより魅力的なプログラムをしておるような状態で

あります。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ちょっと問題がぎくしゃくしているようなんですが、私は、いわゆる地域包括ケアというふうな部分の中で、二次予防対象者の把握事業はどのようになっているのかということをお聞きしているわけですが、その辺がわかれば。

議長（小野宗司） 山田高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（山田わか子） 二次予防の対象者把握事業をどのようにしているかという御質問ですが、昨年までは特定健診の中に、チェックリストを設けておりまして、それぞれ健診を受けられた方に把握事業を行ってきました。昨年の10月以降、国のほうの制度が改正されまして、65歳以上のすべての方、佐伯市の場合、介護保険の認定を受けてない方が対象者が1万6,000名ほどおられます。その方たち全員に23年度はチェックリストの質問表をお送りしまして、その対象者の中から項目によって、対象者把握を行っております。その対象者が今年度は、ちょっと済みません、数字を持ち合わせておりませんが、蒲江、弥生を残して1万6,000名のうち、1万1,000名、アンケートをお送りしまして、そのうちの1割ほどが対象者となっております。現在、その方たちすべてに教室それぞれの状況に応じまして、参加の要請を行っております。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 私たしか前回でしたか、やはり特定高齢者把握事業という形で質問をいたしました。そのときも何か数値が伺えてないというふうな形でしたが、一次予防対象者というのは、65歳以上ですから、当然高齢化率から見れば、30%であれば7万人おれば、2万1,000という数字が出てくるわけですが、そうじゃなく、やはり、二次予防対象を把握しなければなかなかできないと思います。ケア、つまり、こういった部分はある意味では、大変な労力、そして、多くの予算がかかるんじゃないかと思われそうですが、再三申し上げますが、この事業、いわゆる把握事業にきちっと取り組まないと、うつや閉じこもり、そういった部分の、ある意味では真のハイリスク者と申しますか、そういった部分を把握できないじゃないですか。そして、幾ら包括ケアシステムがあるといっても、その部分がうまくやってないと、成果はなかなか出ないというふうに、私は感じております。

職員さんだけでやれというのも非常にきつい部分かもわかりません。こういった部分については、介護ボランティアとか、あるいは、介護サポーター、そういった人材の育成、あるいは、活用という部分が必須になってくると思いますが、把握事業の実態がまだうまくわかりませんが、時間の関係もありますが、できるだけ早くやりながら、こういった部分を手助けする介護ボランティア、あるいは、サポーター、そういった部分の現状は今のようになっているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 山田高齢者福祉課長。

高齢者福祉部長（山田わか子） 今回の質問の前に、先ほどの数字がわかりましたので、済みません、訂正します。65歳以上1万6,101名の中で、二次予防の対象者が全部で2,723名です。介護ボランティアの件ですが、要介護状態になっても、住みなれた地域で生活するために、保健・医療・福祉を必要とするときに、迅速に受けられますように、体制の整備が必要です。

ので、自助・共助・公助の中で、特に、老人クラブ、民生委員、地元の自治会長さん、隣近所の見守りの方、高齢者ひとり暮らしの方の緊急通報システムをつけている方に2名ほど協力員をお願いしております。これらの自助になります、そういう方の見守りで家族や友人、地域のボランティアによる支援をお願いするとともに、介護と深くかかわる医療、または、公的機関が支援する援助のほかに、社会福祉協議会等と連携をとりながら、地域でより安心な生活ができるように支援体制を進めております。特に、包括支援センターの職員が中心になりまして、ネットワークづくりを今年度は順次進めております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それから、ついでになるかわかりませんが、介護予防ボランティア、あるいはそういった介護予防サポーター、活動推進事業に、いわゆる地域支援事業、そういった部分の交付金を活用すべきと思いますが、今回の特別会計の中に地域支援事業の償還金が3,800万円ほど計上されておりますが、こういった部分は活用方法は十分であったのか、ちょっと確認をさせてください。

議長（小野宗司） 山田高齢者福祉課長。

高齢者福祉部長（山田わか子） 先ほど仰せの償還金の例ですが、一応今年度、昨年より高齢者関係のシステムの変更がありまして、電算の関係で市のほうの変更がありまして、ウエルハス、ささえからアクロシティに変わりました。その部分の委託料と更新という部分が、昨年度必要にならなくなりましたので、その部分と、特定高齢者の把握事業の対象者の部分の健診の受診者が、当初見込まれた数よりも減少しましたので、その部分の特定高齢者の把握事業の部分が減少しました部分と、あと昨年度より高齢者福祉対策の見直しを行ってありまして、家族介護支援事業の部分が対象者が当初の見込みよりも、施設入所、入院等によって減少したための減少によりまして、その部分で一応償還金が生じております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） こういった支援事業についてですが、基本的には毎年の支援事業に要する費用の額、並びにその量の見込み、あるいはその見込み量の確保のための方策、そういった部分が当然佐伯市の介護事業計画に記載されておりますが、ちょっとわかりにくかったんですが、市の見込みという、いわゆる支援事業に対し、交付された費用だけ事業ができなく、あるいは、やらなくてもよかったのか、そして、そういった意味の中で、償還しなければならないという判断をされたのか、その辺だけちょっと確認させてください。

議長（小野宗司） 山田高齢者福祉課長。

高齢者福祉部長（山田わか子） 市の事業の部分で、福祉支援事業でなくて、減少したという部分ではなく、制度の改正と、情報システムの変更によりまして、その部分が変わったための資金が要らなくなったための償還金でありますので、事業自体がしなかったとか、計画どおりいってないということはありません。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 十分な今後対応と活用を維持しながら、次の質問に行きたいと思いますが、地域ケアの中でのサービス体制について、申し上げました団塊の世代は、現在の高齢者と比較し、ある意味では多様な価値観とはっきりした権利意識を持ち、戦後のいわゆる経済成長の中で、豊かな生活を送ってきた。つまり、新しい高齢者というべき人たちがであり、その新しい高齢者が増加する中であって、これまで多様なサービス供給組織に加えて、自助・互

助・共助・公助の適切な役割分担を検討する必要性を痛感するわけですが、この辺の対応について、考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で生活したいということでございます。これは人間の本能だと思いますが、そういうことでありまして、保健・医療・福祉を必要とするときに迅速に、このようなサービスが受けられる体制の整備が必要でございます。先ほど議員さんからもありました共助という面では、介護保険制度が中核を担うのは当然であります。本人の努力、いわゆる自助ですね、家族や友人、地域のボランティアによる支援、これ互助と申しますか、介護と深くかかわる医療、共助という、こういう公的機関が支援・援助との連携等について、役割分担を確立することが重要だと考えております。制度的な公的サービス基盤を整備するとともに、地域における支援の中心の一つである互助の役割は、高齢者の社会参加や健康づくりと密接に関係しております。それぞれ地域の特性に応じた取り組みが行われることが必要不可欠です。

したがって、老人クラブ・民生委員さん・自治会の方々・ボランティア・地域住民等の対応につきましては、高齢者福祉係・地域包括支援センターが中心的な役割を担う体制整備をしておるところであります。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） わかりました。私は常々思うんですが、自助と互助、単にいわゆる介護保険サービスを補完するものではなく、人生と生活の質を豊かにするものであり、自助・互助の重要性を改めて認識し、そういった中でも特に、互助の推進を私は図るべきと思いますが、これについて、もう一度考えをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 一般論的な話になるかと思います。要するに、互助ということを知りやすく言えば、助け合いですね、隣のお年寄りの方がいらっしゃいますということで、おはようございます。何をしようかというのを、その気配りというの、一つの互助だと思いますし、こういう佐伯市という地域が、互助の精神が欠けておるかというのは定かではありません。ほかの市と比較したこともありませんし、そういう思いやりの気持ちというのが、非常に大事だし、その前に、先ほど議員さんもおっしゃったように、自分で何とかしようという、これがやはりやる気というんですか、そういうことが一番大切だし、どうしても一生懸命やっても、どうすることもできないのが、隣近所、ボランティアの方の要するに共助がして、よりお年寄りの方がここに住んでよかったなど、そういうまちづくりに貢献できたらと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） これから特に、いわゆる地域包括支援ケアシステムということが出てきます。そういった中で、そういったシステムと連携をつなぎながら、自助・互助・共助・公助にかかわる関係者で、できればケア会議、あるいはそういった部分の提供に私は対応すべきだと思います。ある意味では、そういった積極的な取り組みを期待し、次の質問に移ります。

地域包括センターの機能について。当然、地域包括ケアシステムの中に欠かせないポジションになると思われます、地域包括センターは、高齢者が住みなれた地域で、尊厳のある生活を継続することができる。いわゆる包括的支援事業等を通じ、地域包括ケアを支えるサービスのコーディネート、そういうことを行う機関と、私は理解しておりますが、いろいろ非常に忙しいという話は聞いておりますが、要支援者のプランづくり、あるいは、相談事業、そういうことに忙殺というんですか、忙しさをとられ、包括的、継続的ケアマネジメント、つまり今後予防事業の核となる、いわゆる機能を十分に果たしてない状況が佐伯ではありませんが、全国的に多くあると聞いております。佐伯市の現況を少しお聞きしたいと思います。議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの地域包括支援センターの役割ということでございます。先ほど議員さんからありました、地域包括ケアをつかさどるといふのか、司令塔と申しますのか、そういうシンクタンク的なセンターだと、私は認識しております。このセンターの役割は、地域の高齢者が住みなれた、先ほどから何度も言うんですが、できる限り安心して生活できるよう、地域の資源を活用し、継続的に多方面から支援していくことだと感じております。高齢者の介護予防を目的として包括的支援事業等を地域において、一体的に実施する役割を担う機関としての重要な役割もあります。地域住民や民生委員さん、介護支援専門員、訪問介護員、ホームヘルパーさんなんですが、などからの相談にはタイムリーに円滑に相談支援ができるように配慮しているところであります。

ちなみに、昨年度の相談件数でございますが、9,725件で、21年度との比較では847件ふえております。このセンターでは介護認定者のうち要支援1、2の方の予防プランを受け持ちますので、予防支援員も受け持ちのほうの相談支援も行っております。地域の方や医療機関、民生委員、介護事業所などからの介護相談や介護予防相談、虐待、認知症など、新規相談は相談員6名、うち3名が保健師でございますが、6名で対応しておるような状況でございます。

予防支援プランを作成する者と相談員は兼務をしないように業務分担していますので、相談者が安心して適切にサービスにつながるよう、あるいは虐待等、早急に対応の必要な困難事例も家族や警察、民生委員など関係者と一緒に対応することもあります。地域包括支援センターの機能を発揮し、必要な支援を行っておるところであります。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 最後になりますが、地域包括支援センターは、いわゆる地域包括ケアシステム、そういうことを支えるサービスをマネジメントできるような仕組みとともに、地域包括ケアシステムとは何かをやはり地域住民に理解していただくことが大切な業務の一環でもあるのではなからうかと思っております。つまり、地域包括ケアは、新しい技術力と地域に合った住民主体の活動を支援する拠点として、必要なサービスの整備に加え、今までと違った新しいノウハウを開発、普及し、その仕組みを支える、ある意味では、住民・地域のリーダーの養成も必要と思っておりますが、最後にその辺の考えを少しお伺いしたい。

議長（小野宗司） 山田高齢者福祉課長。

高齢者福祉部長（山田わか子） 人材育成ということによろしいでしょうか。一応地域ケアシステムを構築するために、職員の研修が県がしております研修に、それぞれ市民ケアマネ、

ケアマネ、相談員、保健師それぞれ参加しております。また、地域のそれぞれのケアマネ、各施設のそういう皆さんの御相談に応じております社会福祉士の方を対象に、月に1回総合相談の連絡会を開いております。また、施設のケアマネさんたちを中心に月1回県域の連絡会を開催して、困難事例等、またはそれぞれ今年度新しい介護保険法が改正されておりますので、そういう勉強会を随時開催して、人材の育成に努めております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ、住民と一緒に取り組むそういったふうな活動といたしますか、事業をやっていただければということをご期待しておきたいと思っております。

それでは、それで福祉の部分が終わらせて、公共事業の発注に入りたいと思っております。

本市の経済は、農水産業の第一次産業を中心として、次いで観光産業が顔を出しております。高度成長期からの景気のけん引車であった土木、建設事業が影を潜めた状況だと推測しております。財政が逼迫すると、要因が公共事業拡大にあると常に報じられていますが、本当にそうだろうか。公共工事は元請、下請、孫請という特殊な事業形態になっており、関係する業者を含めれば、非常に大きな雇用の場を発生しております。そういった意味では、単に公共工事を減少させ続けることは、経済を初め、多くのゆがみを生じさせると思っております。

御承知のことと思っておりますが、東九州自動車道に今年度、佐伯市の一路線として、113億8,000万円という大分県でかつてない予算がつけられたように、国はどなたが、どの党が政権を担当されても必要な事業はやられているし、必要なものはやらざるを得ない、そのようにも考えます。もちろん無駄な事業はすべきでないことは言うまでもないが、無駄な事業など、私たちの身近にあるのだろうか、改めて考えさせられる思いである。仕事が少なく、大変厳しい状態とも言われております土木、建設事業、国県の補助事業、あるいは、単費を含んだ公共工事発注は、今後どのように計画されているのか、簡潔にお聞きしたい。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） それでは、質問にお答えいたします。

公共事業の発注の見通しについてということでありまして。今年度の一般会計の普通建設事業費は、当初予算で58億、今回の9月補正予算と合わせまして、おおむね62億という規模となっております。また、一般会計とは別に水道事業や公共下水道事業などの公営企業、それと特別会計、これが約22億、計上しております。

次に、建設工事の発注状況であります。8月末現在で99件の入札を執行し、設計額ベースで19億円の発注を現在のところ終えている状況であります。今後は第3・四半期から第4・四半期にかけて、随時発注していくという予定であります。

議員御指摘のとおり、公共事業を取り巻く環境は国、県、もちろん市を問わず大変厳しい状況にあると認識しております。このことを踏まえた上で、当然でありますけれども、財政状況等を勘案しながら、引き続き、公共工事の確保に努めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われることは十分に理解もできます。行政の職務として、多様な災害から市民の生命、あるいは財産を守り、安全で安心して暮らせる環境を整備することは重要なことであり、防災、減災対策を一層推進していくことが必須だと思っております。今回の予算書にも、防災のためのいわゆる避難路に対して、3億7,000万円、あるいは実際の工事予算額が1億6,000万円ほど上がっているようになってはいますが、その部分を除けば、より

昨年よりも厳しいかなというふうな推測はしております。その中でも特に、零細企業者は倒産や、ある意味では廃業の危機、そして、従業員を解雇、あるいは職を失う、そういう人もふえるんじゃないかなというふうな不安もお聞きしております。そうしたある意味では、部分が市の財政状況に及ぼす影響というのも相当大きいものがあるんじゃないかなというふうにも思います。

本市のいわゆる経済の発展、あるいは地域の活性化にとって、公共投資が依然として重要な役割を担っていることもこれも事実ではなからうかと思えます。また、地域の土木、あるいは建設業者は、災害の緊急出動、あるいは、社会貢献活動など地域に密着した企業活動も行っております。

こうした観点に立って、公共事業を推進されますよう、積極的な財政運営を強く要望するものですが、先ほども決意がございましたが、再度その辺を踏まえて、決意をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 決意ということでありましてけれども、若干大分県内の投資的経費の状態について、前段で述べていきたいと思っております。

基本的には、県下14市の中で、投資的経費の佐伯市の予算額は、決算ベースで申しますと、大分市に次いで2番目にあると、額的にはですね、ということであります。また、額だけではなかなか人口規模とかありますので、一概には言えませんけれども、予算規模に対する投資的経費の占める割合、これも上位のほうにあるという状況であります。当然これは佐伯地域は社会的資本、要するにインフラの整備がおくれてきたという現実がありますので、これはある面では、当然のことであると思っております。それと、いかに公共事業をやっていくかということでありまして、基本的には、第二期行革プラン、議員御案内のとおりですね、定めております。投資的経費につきましては、5年間で400億円、これは決算ベースであります。なべて80億円でいきたいということでありまして、基本的にはその方針に沿いながら、予算規模の中で適正な額が幾らであるかということをお案しながら、公共事業の推進を図っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 厳しい財政事情というのは、十分理解しております。佐伯市の業種、いろいろな方にお聞きしてみると、特に、Bクラスの、いわゆる事業者の話では、仕事量が30%、あるいは35%も少なくなっている。そういったことが拍車をかけ、競争することがすべてと弱肉強食の思いで、ある意味ではやっている。価格についても異常なまでの低価格の受注ということをお聞きしております。

私は、こういった部分の中で、いわゆる過度の競争は本当にいいのか、また、安ければいいのか、改めてやはり公共工事のあり方を考えなければいけない時期に差しかかっているのではなからうかというふうな思いがしております。その辺は、時間もないのでまた後日お聞きしますが、実は、ここに大分県の予算書、7月の補正予算の一部があります。その資料を見ますと、実は大分県は国が公共事業を削減される中、景気、雇用を含め、いろんな影響を及ぼすので、基金417億円あるうちの323億円ほど残し、あと取り崩して、公共工事へ予算措置された。つまり、投資的単独事業、そういったものを大幅に増額したと聞き及んでいます。本市としても、そういった思い切った措置は講じられないのか、お聞きしたい。これ西嶋市

長にできればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上清三議員さんから100億円近い金額が大分県では補正になっているということですが、県もことし選挙があった後、そうした補正を組み直したということですが、県自身が昨年と比べて、投資額が非常に減っております。こうした中での予算の組み込みであると思っておりますし、当市にとりましては、計画の予定をしっかりと押さえながら、やっているわけで、前年度と比べて、平均1億というのは、全体から見ると減った形をとっております。また、先ほど部長が言いましたように、いわゆる一般会計以外の予算等について、こうした部分については十分なる措置をしながら、やらせていただいております。また、国から来た支援金等も活用しながら、それぞれの予算配分をしていっておるということで、基金を取り崩したような状態での予算執行には至っておりませんが、また、基金についても現況では、平成26年度から要するに交付税等が措置されませんので、県はそういうようなことはありません。そうしたことを見きわめながら、私ども投資的経費、県下の中では、先ほど部長が言いましたように、インフラの整備を考えながら、最大限配慮しながら、予算を整備したいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 市長の言われることも理解ができます。当然県のほうは選挙があったり、骨格予算というふうな形の中で、そういった予算配分もあったと思われませんが、しかし、やっぱり今仕事がなく、あるいは、困っている状況にある意味では明かりをとすために、大分県と同じような措置を講じ、積極的に私は対応すべきかなということも提言しておきたいと思っております。御承知のように、佐伯市は海岸線が市長が言われましたように、270キロに及び、背後には急傾斜地を持ち、災害に対してもすれば弱い部分を持ち合わせています。公共事業に取り組むそういった意味では、業界が衰退すれば、仮に大規模災害が発生した場合、早急な、あるいはボランティア的な復旧工事などに取り組むことが厳しくなり、市民の安心安全も守られない、そういった可能性も出てくるのではなからうかと思っております。同時に、公共工事を減らしたことで、地域全体の疲弊を招くことも推測されます。

そういった部分を考えて、一層の取り組みを期待し、一般質問を終わりたいと思っております。

議長（小野宗司） 以上で井上清三議員の一般質問を終わります。

次に、7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員、自民党会派所属の河野豊でございます。

一般質問3日目の最後の質問者となりました。疲れておるようですので、早速入りたいと思っておりますが、しばらくのおつき合いをお願いいたします。

早速質問に入りますが、今回は佐伯市の総合計画について伺ってまいりたいと思っております。小項目といたしまして、駅前・葛港地域の活性化施策についてであります。この件は、午前中の兒玉輝彦議員の質問の中にも触れられておりました。若干重複する部分があるかとは思いますが、私の場合、公設市場に絞って通告しておりますので、そういった形で伺ってまいりたいと思っております。

この公設佐伯魚市場の建てかえを求める請願が昨年6月に本議会に提出されて、常任委員会、そして、この本議会において、全員一致で採択をされております。この件について、実は6月の議会で私が質問に取り上げるつもりでございましたが、ある程度進んでおるとい



うな情報を得まして、今回に若干ずらしたわけですが、午前中の質問にも粛々と進んでおるといったような答弁があって、大変うれしい思いで今回は質問席に立っております。そういった意味で、この公設佐伯魚市場の建てかえ問題がどのような形で進んでおるのか、その進捗状況をまずは伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、お答えいたします。

佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建てかえの件については、この7月22日に開催されました経済産業常任委員会でも若干説明しておりますが、請願の議会採択後、他の市場の視察、それと市役所関係課での協議等を踏まえ、株式会社佐伯魚市場、佐伯市鮮魚仲買人組合及び大分県漁業協同組合と、市役所関係課を交えた意見交換会を開催いたしました。この意見交換会では、大分県漁業協同組合佐伯支店先の突堤用地に移転することにより、葛港市場の建てかえを行うということと、卸売業者の使用料負担が過大なものにならないよう、規模、内容は必要最小限とする。当初は観光、まちづくりに係るハード面での機能は付加しないが、新市場での朝市開催や移転後用地や新市場までの沿道の活用等、ソフト面で新たな取り組みを検討していくということで、港の活性化等を図っていくと、その方向で意見集約がなされたところであります。

この方針を具現化していくために、今回、地方卸売市場事業特別会計補正予算に、葛港の市場整備計画策定業務委託料として、百数十万円を計上させていただいております。何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。整備計画が策定され次第、公表いたしまして、広く市民の皆様の御理解をいただきながら、葛港市場の建てかえに向けて前進してまいりたいというふうに考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 答弁では7月の経済産業常任委員会である程度の報告をしたと。私、その常任委員会に所属しておりませんので、その分は聞いておりませんが、実は、ここに商工振興課と企画課、そして、建設総務、水産課の佐伯市公設水産卸売市場葛港市場の建てかえに係る経過報告及び今後の取り組みについてという報告書を持ってあります。いただきました。この中で今言ったことが実は私はこれを見たときに、本当目からうろこじゃないけれども、涙が落ちるぐらいの気持ちで見たわけです。これは、ある意味ですね、議会が提案して、というか、ここにおける議長が、議長も会長なんですが、議員連盟、そこの中の政策研究会の中で一昨年、21年から研究して取り組んだ事業で、浜野部長も一緒に、あそこにおける飛高、しょうちゅうの好きな課長も一緒に八幡浜に視察まで行って、そういった形で、我々議会のほうから提言をして、やっとならぬと請願という形で出て、そして採択され、議会がある意味、提言をして、今具現化しようとしておる事業であります。まさに、議会と執行部が両輪といった形で、動いておる事業なんですよ。私はこういった事業が、本来の施策のあり方ではないかなという気持ちでこれを目にして、まさにありがたいなと、敬意を表します。そういった意味で質問に上げていますので、ぜひ応援しておるつもりです。

ただ、その中で、この中に基本構想を取りまとめることとして、今回、補正予算が上がっています、今言ったように。そうした中で、この基本構想が策定され次第というようなくだりがあるんですよ。これは大体どれくらいに設定しておるのか、だから、この質問の中で

は、これをもとに組み立てていますので、できればそういった形で答弁願えればと。これを基本構想策定、これをどの時期ぐらいに、例えば、今年度中に策定して、来年度実施設計とか、今後のスケジュールですね、その辺をどの辺に設定しておるのか、まずお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 執行部。

商工振興課長（飛高勝則） 商工振興課の飛高でございます。河野議員の御質問にお答えいたします。

整備計画の策定につきましては、今年度中に一応上げておきたいと考えております。その業務委託によって、計画年次というのも定めていきたいというふうに考えておりますので、今の段階では期間的なものは全く白紙の状態でございます。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 実は、6月のときに断念したというのは、漏れ聞くところによると、平成26年合併特例債の期限が来るそのときに、いろんな事業が集中するから、できれば、平成27年度以降にこういった形を、この事業をというようなことを漏れ聞いた、私の誤解かもしれないけれども、そういった自分の憶測だったのかもしれないけれども、そういう形で理解しておったので、これが急遽こういう形になって、今年度中にこの基本構想を策定するということになると、当然積みかけて、今、課長はその先は検討してないというようなことだけでも、これができてから、そのスケジュール的なものを見るというようなことの答弁であったと思うけれども、せっかく策定するのだから、こういったものは議会も、さっきも言ったけれども、両輪でいける事案なんですよ。できれば早急に構想を策定して、この議会、だれも恐らく反対することはないと思いますので、策定して、すぐ実施計画、そして実施設計、それで着工といったような、そういったことが、この事案に関しては恐らくスムーズにいくと、ただ、その中でこれは公設ではあるけれども、民間の運営になるので、その方々がどういう対応をとるかだけの問題だと思うんですよ。その辺のところ、要するに、株式会社佐伯魚市場、あるいは仲買の方々、そういったの方々、また、港地域の活性化に取り組んでチーム葛の方々とか、そういった方々はどういう思いをしておるのか、会合したというようなことも書いておるので、その辺の状況を若干お聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 策定をいたしまして、期間は今、課長が申し上げたように、まだそのスケジュール的なことは決まっておりませんが、ただ、老朽化して、もう余り長い間その市場自体がもたないということを聞いておりますので、財政のほうと十分協議をしながら、市長とも協議をしながら、なるべく早目の方向でこれを行っていききたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今、浜野部長がそういった形でしか答弁できないような立場というのはよくわかるけれども、これはぜひそういった形で期限をできるだけ早くしていただきたいなということと、それと、今さっき午前中のあれにもあったけれども、対岸につくるといったら、これはもう合意はできているんですかね、その分だけちょっと。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それも含めて、この計画でどの位置がいいのか、どういう向きがいいのか、希望は向こうの対岸というか、横のほうということになっています。そういうふうになるのかなというふうには思っていますけれども、まだそのこの位置ははっきり確定はしておりません。これからそういう計画を立てて、パブリックコメントですか、住民の皆さんの意見を聞きながら、きっちりやりたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そういった答弁しかできないであろうという想定はしておったんですが、ただ、この報告書を見ると、商工振興課、そして企画課、それから建設総務課、そして水産課といったような4課に分かれてこの報告、この件について報告がされておるわけですね。当然これだけのものをつくると、恐らく5億から10億円の間ぐらいかかるんじゃないかなと思ってますんで、そういった場合、こうしてばらばらに考え方、報告等をまとめるよりも、通常は、例えば、魚市場の建設協議会とか委員会とか、こういったものを立ち上げて、一つの組織で対応していくほうがスムーズに行くのではないかなという思いを持っておるんですが、そういう計画はあるのか、ないのか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） その基本的な話をする上で、みんなの関係課の意見を取りまとめた物でございます。ばらばらに会議したものではありませんけれども、主体はやはり担当課、商工振興課になると思いますけれども、みんなの意見を聞きながら、やりたいというふうに思っています。主体は商工振興課ということになると思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） あなたの言うことは、市長の言うことというふうな形で、そういう理解でこの議会が来ていますので、最後にこの件について、ちょっと市長にじかにお聞きしたいんですが、恐らく西嶋市長の施策の中、今まで2期やられて、1期目は財政改革といったような大きなものに取り組んでこられて、2期目が大手前の問題、公約ということで、中心市街地を大手前にそういった区画整理等、きのう、一昨日と質問にも上がりましたが、大手前を開発するといった大きな事業、それと、恐らくこれが、我々任期もあと1年半です。そんな中に目鼻がつけば、これは西嶋市政の、要するに施策という形になろうかと思うので、市長の思いを、端的に言えば、任期中にでも目鼻をつけるといったようなコメントがいただければ、一番ありがたいけれども、その辺のところは、市長の見解をひとつお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんの公設市場の件ですが、こうした形の請願をなされ、私のほうは調査業務策定という形で、今回上げさせていただいております。さっき担当課が非常に多いというのが、港湾の部分であるし、また、漁港との絡みもあるということ、もう一つはこれ市有地と県有地の関係があるということで、そうした部分を調査して、これがそれぞれの方々多いもんですから、まとめ役が大変だなと思っています。もう一つは、重要港湾の関係がどう絡んでくるのかというのも上がってきます。こういうことを加味しながら、そうした策定を業務委託し、基本方針を持っていかなければ、なかなか事業は進展しないということで、今回補正を上げて、一日でも早い方向づけができればと思っております。

なかなか即答で、いつできるかといっても、重要港湾の絡みで、荷揚げの状態ですか、港湾の改良とか、そうした事業も今後絡んでくると思っております。できるだけこれについて

は、こうした業務委託をしながら、前向きに進めていきたいと思っています。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 私はそんなに障害はないと思うんですよね。そんなにハードルは高くないと思うんですよ。いろんな意味で、例えば、大入島の問題とか、埋め立ての問題等も今回出て、そういった絡み等を心配しておるんであると思うんですけれども、佐伯港の長期総合計画等、県と一緒に今やっておるといような、建設総務課からの報告書もありますけれども、我々もある意味、当初から冒頭申したように、21年からもうこの事業というか、魚市場の建てかえについてかかわっておって、いろんな方と接して会を持つ中で、もう総意として、建てかえは佐伯市の活性化に大いにつながるという、そういう結束というか、そういう思いは持っていますので、後は執行部、市長の姿勢だけでこの事業はハードルを乗り越えて、スムーズにいく事業と、私は思っていますので、ぜひ今そこで私の任期中にこれは目鼻をつけるという答弁をもういただいたというふうな理解で、この件についてはそういうことで終わります。

さて、小項目で、駅前の元国鉄清算事業団の遊休地について、これも午前中、兒玉議員の質問と重複しますが、ホテルの建設計画、これも10年契約でしておって、今のところ向こうからの回答は何もないと。これはたしか公募したときに、建築条件つきとかいう契約ではなかったんですか、2年か3年ぐらいの。そういう条件はついてなかったんですか、それだけちょっとお聞かせください。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） その10年以内に建てるということ以外は、そういう条件はついてなかったと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これは、ここの件だけ言えば、やっぱり行政指導、市が公募したということは、ほかに公募者がおったと仮定したら、大変無礼な話で、結局市が国鉄清算事業団から買ったやつを、そんな利益なしに、ここに譲るといような形をとっていますよね。ほかの事業者だったら、スムーズに建っておったかもしれない。そういった仮定をしたら、これは行政指導も、ここへ行って、ルートインに行行って、それぐらいのことは言ってもいいと思うんですよ。10年待つだなんて、そういう悠長なことを、これは多少きれますよ、普通聞いたら。そこら辺をぜひ、そんな気持ちありますか、ちょっと教えてください。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 近く東京に市長なり、私なり、そういう機会がありましたら、ぜひそこへ行って、社長に会いたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） いや、機会がありましたらじゃないですよ。機会をつくって行かないと、こういうのはね。その件は、そういった形でどういうふうになるのか、計画だけでも聞いてこない、あのままほっておいて、景観も悪いしね。その部分はいいとして、ほかに遊休地あるんですよね。あの一角全部買ったわけだから、その部分は実はこの駅前・葛港地域は総合計画の中でも、活性化をするという文言だけしか載っていない。さっきの市場の件も、全く載っていないですよ。中心市街地の活性化、基本計画の中にも載っていないんですよ。この駅前遊休地を使って何かするとかいような計画は、せめて総合計画の中、今回中心市街地

基本計画、こういったものもあるし、政府から公認いただいて、交付金がある。そういった事業をする中で、せめて何かこれについて、考えはないんですか。また地元の方、そういった方の意見は聞いたんですか、そこら辺どうですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） そのほかの遊休地については、今、駅前周辺の事業者等の駐車場として活用している状況だけで、特に計画等は持ってありません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今、総合計画をやりかえていますよね。あれ24年度までだから、一次がね。二次にはぜひ、遊休地は右も左もあるんやな、それについてはぜひ、我々も地元といろんな形で接触をしながら、どういうものかという部分は提言していきたいなと思いますけれども、それに乗せるような形で持っていけたらなというふうに願っております。それでもう一つ、駅に向かって右側、九電のもう一つ下ですね、あそこの部分、手つかずの部分があるんですよね。あの部分が本来217の駅前から臼坪に抜けるバイパスが、抜けるということで、あそこにおりてくるから、あの遊休地は最終的にとられる部分があるから、あれは使わんのだろうというふうに、ある意味駅前の方も私もそういう認識におるわけです。

そこで、ちょっと部長には酷かもしれないけれども、217号のこの駅前から臼坪に抜ける部分は着工するんですか。それだけちょっと答えて。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 217バイパスのあそこが第3工区だったですかね。1が今、鶴城のところ抜けるところで、2が弥生のバイパス、脇津留とかで、あの分がこういった質問が来るとは思っていませんので、確認はしておりませんが、今まで、県土木等々とやりとりする中で、計画はまだ消えてはいないと私は認識しております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そうなるとまた、ちょっと考えが違ってくるんやな市長。あそこにおりてくるから、要するに国鉄清算事業団の三角の細い部分は、その217に使わないかんというような、要するに下、二線になるからね、真ん中に高架でおりてくる、それにあそこを利用するというような、平成7年ごろのこれは計画なんですよ。もう既に何年たっているのか、16年ほどたっているのかな。計算ようせんけれども。そういうような中で、先ほど断ち切れていないということらしいですけれども、そこら辺はまたしっかり把握しておいてください。これ駅前の方はそれで家が古いけれども、そういう計画があるということで、要するに立ち退きになるかもしれないという、そういった思いもある人もおるし、いや、もうこんのじゃと、このので、また新しい家を建てた人もおるし、こういったことははっきりさせてやらんと、どっかでね。その分ぜひその部分は回答をお願いします。

時間がないので、次に行きます。旧消防署跡地について、この件について伺いますが、当初ここには安心安全といった観点から、分署的なものを残すといったような話を私は、そののみにしておったんですが、いつの間にか何もそういうものが残るような計画になっていない。どのような利用計画になっておるのか、お聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 消防署の跡地についてお答えいたします。

旧消防署の建物の解体後、これは保育園として利用する計画であります。佐伯民生福祉会

の運営する佐伯保育園が老朽化したため、福祉会がみずから事業主体となり、大分県保育所緊急整備事業の助成を受けて、新たな保育園を建設したいとの要望を受けました。この事業計画は待機児童の解消に寄与することが見込まれるため、市といたしましても支援をすることとし、この議会に予算計上したところであります。

ちなみに、隣接する九電跡地と駅前・港地域交流センター、いわゆる東公民館の建設が決まっておりますが、それとちょっと前後しますが、消防署の跡地には保育園とは別に、佐伯市の佐伯消防団城北分団常白班の消防機庫を建設して、地域における消防活動の拠点にしたというふうにも計画しております。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今、消防署跡に分団の消防機庫ができるということですが、私これ保育所の図面、平面図をもらっておるけれども、このスペースないように見受けられるんだけど、どこにある。本当にある。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私からちょっとお答えしますと、ちょうど道路があって、昔ゴルフ店の後ろですね、三世帯後ろに旧消防署が車庫で使っておった部分があるんです。その一部にそれを持ってくるようにしております。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 全然奥に入ったところですね。この車庫と書いてある分。それはわかりました。ただ、分団の消防機庫、これは地元の人からいったら、要するに、今、脇に行った消防署から駅前まで、要するに市内繁華街まで来る時間ですね、レスポンスタイムというのかな、これ15分と聞いておるんですよ。この後、警察の件も触れるけれども、安心安全の面からして、ここにある程度のとっさに初期消火に行ける消防、分署というような形で残すというような話を私は聞いたというふうに理解しておったんだけど、それはもうないということになるわけかな。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 当初私のほうもそれは聞いたことがございますが、この段階では分署等を置くということは断ち切れになっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それは駅前の方々、またあの辺の常盤区の方々にとっては大変残念な思いかなと、こういったことで、知らせるのも酷かなとは思いますが、そういうもう計画が断ち切れたのなら、断ち切れたん。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私から、区長会といろいろお話ししたときに、消防署移転にお話ししました。当初からここには消防署の分署をつくるという話は一切しておりません。そうした中で、消防について少しでもその地域の人々の消防として、何か方法がないかということで、この本庁舎に消防車を置いて、緊急時点に本庁舎に置いている消防から、消火活動に行くという話をさせていただいております。また、その地域における場所に、地区公民館とそうした話をしながら、そしてあとは今の状態でカバーをしていくという話で、区長会との話ではそうい

う話で、この数年間ずっとやってきておりますので、私のほうも分署という話を、逆に今戸惑っておるような状況でございまして、東校区の区長会の皆様とはそういうような話をずっとさせていただいております。

以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） わかりました。そういう話であれば、本庁、要するにこの庁舎が建ったときに、ここに。

（「今現在、実は置いているんです」と呼ぶ声あり）

7番（河野豊） そうかな、気がつかんかった。それは大変御無礼しました。そういうことなら、市内の方々もある程度の安心するかなというふうに思います。この件について、もう一つ保育園の件ですが、これも今回、教育民生常任委員会に付託されておるので、そのときに聞くようにしますけれども、いいです、それは。

じゃあ、次の警察署の移転について、伺っていきたいと思います。これは実は、通告のただし書きのほうには、私、これは県の事業だから、情報の範囲内ということでしたし書きをしておりますが、跡地の利用計画、こういったものを市は聞いておるのか、それと、今言ったような警察の移転に伴う、これも鶴岡に行くから、繁華街に近い今の場所から、やっぱり十何分といった通報から現場到着までのレスポンスタイムとかなんとかいうんやな。こういったものがかかる。これに要するに安心安全といった部分が若干不安な面もあるのかなというところで、こういうところに問題がないのか、その辺検証しておるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 跡地の利用計画につきましては、佐伯警察署及び県有地を所管する大分県の県有財産経営室へ照会を行いました。まだそういう計画はないという回答を得たところであります。

次に、警察署の移転に伴う安心・安全の問題ということでもありますけれども、向こうに移転をするということで、中心地の安全確保については、佐伯警察署から交番を県の佐伯総合庁舎内に設置するというので、住民の安心安全に努めるというふうに伺っておるところであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そういうことで、実は総合庁舎へ交番を置くということは、我々も聞いておったんですが、本当かどうか、真意はわからなかったの、確認したわけ。それで、もう一個確認したいんだけど、大手前の件だけでも、もともとあそこに大手前に交番があったですね。これは最終的にどうなったんですか。この都市計画の中にあるのかな。こういった中で、あの交番はどういうふうになるのかな。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 今協議中ということではございますが、大手前のほうにも交番をぜひ置いてほしいということで、今、適宜警察のほうと詰めているところでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。け

7番（河野豊） じゃあ、その件はまた大手前の中でも実は、大手前の問題いろいろある中でこの部分も本当は早目にはっきりさせてほしいなという思いがあるんだけど、そういっ

た意味で申し添えておきます。

といった上で次の質問に行きますが、今度はこの警察、これ恐らく警察もこの一般質問はね、庁舎内で聞いているので、警察が今度新しい鶴岡に行きますよね。もうほとんど庁舎もでき上がって、ところが、あそこの県道佐伯弥生線、鶴岡・坂の浦間、これ佐伯市民だれでも知っていますよね、もともと真っすぐだった道をわざわざ急カーブにして、これ下のはたしかあそこの水道を掘るから、その工事車の出入りがあるからかなと、私はそういうふう聞いて、理解しておったんだけど、そのままになっているんですよね。これどういう計画になっているのか、どうなっているのか、それだけちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 河野議員の通告にありました、あのまま進展がないというふうなことに御答弁ということによろしいでしょうか。御質問の箇所につきましては、県道佐伯弥生線と、一般国道217号佐伯弥生バイパスが交わります、先ほど申しました鶴岡高校先の交差点付近であります、平成16年度に交差点の改良工事を県が行ったものでございます。その際、取り合わせ部が曲線になるため、注意喚起の路面標示やドットライン、ドットラインと申しますが、外側線の内側に点線で減速路面標示をして、ドライバーの減速の注意を促すというような波線といいますか、点線みたいなマークなんですけれども、それを設置して交通安全対策を行ったものです。その後、沿線沿いに佐伯警察署の移転計画が起こりまして、来訪者等による交通量の増加が予想されるため、警察署からの要請を受けまして、地域住民などとも協議を重ねて、右折レーンの設置工事を行っているものでございます。

こうした事前の対策を県が講じてきていることから、交通については非常にカーブが多いところですが、安全性については、ある程度確保されているものと伺っております。今後につきましても、佐伯警察署移転後の交通状況などを確認しながら、必要に応じた安全対策につきましても、県及び警察署と連携して、対応したいと考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 対応したいって、私が言いたいのは、あの道はどうなるんですか。あれから真っすぐ抜けるんですか、それともあのまま今言うように、危険な部分をいろんな車線を引いたりとかして、そのままなんです。どういうふうになるんですか、あそこは最終的には、

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 最終型と申しますか、実際には都市計画街路との絡みがあると思えます。あの路線、今坂の浦側からおりて真っすぐ行って、県道にたどり着くために曲がっておりますよね。その先が都市計画街路の3422、藤原高畑線という都市計画街路の計画はございます。それに将来といいましても、将来的にはそれに取りつくということになります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これは県の事業というか、県の管轄の事業になるのかと思うんです。私、前、道路公団の総裁の話聞いたことがあるけれども、彼らは道路をつくることに一生ささげている。だから、私は道路屋だと、そういった意味で、人から言われなくても、道はつくるんだと。そういった者から見たら、こここんなになったままもう10年経過しますよね。あんた道路屋じゃないですか。土木部長でしょう。そういった意味で、こういったものにすぐ気がついて、我々から指摘されなくても、県の連中だって、これ見ておると思うけれども、指摘される前にああいうものは、本来真っすぐだったやつをなぜ曲げたのかということも、地元の人



は言っとるんでね、決してあそこで何度も接触事故が起こっているんですよ。大きな人身事故はないけれども、これはぜひそういった意味で、何年もこういうものをほっておかないように、恐らく警察もそこへ行くから、交通安全課あたりは、黙ってあそこに、よもや引っ越しはせんだろうと、真っすぐしてから行くのではないかなと、私は期待しておるんだけど、もうすぐ移転も来年度から新庁舎になるのに、いまだに何の手つかずもないと、あえて指摘しておきます。これはぜひそういった形で、部長のほうから県と協議して、ぜひ早目に善処というか、道路は真っすぐ、危険のないように通していただきたい。ということで、大項目1の質問を終わります。

時間がないので、次の質問で県立豊南高校・鶴岡高校の統合について、この件も県の教育委員会の所管事務であるから、ただ、市の教育委員会としても全く知らんわけにはいかん事業ですので、知っておる範囲で答弁願えればと思います。

現在の統合計画、進捗状況について、両校の統合はどのような経緯で進められておるのか、そしてまた、豊南高校については、もう26年、あと2年で、ことしの今の中学2年生から、もう豊南高校への入試というのはなくなるわけですよ。26年の4月1日から開校になるわけだから、そのときから新しい高校に行くわけですよ。要するに逆に言ったら、豊南高校は26年から新入生がなくなるわけです。2年、3年だけの学校になるわけですよ。そういったときに、部活動の問題等、その辺どういうふうに聞いておるか、今の2点ちょっとお答えをお願いします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） それではお答えします。

議員おっしゃったように、県の管轄でございますので、調べてわかった範囲で、お答えいたしますことを最初にお断りしておきます。

両校の統合の経緯につきましては、平成17年の高校改革推進計画の「1学年6学級から8学級の適正規模化を図る」というような再編整備指針に基づきまして、統合の対象というふうにされたものでございます。そして、20年8月には佐伯管内を含む県内各地域での懇話会や説明会を踏まえて、「後期再編整備計画」が策定され、両校の統合が具体的に組み込まれたところであります。

この間、佐伯市では、PTA連合会が中心となった「佐伯市高校改革プロジェクト会議」が発足をしまして、佐伯市内における望ましい高校改革のあり方を探るための市民アンケート等も行って、市民ニーズを分析しております。また、市議会や市長からは県教委に対して、意見書、あるいは建議書を提出し、市民ニーズや佐伯市の実情を訴えてきたところであります。この「後期再編整備計画」によりまして、平成26年4月1日をもって、現鶴岡高校の校地に、農業系の学科が1学級・工業系が1学級・福祉系が1学級、総合学科が3学級程度、1学年6学級程度の総合選択制高校を開設するということになりました。

今後は、「子どもたちにとって真に望ましい学校づくりはいかにあるべきか」という教育の本質論を見据えまして、今年度には統合のための「両校協議会」、そして25年度には「新設高校開校準備室」を設置しまして、新設校開校に向けた準備をしていくというふうな計画になっているようでございます。

それから、部活動の件につきましては、県教委が主導で進めます、今お話ししました「両校協議会」であるとか、「新設高校開校準備室」、このような会議の中で検討していくとい

うふうになっているようでございます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 実は、私もこの資料としては、高校改革推進計画ということで、後期再編整備計画、平成22年から27年度という、こういう資料をいただいて、ネットでもとれるんですが、これでいろいろ質問を組み立てたわけですけども、いろんな問題があるわけですよ。もう既にもう今年度から臼杵商業高校なくなるわけですね。津久見高校に統合される。そして、逆に津久見から佐伯に来る方、臼杵商業高校に行きよった生徒も、逆に言うたら、佐伯に来る可能性だってあるわけですね。そういった意味で、いろんなこの高校統合問題というのは、大きな問題を抱えておるので、何も市内の方々というか、問題視していないのかなと。当然そういう問題視はしておるんだろうけれども、特に、豊南高校のOBとか、いとも簡単に豊南高校がなくなることに、反対せんのかなとか思いつつ、質問を組み立てたわけですけども、そういった部分はいいいとしても、部活動もできなくなる。部活動に関しては、どうなるんですかね、鶴岡に行く。要するにもう2年、3年生は鶴岡高校に行くんやな。そういうことになるわけですね。要するに、26年度からは、26年4月1日以降は、豊南高校の2年、3年生の部活しておる子どもたちも、例えば野球部なら、鶴岡高校に行って、同じ野球部でやるということになるのかな。そういうふう理解していいのかな。新設校で、そういうふうにしてなるわけですね。じゃあ、授業は豊南高校で受けて、放課後、野球部の生徒は鶴岡高校のグラウンドに行ってる。逆かもしれんけれども、2年ぐらいは、その辺どういふうに聞いています。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 26年当初は、新入生が入らないだけで、まだ2年生と3年生は残っております。ですから、その段階ではまだ部活動は可能ではないかなというふうに思いますが、その辺の詳細がまだ私どもにも詳しくは伝えられておりません。先ほど申し上げました、両校協議会の中で具体的な案が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これは、今、市内の高校もですね、PTAとかPTAOB、要するに高校OB、そういった役員の方々も現実におって、注目しておると思うんですよ。さっきそういった協議会を25年に立ち上げると言ったんですかね。平成25年に合併のそういったものを立ち上げる。ただ、これもできるだけ早目に周知させるべきと私は提言しておきます。

それで、次の質問に移りますが、この新設高校、鶴岡高校にした理由、この辺も聞きたいんですが、わかります。それと、校舎やグラウンドに問題はないのか。校名はどのようにして決めるのか、こういうふうに通告しておるので、わかる範囲で手短かに。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

鶴岡高校を校地と決めた理由は、農業、あるいは工業施設を有効活用できると考えたためだというふうに聞いております。それから、校舎やグラウンドについては、明確にはわかりませんが、これから検討していくのではなからうかと。

それから、校名につきましては、25年度に決定するというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 次の質問に移ります。今度は、豊南高校の跡地について、これも恐らく似たような答弁かなと思うけれども、跡地利用構想とか伺っておるかということと、市の総合計画、今度第二次を策定していくようになっていくわけですが、どのようにとらえておるのか、それから閉校により、地域に及ぼす影響をどのようにとらえておるのか、この辺わかる範囲でいいです。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

跡地利用につきましては、県のほうもまだ決定していないというふうに聞いております。

市の教育委員会といたしましてもそういうことで、現段階では未定でございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 通告しておる分で、総合計画にどのようにとらえておるかということと、地域に及ぼす影響という部分は、教育委員会からの答弁は無理かなと思いますが、これまたいづれ教民の常任委員会等で聞きますので、そのときに答弁いただければと思います。

ということで、最後に通学問題について伺ってまいりたいと思います。一時的に統合により多くの高校生、両校が一緒になるわけですから、3年後には、新設校に通学になりますよね。そういった場合に、特に自転車通学の子どもたちについて、今の交通体系で問題はないのか、通告にもしていますけれども、大手前から西谷を通過して、白潟を通過して、鶴岡高校へ行く、鶴岡高校、新設高校ですけれども、そういう道筋、例えば、コスモタウン、弥生とか直川方面の子どもたちは、コスモタウンのあのバイパスを恐らく通ってくるであろう。こちら辺も途中から歩道もないようなへんてこりんな道路ですけれども、こういった問題はないのか、それから鶴岡小学校から県道坂の浦線ですね、さっき言った。こういったものに問題はないのか、臼坪バイパス、これについても下のほうは歩道がないですよ、途中で上の登りついたら、歩道が墓場のところでとまっておるというような状況でね、トンネルの中はあるけれども、ないですよ。そういったものに対しては、通学路として、安全といったものをどういうふうにとらえておるのか。

それと、もう1点、実は3点同時に聞いておるんですけども、高校新入学生に対し、一律、自転車等の購入資金の補助はできないのかということ、これ通告しておりますけれども、今回3校、市内の高校から請願が出ていますよね、通学の補助金、援助をいただきたいというような、こういったことで、請願も出ていますので、この件については、その場で重複するので、この件については答弁は要りません。

それと、もう1点、これは梶形地区に、（仮称）鶴岡駅、白潟の、これはちょっと話が大きい、マクロな話なんですけれども、そういった通学電車用の駅を新設、これの可能性について、こういった形か伺えれば、御答弁を願いたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 駅のほうは総合交通の関係で、私のほうでお答えいたします。

これは、河野議員から質問があったときに、調べましたところ、平成10年度ぐらいに駅の要望が一度出ておりました。これは、問い合わせたところ、新駅の設置については、非常にハードルが高いということで、一つに、設置への負担金が必要ということと、2点目に将来にわたりお客様の利用が採算ベースに合ったものが見込まれるかどうかということと、駅に必要なアクセス道路や駐車場など、そのインフラ整備がその地元がやらなければいけないと

ということと、4点目に言われたのが、踏切、騒音など周辺地域の理解が得られるかどうか、この4点を言われました。

以上であります。

議長（小野宗司） 自転車通学路の安全性について、教育委員会。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

通学の問題につきましては、県のほうがまずそういった学校の校区割の中で、通学に関しての、例えば、通学路をどのように設定するかとか、そのあたりの決定をするというふうに思いますので、そのあたりの動向を見ながら、判断していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 教育長の答弁でね、ある意味、納得できますけれども、佐伯市の子どもたちですよ、その子どもたちが通学に安全か安全じゃないかぐらいは、これは教育委員会の所轄じゃないかもしれないですよ。これは建設、道路の問題であると思うので、そういった問題が新設校ができるということは、大きな問題を抱えておるということで認識をしておいてください。

それと平成10年ごろに同じような駅の新設を、そういった要望が出たということですがけれども、たしかそのころから、佐伯市はJRに年間幾らぐらいだったかな、私が議員になった当初は年間4,000万円から5,000万円ぐらいの、要するに日豊線高速化の補助金といった形で単費で継続して、たしか4億ぐらい市が負担したんじゃないかなと思っているんですよ。それはちょっと大まかな数字だけれど。そんな中、JRはもしここ聞いておったら、ぜひ聞いておってほしいんだけど、今採算路線に乗らん駅とか、そういうものはトイレもつくらんのですよ。子どもたち通学電車なんか、トイレないですよ。どこでトイレをするのか。そういったものも一生懸命、議員としてお願いして、JRと交渉したこともあります。それでも今、海崎駅もトイレできました。これ市も単費でやってくれました。狩生駅もできました。直川もできました。JRは一切、土地は提供してくれる。これは当然ことだけれども、そういうようなJRでね、今言ったように、新設駅、子どもたちのために一つの駅をつくるっていったって、これはもうとんでもない無理難題をふっかけてくるであろうということは、予測できますけれども、やっぱり可能性として、子どもたちが、樹形の、どういのかね、ちょうど長門記念病院と白濁八幡の間ぐらいに一個ぐらいできれば、鶴城にも行ける。新設校にも行ける。物すごく利便性がいい。せめて通学電車だけ。近隣の住民が電車の音で文句を言うかといったら、それは心ない人は言うかもしれんけれども、子どもたちのため、こういったものは総合計画の中に、部長携わるんだらうから、もし可能性があるのであれば、入れていただきたいなんていう思いを残しまして、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、13日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 23 分 散会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第5号 9月13日

# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月13日（火曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	芦刈紀生	20番	下川芳夫
21番	高橋香一郎	22番	玉田茂
23番	榊田穂積	24番	渡邊一晴
25番	清家好文	26番	高司政文
27番	吉良栄三	28番	上田徹
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

## 欠席議員の氏名

16番 三浦 涉

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋泰義	副	市	長	山本清一郎										
副	市	長	塩月厚信	教	育	長	分藤高嗣									
総	務	部	長	内田昇二	財	務	部	長	井上勇							
企	画	商	工	観	光	部	長	浜野芳弘	市	民	生	活	部	長	染矢隆則	
福	祉	保	健	部	長	清家保賀	建	設	部	長	高瀬精市					
上	下	水	道	部	長	笠村由喜	農	林	水	産	部	長	坪根大吉			
教	育	部	長	福泉慶一郎	消	防	長	平井栄治								
次	長	兼	総	務	課	長	田村智	次	長	兼	財	政	課	長	岡本英二	
次	長	兼	企	画	課	長	飛高彌一郎	観	光	課	長	児玉修一				
社	会	福	祉	課	長	江藤聖嗣	高	齢	者	福	祉	課	長	山田わか子		
健	康	増	進	課	長	河村昌江	農	政	課	長	田中眞二					
水	産	課	長	森三千年	さ	い	き	ブ	ラ	ン	ド	流	通	課	長	岡崎 税
学	校	教	育	課	長	都留俊之										

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第5号

平成23年9月13日（火曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

第2 議案の上程（提案理由説明、質疑）

第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案の上程（提案理由説明、質疑）

日程第3 議案の委員会付託

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 皆さん、おはようございます。

本日の平成23年第6回佐伯市議会定例会第13日目は、成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

9日に引き続き、通告による質問者のうち本日の質問者の順序を発表いたします。1番、浅利美知子さん、2番、江藤茂君、以上の順序で順次質問を許します。

3番、浅利美知子さん。

3番（浅利美知子） 皆さん、おはようございます。

3番議員、公明党の浅利美知子でございます。9月10日より11日まで行われました第64回大分県民体育大会、佐伯市は総合3位ということで、大変におめでとうございました。選手の皆様、大会役員の皆様、本当に御苦労さまでございました。

そしてまた、議員ソフト、また、議員陸上に出席されました議員の皆様、大変にお忙しい中での練習だったと思いますが、ほんとお疲れさまでございました。

また、400メートルリレーに関しましては2位だということで、大変におめでとうございます。

それでは、早速、一般質問をさせていただきます。今回、私は、大きく2点について質問させていただきます。

まず初めに、大項目、福祉行政について。これは小項目3点についてお伺いさせていただきます。

それでは、アの視覚障がい者のための情報バリアフリーの推進についてお伺いをいたします。

厚生労働省が2006年に行った身体障がい者実態調査によりますと、全国の視覚障がい者は



在宅で18歳以上の方が約31万人と推計され、70歳以上が約半数を占めていると言われております。このことから、中高年になって病気などで目が見えなくなる事例が圧倒的に多くなっているということがうかがえます。こうした実情から、点字ができる視覚障がい者は全体の1割程度、実際は1割にも満たないとも言われております。現在はインターネットなどで多くの情報を得られますが、やはり印刷物でしか得られない情報は多く、視覚障がい者は、銀行の預金通帳や各種の請求書や通知書など、すべてだれかに読んでもらわなければ日常生活も不便な環境にあり、著しい情報格差を強いられております。

そこで、佐伯市は視覚障がい者の情報提供をどのようにされているのか、取り組みをお聞かせをください。

次に、視覚障がい者の情報バリアフリー化に向け、音声コードの普及が急がれております。音声コードは約800文字の情報を記録できる正方形のバーコードです。現在、年金定期便の封筒に添付されておりますが、皆さんも御承知のことだと思います。専用の活字読み上げ装置を使えば、文字情報の内容が音声で読み上げられておりますので、視覚障がい者は耳でその内容、情報を知ることができます。

そこで、佐伯市役所窓口での活字読み上げ装置の整備の状況、また、活用状況をお聞かせをください。

次に、視覚障がい者の情報取得の切り札として期待されているのがこの音声コードなのですが、まだまだ普及は十分進んでないというのが実情でございます。音声コード普及の起爆剤として期待されておりました音声コードを読み取れる携帯電話が、ことし4月発売をされました。音声コード普及にさらにはずみがつくと思われれます。

そこで、視覚障がい者のプライバシーを守る上からも各種の広報印刷物など音声コードを導入するお考えはないかをお伺いをいたします。

初めの質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の清家でございます。

ただいま浅利議員さんの福祉行政の中で、視覚障がい者のための情報バリアフリーの推進ということで、小さく三つの御質問をいただきました。

まず、最初の1番目の視覚障がい者の情報提供はどのようにやっておるかという御質問についてですが、本年4月1日現在の佐伯市における視覚障害者手帳所持者は414人であります。このうち、文字などを読むことができない方には点字による文書や音声による行政情報を提供させていただいております。

具体的内容につきましては、市報「さいき」中旬号ですね、15日号は点字で、1日と15日号はCD及びカセットにより市報を送付しています。その他ごみの収集日程、各種納税通知書と国民健康保険の保険証、それと、住民健診の案内、はり・きゅう・あんま施術料の助成通知を点字の文書を希望者に送付しておるような状況であります。

また、視覚障がい者が情報を発受するために必要な日常生活用具を給付しています。過去4年間の推移でございますけれども、情報・通信支援用具、これはパソコン等パソコンの内蔵しておりますいろんな解析するソフトなんかも含めてなんですが、6件であります。ポータブルレコーダー22件、盲人用時計13件、点字タイプライターほか14件を給付しております。

小さな でございます。

市役所は、この活字の読み上げ装置、リーダーという表現をするんですが、活用しているかという御質問ですけれど、本市は平成19年度にデモンストレーション用として視覚障がい者用活字文書読み上げ装置を1台購入していますが、活用に至っておりません。

小さな 番目といたしまして、各種広報印刷物と音声コードについて導入についてどのようにお考えかという御質問についてですが、視覚障がい者活字文書読み上げ装置の購入と同時に音声コード、SPコード、スピーカーコードのアプリケーションも購入しています。以前このソフトを使って音声コード付きの文書を送付したこともあります。視覚障がい者用活字文書読み上げ装置とあわせて各種広報印刷物等音声コードの普及を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

1番（浅利美知子） 今、部長のほうから御答弁いただきましたが、視覚障がい者が佐伯で手帳を持っている方が414人いらっしゃるということで、その視覚障がい者の方に対しての情報が今お聞きしたところによると、点字であったり、また、CDであったり、また、音声でそういう形で皆様には御連絡がきちっといっとるというような御答弁じゃなかったかと思いますが、例えば今、点字の方も言われましたけれども、そして、先ほど私が言いましたように、点字をされる方が実際はほんとは1割にも至ってないという状況があります。佐伯市も実際そうではないかなとは思われますが、今言われました音声での案内だとか、そしてまた、点字での案内、これは希望される方と言われましたけれども、414人の方すべての方にこの音声だとかこういうものが行き渡っているのかどうか、そこを再度お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 414名視覚障がい者の方という方で、この方に音声リーダー行き渡っておるかという御質問に、申しわけありません。全員には行き渡っておりません。

ただ、そういう刊行物ですね、かける機械もさることながら、佐伯市の広報紙等も含めてですけれど、そういうコード化する本体のほうもなかなか普及していないというような状況でありますので、全員という状況ではありません。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の御答弁で、すべての方全員に行き渡ってないということでしたけれども、やはり情報格差ということをなくすためには、情報がほんとの的確に入るような対処が必要だと思っておりますが、先ほど活字読み上げ装置の件言いましたけれども、なかなかまだこれが整備されていないというか、活用がされていないというのがあります。これはもう佐伯市だけじゃなくて、ほかの他の市町村も全国的にまだ普及は十分ではないかなと思っております。

それで音声コードですね、今回そういう形で今、取り上げられておりますけれども、国の補助が2009年から今年度まで3カ年で全額国費であります。その中で、この読み上げ装置の購入に100万円、1自治体ですね。そして、研修会を開くことによって30万円の助成があると。すべてこれ国費ですね。10分の10って形になっておりますけれども、もちろんそういうことは担当課の方御存じだと思いますけれども、それに対して何かそれを利用して何かをしようとしたというか、その研修会なり購入時にされたのかどうか、そこをちょっとお聞きし

たいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問でございます。大変恐縮でございますけれど、佐伯市の取り組みと具体的には今年度、今のところ計画はしておりませんし、実施もしてありません。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ぜひですね、このようにほんとに10分の10国費でできるということですので、こういうのを大いに利用して、ほんとに障がいを持った方たち個人のプライバシーを守るという意味からもですね、ぜひこれは活用していただきたいと思いますが、その前にちょっとお聞きしたいと思います。

今さっき私が言いました年金の定期便ですね、先日うちにも来たものですからこういうのをちょっと持って来ましたが、こういう形で、もう皆さん御存じだと思います。何も凹凸ありませんので視覚障がい者の方にはわからないんですが、ここにちょっと切り込みが入っておりますので、これで活字を読み上げるというものなんですけれども、こういう形で今いろんなものが普及されております。これは2009年からこういう形で年金の定期便が音声コードでできたんですけれども、ことしの秋からは年金の支給額というか、その連絡案内も今年度の秋からは文字音声コードがつけられるというふうなことも言われております。ですから、やはりまだそういうのを思うと、ますますこの音声コードの普及が進むにつれて読み上げの装置だとかこういう普及が市としても対処していく必要があると思います。

それで、佐伯市におきまして、先ほど言いました研修会、ぜひこれをまず行っていただきたいと思いますが、お考えはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） この視覚障がい者の方に対する研修ですか。

3番（浅利美知子） いいえ、違います。

福祉保健部長（清家保賀） 職員とかの研修ですか。

3番（浅利美知子） はい。

福祉保健部長（清家保賀） 大変恐縮でございます。このいろんなソフト、議員御案内のとおり福祉事務所も先ほど申し上げました19年度デモで購入して、どうしてもいろんな機器でございますから、恐らくコードのシステムソフトですね、その暗号化するソフトの若干の差異によって読めたり読めなかったりする微妙な展開があるそうです。パソコンと同じようにいろんなソフトがありまして、バージョンがちょっと上がったなら入らないとか、前のやつは新しい方に読みかえできないとかいろいろITの産業のほうで複雑な構造になっておりますが、そういう研修会というのを含めて、まだあと半年ありますので、どうしても道具を持ってなければ、うちの今の若干読みづらい講習をしたところで、やはり説得力が少ないと思いますので、それはぜひ開催に向けてのまた社会福祉課を中心に検討したいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） この音声コードを添付するにはさまざまやはりソフトの面でも難しい部分があるんじゃないかというふうなお答えだったと思いますが、そのためにぜひ研修会というのを国が行ってくれますので、これはもちろん市の職員さんですね、担当の方たちが研修を受けてもらうわけですけども、研修をされるときに、申請をすれば講師の方が来てくれ

るという形になっております。それで30万円の中で、その講師料だとか、交通費だとか、会場料、そういうのがもちろん含まれているわけですが、まずはどういうものかというのをまずはそういう研修をやっていただきたいと思います。ぜひこれは実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで今、福祉部門のほうを部長のほうに音声コードの件でお答えしていただきましたけれども、これだけ先ほど言いました携帯電話にもこういう音声コードを読み取れる携帯電話がこの4月から発売されております。そして、2007年に行われました視覚障がい者の携帯電話の利用状況というのを調べた結果がありまして、413人の方からの回答でしたけれども、92%の方が携帯電話を所有されているということで、ますますこれだけの利用者がいらっしゃるということは、音声コードの利用が高まると思います。

そういった意味からも、ぜひこの音声コードというのを佐伯市の出版物、先ほどもいろいろ税金だとか、年金関係とか、市報だとか、そういう音声を使って案内されているという部長の答弁がありましたけれども、ぜひ福祉の部門のものだけではなく、市全体の広報物だとか、いろいろな種類があると思うんですけれども、それも音声コード化をしていけば、ほんとにこの視覚障がい者の方たち、また、なかなか高齢になって目が見づらいとか、文字が見づらいという方にも、これは十分に利用できるものだと思っております。

そこで、これは総務部長でしょうか、市長でしょうか、ぜひ佐伯市のそういう出版物に対しても音声コードをぜひ取り上げていただきたいと思いますが、何かお考えはありませんでしょうか。

議長（小野宗司） まず、清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問は、大変私も福祉を預かる者として非常に好ましい、また、そういうことを推進しなければいけないと考えております。

ただ、あらゆる課でそういうコード化してしまうと、どうしてもパソコンの中に一回入れて、それからそのバーコードのようなのが出るものですから、どうしても先ほど申し上げましたように、そのソフトと今現在、佐伯市がレンタルしておるパソコンとのいろいろ整合性があると思いますので、そういうところも検証しつつ、可能な限り私は推し進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 市長、補完することはありませんか。今の部長答弁でよろしいですか。

浅利議員。

3番（浅利美知子） ぜひ実施に向けてやっていただきたい。まずは先ほど言いました、まずは研修を受けていただきたい。なかなかこれが予算がついておりましても、実際研修なりまだ周知ができてないという実態もあるようです。ですけど、ぜひ佐伯市、手を挙げて申請していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先日、3障がいの合同セミナーというのに出席させていただきました。玉木幸則さんという方が肢体不自由児の方でありましたけれども、この方を講師に現在は社会福祉として障がい者の自立支援活動をしている方でした。

この方の講演の中で、「みんなが自分らしく、きらっと生きるために」という一人一人を大切にできるまちづくりということで講演がありました。これ、部長も御出席されておりましたけれども、この方の話の中で、すべての人には役割があると。そして障がい者は地域で生きていくことを希望しているが、家族だけの支えには限界がある。だから人が人として生

きていくために社会が責任を持ってその人の生きることを応援していく必要があるというお話がありました。私もこの話を聞いて何かできないだろうかと、何かできることから始めたいと、ほんとにそのように思いました。

やはり視覚障がい者の方たちは、あらゆる印刷物を自分で確認することができずに著しい情報格差にさらされておりますので、この音声コードをぜひ活用していただいて、格差を埋めるために佐伯市も取り組んでいただきたいと思いますので、御検討をどうぞよろしく願いいたします。

この件につきましては、終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、次に入らせていただきます。

小項目のイに入ります。

認知症予防について。高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実をということで御質問させていただきます。

超高齢化社会となり満性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しております。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必須であります。それを妨げるのが認知症です。

埼玉県の坂戸・鶴ヶ島医師会では、地元自治体である坂戸市、鶴ヶ島市の協力のもと、平成18年度より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられております。聞こえはコミュニケーションの基本であり、聴覚が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目をしての取り組みであります。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しております。

また、耳鼻科医の先生によりますと、加齢性難聴の発症頻度は65歳で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えと言われております。加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるために、ちょっとおかしいな、年のせいかなと耳鼻科への受診を延ばしがちで、早期発見をのがし、治療を困難にしております。

難聴から社会的参加ができずらくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認証症へと進展させないためには定期的な健診を地域で行っていくことが有効であります。

さきに述べましたように、坂戸・鶴ヶ島医師会によりますと、坂戸市、鶴ヶ島市での定期健診実施の結果、平成19年で9,653人が受診し、575人に異常が認められ、専門医への再受診を勧奨したということです。

また、検査の際使用する簡易チェッカーも2010年12月に鶴ヶ島耳鼻咽喉科の診療所の医師であります小川先生によりまして新しいチェッカーが考案されております。内科医による検査から専門医へと受診を勧奨するという形で採用されるようになっております。

そこで、認知症予防のための取り組みをお聞かせをください。

老人性難聴障害、難聴からコミュニケーション不足になると考えられます。そこで、介護予防の充実のため、特定健診で聴力検査を導入するお考えはないかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問は、認知症予防の取り組みと、それから、健診等でそういう聴力検査はできないかという二つの御質問だったと思います。

まず最初に、認知症の取り組み状況でございます。

先般もほかの議員の方に2025年の高齢者人口ということで推定のお話をさせていただきました。今後、超高齢社会の到来にあわせて認知症対策は重要な課題となっています。85歳以上では4人に1人が発症すると先ほど浅利さんから坂戸市と鶴ヶ島のお話もありましたが、統計的見方もありますので、佐伯市でも認知症対策には力を入れております。

今年度の認知症予防事業推進の参考にするため、佐伯市の21年度で介護保険新規申請者に認定された方の原因疾患というのは、1位は予定どおりと申しますか、認知症となっております。その結果を踏まえ、今年度は認知症予防の取り組みをより具体的に推進するため認知症介護にかかわる専門職種の人や認知症の人、家族の会等に御協力をいただきまして、認知症予防のためのネットワークの構築、それから、サービス業を中心にサポーター養成と地区サロンの参加、地域全体を対象にした講演会の開催等を企画しておるような状況でございます。

今後も認知症が増加することは明らかであります。認知症の原因の一つは、脳血管障害であります。日ごろからの生活習慣改善や動脈硬化を引き起こしやすい病気、高血圧、糖尿病、高脂血症なんかが入るということでございますが、これらの予防や安定した管理もできるようなあわせて健康づくり活動が重要だと考えていますので、これらの介護予防事業の推進も行っていきたいと考えております。

それから、後段の分でございますけど、健診に取り入れられないかということでございます。佐伯市民を対象に実施している健診には健康増進法による各種がん検診と高齢者の医療の確保に関する法律で定められている特定健診があります。どちらもその実施方法につきまして、国の指針や手引きに沿って実施しております。聴力検査につきましては、前述の国の指針や手引きには盛り込まれていない検査でございます。

また、聴力検査は、仮にうちがそういうことを計画するとした場合の話なんですけど、一般的には防音室にですね、健診のとき御存じだと思いますが、鉄の扉で外からの音が入らないような防音室にヘッドフォンをつけ、オーディオメーターという機械で検査します。特定健診の集団健診の会場は94カ所あり、現状では正確な聴力検査を実施するには設備や所要時間等を考慮すると実施は難しいと考えております。大分県下でも聴力検査を取り入れている市町村はないようであります。

しかしながら、高齢者の難聴が高齢者の閉じこもりの要因となることから、検査の実施ではなく、介護予防事業の健康教室等の中で高齢者の難聴についても対策を取り入れていきたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の部長の御答弁の中で、認知症が佐伯市においてもふえているというような御答弁だったと思います。確かにそのような年齢が進むというか、そういう形でかなり多いんじゃないかなと予測もしておりました。対策もいろいろとられているようですが、私が言いました聴力検査というのを特定健診でとお話いたしましたけど、なかなか佐伯市の場

合は、今、医師会に委託して特定健診も受けてる方もたくさんいらっしゃいます。その中で、この聴力検査をするというのは確かにまだまだハードルが高いのかなと思っておりませんが、今、部長の御答弁の中でありましたが、高齢者の教室等を利用してそういう聴力検査をしていきたいと。聴力検査というか、そういう対策もやってきたいというお話がありましたが、先ほど私が申しました埼玉県の鶴ヶ島市の耳鼻科医の小川先生っていう方が耳鼻科医をされながら老人施設も開業されているわけですが、この方のお父様が80過ぎてらっしゃって、聞こえてないのか、それとも認知なのかははっきりわからないということで、この聴力検査をされるようになったいきさつがあります。

それで、今回簡易の聴力チェッカーというのがあるんですよ。先ほど部長が言われましたように、全く聞こえないような場所にあれして聴力検査するとか言われましたけれども、今こういうペンギンボイスというペリーちゃんというかわいい名前がついているんですけども、これが簡易のチェッカーになります。これを実際、鶴ヶ島のほうで市のほうは利用されております。これは先日の9月11日の埼玉新聞にも大きく取り上げられまして、これが認知症の予防になるということで早期の発見になると、そういうことで聴覚の検査がされております。

それで、必ずしも聴覚障がいというか、そういう方が認知症になるというわけではありません。先ほど言いましたように、なかなか耳が不自由になったり、聞こえづらいとなるとコミュニケーションがとれないと言いますか、外に出ても人の言うことがわからないので話の中に入っていけない、そういう現状があるかと思えます。そういう実際ありますので、そのために聴力検査をですね、専門的なものではありません。あくまでもこれは簡易のチェッカーでありまして、これをするによってちょっと聞こえが悪いから耳鼻科に行ってみたらということで、そういうあれですので、決してこれが診断になるわけではないんですよ。

そういう形で、佐伯市でも今もちろん高齢者の教室、そして、高齢者学級とかいろいろありますよね。ころばん教室だとかいろんなものが運用されておりますけれども、そういう中で、気楽に聴力検査というのをこの簡易のチェッカーを使った聴力検査されてみたらどうかと思うんですよ。実際、この鶴ヶ島市も特定健診でもされておりますけれども、そういう形で出向いてされております。

それと、希望者をとるわけですが、ほとんどの方がこれを希望されて、簡単にできるものですからされているそうなんですが、佐伯市でもそういう取り組みはできないのか、もう一回お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの御質問ですけど、私は独居の一人の方が一番重要ではないかと思っております。というのは、夫婦でいらっしゃれば、おじいちゃん、おばあちゃん、耳が遠いになったのということで一家の家庭の中で恐らく相互を注意し合っていると申しますが、ただ、独居老人の方は隣の方とコミュニケーションが少なければ、やはりそういうのが知らず知らずにおいて耳が遠くなっておるとというのが恐らく状況ではないかと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、会場で94力所、100力所近くの会場でやっておりますので、簡易でどれだけ時間がかかるか定かでないんですが、やはりお年寄りの方は、おばあちゃん、これをちょっとしてみらんかという、やはり相当な力仕事と申しますか、目に見えらると思っておりますので、それを十分協議しつつ、やるのであれば先ほど申し上げましたように介護予防事業の中の一環として独居老人なんかは特に先にやらなければいけないかなと考

えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今、部長がおっしゃいました独居老人の方が一人で暮らしていて、なかなか家でしゃべる相手が確かにおりませんので、そういう可能性が高いんじゃないかなというお話がありましたけれども、それだけではないんじゃないかなと思います。

ですから、先ほども言いましたように、今、保健師が各地域の担当されて血压測定であったりとか、健康相談に乗ってらっしゃいますよね。そういう場のときに、ぜひこうされたらいいんじゃないかなと思うんですよ。ほんとにこれも予防だと思えます。介護予防だと思っておりますので、ぜひですね、後で部長これ差し上げますので、検討していただけないでしょうか。

これが機器のいろいろがどういうのかというのがちょっとありますので、時間がなくなりますけれども、これが本当に声が聞こえているのかどうか確かめるための聞こえの確認、そして、声がどう聞こえているのか聞こえの確認、そしてまた、どの程度覚えているのか短時間の記憶の確認もこのチェッカーでできるんですよ。

そしてまた、きょうは何年の何月何日ですかという簡単な質問もあって、その中で、覚える考えることを促す。また、答えることを促す。そういう記憶の確認するというそういう機能がこの中に含まれております。難しいものではないと思っております。簡易聴覚チェッカーとなっておりますので、簡単というか難しいものではないと思っておりますので、ぜひ介護予防、認知症の予防のためにもこういう試みもしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

この件については終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、小項目のウに移ります。

さいきっ子医療費助成制度について、この件についてはもう何回も私も御質問しておりますが、子どもの医療費の助成事業、安心して子どもを産んで育てられる環境づくりを進める少子化対策の重要な施策の一つであると思っております。

平成21年10月からは小学校3年生までに医療費の無料化が拡大されました。そして、平成22年10月からは小学校6年生までと拡大され、さらに入院におきましては中学3年生まで無料となっております。

市長も子育て支援、少子化対策には十分力を入れてくださっております。私は3月の代表質問の中でも、この拡大するあれはないのか、義務教育が終わる中学3年生までの無料化は考えられないのかということをして市長にも御質問させていただきましたけれども、予算を組み立てる時期がまいておると思えますが、今後この拡大はいつごろになるのでしょうか。どのようになるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。

先ほど冒頭に浅利議員さんから県体の関係でいろいろお褒めをいただきました。また、議員の皆様につきましては、陸上競技、ソフトボール等について応援に行きました。陸上競技は、団体リレーで2位という結果、非常にすばらしいものだと思っております。この場を借



りてお礼を申し上げます。

また、全体的に総合3位ということになりましたので、これも市民挙げての3位だと思っております。ほんとにありがとうございます。

私のほうで浅利議員さんから、さいきっ子医療費助成制度についてということで、今回、代表質問もいただいております。このときは、財源が確保でき次第、段階的に実施してということで過去やっておりますが、佐伯市の事業が進んでおり、こういう中で取り組んでおりますが、この点についてどういう方向になるのかということでの御質問だと思っております。

今回の補正予算の中にもさいきっ子医療がちょっと予算よりもオーバーになったというんですかね、出ておりますが、こうした中で、私どもは、平成21年の10月から佐伯市独自の事業として助成対象を小学校3年まで拡大して、平成22年同じく1年後の10月からは入院は中学3年生まで、次が小学校6年ということで9月の予算を取り、10月にあげてきました。今後につきましては、残っております中学3年生までの通院を含め完全な助成対象として考えていきたいと思っております。

先ほど言われました実施月につきましては、これは現在、精算をしております。できれば12月議会にははっきりした御返事をして、3月に実施に向け財源確保等やっていきたいと。私もこの前の10月から上がったものですから、そうした中で1年間全部検査をして状態を見てということで、できれば担当部のほうにしてその財源の確保を来年に向けてやっていきたいというそういうことで御答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 済みません。大変申しわけない、市長。ちょっと聞き取りにくかったんですけども、中学3年生までを無料化にするということは、もう来年度からということのあれでよかったんでしょうか。それでよかったんでしょうか。わかりました。じゃあ、来年度から市長の公約でもありました中学3年生、義務教育の終了まで佐伯市は無料化になるということで、これに大いに期待したいと思っております。ありがとうございます。

それと、ちょっと話は変わりますが、佐伯市も今、誘致をされてますね。定住の事業もされておりますが、ぜひこの項目の中に、佐伯市はかなり子育て支援、少子化対策、私は県下の中でも進んでいるものと思っております。その中で、ぜひ定住促進の項目の中に佐伯市ほんとに子育て支援、少子化対策ほんとに応援してますよと、そういう育てやすい環境にありますということも項目を加えてくだされば、また若い方たちが佐伯に住んでみようかという方もふえてくるんじゃないかなと思いますので、余計ではありますけれども、その項目も入れていただければいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件については終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） それでは、大項目の2として佐伯市奨学金制度について御質問させていただきます。

奨学金は、能力がありながら経済的な理由で就学が困難な学生へ金銭の貸与を行うことで就学を促す制度として発足しております。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の利用者は、1943年の事業開始以来、延べ2008年度末の数値ではあります、893万人を超えてお

ります。現在も全国の奨学金受給者のうち、75%が利用されており、日本の学生を支える柱とも言うべき制度です。奨学金の果たす役割は現在の厳しい経済状況の中で、一段と高まっております。

そこで、佐伯市におきましても奨学金の貸し付けの制度があります。その中で、佐伯市選考の方法、また、その選考の内容、また、課題などがありましたらお聞かせをください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 浅利議員の奨学金の制度につきましての御質問にお答えしたいと思います。

佐伯市の奨学金条例に基づきまして、まず、貸し付けの対象となる応募資格について説明をしたいと思います。応募資格には四つの条件があります。

一つ目に、本市内に1年以上住所を有する人、または1年以上住所を有する人の子であること。二つ目に、高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、または各種専修学校に在学する人であること。三つ目に、経済的理由で就学が困難な人であること。四つ目に、日本学生支援機構、その他の奨学金の支給または貸し付けを受けていない人であること。これら四つの条件すべてに該当する人が奨学金の貸し付けに応募することができるということになっております。

次に、貸し付け申請と選考の方法について説明をしたいと思います。

奨学金の貸し付けを受けようとする人は、申請書に世帯全員の所得証明書と高等学校等の合格通知書、または在学証明書を添えて毎年4月末日を期日として事務局に提出するようになっております。そして、5月中旬に提出された書類をもとに選考委員会の審議を経て教育委員会にて可否を決定する仕組みとなっております。毎年10人から15人程度の応募者に対して10人程度を決定者としている状況にあります。

続いて、貸し付け対象の学校や貸付金額といった奨学金の内容について説明をしたいと思います。

貸付金額は、高等学校や大学など四つの学校区分ごとに国公立か私立の違い、自宅か自宅外の違いにより細かく規定をしております。県立高等学校と私立の高等学校に自宅から通う場合の奨学金額を例として紹介しますと、県立に自宅から通う場合は月額1万6,000円、私立に自宅から通う場合は月額2万7,000円を無利息で貸与するということになっております。

貸し付け期間につきましては、在学する学校の正規の就学期間になっております。また、貸し付け開始の初年度は決定が5月以降となるために、6月中に4、5、6の3カ月分を支給しております。その後は7月中に7、8、9の3カ月分、それから、10月中に10、11、12の3カ月分、1月中に1、2、3の3カ月分を支給しております。翌年度は4月中に4、5、6の3カ月分を支給し、以後は前年と同様になっております。

最後に、奨学金の貸し付けに関する課題といたしましては、応募に当たって提出する世帯全員の所得証明書があります。奨学金の募集期間に交付される所得証明書は、前々年の所得を証明するものとなるために、実情に合っていない場合が考えられます。実情に合っていない所得証明であれば、経済的な理由で就学困難な人であることの条件を満たすことができないことが考えられますので、直近の所得の状況を把握する方法を検討すべきであると考えております。

具体的には、実際に行っていることとしまして、6月以降に交付される前年の所得証明書

を再度提出してもらうことで直近の所得状況を把握し、再選考を行うことです。また、所得証明書のほか、源泉徴収票や確定申告書等を対象として直近の所得状況を把握することも可能かどうか検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 佐伯市でも勉学に意欲のある方に対してこういう奨学金制度というのが設けられたと思っております。そこで、ちょっともう時間もなくなりましたので、まずお聞きしたいと思います。

資格要件の中に、もちろん学業成績だったり、経済的な事情とかそういうのも勘案されておると思うんですが、確かに今、日本学生支援機構の奨学金も実質は学業成績は重視されていないということですけども、佐伯市も特に学業成績だけではなく経済状況に依じての選考というか、そういう形でされているのかをちょっと再度お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 佐伯市の場合は経済状況が厳しい場合にとということで、そのことを重点的に今、条件として取り上げておりますので、学業成績の証明というものは取らないようにしているところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 佐伯市の選考に当たっては、勉学の意欲にある者、そしてまた、経済状況、そういうのを勘案して人選というか、そういうので決めてらっしゃるということでした。

それで、先ほど教育長のほうからもその貸与金額の件が高校生の件で自宅通学、また自宅外通学の件で金額を言われておりました。実際、私は大学生を例にとって言ってみたくはありますが、例えば大学生で国公立であれば自宅から通う子どもさんは2万8,000円、自宅外が3万4,000円、そして、私立の大学であれば3万4,000円ですね、自宅から通う方は3万4,000円、自宅外が3万8,000円となっております。

それで、この要件の中に、ほかの奨学金を受けていたらこの奨学金はもちろん受けられないわけなんですけど、今、経済的な状況も非常に厳しいと思っております。それで、佐伯市の大学に行かれる子どもさんも大分県内もちろん大学ありますので、佐伯市から通われる方もいらっしゃると思っておりますが、県外へ通ってる方も多いのではないかと思います。

その中で、例えば大学生自宅外の子どものさんでありましたら、国公立であれば先ほど言いました3万4,000円、私立であれば3万8,000円という金額なわけですが、この金額を今の情勢から見て、ちょっとでもふやすというかそういうことは考えられないのかをちょっとまずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。

佐伯市の場合、全体的に今の大学に限らずですが、他の県内の市町村の奨学金の額と比べれば高めに設定をしているところでございます。ですから今のところ、現状のところ様子を見てみたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） ほかの奨学金から比べましたら若干ふやしてもいいじゃないかなという思いがあります。やはり親の経済状況を見ますと、確かに今、大変な時でもありますし、だ

けど子どもに教育を受けさせてあげたい、それは皆さんの共通の親の思いだと思っております。今の現状でいきたいというような教育長の御答弁がありましたけれども、まずこういう方もいらっしゃると思います。実際ですね。もうちょっと増加できないだろうかという声もありましたので、また検討の課題の一つにさせていただけたらと思います。

そして、支給日、貸与の開始日です。5月に決定をされるということで6月中に支給されるということでしたけれども、実際、その応募を受けてからの審査までの期間もありますし、なかなか難しいのかなと思いますけれども、少しでも利用する方の利便性を考慮していただいた上に、やはり入学当初というのはほんとお金がかかりますよね。それで今現在6月の中旬ぐらいから貸与の開始が始まるということでしたけれども、これを少しでも早めるというか、先ほど何度か言いますが、入学当初はかなりの金額もかかりますので、6月中旬に4月、5月、6月分とそういうのを貸与されるわけですが、開始日をちょっとでも早めることができないのか、そういうお考えがないのかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

入学前後あたりで支給をするということになりますと、そのための準備の期間ということを考えて、やはり1月ぐらいには手続をしなければならないという状況がございます。そのために子どもたちのほうにとっては、その入学時期に合わせて支給できるほうが望ましいということは考えますけれども、入学決定時期等が3月になったりとかいうことでずれ込みますので、なかなか時期的なものを早めることはちょっと限界が現在ではあるかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） この支給日については限界があるのではないかという教育長の御答弁でした。先ほども言いましたが、この学生の利便性を考えた上で、もう一回再度ですね、これも検討していただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後になりました奨学金の返還について御質問させていただきます。

経済的な理由により奨学金返還が困難な人も多いと聞いております。また、災害に遭ったり、病気になったり、なかなか就職が決まらない、また、リストラや倒産で職を失ったなどさまざまな理由があるようですが、佐伯市の奨学金の返還の現状はどのようになっているのでしょうか。また、課題などがありましたらお聞かせをください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 先ほどの答弁の中で一点訂正をしたい部分がございますので。成績については見てないということでもございましたけれども、成績証明という形で取っている事実はございます。

ただ、それは選考の対象とするのではなくて、給付対象者としての自覚と責任を持ってもらうと、そういう意味で取っております。訂正させていただきます。

奨学金の返還状況や課題についてお答えしたいと思います。

平成22年度の収入調定額は2,696万8,800円に対して収入済み額が2,047万5,800円であり、収入未済額は649万3,000円となっております。未納者は35人、収納率が75.9%ということになっております。

平成21年度の収納率が82.7%であることから、収納率は全体的に下がっておりますが、現

年分と過年分の内訳で収納率を見ますと、過年分が18.5%に対して54.2%というふうに収納率が向上してきております。過年分につきましては。

その要因につきましては、事務局から長期未納者に対して督促の通知であるとか、電話督促のほか、内容証明による通知を行うなど粘り強い取り組みを重ねたことに効果があり、分割納入にまでこぎつけたという事案がふえたり、一括納入者が出現したりしたことがあるというふうに考えております。全体的な収納状況が向上しない背景には、返還期間になっても奨学生が安定的な就労先が決まっていないというような状況もあるものと思われま

す。今後は、まずは未納者からの徴収の可能性を把握するために個別実態について関係課と連携しながら情報を共有していくということがありますし、個別実態に即した徴収方法を探っていきたいというふうに考えております。特に長期未納者に対しましては、法的手段も視野に入れて個別の事案ごとに重点化して徴収強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、奨学生の返還する義務についての心構えも非常に重要であるということから、現在行っている奨学生の決定者への直接的なガイダンスの場を決意表明の場とするということなども工夫してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の教育長の御答弁では、未納額は649万3,000円あるというふうにお伺いしました。人数でいいますと35人まだ滞納といたしますか、現在状況があるということのお話でした。皆さんの努力で督促出したり、また、電話でお願いをしたり、また、内容証明等ということで努力はされていると思いますが、なかなか今のこの経済状況の中で、払わなければならないと皆さん思ってるけれども、いろんな事情があってできない方もいるとは思っておりますが、そういう中をまじめに払ってる方というのはたくさんいらっしゃるわけですから、ほんとにまじめに払ってる方が報われるような対策を今後、講じていていただきたいと思

います。そして、今までいろんな例えば給食費であったりとか、公営住宅の滞納だとかいろんなことが言われてまいりましたけれども、やはり払わなきゃならないものというか、意識を高めていってもらわなければ、一人一人がそういう意識を高めていかなきゃならないと思っております。

また、特にこの奨学金に関しましては、学ぶための貸し付けであり、皆さんの市の税金からそうやってされているわけですから、より一層その対策は講じていただきたいと思

います。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江藤茂君。

6番（江藤茂） おはようございます。9月定例会の一般質問の最後の質問者であります6番

議員、平成会所属の江藤茂でございます。議長の許可をいただきましたので、早速通告に従い、一問一答で行いたいと思います。

今回、私は、2項目について通告をいたしております。

第1項目目は、食のまちづくりについて、2項目目は、海上自衛隊の基地誘致についての2点でありますので、最初に、食のまちづくりについて質問を始めたいと思います。

この食のまちづくりは、ちょうど3年前の平成20年9月ごろから食による地域振興を図ってこうと始まったものと思っております。そして、21年の3月に佐伯市を挙げて食に感謝し、食の魅力あるまちづくりを推進し、健康と笑顔と活力に満ちた「食のまち佐伯」を実現したいということで、食のまちづくり条例をそのときの3月議会において制定したものであります。それまでに行っていた食観光の推進や食育、また、地産地消の取り組みなど食育関連事業をこの食のまちづくり条例で一本化し、各課が連携して施策の推進を目指したものと思っております。このように市全体で「食のまち佐伯」を目指しておりますけれども、なぜ食なのか、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

また、その基本理念はどのように持って事業の推進を図ろうとしているのか、再確認の意味でお尋ねをして最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、江藤議員の質問にお答えしたいと思います。

食は命の根源、人間が生きていくために欠かせないものであります。近年は、食の安全・安心に関心が高まる一方、朝食を食べない、栄養バランスの偏り、食生活の乱れなどから生活習慣病が増加しております。食べ物があふれ、飽食の時代と言われる中、食に対する感謝の気持ちや地域に根差した食文化も失われつつあります。

市は、食を取り巻くこれらの問題に注目しました。幸いにして九州で一番広い面積を持ち、自然豊かな風土を生み出す食資源を持ち、食が市民生活や経済活動に深く密着していることの背景がございます。

そこで、正しい食生活を通じ健全な人づくりを目指す食育と食観光や食のブランド化を通じた地域の活性化に取り組むことといたしました。

基本理念は、一つは、食が命の源であることの認識、二つ目に、食をはぐくむ自然環境の保全、三つ目に、食にかかわるすべてのことへの感謝する心の醸成、四つ目に、健全な食生活による心身の健康増進と豊かな人間形成、五つ目に、各関係機関の緊密な連携による食活動の推進、六つ目に、ライフステージにおける食育の推進、七つ目に、本市の誇る豊富な食資源の活用やブランド化を積極的に推進した産業振興、八つ目に、地域の活性化と地産地消の推進、最後の9個目に食品の安全性を確保し、食品を安心して消費できる環境の維持と創造であります。これらの基本理念は、市、市民、事業者、関係団体が理解し、それぞれの役割を果たしながら相互に緊密な連携を持ち進めていくことが肝要と考えられます。

以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 今、部長が九つの基本理念を御答弁いただきましたけれども、食のまちづくり条例の中の第3条に定義された部分でございます。まちづくり条例第1条から11条までございますけれども、非常に幅の広いまちづくりの施策ではなかろうかというふうに思っております。

これは、これまでのまちづくり条例の中で制定するときに審議をされながらですね、私も目を通して、非常にいいことだということで全会一致でこれは採択されたんですが、基本条例で食のまちづくり条例で決まっておることですので再質は避けますが、それらの九つの基本理念をどのような施策によってですね、今度は逆に、そういう非常に認識の高い基本理念を持っておられるんですから、どのような施策を実施することによってこの佐伯市の活性化とか、あるいは目的や効果を高めておられるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） この九つの柱に基づいてそれぞれの施策を行っておるところではございますけども、例えば行政でいきますと、10の課、水産課と教育委員会だとか10の課がそれぞれ食に対しての施策を行っております。

また、この振興局を含めると八つの振興局がそれぞれ食に関するイベントだとかそういうことをやっております。

また、農協漁協等森林組合の関連機関もそれに呼応してやってございますので、企画部といたしましては、それらの事業を取りまとめ、広報していくというふうに認識していくということの事業を行っております。みんなでやっているということでございます。

6番（江藤茂） イの分の答弁を。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 今の第1次の佐伯市の食育の推進計画が制定されてございます。その中で、1番目に市民の食と健康増進施策でございます。2番目は、すぐれた食材を産する自然、山、川、海の環境保全をする施策でございます。3番目に、食料の安定的な生産を支える基盤整備でございます。4番目は、食観光に関する交流人口の増大を図るということの施策、五つ目に食品の安全や特性に関する情報提供を行う施策です。6番目が、いわゆる教育委員会ですが、学校や家庭、地域における食育の推進、7番目が食文化の継承活動、これらの施策を先ほど申しましたように一体的にやるということが食のまちづくりということでもあります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 今、言われました第1次佐伯市食育推進計画、ここに私も冊子を持っておるんですが、これは3カ年のたしか計画だったと思うんですね。昨年度から今年度、来年度24年までが第1次の計画だろうというふうに思っております。もう1年昨年度たちまして、今年度、今2年目に入って、もう来年度年度途中から反省をしながら第2次の推進計画を多分策定されるんだろうと思いますが、続いてそのままの質問に入るわけでございますけれども、これまで昨年度から正式にそれまで食街道だとか、伊勢えび海道、井街道とかいろいろ観光も含めて第1次産業の生産も含めて学校教育の中で弁当の日とかそういうことを全部含めてきたやつを一昨年から体系的に網羅しながら、一つの「食のまち佐伯」ということでやろうということをやっておりますので、そうやって取り組んでこられてから、その後この2年間のどのような成果があったのか、あるいはそれらをどのように評価しておるのか、これまでの事業を踏まえて、これからの残りの1年半どのような事業の目標を力を入れていくのか考えておられると思いますので、その点を御答弁願いたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 佐伯市は食のまちづくりを推進するに当たりまして必要な事

項を審議するために佐伯市食育推進会議という会議を設置しております。

去る7月27日、第10回目の会議が開催されて、これまでの取り組みに関する審議をいただきました。委員から出された意見のうち主なものをあげてみますと、食観光や弁当の日の広がり、食の大切さを啓発する講演会など、これらは評価に値すると。まだまだ、しかし、市民に認知されていない取り組みも多い。

また、1次産業は食のまちづくりの理念をもって市民全体で支えるべきだとシンボルマークをつくり、食のまちづくりに求心力を与えるべきだというような意見が出されました。

これらの評価及び指摘は、非常に的を得たものであると考えております。食環境は、伊勢えび海道、井街道、浦スイーツ選手権、佐伯寿司海道など言葉が広く認知され、評価を受けております。また、弁当の日も市内の小・中学校に広がりをもちつつあります。食育の講演会にも多くの聴講者が詰めかけ、理念が浸透しつつあるというふうに感じております。

これらの意見を踏まえ、今後ともどの分野の施策にも全力を挙げて取り組むことは論を待ちませんが、特段のこととして食のまちづくりの観点から、農林水産業を支援していく体制づくりに取り組みたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 再質問をいたしたいと思います。

今、反省の中で、講演会等は非常に評価するというような御答弁ございましたけれども、私も食に関する講演会、あるいは土づくり、命の大切さとかそういう講演会に実は企画が実施した講演会には随分と参加をさせていただきました。最初の基本理念の中で一番最初に聞いたところで、命の根源という御答弁ございましたけれども、まさに食というのは命をいただく循環型の私たち人間も命を循環していくんですが、食べるものもすべて命があり、それを循環した中で私たちがいただいて、そしていくということで、もう大変重要なテーマであろうというふうに思っております。

この間の7月31日でしたかね、弥生の文化会館で食のお話ではあったんですけども、食の関連の話だけでも歯医者有名な先生が2人ほどおみえになりまして、500円の有料にもかかわらず弥生の文化会館は500人以上で埋まるというほどですね、そろそろ市民の皆さん方に食の大切さというものが非常に広がってきてるのかなというふうに思っております。

非常にこの範囲が広すぎて、大変企画の皆さん方は、市民にそういうふうなものの命の大切さ、あるいは食の大切さ、自然環境の大切さですね、そういうものを啓蒙していくのがまず一番の部分で、企画の担当としては当然そういうふうな中で、先ほどなんかも言われましたように、10課にわたった、農政課からいろいろ含めて、広い範囲であるんで、企画としては、もっと今まで講演会かなりの回数、あるいは振興局単位でもずっと開かれてきております。そういうふうなものの参加したアンケートとかも時々とっておられるようでありますので、そういう市民の出席した評価ですね、どのように分析を部長されておられるのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

特にこの間の7月31日の弥生の文化会館でのお話、初めてのケースですよ、有料500円取ったというのは。これは書物代も当然入ってるわけなんですけども、それでも500人集まって、帰られる皆さん方が、そのときのお話は生まれてきた赤ちゃんの話から非常に年を取って高齢者の方が入れ歯のかみ合わせをよくしたことによって、歩けなかった人が食べることの力強さで元気になったという人の一生のお話をされて、帰られる皆さん方が、よかった



よかったという話を私も実は感激いたしましたし、また、今までの自分自身が考えていた物を食べるということの大切さが再認識したようなこともございます。

どうかそういうふうなことで、企画の皆さん方には、今後そういうふうな人の一遍、頭に刷り込まれた常識というのはなかなか取り去ることができません。やはりそういうふうな先生方の講演なりを聞くことによって自分の今までの知識なり、あるいは行動なりが反省しなければならぬ部分も非常に出てくるのではなからうかというふうに思っておりますので、非常に大事なことだというふうに私は思っておりますので、そこらの市民の反応とか企画のほうでやっておりますので、部長にお聞きしたいのはそういうところをお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 企画の仕事といたしまして、広く市民の人たちに一人でも多くの方に聞いていただくと、認識してもらおうというのは啓発事業の一つであるというふうに思っています。

例えば、弥生のときの歯の講演会においても、皆さんが議員おっしゃるとおり、非常に高い評価を受けました。いい話だったということで、ほんと知らなかったことが、こんなことになるんだというような驚き、感動を交えながら我々にも話していただきました。また、同じ日に実は弁当関係のPTAのお話があった。そこでは非常に先生のお話がよくて、PTAのかなりの方が涙を流しながら聞いたというようなことも聞いております。議員もおっしゃるように、我々はみんなの食の命の源を広く市民に一人でも多く聞いていただくための努力を広報活動等一生懸命やりたいなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 企画の部長にお聞きしたいのは、食のまちづくりの大綱の部分について今までお聞きしてきましたので、どうかよく市民の皆さん方の意見も聞きながら、今後ともそういうふうなことをですね、そしてどういうふうに、参加した人は必ず非常にいいお話をいつの講演会でもされておりますので、いかに市民の人に、今度は逆に言うと参加していただくかですね、そこをうまくやれば、もっともっと意識がレベルが上がっていくんじゃないかなと。そして食に対する大切さが出てくるんじゃないかなとというふうに思っておりますので、企画の皆さん方には、まだまだそういう部分で努力をしていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただいて、個別の食のまちづくりにおいて行われておりますものについてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

これは多分、農林水産部になろうかと思えますけれども、これまでも多くの地産地消という問題で一般質問等何回もいろんな議員さんが質問をされております。地産地消、非常に生産から消費までどういうふうな形で消費拡大、特につくるほうは生産者の皆さん方が技術があれば、実は、ある程度のものができていくんですが、やはり消費をするという部分においては、どうしても生産者個人が消費というところまで届けるということが非常に難しいと。行政の部分で、その部分をどういうふうに魚食の普及も含めて海産物も大変すばらしいものがありながら、それらを市民の口まで持っていくのはどういうふうなあれで図っておられるのか、農林水産部長にお尋ねをしたいと思えます。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） おはようございます。農林水産部長の坪根です。

先ほど江藤議員より、地産地消に伴う消費拡大についての取り組みがどのようになっているのかという御質問でございますが、現在、実施しております取り組みといたしましては、平成20年から月1回学校給食に佐伯産の農林水産物を使用した献立を実施する、さいき生き生き献立の日を行っております。

この取り組みなどで学校給食で地場産品の使用率が少しずつ上昇をしていますが、今後は、さいき生き生き献立の日だけでなく、佐伯産の農林水産物を常時使用できるように学校栄養教諭などに積極的に情報提供をしていきたいと考えております。

また、各地域の出荷者協議会や佐伯鶴岡高校などに学校給食用の野菜の栽培を依頼し、学校給食での地産地消の推進とあわせて生産拡大を図っていききたいと考えております。

次に、魚食普及につきましては、漁業後継者協議会によるお魚料理教室を小・中学校で実施し、将来を担う子どもたちに魚のさばき方や料理の方法を教え、魚に親しむ機会を提供しています。

また、市内各地で開催されるイベントや大学で開催されるイベントなどにも出かけて行き、魚の解体ショーや試食会も開催しています。

さらに家庭向けにおいては、ケーブルテレビで「今が旬！簡単お魚クッキング」を放送し、地元の魚介類を使った料理法を紹介しています。

次に、今年度新たな取り組みといたしましては、11月に地産地消キャンペーンを計画しております。市内のスーパーや小売店などに協力を求め、期間を設定した地場産品の消費拡大キャンペーンを実施し、消費者に対し地場産品の再認識と消費の意識づけを図るとともに、スーパーや小売店などで地場産品の使用の促進を図っていききたいと考えております。

その他、農林水産物の情報発信につきましては、昨年度、市内で生産された主な農林水産物の旬や出荷量及び特徴などを紹介したパンフレット、農林水産物「佐伯特産自慢帳」を作成しましたが、今年度は市民に佐伯産品をさらに知っていただくために、市報「さいき」に、うめえーど in さいきコーナー、また、ケーブルテレビ市政番組に、ギョギョとさいきの旬コーナー、FMおおいにさいきブランド・農業の匠コーナーを設置いたしました。いずれのコーナーも月1回生産現場を訪問し、生産者の生の声などを交えて市内で生産される農林水産物を旬の時期に紹介し、消費拡大につなげています。

さらに昨年から引き続き、佐伯市のスグレモノ情報館ブログでの情報発信も行っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） それでは、ちょっと再質問をいたしたいと思います。

非常に消費というのは難しいんですよね、やっぱりね。食べていただくことを普及するというのは非常に難しいんですが、そうはいいいながら、つくられたものがこの館内で消費をされながら、そしてまた全国に佐伯の農林水産物として発送されて、それが食べれた皆さん方が、おいしい。佐伯のものはいいんだということをやっぱりわかってもらうには、その努力は一生懸命していかなければいけないというふうに思っております。

先般、報道でもちょっと載っておったんですが、何かブランドの部分で認証制度をきちっとやっていきたいと。どういうふうに考えておられるのか、私は皆さん方のお話をまだ聞いておりませんので、どういうふうな形で、これまでもブランドを認証して前に推進していき

なさいよということはいろんな議員さんも、私もかつて言ったことがあるんですが、やっとブランドのそういう認証制度を立ち上げたいというようなお話の報道がなされておりましたけれども、ちょっとその点について先にお聞きをしたいと思います。どのような状況でやっていこうかなというふうになっておられるのか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） ブランド認証事業の御質問ですが、今年度、ブランド流通課においてブランド認証制度の事業の取り組みを始めました。これはブランド推進協議会という別組織でございますが、そこから諮問を受けて、うちのほうが答申するという事で協議会のほうから佐伯のブランド品についてちょっと検討してみたらいかがなものかなという提案を受けまして、委員を十何名で構成させていただいて立ち上げ時期を先般8月の下旬に行いました。

その中で、委員さんのほうからもいろんな佐伯のブランドの認証についてどういう方向で定義をしていくのかといろんな意見が出てまいりました。佐伯産をどのように売っていこうとしているのか、事務局のほうの考え方も問われた部分があったんですが、なかなか委員さんが理解できるような回答は、実のところできておりません。

ただ、事務局といたしまして、ブランドのほうでは、やっぱり佐伯産を全国的、県内、県外にPRする中でも特徴あるものにしていかんとらん。その認証した分については、生産者も自負できるような品物を認証して行って、双方努力しながらPRに努めていくものがこれはブランドであり、生産者の取得向上につながるんでなかるうかなという切り口での討議はさせていただきました。

ただ、その中でも委員さんから、先ほど言いましたいろんな意見の中で、どういう方向で進めるのが一番いいのかと、そういった部分も逆に投げ返された分がありますので、再度、第2回目の会議を早急に開き、また、先進市の視察等含めながら、委員さんにそのブランドとは何ぞやと、うちが進めている認証事業とはどういうものであるかというのを先進市の事例をもとに御理解いただきながら、23年度中にブランドの認証事業を完結したいと、そのように考えておるところでございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ブランドの認証制度のお話をちょっと伺ったんですが、ぜひこれは市としては佐伯のブランドというものをつくってはいかなければいけないんですけども、失敗は許されないんですね。特に食べるものでありますし、そういうものが全国に流通していく中で、それを失敗されると後々大変なことになるうかというふうに思っておりますので、ぜひ検討に検討を重ねて生産者も流通業者も、そして消費者も安心して食されるような方向で前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、確かにこの佐伯産の食材を全国に発信していくわけなんですけれども、やはりここで育っている子どもたち、あるいは今ここに住んでおられる、あるいはここにたまたま仕事の関係で来ておられる皆さん方が、佐伯の食というものをなれ親しんでいただいて、そして子どもたちが仮に都会のほうに行かれても、そういうスーパーなどで佐伯の大分県産の農産物なりがあったときに、ほんとに佐伯のものならこれは自分も昔、田舎で食べた、ふるさとで食べた味だということをごここからよそに行かれても学生であれ、社会人になっていかれてもそういうふうなことがちゃんとできるように、普及を今おられる皆さん方に一生懸命にな

って佐伯の食材を味わっていただいて、そして、そういうふうな佐伯のよさを知っておいていただいて、後々今度は佐伯のものがいろんなところに流通したときに買っていただけるように努力はしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

そういう中で、子どもたちに学校の中で先ほど企画の部長の答弁の中にも出てきましたけども、弁当の日という取り組みをこれは香川県の竹下先生が一番最初にやられまして、非常に子どもたちの生活態度、あるいはいろんな物の考え方が変わられたと。ぜひ自分ところの学校だけでなく教育現場の各学校でも取り組んでいただきたいということで、香川県を中心にこれ全国に今広がっておりますけれども、たしか佐伯でも竹下先生もう3回か4回おみえになって講演会、私が聞いただけでも3回ありますので、多分三、四回は竹下先生がおみえになってると思われま。

そういうふうな講演会を催してきている中で、学校によって実施してきておられると思えますけれども、その状況を教育長のほうから御答弁、現在どのような状況になっているのか、弁当の日について御答弁を願いたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） それでは、弁当の日の取り組みにつきまして御答弁したいというふうに思います。

弁当の日の取り組みは、食に関心を持ち、食を選択する力を習得し、みずから健全な食生活を営む力を養うということをねらいとしております。平成21年度の弁当の日の実施状況は、幼・小・中合わせて4校、実施率は6%でございました。

しかし、昨年企画課を中心に取り組んだ食育シンポジウム、あるいは教育委員会の取り組みでありますけれども、食に関する指導推進充実事業の中で、食のまち体験活動であるとか、あるいは栄養教諭や食育コーディネータの派遣等の成果についてケーブルテレビを通じて啓発をしたこと等によって、22年度の実績につきましては、幼稚園が14園、小学校15校、中学校1校、計30校、実施率でいえば45%となっております。実施校がふえてまいっております。

本来の弁当の日の取り組みは、買い物から弁当づくりまですべてを子どもが行うということを中心としておりますけれども、発達段階や家庭事情等により複数のコースを設定して実施するというような工夫を各学校で行っているところでございます。

この弁当づくりを通して親子が台所で一緒に過ごす時間がふえたり、子どもに感謝の心が育ったりというような効用もあらわれてきているところでございます。今年度は、PTAと合同で弁当の日に取り組む学校も出てきておりますし、実施率はさらに上がってくるものというふうに思っております。

教育委員会といたしましては、取り組みが一過性の行事として終わることのないように、また、児童・生徒を取り巻く家庭環境との個別の事情等にも配慮しながら家庭科の授業であるとか、日常の家庭生活の中での役割と関連づけることによって弁当の日が日常的に実践されるよう食に関する指導の一環として推進してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ただいま教育長のほうから御答弁ございましたけども、22年度30校が実施で45%やっておられる。非常にPTAも含めて協力的にやろうという方向にはいっておるようでありますけれども、たしかこの弁当の日、一番最初に実施をされたのは渡町台小学校じゃ

ないかなと思っておるんですが、たしかそのときに渡町台小学校のこういうふうな食育の運動が始まる前に渡町台小学校のPTAの方が、弥生の文化会館だったと思うんですが、この竹下先生という方を講演にPTAの主催で呼ばれて、私もその席には竹下先生のことをよく御存じというか、いろんな報道等で知っておりましたので、講演を聞きに行きました。たしかそのとき、教育長が校長だったんじゃないかと私、記憶しておるんですが、そういう中で、一番の弁当の日の地域おこしは、教育長のおひざもとの学校から始まったというふうに私は実は思っておるんですが、先日もらったこの教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書と23年度のが教育委員会から出ております。先般もらいましたので。

この中に、9ページなんですけども、生きる力をはぐくむ学校教育の推進ということで、健康教育、体力づくりの推進という学校教育課の担当の報告書が、評価は4段階の評価で、Aの評価が実は出てるんですけども、食のまちづくり推進のため家庭や地域と一体となった学校における食育推進のあり方とかいろいろ普及を正しい望ましい食習慣の形成を図る食育の推進とか書いておられるんですが、弁当の日のことがその後にもちょっと食育に関する部分は先ほど農水の部長が言われました生き活き献立の日とかそういうやつの評価が33ページのほうに載っております。

残念ながら教育長の現職のときの校長のもとおこしでありました弁当の日のことが、この評価報告書の中には一言も載ってないんですね。非常に残念だなと。今、PTAの皆さん方が、自分たちの子どもの食というものに対して非常に関心を持ちながら講演会の中でそういうふうなことを取り組んでいこうと、一生懸命になってやってる中で、教育委員会のサイドがですね、これ確かに弁当の日なんていうのは教育基本法の中には入ってませんよね、必要な事項には。先生方にしてみれば余分な仕事だというふうに思われる部分もあるかと思えますけれども、実は、この弁当の日の実施のやり方によって効果があったりなかったりするんですね。

きょうは弁当の日だから、きょうは給食ないよと。弁当の日だから弁当つくってきて弁当食べやというんでは、これはもう全然弁当の日の意味がなさないんですね。子どもたちがつくってきた弁当のおかずが、家で作られたのものか、あるいはスーパーに買いに行ったものか、あるいはどこまで自分でつくられたのかね、そしてどういう思いでこれをつくったのかという弁当の日であっても父兄がそこに来ているわけじゃないんですね。先生と子どもたちと給食のときと同じ状態ですよ。そのときにその弁当を食べる。そして子どもたちがつくってきた弁当、それは100%手づくりの弁当もあろうし、親が手伝いをした弁当もあろうしね、冷凍食品をちょっとあれしただけでかぶしただけの弁当もあろうし、それはそれでそれぞれの評価は私はいいと思うんですけども、そこで先生と子どもたちのやりとりですよ、一つの物事に対してのやりとりをどのように各担任の先生方が評価をしながら取り組んでいけるか。だから、そのすばらしかったのは竹下先生なんですよね。竹下先生は、子どもたちを尊重しながらそれをやったわけですよ。だから、そこがないと弁当の日のやった意味が、私はないんじゃないかなあろうかなと。

だから、どういうふうな弁当の日に対する評価をPTAの皆さん方とか父兄の皆さん方とかアンケートはとった学校もあるんじゃないかなあろうかというふうに思っております。そういうふうなもしこういう効果もあつたんだよと、教育長みずからそういうお話をもし聞いておられれば、ちょっと御披露していただければありがたいかなというふうに思います。

どのような評価をもう少し学校の先生方、担任の先生方も当然これは御意見があろうと思えますね。父兄の皆さん方もあろう。生徒の子どもたちの反応もあろう。それから後の給食の残飯が減ったとか、あるいは完食率がふえた、あるいは朝食を食べてくる子どもたちが、そのことによって見直されて上がったというような何らかの私は評価があってしかるべきだと。評価がないのならもうやる必要はないんですよね、全然効果なかったということであれば別にしなくてもやってもやらなくて一緒だというふうに思っておりますので、教育長のほうで、もしそういうふうなこういうあれがあったよというようなことがあれば御答弁いただきたいと思えますけど。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。

先ほどの答弁の中でも若干ふれたんですけども、やはり親子のふれあいというのが非常に大きいというふうに思います。その時間がふえるということによって子どもたちが保護者に対して、お母さんに対して、毎日こんな食事をいつもつくってくれるお母さんに対する感謝の気持ち、こんなに大変だったんだな、弁当づくりというのは、毎日の食事の準備や片づけ大変なんだなということの実感をすると。そのことが子どもたちが日ごろの生活をする中で、家の中の仕事を分担して何かに取り組んでいこうというようなそういった行動にあらわれてくる、そういった部分が非常に大きいのではないかなというふうに思っております。

教室の中では先生と子どものそういった弁当づくりを通じた会話がふえると。ふだんの学習をしているときとはまた違った雰囲気の中で子どもたちの本音が出てきたりとか、非常にいいお話が出てきたりするわけで、先生と子どもとの信頼関係づくりにも非常に役立っているというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 非常に子どもたちの食に関する意識を上げるためにも弁当の日は、ぜひPTA、御父兄の皆さん方、学校側と先生方とよくお話し合いをしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

では、次に移りたいと思います。

次に、非常に食というものを安心・安全なものをつくるということは、当然、農作物の場合、土というものが農作物すべて命のあるものでありますので、循環しております。土さえほんまもんの土であれば化学肥料も化学農薬もほとんど使わなくてもかなり部分ができるというふうに恐らく部長もそういうふうに理解をされておられると思います。

生ごみ処理等も含めて、どういうふうな堆肥センター、隣の臼杵市がかつての野津町のほうにつくられまして、先般、稼働を始めております。もう土を販売しておりますけどね。そういうふうなセンターをちゃんとしたものをつくって、やっぱり根底の土から考えていくということがないかどうかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 堆肥センターの建設についてというようなことでございますが、議員から御指摘のように、農産物の生産基盤である土づくりの重要性、必要性は十分に認識しておるところでございます。

平成22年度に建設された臼杵市の堆肥センターについて伺ったところ、従来の農業が家畜ふん尿からつくられた堆肥が主流であることから、窒素、リン酸、カリなどの成分が過剰に

蓄積し、生育障害が発生するなどの問題が生じたため、草木類を主原料として半年間熟成させた完熟堆肥が有機農業の推進にとって重要であるとの考えから、臼杵市土づくりセンターが建設されたと聞いております。

本市では、平成21年3月に佐伯市バイオマスタウン構想を策定し、佐伯市バイオマス利活用推進協議会で検討しているところでございますが、本格的な検討に至っていないのが実情でございます。

今後は、早期に農業者の堆肥利用の見込み、堆肥の原材料となる家畜排せつ物、林地残材、ごみなどの確保の可能性についてさらなる調査研究を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） もう時間が大変押し迫っておりますので、簡単にお話をしたいと思っております。

土は非常に大切なものなんですが、堆肥自体が個人の農家が大量につくって、大量に自分のところで使ってやるということ、これはもう非常に難しいんですね。全国でも栃木県の茂木とか、それこそすばらしい堆肥センターをつくって竹の団体から、落ち葉から畜産のものまで含めてやっておられる。今度は臼杵もそういうふうな形のものをやっておられますので、ぜひ検討していただいて前向きにやっていただきたいというふうに思っておりますので、これでその部分の質問を終わりたいと思っております。

最後に、今まで食のまちづくりについていろんな事業、あるいは大綱についてお話しいろいろ質問してきたんですが、最後に、食推進課と伺いますが、これらの全体の事業を推進するための課の新設を考えるつもりはないのかお尋ねをしたいと思います。

食のまちづくり条例第10条においても、市は食のまちづくりを推進するため市の体制を整備するものとする規定されており、本市にとって重要な施策であることから、推進課を新設する考えはないかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 市役所においては、食のまちづくりに関する施策を、私、さっきの答弁で10の課と言いましたけども、11の課と1つの室、この室は給食室だろうと思っておりますけれども、1つの室が担当しております。これを統括して全体の推進を図る業務は企画商工観光部の企画課が担っております。全体を統括する業務であるという観点では企画課がこれを担当することは適当であるというふうに思っております。

また、議員の御指摘のとおり、食のまちづくりは市の最重要課題の一つであるということから、これに専念する部分を設け、取り組み体制を強化、充実するという提案は非常に時宜を得たものであると考えて真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

さきで開催された佐伯市食育推進会議においても食育の施策の取り組みに当たって市役所内の課に相互の連携がまだまだ見られないとの指摘をいただいたところであります。理念を明確にして目標に向かい際に、その体制を整備することは論を待ちませんが、課の新設、あるいは係の設置ということを含め、総務の行革と話し合いながら検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 以上で、今の部分を質問を終わります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） それでは、第2項目、時間が非常に下がりましたので、海上自衛隊の基地誘

致について、分遣隊を基地昇格に向けての運動を官民力を合わせて行うつもりはないかという質問を通告しております。

これは9月8日の三浦渉議員がこの問題について質問をいたしております。多分、同じ御答弁になるのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、再度その力を合わせて行うつもりはないかお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おっしゃるとおり、三浦議員の一般質問でお答えいたしましたそれと同じような形になると思います。

したがいまして、市としては商工会議所観光協会の佐伯支部と力を合わせまして頑張りたいというふうに思ってますし、歓迎行事等もまたいろんな支援、また、イベントへの積極的な参加など、より一層、佐伯への寄港増強もあわせて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ちょっと市長に心意気じゃないんですけども、お尋ねをしたいんですが、三浦議員のときに、たしか平成15年の9月議会で朝までやられた、けんけんがくがくだったという三浦議員のほうからお話ございましたが、旧佐伯市の合併前の議会で議決されたことだというふうに思っております。

新市になりまして6年もう既に経過しております。かつては旧佐伯だけであれば今の分遣隊のところしか考えられないわけですけども、今の分遣隊が隊舎が建ちかわり、新市として鶴見の海岸もあれば蒲江の海岸線もあるわけですから、こちらも含めて企業誘致に努力されるのも結構でございますけれども、海上自衛隊の基地を官民挙げてやる意思が市長にはあるのかないのか。

かつて議員のときは、西嶋市長は基地誘致の非常に推進派の方でおられたと聞いております。それが市長になればトーンダウンされたのかどうかわからないんですが、もう少し行政が市長がトップになってやるということであれば、議会も当然それなりの行動もしないければならないし、経済関係の民間の皆さん方も当然それについていくだろうというふうに思っておりますので、最後に市長のお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先般も三浦議員にもお答えいたしました。この自衛隊についてちょっと経過をお話ししたいと思います。

私も議会が長かったものですから、当市のほうは平成11年まで湯布院の自衛隊の開所式に議長は案内が来ても行っておりません。私、議長になって行ったのは初めて来た。市の三役も行ってない。陸上自衛隊については、全く佐伯市は冷たいというのが印象でございました。

そのときに海上自衛隊のほうから、自衛隊協力会をつくってくれということで、ちょうど私も鶴谷中学校の先輩であります方と一緒に、当時、自衛隊協力会をつくるということで作らせていただきました。これでやっと市長の出番というのをその当時出させていただきました。当時、平成12年にこれができたわけですけど、自衛隊協力会ということで市長が会



長、会議所の会頭が副会長、理事会が副会長と。ところが残念ながら、当時私、議長におったんですけど、副会長にはならずそのまま無役でおったというのが自衛隊協力会員としておったわけですけど、そうした状況の中に、ほとんど入ってきた船が潜水艦が哨戒艇しかない。平成15年に私、議会におらなかったんですけど、当時、深夜までしてこの議決をとったということを聞いております。

それ以前には、平成17年に私、議長のときに自衛隊の基地化ということで要望書を自衛隊のほうに出しています。当時は北朝鮮の拉致問題がありましたので、本市として自衛隊基地に賛否両論があったわけですけど、いわゆる国境を守るという形で沿岸警備隊という形で海上自衛隊に設置できないかというときに、非常に防衛庁の中でも論議していただきました。この論議はそれは海上自衛隊の中で、すぐ出動できるということで佐伯市のほうがいいんだろうと。ところが当時は日本海側の舞鶴に一部そうした船を配置したわけですけど、御存じのとおり、自衛隊は発砲するのが非常に難しいということで、この機能が海上保安庁のほうの大型船化に変わってそうした国境警備にしたということで、なかなか自衛隊のほうに回ってこなかったというのが経緯です。

その後、平成15年に受け入れたあと、私の当時15年、16年ちょっと活動してませんけど、17年ありまして、自衛隊の方々いろいろお話していたときに、いわゆる当時から「ひうち」佐伯市になっておりましたので、これを中心として新設し、そして平成14年ですか、これが佐伯市に降りるようになりました。こうしたことを一歩ずつしたわけですけど、自衛隊に対するまだ認知度が自衛隊のほうで非常に弱いということで、現在、自衛隊の入港にしても哨戒艇とか潜水艦以外に御存じのとおり護衛艦とかイージス艦とかいう形で、非常に今、佐伯市に対しての入港回数が増えております。

各種類ともお話いたしました。今まででない佐伯市の対応だということで好感度を得ておるわけですけど、国の施策の中で基地化にということは非常に難しいと。現況の中では、とにかく今、佐伯市に対する評価をやっていただきたいと。先般、私どもの職員が、ある呉の指令をした人に会いに行ったときに、佐伯は難しいということは、まだまだ呉の基地の方、先輩の中にあるということで、現在の自衛隊の指令いろんな方々については、非常に佐伯は受け入れ態勢がよくなったという話になっております。

現況では、先ほど部長が言いましたように、佐伯市の寄港増強をとにかく努めていき、そうした中での佐伯市での必要性を訴え、自衛隊基地に向けていろんなアピールをしていきたいと思っております。現状では呉基地、職員数自衛隊の方も減っておりますので、非常に処理化をするということには大きな反対が出ております。西日本で商店街が衰退してないのが呉と佐世保と聞いております。そうしたのは、やはり基地に対する企業誘致、または地域の活性化には必要な基地の誘致だと思っております。これについては、市挙げてということのはまだ住民等の周知の関係がありますので、こうした向こうの体制ができるのを見計らって一挙にやれればと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程（提案理由説明、質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第119号、佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正についてを議題といたします。  
議案第119号につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただいま本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第119号、佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正につきましては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑の名称及び定員を改めようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、お願いいたします。

平成23年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第119号	佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

議長（小野宗司） これより、議案第119号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

議案第119号、佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正につきましては、教育民生常任委員会に付託することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会に付託いたします。

平成23年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第119号	佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について	教育民生

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、明日からは各常任委員会を開いていただき、22日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時04分 散会

平成23年 第6回

# 佐伯市議会定例会会議録

第6号 9月22日

# 第6回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成23年9月22日（木曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	芦刈 紀生	20番	下川 芳夫
21番	高橋 香一郎	22番	玉田 茂
23番	梶田 穂積	24番	渡邊 一晴
25番	清家 好文	26番	高司 政文
27番	吉良 栄三	28番	上田 徹
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

## 欠席議員の氏名

16番 三浦 涉

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	山本 清一郎
教育長	分藤 高嗣	総務部長	内田 昇二
財務部長	井上 勇	企画商工観光部長	浜野 芳弘
市民生活部長	染矢 隆則	福祉保健部長	清家 保賀
建設部長	高瀬 精市	上下水道部長	笠村 由喜
教育部長	福泉 慶一郎	消防長	平井 栄治
総務部次長兼上浦振興局長	川野 好明	総務部次長兼弥生振興局長	山野内 真人
総務部次長兼本匠振興局長	高野 隆正	総務部次長兼宇目振興局長	柴田 勝徳
総務部次長兼直川振興局長	矢野 幸正	総務部次長兼鶴見振興局長	清家 文明
総務部次長兼米水津振興局長	箕河原 司	総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊 熊義
農林水産総務課長	根塚 洋二		

## 出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正博

議事日程第 6 号

平成23年 9月22日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 委員長報告（質疑）
- 第 2 討論、採決
- 第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 第 4 決算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 第 5 調査特別委員会の設置及び検閲検査権の委任並びに同特別委員の選任
- 第 6 議員派遣
- 第 7 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（質疑）
- 日程第 2 討論、採決
- 日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 決算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 日程第 5 調査特別委員会の設置及び検閲検査権の委任並びに同特別委員の選任
- 日程第 6 議員派遣
- 日程第 7 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成23年第 6 回佐伯市議会定例会第22日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第 1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました予算議案 5 件、予算外議案12件、認定 2 件及び請願 2 件、計21件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案 2 件、予算外議案 4 件及び請願 2 件、計 8 件につきまして、去る 9 月 15 日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では若干の質疑の後、歳出に入り、2 款、1 項、1 目、文書広報費において、一委員から、事業の財源に関し、過疎対策事業債から一般財源に更正をした理由をただしたのに対し、執行部からは、過疎債の発行許可額の確定に伴い、各事業の配分を見直す中、過疎債の対象とならない事業を含んでいたため財源更正するものであるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、今後は予算計上する段階で、精査の上、提出するよう要望するとの意見が出されました。

また同じく、4目、企画費において一委員から、小規模集落・里のくらし支援事業について事業内容の説明を求めたのに対して、執行部からは、鶴見羽出浦1区において津波の避難場所を設置し、これにあわせて倉庫を整備する。また、蒲江深島地区において緊急時に対応するため、ヘリコプターの離着陸場所を2カ所整備し、ほかに生ごみ処理機を設置するとの説明がありました。

また、9款、1項、4目、災害対策費において、一委員から、避難路整備について地区からの要望箇所数に対し実施予定箇所数が少ない。実施しない箇所の理由をただしたのに対して、執行部からは、現地踏査の後、検討会を開き、整備基準に照らして実施箇所を決定した。今回、整備が必要ないと判断した箇所については、現状で十分機能を果たすもの、近くに別の避難路があるもの、別の事業で実施するものなどであるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、要望のあった地元へ説明し了解を得ているのかただしたのに対し、執行部からは、8月23日に説明し了解を得ているとの答弁がありました。

また、一委員から、今回の避難路整備は今年度中に実施するのか、それとも2カ年計画かただしたのに対して、執行部からは、141カ所すべて今年度中に完了したいとの答弁がありました。

また、一委員から、津波避難路整備事業の財源について、県補助金が約1億211万円計上されているが、国からの補助がないのかただしたのに対して、執行部からは、今回の事業では、県の補助事業のみであり、国の補助事業はないとの答弁がありました。

また、一委員から、津波避難路の手すり設置の考え方をただしたのに対して、執行部からは、勾配が急な場合、路面が滑りやすい場合及び転落防止さくと兼ねる場合に設置するとの答弁がありました。

これに対し同委員から、手すりはすべての避難路に整備すべきであるとただしたのに対して、執行部からは、避難が夜間の暗いときや雨のときもあり得る。すべて設置する方向で検討したいとの答弁がありました。

また、一委員から、議会報告会において、多数の市民から津波のことを心配する声を聞いた。市民が安心して暮らせるよう、しっかり対応してほしいとの意見が述べられました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第103号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、佐伯市暴力団排除条例の制定については、執行部から、本年4月1日から大分県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、全県を挙げて暴力団の排除に取り組む必要があることから、本市においても暴力団の排除に関する基本理念を定めるほか、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、第8条「青少年に対する教育等のための措置」について、その対応をただしたのに対して、執行部からは、条例の施行日を平成24年1月1日にしており、

それまでに関係機関で協議をし、適切な対応をとっていききたいとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、佐伯市税条例等の一部改正については、執行部から、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。その主な改正内容としては、寄附金税額控除の適用下限額を引き下げ、市民税・退職所得・固定資産税・軽自動車税の申告書等の不提出に係る過料の額を引き上げ、たばこ税・鉱産税・特別土地保有税の申告書等の不提出に係る過料を新設し、肉用牛の売却による事業所得の免除対象の見直し及び免税適用期間の延長をし、新築住宅等に対する固定資産税減額の申告方法を変更し、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の特例期間の延長をしようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、申告書等不提出犯について、これまで過料を科したことがあるかとただしたのに対して、執行部からは、合併後に実績はない。またそれ以前も過料を科したことは把握していないとの答弁がありました。

これに対し同委員から、実際には適用しない過料であれば改正をする必要があるのか、不提出者には厳しく対応しないと、正しく申告している市民に対し不公平だと思われるとただしたのに対して、執行部からは、罰則があることによって自主申告制度に実効性を持たせることができる。悪質なケースでは過料を科す場合もあり得る。また公平な課税のために運用は勉強をしたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号、佐伯市都市計画税条例の一部改正については、執行部から、議案第109号と同様に、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、関係条文の整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）は、執行部から、非常備消防団の車両の入れかえであり、小型動力ポンプ付積載車の普通車を佐伯に2台、本匠に3台、鶴見に2台、蒲江に1台、また軽トラックを蒲江に4台、それぞれ配置し、これに伴い林野火災用可搬式散水装置15台を購入するものである。入札の結果、大分市の株式会社消防防災が落札し、購入予定金額は税込みで4,537万5,750円であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第111号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第10号、佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願を議題とし、審査いたしました。

本案については、請願者から委員会において願意を陳述したいとの申し出があり、これを許可し、請願者のうち代表1人を参考人として招致し、本委員会において、その願意を聴取いたしました。

まず、請願者である参考人からは、PTAの各種会議において、遠距離通学に伴う費用負



担は大きく、市内中心部に居住する高校生との不公平感の解消を求める保護者の声はまことに切実である。大分県教育委員会は、高校の後期再編整備計画においても、発展的統合等による適正規模化を図ること。つまり、子どもの数が減少すれば学校を統合することを基本的な考え方としている。統合により通学の遠距離化、負担増が生じる。このようなことが起きる理由は、過疎による子どもの減少、過疎化が主たる原因である。このため周辺部の定住を促進するため通学の支援を求め、佐伯市ならではの施策を講じていただきたいとの願意が述べられました。

質疑に入り、一委員から、佐伯市内の高校に通学する高校生の通学費補助の請願であるが、宇目地域からは豊後大野市の高校へ通学する者も多数いる。市外の高校へ通学する者の対応をどう考えるかとただしたのに対して、参考人からは、宇目からは三重総合高校が非常に近いことは知っている。佐伯で学んでほしい、そのために佐伯市内で学ぶ環境を整えてほしいということが趣旨であるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、請願として提出することになれば、市外への通学についても対応を執行部に求めたいと考えるとの意見が述べられました。

また、一委員から、県立高校及び私立高校での授業料の額、中途退学者の状況、資料に記載されていない本匠の状況についてただしたのに対して、参考人からは、授業料については、県立高校でおおむね月額1万円程度、私立高校では2万円程度。中途退学の状況は、佐伯鶴城高校では、ほとんどない。まれに就学困難なためサポート校に移る生徒が1人、2人出る程度である。他の高校の状況については把握していない。本匠からは1人バス通学をしていると承知しているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、本匠からも通学費が高いため、親が通勤時に学校に送っている実態もあるとの説明がありました。

次に、紹介議員からは、請願の趣旨としては、何らかの制度をつくってほしいということである。その財源については、過疎債を初め各種財源の活用を検討を執行部にお願いするとの補足説明がありました。

これに対して、一委員から、弥生や木立など自転車通学をしている人に対してどのように考えるのかとただしたのに対して、紹介議員からは、請願としては、あくまで通学費に対する補助であるとの答弁がありました。

次に執行部から、本市では義務教育内の補助制度として「さいきっ子医療費助成」を実施しており、現在、入院が中学3年生まで、通院が小学6年生までを対象として助成している。このうち通院について、中学3年生まで拡大する考えを持っており、まず、義務教育内の補助を充実させ、その後に高校通学費の補助については検討させていただきたいとの意見が述べられました。

これに対し、一委員から、財源としては、紹介議員から話のあった過疎債の対象になるのかとただしたのに対して、執行部からは、過疎債ソフトの対象だと思うが、調べていないとの答弁がありました。

また、一委員から、国は高校無償化に取り組んでいる、佐伯市には安心して高校に通える施策の実施が求められているとの意見が出されました。

討論に入り、一委員から、請願の趣旨も十分に理解でき、賛成する。請願では、市内に通学する高校生となっているが、市外通学者に対しても、執行段階での対応を強く求めたいと

の意見が出されました。

また、一委員から、周辺地域では非常に切実な思いを持っている。請願趣旨について広く解釈していただき、システムを構築し、平等に高校生を持つ保護者の支援をしたいとして賛成の意見が述べられました。

また、一委員から、願意を尊重し、執行部に何らかの方法を検討してもらいたい。この請願をすることは適当であるとの意見が出されました。

また、一委員から、市外への通学あるいは下宿をしている生徒への対応を含めて検討し、条件等の整備をぜひしてほしいとの意見が出されました。

挙手採決の結果、全会一致で請願第10号については採択すべきものと決しました。

また、本案については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

次に、請願第11号、郵政改革法案の早期成立を求める請願を議題とし、審査いたしました。

本案についても、請願第10号と同様に請願者から委員会において願意を陳述したいとの申し出があり、これを許可し、請願者のうち代表1人を参考人として招致し、本委員会において、その願意を聴取いたしました。

まず、請願者である参考人からは、平成19年10月の郵政民営化から4年が経過し、当時から指摘されていたさまざまな懸念が現実的な問題としてあらわれている。1点目として、郵便事業は全国一律のサービスの維持が定められているが、「貯金とかんぽ」のユニバーサルサービスは義務化されていない。将来的に不採算地域からの撤退が懸念され、地域住民が平等にサービスを受けられるよう、法令で担保すべきである。2点目として、四分社化体制の見直しについて、郵政三事業は、1人の職員がすべて一体的に担当するからこそ、効率的なサービスを提供することができていた。これらが分割されたことによる業務ロスは、著しく大きいものである。郵政改革法案を早期成立させ、これらの課題を解消しないと、郵政事業が立ち枯れ、結果として新たな負担となり国民にはね返ってくるようになるとの願意が述べられました。

質疑に入り、一委員から、民営化の際、なぜ四分社化されたのかとただしたのに対して、参考人から、四分社化したほうが効率的な経営ができると考えて分社化されたと思う。現在、大もとの日本郵政、その下に郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社、郵便局会社があり、今回の改正案では、日本郵政、郵便事業会社、郵便局会社の3社を1つの会社にし、その下に郵便貯金会社、郵便保険会社の金融2社を置き、3社体制にするということですとの答弁がありました。

また、同委員から、請願の実現の可能性に関し、国会での見通しが暗いのではないかとただしたのに対して、参考人からは、今まで政争の具ということでたなざらしにされ、2年間で過ぎ、民営化からは4年経過した。これ以上の時間的な猶予はなく、地域から郵便局をなくすなどの意思で請願を提出したとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされた後、紹介議員からの補足説明を受け、その後執行部からは、郵便局ネットワークは、郵便事業のみでなく金融・保険業務をユニバーサルサービスとして地方に提供されることが確保されるべきであるとし、郵政改革法案の早期成立が望ましいとの意見が述べられました。

討論はなく、挙手採決の結果、全会一致により、請願第11号は採択すべきものと決しまし

た。

また、本案は、関係省庁等への意見書提出を求めることを願意としており、本請願の採択に伴う意見書案の提出について、採決の結果、全会一致で意見書案を議案として提出することを決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案4件及び認定2件、計7件につきまして、去る9月15日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、若干の質疑の後、歳出に入り、8款、5項、2目、土地区画整理費において、一委員から、街なみ環境整備事業の事業内容をただしたのに対し、執行部からは、市道小田中線の美装化整備を行うものであるとの答弁がありました。

討論、採決の結果、議案第103号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について及び議案第113号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、執行部から、公営住宅法の規定による国の補助にかかわらない本市が設置する市営住宅に準ずる住宅及び本市の特定公共賃貸住宅の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第112号及び議案第113号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から、平成21年7月24日付で大分地方裁判所佐伯支部に佐伯市が被告とされて提訴された「市道池船竜護寺線で発生した人身事故に係る損害賠償請求事件」について、同裁判所の和解提案書の内容に従って和解をし、損害賠償の額を決定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第114号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号、工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）は、執行部から、平成22年に日本下水道事業団と4億円で契約した本工事委託について、事業団の行った入札の結果、当該工事が安価で施工できることになったので、契約金額を1億1,000万円減額し、変更契約をしようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第115号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定については、まず代表監査

委員から、決算審査意見書に基づき、総括的な意見として水道事業の概況、経営成績、財政状態、経営分析、企業債等について詳細に説明がありました。この中で、簡易水道統合には、中・長期的に費用の増加が予測されることから、今後も長期的な視野に立ち、経済性と公共性の調和のとれた経営により、安全で良質な水の安定供給が行われることを期待するとの意見が述べられておりました。

引き続き、決算書のページを追って順次審査いたしました。

一委員から、固定資産明細書のうち、構築物の増加分についてただしたのに対し、執行部からは、主なものとして、上浦浪太の簡易水道の統合によるものであるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定については、まず代表監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、公共下水道事業の概況、経営成績、財政状態、企業債等について詳細に説明がありました。この中で、今後の経営に当たり、下水道未接続世帯に対する普及活動の促進、企業債残高の縮減及び未収金の収納体制の強化を図り、健全な事業運営に努めるよう要望するとの意見が述べられておりました。

引き続き、決算書のページを追って順次審査いたしました。

一委員から、下水道事業の経営状態についてどのように改善していくのかただしたのに対し、執行部からは、しっかり加入率を上げるよう努力していきたいとの答弁がありました。

また、一委員外議員から、退職給与引当金を下水道事業会計に設けていない理由をただしたのに対し、執行部からは、下水道事業については、一般会計から退職金を支払っているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算議案3件、予算外議案3件、計6件につきまして、去る9月14日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初めに、議案第116号、佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを審査いたしました。この議案につきましては、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）に予算が計上されており、議案と予算が密接に関係しているので、この議案から審査しました。

執行部から、佐伯市地域給水施設整備事業の実施に伴い、当事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関し、新たに条例を制定するものである。佐伯市地域給水施設整備事業は、市営水道の整備が困難な小規模集落において、安全な飲用水等の確保につい

て集落の現状に合った給水施設の整備を行うこととしており、大分県の補助率10分の5、市の負担10分の4、受益者負担10分の1の財源で実施する。総事業費は759万9,000円で、対象施設が16施設、受益対象世帯が本匠山部地区・檜峰地区の28世帯となっているとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、分担金のみの徴収で使用料等は発生しないのか、また分担金が各世帯ごとに異なっており大きな差もある。住民の理解は得られているのかとただしたのに対し、執行部から、地元の負担は分担金のみである。また分担金の差については、施工場所により取水設備、ろ過設備、給水タンク、管理道と状況が異なっており、各世帯ごとに相談し、どのような整備を行うか検討した結果のものであり、分担金の額については納得いただいているとの答弁がありました。

また、一委員から、定期的に水質検査を実施するのかとただしたのに対し、執行部から、基本的には年1回程度、大腸菌に関する検査程度は行う必要があると考えるが、現在検討段階であるとの答弁がありました。

また、一委員から、施設のメンテナンス等管理は市が行うのかとただしたのに対し、執行部から、完成後は、生活環境課と本匠振興局でサポート体制を構築し対応するが、この施設については、元来地元住民が管理しており、今回の整備も現施設の改善を行うもので、水道施設全体を整備するものではなく、市が一元管理することは困難である。近い将来、地元住民に譲渡し、管理をゆだねる予定であるとの答弁がありました。

また、一委員から、施設を譲渡する時期についてただしたのに対し、執行部から、県の補助をいただいております、1件当たりの取得価格が50万円を超える場合は、知事の承認を受けなければならない、具体的な日程はわからないとの答弁がありました。

また、一委員から、管理方法についてただしたのに対し、執行部から、砂の入れかえや木の葉の除去など通常の管理は受益者で行い、施設が機能せず、水質等に影響のある場合は市が責任を負うべきだと考えているとの答弁がありました。

その他活発な質疑答弁の後、質疑を中断し、自由討議を行いました。

自由討議では、事業完了後の管理面について各委員が意見を述べました。

質疑再開後、若干の質疑の後、討論に入り、一委員から、賛成の立場で、この事業は住民にとって必要な事業であり、条例制定については賛成する。しかし、事業完了後の管理について若干あいまいなところもあり、また譲渡についても、知事の承認が受けられるかわからないなどの問題もある。委員会としても注視し、所管事務調査を行うことを表明し、同時に、執行部には、この点について整理し、議会へ報告することを要望し、賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、議案第116号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入16款、1項、1目、2節、指定寄附金、学校施設整備等指定寄附金の内容についてただしたのに対し、執行部から、太平洋セメント大分工場佐伯生活協同組合から組合解散に伴う清算金として320万円、市に寄附いただいた。これは彦陽中学校の工事請負費及び八幡小学校の備品購入費として歳出に計上しているとの答弁がありました。

続いて歳出に入り、一委員から、3款、2項、1目、児童福祉総務費のうち、大分県安心子ども基金活用事業の内容についてただしたのに対し、執行部から、佐伯保育園の新築工事

費 1 億7,300万8,500円に対して、補助基準額が 1 億2,800万円となり、そのうち県が 2 分の 1 の6,400万円、市が 4 分の 1 の3,200万円を補助するものであるとの説明がありました。

また、一委員から、施設基準として 1 人当たりの設計面積についてただしたのに対し、執行部から、施設基準については、1 人当たりの保育室が、ゼロ歳児が3.3平方メートル、1 歳児が1.65平方メートル、2 歳児以上が1.98平方メートルとなっている。設計面積については、現在実施設計の段階で佐伯民生福祉会が発注しており、資料がないが、基準面積はクリアした設計となっているとの答弁がありました。設計面積については、後日担当課より資料の提出があり、皆様に配布したとおりであります。

また、一委員から、津波対策として避難場所をただしたのに対し、執行部から、避難場所は、佐伯中央病院を予定しているとの答弁がありました。

また、一委員から、この佐伯保育園の建設については、市内業者に発注するよう担当課として、事業主体に提言できないのかただしたのに対し、執行部から、補助金として佐伯市の市費が出ており、お願いはできると考えている。本体工事についてはお願いしている状況であるとの答弁がありました。

次に、第 2 表債務負担行為補正、佐伯文化会館敷地賃借料について、一委員から、これまでの交渉経過をただしたのに対し、執行部から、佐伯文化会館用地の賃貸借契約が平成24年 3 月31日で終了することから、平成22年度から借地の交渉を行ってきた。当初、佐伯文化会館の現状等を考慮し、賃貸借期間を短期間で提示したが、10年未満の短期な契約はあり得ないといった旨の指摘を受け、受諾いただけなかった。その後、内部協議及び弁護士と相談し、賃貸借期間を10年間、賃貸料については、現行の1,168万9,067円から600万円を差し引いた568万9,067円を年額として提示したが、10年はまだしも、賃貸料については受諾できない。賃貸料の一般的な規準は、近隣の相場や固定資産税額を規準に乗じて算出している。研究・検討してくれとの回答を受けた。

実際には、借地料の算出方法として、固定資産税の税額及び評価額や路線価を規準としている場合が多く見受けられ、一般的に住宅地における借地権の地代相場は、固定資産税相当額の 3 倍から 5 倍、商業地では 7 倍から 8 倍、最低水準としても 2 倍から 4 倍という専門家の意見も目にしたが、最終的には契約者当事者間の合意が優先される。市としても何らかの規準を提示しなければならず、市有財産を貸し付ける場合の規準である固定資産税評価額の 4 % に当たる933万5,769円を年額として再び提示した。相手側からの回答は少し抗議に近く、固定資産税額の 5 倍という案が提示された。

このまま契約が調わず、平成24年 4 月を迎えると、旧借地法による法定更新となり、原契約の内容で継続し、原則的にはまた30年間の継続となり、金額については訴訟といったことも想定されるため、固定資産税額の 4 倍相当である1,045万6,056円を提示し、8 月初旬に同意を得た。この金額については、これが妥当な金額とは断言できないが、通常世間一般の規準で申し出ているとも取れるとの弁護士の助言もあり、内部協議等行い、提示した金額である。

期間については、仮に文化会館を新築する場合には、調査、基本設計、実施設計や解体まで考えたときには、10年はそう長くないのではないかと。また、金額については、当初城山の寄附に対する対価と考え、600万円を差し引いた金額を提示したが、文化会館用地7,911.4平方メートル、1 筆だけの相場ということを考え、固定資産税額を規準に、この 4 倍相当とし

たとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、文化会館は今後どうするのか、また大ホールのある弥生文化会館や蒲江地区公民館の活用についてただしたのに対し、執行部から、文化会館の今後については、はっきりとした方向性は出ていない。弥生文化会館、蒲江地区公民館の活用とともに今後議論していくとの答弁がありました。

また、一委員から、法定更新となった場合に、600万円は支払いをしないという条文は生きるのかとただしたのに対し、執行部から、弁護士に相談したところ、600万円については現在の金額から引いて払うことになる。ただ、その場合、相手方は、その金額に同意せず訴訟となる可能性が極めて高いとの助言をいただいたとの答弁がありました。

また、一委員から、契約期間10年間の途中で、市の事情により契約を解除することができるのかとただしたのに対し、執行部から、基本的には協議ができる。協議結果はわからないが、協議できるので縛られることはないと考えているとの答弁がありました。

これに対し一委員から、5年で解体し、後の5年間は賃借料を払わないということが本当にできるのかとただしたのに対し、執行部から、旧借地法では、貸し主が借り続けてくださいという権利はないので、協議の結果はわからないが、絶対だめだということにはならないと弁護士より助言いただいているとの答弁がありました。

さらに同委員から、契約書の条文上で担保できているのかとただしたのに対し、執行部から、法的な解釈がこういう形でできるだろうという助言をいただいている。条文化することは、相手側との交渉の中、難しいと考えている。担保できればいいのだが、今の段階ではその状況にないとの答弁がありました。

また、一委員から、この債務負担行為補正を削除し、相手方と再交渉して12月定例会に再度提案することは可能かただしたのに対し、執行部から、時期的には可能だが、これまでの交渉経過の中、改めて違う金額等で果たして交渉できるかということになれば、責任を負いかねる部分があるとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、議会が認めないということが十分交渉の材料になるのではないかと、また時間的にもいろんな人の意見も聞けるのではないかとただしたのに対し、執行部から、今回提案した理由の1つに貸し館の予約がある。貸し館の予約は、通常であれば1年前から予約を受け付けるが、現在は仮予約という受け方をしており、早急に提案したかったとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、清家好文委員から、修正案を提出したいので休憩されたいとの動議が提出され、休憩いたしました。

休憩中に委員長へ修正案が提出され、再開後、清家好文委員から、第2表債務負担行為補正、佐伯文化会館敷地賃借料の項を削る修正案を提出するものである。提出理由は、先ほどからの質疑等でも、佐伯文化会館の敷地料及び賃貸期間については交渉の余地が十分あると考える。賃借料については、600万円を30年で打ち切るなど十分に安くできる要素がある。また、賃貸期間については、文化会館がいつどこに新たに建てるかもわからない等も考慮し、修正案を提出すると提出理由の説明がありました。

質疑はなく、討論に入り、一委員から、修正案に賛成の立場から、提出者の説明と同様に十分にいろんな要素を含んでおり、9月補正でいきなり提案されたという感を受けている。十分な審議が必要だと考え、修正案に賛成するとの意見が述べられました。

次に、一委員から、修正案に反対の立場で、金額、期間についてということだが、昭和45年からの契約の流れもを見せていただいた。今議会に提出されたことも、平成24年3月31日が期限なので、この時期に最終判断するべきだと考えている。また、これは契約であり、相手方がいる。これまでの長い経過もあり、相手方と真摯な協議をした中での最終的な判断がこの契約案と認識しており、修正案には反対であるとの意見が述べられました。

次に、一委員から、修正案に賛成の立場で600万円を引いて交渉した最初の交渉は筋が通っており、我々の考えとも一致していた。しかし、最終的には全然違う形となってしまっている。年額1,000万円を超える契約については、議会としても後押しできる根拠もあり、再度交渉すべきである。契約期間中の契約解除についても協議できるとの答弁だったが、審査を進める中で根拠が乏しいのではないかと感じた。時間的に余裕があるということであり、再度交渉した上で12月議会で提出願いたいとの修正案に賛成の意見が述べられました。

次に、一委員から、修正案に賛成の立場で、金額については、600万円を30年間にわたって支払い、今後は支払いをしないということが生かされていない。また期間については、老朽化した文化会館を建てかえてほしいという市民の要望がたくさんある中で、10年も待たないといけないとの思いもある。財政的な面もあり、いつ建てられるのかわからないが、10年間も要らなくなった場合どうなるのかははっきりしていない。もう一度交渉する必要があると考え、修正案に賛成するとの意見が述べられました。

次に、議員から、修正案に賛成の立場で、交渉期間が短か過ぎた。期間が間近になっての交渉であり、相手の言うがままの契約案になったように感じている。委員会でこういう形で反対されたということになると相手も考え方が変わってくるのではないかと考え、再度強行に交渉すべきと考え、修正案に賛成するとの意見が述べられました。

討論を終え、まず修正案の採決に入り、挙手多数で可決すべきものと決し、次に、修正部分を除く本委員会所管の部分について採決の結果、挙手多数で修正部分を除く本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

主な質疑として、一委員から、事業勘定、歳出8款、1項、1目、保健衛生普及費の増額理由についてただしたのに対し、執行部から、670万円の内訳としてレセプト点検費の報酬が160万8,000円、医療費通知発送料280万円、医療費通知書共同電算特別業務委託料が238万1,400円であると答弁がありました。

これに対し同委員から、医療費の通知で増額しないといけない理由があったのかとただし、執行部から、国の指導監査により医療費通知の回数をふやすよう指導を受けている。年2回だった通知を年6回にふやすため増額したとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号、佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市家庭児童相談室に置く家庭相談員の名称及び報酬月額を改め、同相談室に新たに心理士を置き、その報酬



月額を定めようとするものである。

佐伯市家庭児童相談室条例については、家庭相談員を置くよう定めていたが、近年の児童虐待相談の増加など児童に関する相談が中心となり、家庭児童相談室と同様に家庭児童相談員と呼ぶことが一般的となっている。

また、心理士による心理検査やカウンセリング等の頻度が多くなり、平成16年度から心理士を嘱託で雇用している。こうした実情と合わせるため、佐伯市家庭児童相談室条例を一部改正し、家庭相談室員を家庭児童相談員に改めるとともに、心理士を新たに設置する。さらにそれに伴い、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正を行うものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第117号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号、佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正については、執行部から、指定介護老人福祉施設の人員設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、豊寿苑の名称及び定員を改めようとするものである。豊寿苑は、従来型多床室とユニット型個室の一部ユニット型施設となっているため、条例の改正に合わせ介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の2施設として運営することとする。これに伴う2施設の名称と定員をそれぞれ佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑、介護老人福祉施設79人及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑、地域密着型介護老人福祉施設21人とするとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、改正による影響についてただしたのに対し、執行部から、施設が二つに分かれ、従来型多床室の報酬とユニット型の報酬となると入居者についてもユニット型に変われば一部負担金が若干変わることになるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第119号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案1件、計3件につきまして、去る9月14日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入の質疑はなく、引き続き歳出に入り、一委員から、労働費県補助金について、本市が緊急雇用等の事業を活用し実施しようとする事業については要求どおり補助金が認められているのかとただしたのに対し、執行部から、本市が要求したほぼすべての事業費について認められているとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、2項、2目、林業振興費のうち、竹林再生事業の内容についてただしたのに対し、執行部から事業内容としては青山0.43ヘクタール、大中尾0.23ヘクタールにおいてタケノコが生産できる竹林を整備するものである。補助負担割合としては、県が

4分の3、市が4分の1であるとの答弁がありました。

引き続き、一委員から、竹林の放置が問題となっているが、タケノコ生産のため竹林を整備することについてどれほどの効果があるのかとただしたのに対し、執行部から、一方で杉山等が竹に侵食されているケースがあることから、昨年度、県の補助金で破砕機を購入し、森林組合に管理を委託している。また、この事業は、竹林の中に作業道を整備する事業も含めて事業を行っているとの答弁がありました。

引き続き、一委員から、タケノコの生産・加工・販売といった一連の経済活動がなければ生産者等による竹林の管理も行き届かない。また、タケノコの表皮には殺菌作用等もあることから、これらを研究するなど、需要の拡大にも努めてほしいとの意見が出されました。

次に、一委員から、6款、1項、5目、ため池整備事業について、全国的にため池については老朽化が懸念されているが、本市において整備を要するため池の整備計画についてただしたのに対し、執行部から、事前調査の結果、3カ所を選定し、来年度から1カ年1カ所のペースでため池の整備を進めていくとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款、1項、5目、観光費のうち、観光施設管理事業費の内訳についてただしたのに対し、執行部から、上浦の津井公園の外灯の修繕費及び鶴見下梶寄集会所の屋根の破損にかかる修繕費等が105万2,000円、道の駅宇目の冷凍庫が老朽化したことから、備品購入費として80万円、計185万2,000円を計上しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、観光施設整備事業費の内容についてただしたのに対し、執行部から、本庄小半森林公園の駐車場を昨年度整備し、本年度のり面工事を行う予定であったが、6月の大雨により土砂崩れが発生し、その復旧工事及び補強工事費用として計上しているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第103号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）について、一委員から、葛港市場整備計画策定に要する経費161万3,000円を計上しているが、葛港市場整備のスケジュールについてただしたのに対し、執行部から、港湾計画の改定を現在、県が行っているが、その計画において葛港市場の建てかえが計画されているものの、具体的にいつから建設を開始するかなどの計画は白紙の状態である。本市としては、今後、同整備計画を策定する中で、理念、目標、基本的な考え方及び場所など、ある程度、想定しつつ、それに伴う周辺部へのアクセスや実現化の方策等の検討、また、配置図をこの整備計画に反映させていくとの答弁がありました。

関連して、一委員から、周りのやりとりでは建設時期については白紙という感じを強く受けるが、市場の建てかえの場所として中心市街地活性化事業の観点から、現位置での建てかえがベストではないかとただしたのに対し、執行部から、にぎわいを創出するためには現位置に市場を建てかえることが集客の観点から見てもベストである。

ただ、検討を行う中で、第1に、市場の営業中止することはできないため、移転となるとその分の費用がふえること。第2に、隣接する県営上屋の建てかえを検討したが、現在二、三社が入居し、営業を行っていることなどから、営業に支障を期すこと。第3に、葛港市場と大入島フェリー間の埋め立てについて検討したが、地盤をならず関係上、かなりの日数を要すること。第4に、大分県漁協の隣接地には市有地があり、当該市有地を活用することに

より使用料も安価になること。以上のことから、現時点では大分県漁協先の埋立地が適地との考えが示されました。

引き続き、この葛港市場建てかえに関連して執行部から、中心市街地活性化基本計画によるにぎわいの創出等については、昨年 の 請 願 についてふれ、唐戸市場のような観光面にシフトしたものと受けとめているが、本年3月に関係者を交え協議したところ、漁業関係者から水質の問題や観光面の機能については一過性に終わる可能性があるなどの理由から、その機能を取り入れることは現地点では考えていない。葛港市場の機能を十分に生かすためにも、朝市などを開催する中で集客も図っていききたい旨の答弁がありました。

また、一委員から、葛港市場の建てかえについて、県の港湾整備計画改定との関連で他の整備計画に掲げられている整備事業の進捗状況についてただしたのに対し、執行部から、港湾整備計画においては大入島、女島埠頭マイナス14メートルバース、そして、葛港整備と順次着手する中で、葛港に不法係留される遊魚船等の対策とあわせて中川に漁船等の避難港、係留設備等の整備について、現在、漁協関係者との間ですり合わせ協議を行っている。平成23年度には、これら整備計画をまとめ、平成24年度から次期長期計画をスタートしたいとの答弁がありました。

関連して、一委員外議員から、港湾整備計画、中心市街地活性化基本計画、葛港市場整備計画の三つの計画が単発でそれぞれ終わるような計画ではなく、相互に一体感が持てるようなものにしてほしいとの意見が出されました。

その他、活発な質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正については、執行部から、現行の条例では入居後5年間を上限として6年目以降は1年ごとの更新手続きが必要な上、最長5年を超えて更新はできないこと。入居後10年経過すれば退去することと規定されていることから、今回の改正では利用期間の制限を緩和し、市長が特に必要と認め、1年ごとに許可を受けた場合、10年を超えて更新が可能となる。昨今の地域の経済状況等を勘案し、新規入居者や起業する方も少ないことから、現状維持し、使用料収入に努めていくとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第118号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

## 日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計予算（第1号）を議題といたします。

これより、教育民生常任委員会の修正案及び原案につきまして一括して討論を行います。

まず、教育民生常任委員会の修正案に反対、原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

28番、上田徹君。

28番（上田徹） 28番議員の新風会所属の上田徹です。議長の発言の許可をいただきましたので、私は、議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）における修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の修正案が出されています佐伯文化会館の敷地に関する借地代の契約は、この間、先ほど委員長報告の中にもふれられましたけど、昭和45年以来、その都度都度、相手方との協議の中で、そして、その時の社会情勢の中で決定をして契約を交わしながら今回に至っています。その契約が来年3月31日に切れますので、それ以降の契約をどうするかということで新たな契約を結ぶかどうか、そういう流れの中で、今回の契約の中身となっているというふうに私は感じています。

これまで相手方と弁護士等も含めながら真摯に協議をしてきたと聞いてますし、今回も相手方と真摯に協議をしてきた結果で、この契約金額については固定資産税や現在の社会状況等も含めての交渉、そして、同時に、弁護士のアドバイス等も受けながらの決定であると私は認識しています。

また、契約期間についてですが、現在の文化会館もかなり古くなってきて、建てかえてはどうか、そういうような声も出ている現状です。現実、バリアフリー化もできていませんで、高齢者の皆さん方が大ホール等を利用するときに大変御苦労なさってる、そういう時期が来るといっても現実あるわけです。

しかしながら、今、建てかえるとしても、今は中心市街地の活性化事業や本庁舎建設等、大きな事業を行っております。ですから、この文化会館の建設については、現在、方針決定がされていないというのは現実です。

また、たとえ建てかえるとしても、財政面から考えても、そして、多くの市民の皆さん方から意見を聞きながら決定をしていくわけですから、1年、2年なんていうものではないだろうというふうに私は思います。最低でも4年、5年前から議論をして財政計画も立てて、そして決定していくものだというふうに思っています。

そういう意味でも、この契約期間10年というものについても、現在、文化会館を利用されている方が年間4万人以上の方がいらっしゃいます。そういう意味を含めて、この契約期間というのは今後の文化会館をどうしていくかということも考えるためにも必要であるというふうに思います。決して長くはないというふうに私は思います。

また、この契約については12月議会まで待てば、そういうような意見もお聞きしますが、これは来年4月からの契約については相手と真摯に議論をして、そして、市側とすれば先ほど言いましたけど、弁護士等のアドバイスも受けながら、そういう中で真摯な協議の中でのこの契約内容です。そして、そういう中で一致した内容ということで、今回、提案されてい

るわけですから、私は、今議会でこの議案に対して賛成をさせていただきたいというふうに思ってます。

以上のことから、私は修正案に反対、原案に賛成の立場で討論いたしました。議員の皆さん方の御理解と慎重かつ冷静なる御判断をよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員会の修正案について、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 1番議員、無党派、後藤幸吉です。私は、修正案に対し、賛成討論いたします。

急ぐ必要はないと、ことしの3月の予算特別委員会の席上、私は、こういう質問をしております。江藤教育次長の時代です。24年の3月までに崩して返せと言われたらどげんするんかと。そしたら教育長は、なるべく短期間、当時の金額で五、六百万円で話をしているんだけど、相手がうんと言わないんですという話でした。今回の原案は1,040万ですか、これは追い込まれて足元を見られた内容としか私には思われません。

初めの契約以来、相手の名前を出されませんからアルファベット家でいいです。アルファベット家のNさんと池田市長は昭和45年に契約して以来、3億5,100万円を超える金額を使用賃として佐伯市は払っております。そしてまた、平成5年には借りていた土地の2万平米ですか、その部分とほかの土地を含めて1億円で買い取っております。

こういう例を私は7日に質疑をしております。そのときに、中津の奥平家のことを言うております。城主の子孫と市民感情の問題ということで取り上げました。当時、奥平家が城を3億2,000万土地込み買い取れと言うたのを市は1億5,000万までは歩み寄った。話ができたかったら、市がまた耐震調査をせないけんというんで1,100万値切ったと。そうすると、奥平さんが、ここに新聞載っておりますが、金額は問題ではない。sonだけ値切られて、それを言うてる。市との交渉がこじれ、奥平家に対する評判が悪くなるのが耐えられなかった。私どものアルファベット家は、現在Nさんのあと、Oさんが継いでおられます。

今回の契約の原案で見れば、例えば昭和45年に60年契約で池田市長が年間120万円で契約をしております。10年間据え置き。それを昭和55年に大鶴市長の時代に契約更改290万ですから、金額は上がって当然であります。291万円です。

ところが、その2年後です。大鶴市長が新たな契約をしております。今度は契約期間が30年、それが来年の3月までであります。その中に、同じ日に城山を寄附してもらっております。その当時の、そして昭和57年に一遍に926万6,000円というふうに金額がはね上がっております。そして、項目に600万円は30年間は払いますよと。そのあとは払いませんと書いてあるんです。ということは、1億8,000万円で佐伯市は城山を買ったと私は理解しております。

ですから、今回、期間については上田議員同様、10年に不満はありません。今までまちづくりを考える中で、古い文化会館をいつ建てかえるのか、どこに建てるのかも検討しないでいたらやってきた新しい佐伯市の責任であります。

ただ、金額に対しては1,000万を越すような追い込まれて契約をするような感じがします。600万円は、もう来年からは払わんでいいんです。新たな契約を更新すれば、これから修正

案が通れば、例えば弁護士を通して交渉する方法もあると。相手から歩み寄ってもらうことや奥平家のように、天守閣と土地が3億2,000万円です。それを民間同士で5,000万で売って土地は2,000平米の土地を100万円で貸しております。この理屈でいうたら、文化会館の用地は400万で釣りがくる。貸し手と借り手ということですから難しいことはよくわかるんですが、やはり市民感情として、あと1億円も払うようなことは認められないと思っております。

少し職員の方、頑張ってもらわんと、そして、このような重大な問題は職員任せにしないで市長みずから何回か足を運んで、どうしてもこれでなかったらだめだということであれば考えもしなければいけません。平成7年の1億8,000万円、600万円というのは、城山代だと思うたからこそ当時の人たちは議会は認めたいんだと思うんです。それをまだ1,000万を超えるような926万になったあと、だんだん600万円を超える部分が上がっていると、これが文化会館の土地の値段、今が570万です。文化会館の使用賃は120万、291万、そのあとの326万が556万ですか、560万円まで上がっている。これが文化会館の使用賃なんです。新たに1,000万を超えるような、確かにいろんな例もあります。ただ、そこはアルファベット家のほうに少し甘えて、安くその城山を譲ってくれたときに、アルファベット家の方が言われておる言葉と、今度のように高い貸し料ですか、それをするのでは意味が違います。市民になじんでいただきたいというなら、ほんとはただでずっと貸していただければ一番いいと思うんですが、とにかく今回慌てて契約する必要はない。12月までちゃんと考えて契約を更新することを期待しておりますので、私は、修正案に賛成いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員会の修正案について、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。議案第103号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）の修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

修正の焦点となっていますのは、佐伯文化会館敷地賃借料1億1,000万円の債務負担行為を認めるかどうかであります。平成24年3月31日、つまり今年度で毛利家との文化会館の賃貸借契約が切れるため、新たに年1,045万6,056円、契約期間10年間で賃貸借契約を結ぼうというものです。

過去の契約を見ますと、そもそも最初は池田市長の時代、昭和45年2月に現在の文化会館の土地のみ貸付料年120万円から始まりました。その後、昭和55年に貸付料が年291万円になり、消費者物価指数の上昇に合わせて上がるものになりました。

大鶴市長の時代、昭和57年5月には毛利家より城山の大部分について寄贈がなされ、市の所有になりました。同時に、新たな賃貸借契約として既存の文化会館の土地7,911.4平米に寄贈には含まれていない三の丸や翠明台の山林2万1,640平米を加えて賃借料を決め直しています。その内容は、賃借料を926万6,000円にする。そのうち600万円を定額として2012年3月までの30年間払い、それ以降支払いはしない。残りの326万6,000円については、昭和60年4月1日から全3年間の消費者物価指数に基づく物価上昇率を掛け、さらに120万円を加えることになりました。その後、3年後ごとに賃借料の見直しが行われ、平成3年からは年額1,110万8,360円になりました。

その後、佐々木市長のとき、平成5年9月21日付で途中で契約に含まれた三の丸と翠明台を1億円で佐伯市が購入する契約を結びました。賃貸物件の一部を購入したのだから金額は

下がるはずなのに、翌年平成6年10月の契約では、このときの市長は佐藤市長ですが、文化会館の土地のみになったのに年1,142万5,078円になっています。これは非常に不可解ですが、委員会の中での答弁では、当時の記録を見ると、市のほうから売ってくれと言ってきたとか、文化会館のみで1,000万円でも土地の相場としても高くはないというやりとりがあったと答えています。過去のことですので、これを認めたとしても昭和57年に契約した600万円の問題が残ります。この契約でいくと、最新の賃貸料は平成21年4月の年1,168万9,067円ですので、600万円を引いた金額で契約の更新をするのが当然だと思います。

ところが、今回の提案は、年1,045万6,056円で契約を更新しようというものです。執行部は、当初600万円を引いた568万9,067円で交渉しましたが、先方に拒否され、周辺の評価額などから今回の金額になったとのことですが、昭和57年の契約は一体何のための契約だったのでしょうか。

契約の第1条で、甲乙両者、つまり佐伯市と毛利家のことですが、甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないとあります。この契約は生きているわけですから、お互いこの信義に基づいて誠実に行動するべきだと思います。我々議員の多くも執行部の当初の提案が正論であり、一致できるものだと考えています。契約の切れる今年度末までにはまだ時間的に余裕があることも教育民生常任委員会の質疑で明らかになっており、再度交渉に臨むことに問題はありませぬ。議会が市民の合意が得られないことを理由にしてでも再交渉すべきです。

もう一つの問題は、契約期間が10年となっていることです。文化会館は建てかえてほしいという市民の声が上がる中で、10年間待たないといけないのでしょうか。途中で移転したら解約できないかとの質問に執行部は、10年とあるが途中で解約する場合、協議できると答えましたが、契約条文の中には一言もふれておらず、委員会の質疑の中でも、あくまで弁護士の助言にすぎないということで、根拠に乏しいことも問題です。

以上、問題点を述べましたが、文化会館の問題は市民の関心ごとでもあり、意見の多く分かれるところでもあります。契約や建てかえの問題など、今後のことについては市民の意見に十分耳を傾け、市民が納得する形で進めていただくようお願いしまして、修正案に対する賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

本案に対する教育民生常任委員長の報告は修正でありますので、まず、教育民生常任委員会の修正案について、起立により採決いたします。

教育民生常任委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、教育民生常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、修正議決部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第105号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）、第106号、平成23年度佐伯市地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）、第107号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより4件を一括して採決いたします。

総務、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号、佐伯市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、佐伯市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。議案第109号、佐伯市税条例等の一部改正について、反対の意見を述べたいと思います。

この条例改正は、国の地方税法の改正を受けてのもので、内容も多岐にわたっており、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げなど賛成できる点がありますが、問題のある内容が2点含まれています。

まず一点目は、市民税などの不申告に対する罰則の追加及び過料の引き上げについてです。罰則強化の内容は、市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税などの税全般の不申告に対して罰則の過料を上限3万円から10万円に引き上げるものです。

国のほうでは所得税法等も改正され、所得税のほか法人税、相続税、贈与税、消費税等にも適用され、こちらは罰金刑の上限20万円が上限50万円になるなど罰則が強化されています。政府は罰則強化の理由として、他の軽罪犯とのバランスを考えて罰則を見直すとしているそうですが、一般の経済取り引きや金融犯罪、詐欺罪、横領罪などと一般市民の申告とを同列に論じること自体、問題の上、中小業者の皆さんにかかわることでは税務調査を断ったり、帳簿書類を間違えたり記帳を間違えたりすることも罰則強化されており、税務調査に強制的に協力させられることにつながっています。運用が一步間違えれば、まじめに納税している人でも犯罪者扱いされるおそれがあります。申告を正しくするのが当たり前ですが、罰則強化は納税者の権利を奪うことになりかねません。市の税務行政が市民に対し、行き過ぎたものにならないように望みます。

2点目の問題は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の軽減税率の特例期間延長につ



いてです。

これは、主に株の配当や売買でもうける大資産家向けの証券優遇税制の一つで、本来払うべき税金を半分にする期間を続けようというものです。佐伯市に関係あるものとして、配当割交付金と株式等譲渡配当割交付金があります。今年度予算では合わせて700万円、平成21年度決算では合わせて889万6,000円になります。軽減税率を適用せず、本則である税率20%に直すと、市の収入は1,482万6,000円になっていたもの軽減された総額を国・県で見ますと大分県では昨年度1億9,300万円になり、国レベルでは平成21年度実績で地方分だけで683億1,400万円、所得税として課税される国の分を合わせると約2,277億円があり、税率が半分になっていますので、国レベルでいえば年間約2,277億円もの減収になり、大資産家にはその分、減税になっているわけです。

政府は大震災の復興財源をめぐっても税と社会保障の一体改革をめぐっても国民には所得税の引き上げ、医療費の窓口負担の引き上げ、消費税の引き上げなどを行い、年金は引き下げようとしています。大企業や大資産家には負担増を求めないという逆立ちしたのになっています。この議案は、そういう問題を含んだものであることを指摘して反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号、佐伯市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）を議題いたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第113号、佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、第114号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号、工事委託契約の変更について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設(電気・機械)工事)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号、佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について、第117号、佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、第118号、佐伯市貸工場及び貸事業場条例の一部改正について、第119号、佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者江藤英成)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第3号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨、答申することに決しました。

次に、認定第1号、平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定について、第2号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり認定されました。

次に、請願第10号、佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助について請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番(高司政文) 26番議員、日本共産党の高司政文です。請願第10号、佐伯市中心部の高校

に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願に賛成の意見を述べたいと思います。

現在、市内の高校生については、蒲江高校や佐伯鶴城宇目分校が閉校になったほか、県内の高校学区の廃止などでバスやＪＲで遠距離通学を余儀なくされている高校生が多くいます。その費用は、年に10万円から30万円を超えることとなります。

高校のＰＴＡでは、各種研修会や懇談会を通して遠距離通学に係る費用負担の大きさは、悲鳴とも言えるほどの声が上がっています。昨年、佐伯市ＰＴＡ連合会が行った保護者へのアンケートでは、通学費だけで1カ月2万円を超えるので負担が大変。ＪＲやバスの本数が少ないため、部活があると自家用車で迎えに行っている。高校に2人が通っているためバス代が高く、部活動で遅くなるので佐伯に一軒家を借りているなどの声上がり、高校在学中の費用で最も大きなウエートを占める通学費が市内中心部に居住する高校生との不公平感を解消してほしいという声がかまことに切実であります。また、佐伯で学ばしたいが、同じ下宿代がかかるなら大分の学校に通わせたほうが良いという声もあります。

高校は将来の佐伯市を担う人材を育成する場であり、保護者や地域が深いかわりをもって行われるべき最後の教育の場でもあります。過疎化が進む周辺部の定住促進の面からも、補助制度の創設は意義あるものだと考えます。

他市の状況を見ますと、県内では中津市や由布市が補助を始めたほか、補助制度が全国に広がっています。また、私立高校でも日本文理大附属高校は、1万円を上限に半額補助しています。請願者の言葉を借りれば、佐伯市ならではの施策を講じていただき、子どもたちが佐伯市に生まれたことを誇りに思えるよう将来の佐伯市を担う人材を高校現場とともに育てていきたいと願うものでありますということです。

高校教育ですし、高校統合の責任は大分県にありますから、大分県も何らかの補助制度をつくるべきと思いますが、それはそれとして高校生も市民であり、教育の機会均等を保障するためにも市が何らかの補助を講ずることは当然であります。

なお、委員会の審議の中で、他地区に通う高校生にも通学補助を同様に広めてほしいという意見がありましたが、それはそれで、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、全国的にこのような問題が広がる中、総務省も過疎法の延長に伴い、ソフト事業として高校通学補助に対して過疎債の活用を認めており、中津市も昨年度策定した過疎地域自立促進計画書で高校通学費補助を盛り込むなど、動きが広がっています。佐伯市も同様に過疎地域自立促進計画に加えるなど、実施に向け検討をお願いしまして賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第10号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第10号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号、郵政改革法案の早期成立を求める請願を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。私は、請願第11号、郵政改革法案の早期成立を求める請願に反対の意見を述べたいと思います。

請願の要旨の中で、国民共有財産である郵便局ネットワークを維持するため、郵便改革法案を早期成立を求めるとあり、請願理由の中で、郵政3事業は民営分社化され、郵便局へ郵便問い合わせができないなど、地域住民から不満の声が多く寄せられています。

また、全国一律のサービスの維持に金融ユニバーサルサービスが担保されていないため、将来的に貯金、保険が提供されない郵便局があらわれ、広域性、地域性が失われるおそれがあると述べ、一刻も早く郵政改革法案の成立を求めています。

それでは、現在提出されています郵政改革法案で、全国一律サービスで維持できるでしょうか。法案は、日本郵政株式会社に再編成するというもので、株式会社という規制緩和、民営化路線を続けるものになっています。また、第12条では、競争条件の公平性をうたい、民間業者間での競争原理を前提としています。これではもうからない部門や地域が切り捨てられ、全国一律サービスが保障されなくなるおそれがあります。

また、金融ユニバーサルサービスについても日本郵政株式会社には義務を課していますが、その下にある金融者には義務を課していないため、郵便事業同様、競争にさらされ、もうからないからとユニバーサルコストの負担を拒否する可能性があり、ユニバーサルサービスが維持できるか疑問のあるところでもあります。

郵政3事業は、そもそも国が責任を持って行うべきものであり、その財産は国民の財産でもありました。ところが民営化し、分社化され、独立採算でもうけ本位で展開したため、郵便局の統廃合、集配業務の統廃合など、国民サービスの後退、非正規雇用の拡大や過度のノルマを課せられたりするなど、郵政労働者に犠牲を強いる形で進められてきました。この問題を解決するためには、国営に戻すことが第一の解決だと思います。

以上のように、郵政改革法案自体に問題があるため、この請願には反対します。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

10番、井野上準君。

10番（井野上準） 10番議員の井野上準です。請願第11号、郵政改革法案の早期成立を求める請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

そもそも郵政民営化とは一体何だったのでしょうか。それは、4分社化により経営の自由が拡大され、良質で多彩なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性が向上するというものでした。

当時、郵政民営化は構造改革の本丸とうたわれましたが、民営化後4年が経過した今、さまざまなひずみが生じています。地域住民やマスコミからもこれらの見直しの声が多く寄せられるようになりました。

民営化前は配達の人が郵便を届けたときに通帳を預かり、現金の支払いなどをしてくれて、お年寄りから非常に喜ばれていました。郵便は郵便、貯金は貯金と会社が分かれてしまい、サービスができなくなってしまいました。顔をよく知っていても求められる本人確認、手続の複雑さ、料金値上げ等々、以前の郵便局と比べると使い勝手が悪くなっています。地方の隅々に住む人たちが困らないよう、郵便だけでなく、金融のサービスも平等に受けられるよ

うにしてもらいたいものです。

郵政改革法案とは、当時主張されていたバラ色のシナリオとはかけ離れた現在生じている問題を国会の場において修正したいというものです。

1、ユニバーサルサービスの義務付け。現在、郵便事業は義務化が定められているが、貯金、簡保は義務化なし。3事業について日本国内なら同一料金体系でサービスが受けられるよう法令で担保してほしい。

2、4分社化体制の見直し。郵便局は二、三名で運営している局が大半です。おのこの事業を一人の職員がすべて一体的に担当するからこそ効率的なサービスを提供できた。分割されることによる業務ロスは大きく、お客へのサービスの低下となっています。

3、政府出資比率を3分の1以上保有することについて。ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の株式が100%売却されてしまえば郵便局に対する委託業務の根拠がなくなります。その結果、ユニバーサルサービスは維持できなくなる可能性があります。もし仮に地方から撤退することになれば国や自治体が経済負担を負うことになるかもしれません。

4、新規事業の参入について。民営化後も郵政事業には他の金融機関にはないさまざまな規制が残されたままとなっています。これは背中に重い石を背負い、足を縛られたまま泳げといわれる状況で、新規事業が認められず、お客様の利便性の向上にこたえるのは困難な状況です。

このような問題を解決するためには郵政改革法案を早期成立しないと結果的には新たな負担となって国民にはね返るのです。3事業がすべて一体的に展開でき、税金を投入しないで経営を永續することが不可欠です。しかし、現在の民営化法のもとでは、きわめて困難な状況です。

以上の理由により賛成討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので発言を許します。

3番 浅利美知子さん。

3番（浅利美知子） 3番議員、公明党の浅利美知子でございます。郵政改革法案の早期成立を求める請願第11号に対して、反対の立場で討論をいたします。

郵政民営化は、国が郵便貯金や簡易保険で集めた巨額な資金を民間に移し、経済を活性化させることを目的として分社化されました。しかしながら、今、政府が進める郵政見直しは、従来の民営化路線を抜本的に覆すもので、2005年の衆議院選挙で民営化を支持した民意を無視したものと考えます。このたびの郵政改革法案では、日本郵政グループ5社を3社に再編成し、ゆうちょ銀行や簡易生命保険に対する政府の関与を残しております。

また、法案成立後には郵便貯金の貯入限度額と簡易生命保険の保険金の上限がそれぞれ郵便貯金では現行の1,000万が2,000万に引き上げられ、簡易生命保険は現行の1,300万円から2,500万円に引き上げられることとなります。このようになれば民間の金融期間の預金が郵便貯金へと流れていく可能性は非常に高くなります。その結果、民間金融機関の貸し出し威力は減少して中小企業や個人への融資が滞ることになり、さらに民間保険会社の経営への影響も心配をされます。

また、郵便貯金や簡易保険に集まった資金の運用は国債での運用が中心ですが、今後膨らむ資金も国債運用となれば国債の受け皿ともなりかねません。厳しい国の財政をさらに悪化させることが懸念されます。

以上のことから、今、政府が進めている郵政見直しは、民間主導で郵政資金の透明化、効率化を進める目的に反するものだと考えます。

よって、郵政改革法案の早期成立を求める請願第11号には反対をいたします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第11号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第11号は採択とすることに決定いたしました。

-----  
審議結果  
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第103号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）	分 割	修正可決
第104号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決
第105号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決
第106号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	産業経済	原案可決
第107号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総 務	原案可決
第108号	佐伯市暴力団排除条例の制定について	総 務	原案可決
第109号	佐伯市税条例等の一部改正について	総 務	原案可決
第110号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務	原案可決
第111号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）	総 務	原案可決
第112号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第113号	佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第114号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	建 設	原案可決
第115号	工事委託契約の変更について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設（電気・機械）工事）	建 設	原案可決
第116号	佐伯市地域給水施設整備事業分担金徴収条例の制定について	教育民生	原案可決
第117号	佐伯市家庭児童相談室条例及び佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第118号	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第119号	佐伯市特別養護老人ホーム条例の一部改正について	教育民生	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者江藤英成)		異議がない

認 定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	平成22年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建 設	原案認定
第 2 号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設	原案認定

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 0 号	佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助についての請願	総 務	採 択
第 1 1 号	郵政改革法案の早期成立を求める請願	総 務	採 択

### 日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)

議長(小野宗司) 日程第3、議案の上程を行います。

認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定について、意見書案第20号、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書、第21号、地方財政の充実・強化と求める意見書、第22号、社会資本整備に関する意見書、第23号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書、以上5件を一括して議題といたします。

まず、認定第3号につきまして、提出者の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長(西嶋泰義) 皆さん、こんにちは。ただいま本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

認定第3号、平成22年度佐伯市各会計決算の認定につきましては、佐伯市一般会計から15特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御協賛賜りますようお願いいたします。

議長(小野宗司) 次に、意見書第20号につきまして、提案者の説明を求めます。

20番、下川芳夫君。

20番(下川芳夫) 開政会の下川芳夫でございます。意見書案第20号を読み上げて提案の説明にかえさせていただきます。

意見書案第20号

JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべく、ＪＲ7社が誕生した。そして、ＪＲ東日本、東海、西日本の本州3社は、株式を上場して完全民営化を果たした。

しかし、多くの地方ローカル線を抱えるＪＲ九州を初めとしたＪＲ北海道、四国のＪＲ三島会社と、国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるＪＲ貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使を挙げた努力を重ねてきたが、来年4月にＪＲ発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保するめどが立っていない。

また、ＪＲ三島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策をもとに黒字を確保する形で設立されたが、少子高齢化や地方の過疎化が進む中、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態である。

こうした中、本年度末には、ＪＲ三島会社とＪＲ貨物の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、ＪＲ三島会社とＪＲ貨物の社会的な役割といまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、ＪＲ発足25年を契機に、これらの税制特例措置を延長し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

ＪＲは、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在である。しかし、ＪＲ三島会社とＪＲ貨物に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになるのは必至である。

よって、国会及び政府においては、次年度の税制改正において下記の事項を実施するよう強く要望する。

## 記

- 1．ＪＲ三島会社とＪＲ貨物に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を延長すること。
- 2．ＪＲ三島会社とＪＲ貨物を初め、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

大分県佐伯市議会

以上。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第21号につきまして提案者の説明を求めます。

24番、渡邊一晴君。



24番（渡邊一晴） 24番、新風会所属の渡邊一晴でございます。意見書案第21号につきまして、文案を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

意見書案第21号

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けた。今後は、自治体を中心となった復興が求められる。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など雇用対策と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。平成23年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成24年度予算においても震災対策費を確保しつつ、平成23年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、平成24年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次のとおり対策を求める。

#### 記

- 1．被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2．医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成24年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3．地方財政の充実・強化を図るため、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

大分県佐伯市議会

以上、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第22号につきまして、提案者の説明を求めます。

14番、日高嘉己君。

14番（日高嘉己） 意見書案の朗読をもって、説明いたします。

意見書案第22号

### 社会資本整備に関する意見書

当市は、平成17年3月3日の1市5町3村による合併により面積903平方キロメートルの九州で最も広い市として誕生した。海、山、川の豊かな自然と食に恵まれた大分県南の産業、経済の中核地として、社会資本整備の着実な推進を図ることが極めて重要な問題となっている。

陸路としての東九州自動車道は、九州地域の産業・経済・観光・文化等の発展に大きく寄与することはもとより、救急医療・災害時の代替ルートとして住民の生命に直結する重要な路線であるが、特に「佐伯蒲江間」は、いまだ開通予定年度が明確に示されていない。今後、九州一体となった魅力ある自立的な経済文化圏を形成するためには、東九州自動車道を初めとしたミッシングリンクの解消が必要不可欠となっている。あわせて、当市においては近い将来津波を伴うことが予想される東南海・南海地震時の住民の迅速な避難経路の確保として道路整備が急務となることから、当市最大の防災拠点である「佐伯市総合運動公園」付近に一般地方道からの乗り入れが簡便な地域活性化インターチェンジとして「佐伯南インターチェンジ（仮称）」を連結するための連結許可申請を行っている。このインターチェンジが連結されれば高速自動車国道と一般地方道との交通アクセスが向上され、災害時の安全な迂回路としての防災効果、さらには企業誘致の期待もあり、当市の将来に向けた「まちづくり」を考える上で必要不可欠である。

また、佐伯港女島地区に国土交通省と大分県により国際物流ターミナルの整備が進められている。現在、水深14メートル岸壁を整備中で、その後航路・泊地の浚渫を行い、平成25年度の供用開始を目指している。本事業の完成後は貨物等の輸入・移出の促進とともに、輸送船の大型化に対応し、海上輸送コストの削減により地域産業の競争力の強化が図られる。したがって、東九州自動車道の早期完成とあいまって、海と陸の連携した交通ネットワークが形成され、新たな臨海型産業の立地に望みをつなぐもので、当市にとっても将来の「まちづくり」に与える影響や効果は多大なものである。

については、下記の事項において、特段の配慮をされるよう強く要請する。

#### 記

- 1．他区間に遅れることなく、東九州自動車道「佐伯蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2．東九州自動車道「佐伯南インターチェンジ（仮称）」の設置を行うこと。
- 3．佐伯港女島地区国際物流ターミナル整備事業の推進に伴う、水深14メートル岸壁を早期に供用開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

大分県佐伯市議会

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第23号につきまして、提案者の説明を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） ただいま本定例会に上程されました意見書案第23号につきまして、総務常任委員会を代表して提案いたします。案文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

意見書案第23号

#### 郵政改革法案の早期成立を求める意見書

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当佐伯地域においては、我々地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきた。

ところが、平成19年10月、郵便・貯金・保険のいわゆる郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行の民営化法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険が提供されない郵便局があらわれ、公益性・地域性が失われるおそれがある。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、現通常国会といまだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要な不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早い郵政改革法案の成立を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

大分県佐伯市議会

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成23年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

認 定

番 号	件 名
第 3 号	平成22年度佐伯市各会計決算の認定について

意見書案

番 号	件 名
第 20号	J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書
第 21号	地方財政の充実・強化を求める意見書
第 22号	社会資本整備に関する意見書
第 23号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書

議長（小野宗司）引き続き、教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されておりますので、この際、概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後0時25分 開議

議長（小野宗司）休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、認定第3号、意見書案第20号、第21号、第22号及び第23号、以上5件を一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司）以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第20号、第21号及び第22号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司）御異議なしと認めます。よって、意見書案第20号、第21号及び第22号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託しない扱いがとられておりますので、念のために申し伝えます。

これより討論、採決を行います。

まず、意見書案第20号、J R九州等に係る経営支援等に関する意見書を議題いたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司）御意見なしと認めます。よって、これより採決いたします。

意見書案第20号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司）御異議なしと認めます。よって意見書案第20号は原案のとおり可決されま

した。

次に、意見書案第21号、地方財政充実強化を求める意見書を議題いたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。よって、これより採決いたします。

意見書案第21号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号、社会資本整備に関する意見書を議題いたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。よって、これより採決いたします。

意見書案第22号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第23号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

御手洗議員。

29番(御手洗秀光) 29番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。議長の許可をいただきましたので、意見書案第23号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

御案内のように、平成19年に郵便局が民営化されまして、郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命という四つの会社に分かれてしまいました。ちなみに、佐伯市内の現状は、郵便事業会社と郵便局会社の二つになっております。

議員の皆さんも御承知のとおり、民営化前の郵便局は、郵便貯金、保険を一体のものとして取り扱っておりました。しかし、民営化後は、郵便配達の人に貯金保険の取り扱いを依頼したら、会社が違うのでできない、そういうふうに言われた。あるいは郵便物の帰着申告について郵便局に問い合わせたら、配達をしてるのは郵便事業会社なので郵便事業会社に聞いてもらいたいと言われた。あるいは保険や貯金の集金の人に小包の集荷を依頼したら、これも会社が違うので取り扱えないと言われたなどの声をよく耳にしていりました。

善良な市民からみれば、当時の郵政民営化はバラ色だったかもしれませぬ。しかし、4年経過した今日の状況は、先ほど述べたとおりでございます。以前の取り扱いがよかったのに、どうしてこうなったというのが市民の素直な声だと思っております。

既に閣議決定されております郵政改革の基本理念は、郵便局のネットワークを活用し、郵便貯金、保険の基本的なサービスをあまねく公平、かつ利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするということが大きな柱になっております。過疎化、高齢化が進む本市におきまして、以前のような取り扱いを強く願う地域住民の声をあえて申し上げました。

以上で、私の郵政改革法案の早期成立を求める意見書案の賛成討論を終わりますが、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

高司議員。

26番（高司政文） 26番議員、高司政文です。先ほど請願に反対しましたので、この意見書案にも反対を表明しますが、理由につきましては、先ほど請願討論しましたので割愛させていただきます。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

意見書案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

-----  
審議結果

意見書案

番号	件名	付託委員会	結果
第20号	J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書		原案可決
第21号	地方財政の充実・強化を求める意見書		原案可決
第22号	社会資本整備に関する意見書		原案可決
第23号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書		原案可決

日程第4 決算特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第4、決算特別委員会の設置及び同特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査にすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を指名いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員の選任につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を選任することに決しました。

なお、報告事項第21号報告につきましては、決算特別委員会においてその概要説明を受けることといたします。

平成23年第6回佐伯市議会定例会議案等付託表

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 3 号	平成21年度佐伯市各会計決算の認定について	決 算 特 別

日程第5 調査特別委員会の設置及び閲覧検査権の委任並びに同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第5、調査特別委員会の設置及び閲覧検査権の委任並びに同特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

調査第5号、公共工事入札事務問題に関する件につきましては、平成22年12月24日付佐議第630号で監査請求を行った範囲において、9人の委員をもって構成する公共工事入札事務問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることとし、あわせて調査に当たっては地方自治法第98条第1項の規定による閲覧検査の権限を同調査特別委員会に委任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、公共工事入札事務問題に関する件につきましては、平成22年12月24日付佐議63号で監査請求を行った範囲において、9人の委員をもって構成する公共工事入札事務問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることとし、あわせて調査に当たっては地方自治法第98条第1項の規定による閲覧検査の権限を同調査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ただいま設置されました公共工事入札事務問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております委員構成表のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、公共工事入札事務問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、お手元に配付しております委員構成表のとおり選任することに決しました。

#### 日程第6 議員派遣

議長（小野宗司） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る10月20日、平成23年度大分県市議会議長会議員研修会が大分市で開催されます。議員研修の一環として全議員を対象にし、派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

#### 日程第7 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、江藤茂君、10番、井野上準君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第6回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後0時40分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月22日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

佐伯市議会副議長 河 野 豊

署 名 議 員 江 藤 茂

署 名 議 員 井 野 上 準